

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【事業年度】	第24期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）
【会社名】	ドイツポスト・アーゲー (Deutsche Post AG)
【代表者の役職氏名】	マルティン・ツィーゲンバルク エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント (IR担当) (Martin Ziegenbalg, EVP Investor Relations)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国、53113 ボン、 シャルル・ド・ゴール・シュトラーセ20 (Charles-de-Gaulle-Straße 20, 53113 Bonn, Deutschland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 後 藤 一 光
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所
【電話番号】	03 - 6438 - 5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 稲 田 祥 子
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所
【電話番号】	03 - 6438 - 5511
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注)

- 1 本書において、文脈上別異に解される場合又は別段の記載がある場合を除き、以下の語は、以下の意味を有するものとする。本書において別段の記載がある場合を除き、会社名が使用されるときは、その連結子会社及び関連会社を含むものとする。

「当社」、「ドイツポス」：子会社及び関連会社を含まない株式会社としてのドイツポスト・アーゲー。ドト」又は「ドイツポスト・イツポスト・アーゲーの前身であるドイツ・ブンデスピスト・ポストディーンアーゲー」
スト(Deutsche Bundespost Postdienst)を指すこともある。

「当グループ」、「グルー」：ドイツポスト・アーゲー並びにその連結子会社及び関連会社。
「DHL」
又は「ドイツポスト DHL グループ」

「ダイアログ・マーケティ」：個別具体的な形態により、ターゲットとする顧客グループに選択的にアプローチし、対話する直接的な通信方法を利用した市場指向型の事業活動。

「事前郵便商品」：50通を最小郵便数量とし、郵便料金は全て郵便法第19節に基づく承認が条件とされる。

「ドイツ連邦ネットワーク」：電気、ガス、通信、郵便及び鉄道に関するドイツの国家規制当局。
「Bundesnetzagentur」

「郵便法」(Postgesetz)：1998年1月1日に発効したドイツ郵便法の目的は、規制を通して郵便業界における競争を促進し、ドイツ全体における適切かつ十分な郵便サービスの提供を確保することである。これには、ライセンス、価格統制及びユニバーサル・サービスに関する規制が含まれている。

「パックステーション」：小包及び小型郵便物を1日中投函及び受取り可能な小包用機器。

「パケットボックス」：料金別納小包及び小型郵便物(最大容積：50x40x30cm)用の郵便ポスト。

「料金の上限設定手続」：ドイツ連邦ネットワーク庁が一定の郵便商品の価格を承認する手続。同庁は、これが決定する一定種類のサービスにおける平均料金変更幅を規定する前に定められた標準料金に基づき、郵便商品の料金を承認する。

「B2C」：製品、サービス及び情報の企業及び消費者間のやり取り。

「ブロック・スペース契約」：フレート・フォワーダー又は荷送人は、航空会社とブロック・スペース契約を締結する。当該契約により、手数料を支払うことで、定期的な航空便による確定した輸送容量を確保することができる。

「契約ロジスティックス」：契約ロジスティックス・サービス・プロバイダーによるバリュー・チェーンに沿った複雑なロジスティックス及びロジスティックス関連サービス。そのサービスは特定の産業及び顧客ごとにカスタマイズされ、一般的に複数年契約に基づき提供される。

「DHL顧客ソリューションズ・アンド・イノベーション」(CSI)：DHL顧客ソリューション：ドイツポストDHLの事業部門を超えた商業及びイノベーションを担う業務部。

「ゲートウェイ」：輸入向けの製品及び輸出後販売される製品の集荷拠点、通関拠点。

「ハブ」：積み替え及び貨物の流通をまとめるための集荷センター。
個別具体的な形態により、ターゲットとする顧客グループに選択的にアプローチし、対話する直接的な通信方法を利用した市場指向型の事業活動。

「メディカル・エキスプレ : 医療機関、病院、研究所又は研究機関等への血液や組織サンプル等緊急又は温度に敏感な医療貨物の輸送。通常は、新薬の臨床試験に関連している。

「マルチモーダル輸送」 : 例えば、航空、海上、車両及び電車等、2つ以上の輸送方法の使用。

「サプライ・チェーン」 : 原材料の調達から製品の消費者への提供まで、一連の繋がったリソース及びプロセス。

「時間指定」 : 配達日又は配達時間が指定又は保証された緊急の宅配サービス。

「第三者ロジスティック : 顧客のために物流業（倉庫保管、輸送管理等）を営むロジスティックス・プロバイダー」(3PL) バイダー。

「輸送資産保全協会」 : 国際的なサプライ・チェーンにおける紛失を低減することを共通の目標とした
(TAPA) 製造業者、流通業者、貨物運搬業者、法執行機関及びその他利害関係者をまとめるフォーラム。

「20フィートコンテナ単位」(TEU) : 長さ20フィート、幅8フィート($6 \times 2.4m$)の標準コンテナ単位。

- 2 「€」はユーロを指し、「¥」は日本円を指す。
- 3 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 123.27円（2019年5月10日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算率により換算されている。
- 4 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- 5 発行者及び当グループの事業年度は暦年である。
- 6 本書は発行者及び当グループの事業・業績・経営成績に関する将来的な記述を含んでいる。将来的な記述は、歴史的事実とは異なり、「信じる」、「見込む」、「予測する」、「予定する」、「企画する」、「計画する」、「見積もる」、「意図する」、「見通す」、「予期する」、「狙う」などの用語及び類似した表現により示される。かかる将来的な記述は、将来の出来事に対する本書提出日現在における計画、見積もり及び見解に基づいており、したがって必然的に一定のリスク及び不確実性が含まれているため、実際の業績は、将来的な記述の中で明白に又は暗に仮定された将来の発展、成果又は業績とは実質的に大きく異なる場合がある。
本書における将来的な記述は、あくまで本書提出日現在において示されるに過ぎないため、過度な信頼を置かないよう留意されたい。なお、当社は、本書提出日以降に生じた出来事や事象が反映されるようにかかる将来的な記述を更新することは意図しておらず、当該更新の義務を負うものではない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(イ) 一般

ドイツ法は、各種の企業形態について規定しており、その中でも以下の企業形態が頻繁に採用される。

- ・合名会社(Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)

商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。

- ・合資会社(Kommanditgesellschaft - 「KG」)

商法第161乃至第177条aの適用を受け、最低1人の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の社員(有限責任社員)は一般的にその出資額を限度とする責任を負う。

- ・GmbH&Co.KG(合資会社の特殊形態)

有限会社が唯一の無限責任社員となる。この種の会社は、一般的に合資会社に適用される規定の適用を受ける。

- ・有限会社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)

有限会社法の適用を受け、法人格を有する。有限会社は、原則として、最低25,000ユーロの確定資本金を有する。但し、2008年の有限会社法改正後、有限会社はより低額の資本金で設立することができる。当該有限会社は、「Unternehmergeellschaft haftungsbeschränkt」又は「UG haftungsbeschränkt」を社名に追加することにより、資本金が減額されたことを表示しなければならない。各有限会社の資本金は持分に分割される。但し、持分は、公正証書によってのみ譲渡が可能である。

- ・株式会社(Aktiengesellschaft - 「AG」)

株式会社法の適用を受け、有限会社と同様に法人格を有する。株主は、会社の債務について責任を負わない。株式会社は、最低50,000ユーロの確定資本金を有する。かかる資本金は、額面株式又は無額面株式に分割され、記名式で発行される。又は、一定の限定的な場面においては、無記名式で発行される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡が可能である。一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べ、柔軟性に乏しい。

- ・欧州会社(Europäische Gesellschaft - Societas Europaea - 「SE」)

欧州共同体の欧州会社規則、及びドイツに登録住所を有する欧州会社についてはドイツ欧州会社設置法の適用を受ける。欧州会社は、株式会社であり、欧州連合のいずれの加盟国においても登記が可能である。

欧州会社は、最低120,000ユーロの発行済資本金を有さなければならない。欧州連合規則の適用に加え、欧州会社には、登記事業所が設置されている加盟国における株式会社に適用される法令も適用される。

株式会社の特徴を以下に敷衍する。

(口) 設立

株式会社は、1人以上の発起人によって設立される。発起人は、現金による出資又は現物出資と引換えに全株式を引き受ける義務を有する。設立時における株式会社の最低資本金額は、50,000ユーロである。定款は、公正

証書によって作成され、会社の法律上の所在地を管轄する地方裁判所が保管する商業登記簿に登記されなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- ・会社の名称及び本店所在地
 - ・会社の目的
 - ・資本金の額
 - ・株式の額面株式・無額面の別、額面株式の額面金額及び額面金額ごとの株式数又は無額面株式の株式数
 - ・株式の記名式・無記名式の別、株式は、一定の限られた場合（例えば、証券取引所に上場されている場合を含む。）には、無記名式でのみ発行することができる。
 - ・取締役数又は取締役数決定の根拠となる規則
 - ・会社の公告の方法に関する事項
- 株式会社は、商業登記簿に登記されたときに法人格を付与される。

(八) 会社と株主との関係

株主は、等しい状況下では平等の取扱いを受けることができる。株主は、配当可能利益を受領することができるが、資本準備金に組み入れることなどを理由として、法律、定款若しくは株主の決議又は（所定の金額を限度として）取締役会及び監査役会の共同決議により配当から除外されるものについてはこの限りでない。

株式会社は、株式会社法第71条に定める非常に限られた場合で、かつ、欧州市場における不正行為規制（Regulation (EU) No. 596/2014）第5条、第14条及び第15条に定める限られた場合にのみ自己株式を取得することができる。

無記名式株式は、売主と買主の合意及び株券の交付により譲渡される。記名式株式は、売主と買主の合意及び裏書された株券の引渡しにより譲渡される。記名式株式については、会社の株主名簿に登録されている株主のみが会社に対する関係で株主とみなされる。上場会社の場合、株式は一般に1枚又は数枚の包括株券により表章され、クリアストリーム・バンキング・アーゲー等の証券保険機関に預託される。株主は個別の株券を受領せず、株式の譲渡は、売主が買主に株券を交付する代わりに、保管機関の口座振替により行われる。

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz（「WpHG」））第33条第1項によれば、議決権が直接的であるか間接的であるか（つまり、第三者が保有する議決権が株主に帰属する場合を指す。）を問わず、上場会社の議決権の合計が3パーセント、5パーセント、10パーセント、15パーセント、20パーセント、25パーセント、30パーセント、50パーセント又は75パーセントに達する場合、それを超える場合、若しくはそれを下回る場合においては、株主は、その事実を知った後又はその状況において知り得た後遅延なく、いかなる場合であっても4営業日（土曜日、日曜日又はドイツの最低1つの連邦州（Bundesland）における州の祝日を除く各暦日）以内に、当該上場会社及び連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（「FFSA」））に通知しなければならない。なお、株主は、株式保有基準値に到達した2営業日後にはその事実を知っているとみなされる（unwiderleglich vermutet）。株主が第三者と協力している場合は、当該第三者の議決権も株主に帰属するものとされる場合がある。ドイツ証券取引法第34条に基づく株主に直接的に保有されている又は帰属している株式に関する開示要件が満たされていない限り、当該不開示により、議決権及び配請求権は失われる。貸借対照表上の利益の分配請求権（但し、分配される範囲に限る。）及び清算による収益の分配請求権についてはその限りではないが、発行体に対する通知が、意図的に又は重過失により未実施という状況になっていないことを条件とする。意図的に又は重過失により通知がなされておらず、前述の株式保有基準値の到達、超過又は割込みが通知されていない上、通知されている議決権数と実際の議決権数の間の誤差が少なくとも10パーセントとなる場合、当該株式に係る遅延通知がなされた日から6ヶ月間行使することができない。実質株主の指図を受けない代理人による株式保有の効果は、かかる代理人に帰属する。当該月に現存する議決権数に変更があった場合、会社は、株主による株式保有基準値の計算を可能にするため、またFFSAに対する通知を円滑に行うため、一般に現存議決権

総数に関する要旨を2営業日以内に公告しなければならない。但し、現存する議決権数の変更が、会社に新株を発行させる転換権又は新株引受権が行使された範囲内でのみ実行される増資（条件付資本の増加）から生じた場合には、当該情報を各暦月末日に公告すればよい。また、ドイツ証券取引法第38条第1項に基づき、株式の交付を要求する権利が付随した又は券面の交付を伴うか否かにかかわらず同様の経済的效果を持つ金融商品の保有者（直接間接を問わない。）も、会社に対し上記と同様の通知を行わなければならないが、この場合は3パーセントの株式保有基準値については適用されない。かかる金融商品に関する開示を行わなければ、上述の議決権の不開示に関する制裁が課され、それゆえ、議決権及び分配請求権が失われる。しかし、このような権利の喪失は、開示要件に違反した関係者に（直接）保有されている株式のみに關係があり、第三者が保有する株式には關係がない。かかる金融商品に関連する議決権と株式保有による議決権は、通知義務が発生するか否かを決定する際に合算される。投資家の直接的又は間接的な（つまり議決権が当該投資家に帰属する場合）株式保有基準値が10パーセント以上となる場合、当該投資家は議決権の取得の目的及び議決権取得のため利用された資金源を、当該株式保有基準値が達成されてから20営業日以内に株式の発行体に通知する義務を負う（ドイツ証券取引法第43条第1項）。発行体は、受取った情報と通知義務が遵守された旨を公開する（ドイツ証券取引法第43条第1項及び第2項）。

（二）会社の組織

（a）取締役会

取締役会の数は1人でも数人でもよく、自己の責任において会社の業務を執行するものとする。取締役の数は、登録上の資本金が3,000,000ユーロを超える場合は、定款に1人とする旨が明記されていない限り、2人以上でなければならない（株式会社法第76条第2項）。取締役は、自然人であり、かつ、完全な行為能力を有する者に限られる。

取締役会は業務規程を制定することができる。但し、定款により監査役会が業務規程の制定権を与えられている場合又は既に監査役会が取締役会のために業務規程を作成している場合はこの限りでない（株式会社法第77条第2項）。

取締役会は、裁判上及び裁判外において会社を代表する。取締役会が数人から成る場合、全取締役が共同してのみ会社を代表する。但し、定款に別段の規定がある場合はこの限りでない（かかる規定を設けるのが普通である。）。定款において、取締役が単独で又は委任状を有する者と共同で代表権限を有する旨定めることができる（かかる委任は商法の適用を受ける法定の標準的な委任状によりなされ、商業登記簿に登記される。）。共同代表権を有する取締役は、各自の間における職務分担を定めることができる。取締役の代理人を定めることができ、これら代理人の代表権限は第三者に対する関係においては、正規の取締役のそれと同じである。

取締役会又は代表権限の変更は、その都度、商業登記簿に登記しなければならない（株式会社法第81条第1項）。

取締役は、任期を最長5年として監査役会により任命される。再任又は任期の延長は、それぞれ最高5年を限度とする（株式会社法第84条）。

上場会社であり、又は、共同決定法が適用され、労働者代表者が会社の意思決定に参加する会社（co-determined company）は、常務取締役会における女性の代表に係る目標割合を決定しなければならない（株式会社法第111条第5項第1文）。女性の代表者が、常務取締役会で30パーセント未満である場合、目標割合は現在の割合に満たないものであってはならない（株式会社法第111条第5項第2文）。その他の点では、会社は、目標割合を自由に決定する。監査役会も、目標割合を実現するための期限を決定しなければならず、当該期限は5年を超えてはならない。さらに、常務取締役会は、常務取締役会より下位の二つの管理者レベルで女性の代表に関する目標割合を決定しなければならない（株式会社法第76条第4項）。したがって、上記原則（期限等）が適用される。会社が当該目標を実現できなくても、制裁がないことは、言及に値する。しかしながら、会社は、（イ）コー

ポレート・ガバナンスに関する宣言の一部として（ドイツ商法第289条第2項第4号）(口)（コーポレート・ガバナンスに関する宣言を発していない場合）年次財務書類の一部を構成するマネジメント・レポート（Lagebericht）に、又は、(ハ)（コーポレート・ガバナンスに関する宣言を発しておらず、かつ、マネジメント・レポートも作成していない場合）ウェブサイト上に、女性の管理者の代表に関する目標割合を公表する義務がある。

取締役会は、重要な事由のほか、営業方針、会社の収益性及び事業の現況について、定期的に監査役会に対して報告しなければならない。

(b) 監査役会

株式会社法第95条に従い、監査役会は資本金の額により3人以上21人以下の監査役から構成される。

1976年5月4日付産業共同決定法（Mitbestimmungsgesetz - 以下「共同決定法」という。）は、異なる構成について規定しており、株式会社法第95条に規定の構成に優先し、同法は、一般に雇用者数が2,000人を超える全ての会社に適用される（以下の記載は共同決定法に従う会社についてのものである。）。

共同決定法に従い、監査役会は、以下に従って構成されなければならない。

- ・一般に従業員数が10,000人以下の会社の場合は、12人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表6人及び従業員の代表6人（そのうち4人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表）とする。但し、定款で員数を16人又は20人（株主の代表と従業員の代表を同数とする。）と定めることができる（共同決定法第7条）。
- ・一般に従業員数が10,000人超20,000人以下の会社の場合は、16人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表8人及び従業員の代表8人（そのうち6人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表）とする。但し、定款で員数を20人と規定することができる（共同決定法第7条第2項第2号）。
- ・一般に従業員数が20,000人を超える会社の場合は、20人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表10人及び従業員の代表10人（そのうち7人は会社の従業員とし、3人は労働組合の代表）とする（共同決定法第7条第2項第2号）。

監査役会の構成で株主代表に関するものは共同決定法の適用を受けないが、従業員代表に関するものについては、共同決定法に更に詳しく規定されている。

2016年6月17日より、資本市場において活動する会社（組織的な市場において自らの株式を取引する会社又は当該取引許可の申請を行った会社と定義される。）については、監査役会の管理取締役のうち最低1名は会計の専門知識又は財務諸表の監査の専門知識を有する者が任命されなければならず、また、2016年6月17日以降に任命された監査役らは全体として会社が経営されている分野について精通していなければならない（株式会社法第100条第5項）。

株主代表は株主総会で選任される。取締役は、同時に同じ会社の監査役となってはならない（株式会社法第105条）。また、上場会社において、取締役の任命期間終了後2年間は、25パーセント超の議決権を保有する株主による提案に基づき選任された場合を除き（株式会社法第100条第2項第1文第4号）、同じ会社の監査役となってはならない。従業員代表の選任については共同決定法第9条乃至第24条が適用され、共同決定法の授権に基づき、2002年5月27日に公布され、2015年8月26日に直近で改訂された3つの規則に更に詳しい規定がある。選任手続は複雑で、異なる組織を有する大グループの場合は最低25週間の日数を要する。

上場会社で、共同決定法（原則として2000人以上の従業員で、監査役会の共同決定が50／50であることを条件とする。）に該当する会社に対し、監査役会に関し30パーセントの性別割合を義務付けられる（株式会社法第96条第2項）。かかる定数は、両性に適用される。原則として、かかる定数は、監査役会全般に適用される。しかしながら、従業員代表者及び株主選任の監査役の両者は、関係の側の多数決により監査役会の各半数は、両性から少なくとも30パーセントを構成するように求める権利がある（株式会社法第96条第2項第3文）。かかる定数

は、2016年1月1日以後新たに監査役を選任する際には、遵守する義務がある。新たに監査役を選任する際に、欠員の欠如のため定数を完全に満たすことができない場合は、当該欠員について、30パーセントの法定閾値に達するまで、必要な数に満たない方の性の人員を配置しなければならない（株式会社法施行法第25条第2項）。性別定数要件が監査役会の選任過程で遵守されない場合、当該選任は、原則として無効である。すなわち、30パーセントの定数を実現する必要があった、監査役会における役職が、欠員のままとなる（いわゆる「空席」）（株式会社法第96条第2項第6文）。しかし、監査役会の選任が新法違反以外の理由で裁判所により無効とされた場合は、無効とされた選任により達していた性別定数に依拠したその後の選任の有効性に影響を与えない。2016年1月1日以前に選任された監査役は、定期満了までその任務を果たすことができる。

監査役の任期は、当該監査役の就任後4会計年度中（なお、当該監査役が監査役に就任した当該会計年度は含まれない。）の同監査役の免責につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることはできない。株主代表であるか従業員代表であるかを問わず、個々の監査役については、かかる正規の監査役とともに補欠を選任することができる。かかる補欠は、正規の監査役が任期満了前に退任した場合に監査役になる。

() 監査役会の権限及び義務

監査役会は、取締役の任命、取締役会の監督、及び取締役会に対する助言を行う。監査役会は、会社の財産のほか会社の帳簿及び記録を閲覧・監査することができる。また、会社の利益のために必要な場合は、株主総会を招集しなければならない。

業務執行の機能を監査役会に委譲することはできないが、定款又は監査役会において、一定の取引をするには監査役会の同意を要する旨定めなければならない。

監査役の報酬は、定款又は株主総会決議により決定されなければならない。

取締役の報酬総額及び取締役会の報酬体制は、監査役会の満場一致により決定される必要があり、委員会に対し委任することはできない（株式会社法第107条第3項第4文）。報酬総額は、各取締役の職務及び能力並びに会社の財務状況の観点から適切なものでなければならず、正当な理由なく通例の報酬レベルを超えてはならない（株式会社法第87条第1項第1文）。上場会社においては、報酬体制が企業の持続可能な発展に重点を置くもの（株式会社法第87条第1項第2文）でなければならない。会社の状況が悪化した場合で、現行の報酬の支払の継続が会社にとって不適切となる場合（株式会社法第87条第2項第1文）、監査役会は速やかに取締役の報酬を適当な金額に減額する。会社が取締役及び役員の損害賠償保険を取得する場合、最低でも損害の10パーセントから取締役の固定年収の1.5倍の金額を控除免責金額として合意しなければならない（株式会社法第93条第2項第3文）。

() 会長、決議、委員会

監査役会は、監査役の中から監査役会会長1人及び1人以上の副会長を選任しなければならない（株式会社法第107条）。

法律に別段の定めがない限り、決議の定足数は、全監査役の半数以上である（共同決定法第28条）。他の監査役が代理して投票することも当該決議への参加とみなされる。別段の定めがない限り、決議には投票数の過半数が必要である。可否同数の場合は再度の投票を行うことができるが、この場合も可否同数であれば、監査役会会長が決定権を有する。監査役会副会長には、かかる決定権はない（共同決定法第29条）。

監査役会は、委員会を設置することができ、かかる委員会に対し、株式会社法第107条第3項が規定する一定の事項以外の事項につき、監査役会に代わって決定することを委任することができる。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードは、監査役会が監査委員会を組織することを推奨している。

監査委員会は、通常、会計過程並びに内部統制システム、リスクマネジメントシステム、内部修正及び内部監査システムの効率性、特に会計監査人の選任及びその独立性並びに会計監査人が提供するその他のサービスにつき監督する。特に資本市場において活動する会社については、株式会社法第107条第4項、第100条第5項に従い、監査委員会のうち最低1名は会計又は財務諸表の監査の専門知識を有する監査役でなければならない。さらに、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従い、監査役会の監査委員会の会長は会計原則及び内部統制の適用に関する専門知識及び経験を有する、過去2年間に会社の取締役ではなかった外部監査役でなければならない。特に資本市場において活動する会社の監査委員会は、監査役会に対し年次連結財務諸表の会計監査人を選出する提案を行うものとし、監査役会は当該提案に基づき株主総会において自らの提案を行う。監査役会は、例外的に監査委員会の推薦に反対することができるが、理由を株主総会において説明しなければならない。社会的影響度の高い事業体の法定監査に対する要求事項についての規則(EU) 537/2014により、監査事務所（同規則第17条）の強制ローテーション制度が導入された。当該規則によれば、ローテーションは、最長10年ごとに行われるが、入札手続が行われれば、当該期間は20年まで伸長され得る。また、初回のローテーション実施に関しては、経過規定がある。

() 取締役の任命

共同決定法第31条に従い、取締役選任のための監査役会決議には3分の2の多数を必要とする。かかる多数が得られない場合、監査役4人から成る専門委員会は、1ヶ月以内にかかる選任の提案をしなければならない。その後は、かかる提案が受諾されるか否かにかかわらず、監査役会決議を過半数で採択することができる。過半数が得られない場合、3回目の採決（当該採決においても単純多数が必要となる。）を行うことができ、その場合、会長が2議決権を有する。

（ ）企業統治

上場会社は、毎年1回、株式会社法第161条第1項第1文に基づき、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード上の勧告事項が遵守されており、今後も遵守されること、又は勧告事項が遵守されていない場合には遵守されていない勧告事項及び不遵守の理由が記載された、取締役会及び監査役会作成に係る宣言書を自社のウェブサイトに公表しなければならない（「遵守又は説明」）。宣言内容がコンプライアンス実務の変更によって不正確となる場合、変更後の宣言を速やかに会社のウェブサイトにおいて公表しなければならない。年次コンプライアンス報告書は、商法第289条に従い、会社の企業統治に関する宣言も構成するものでなければならない。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードについては、後記第一部第5の5「コーポレート・ガバナンスの状況」も参照のこと。

（c）株主総会

株主は、株主総会でその権利行使し、株式会社法又は定款に定められた事項について当該総会で決議する。その主な決議事項は以下のとおりである。

- ・監査役会における株主代表の選任
- ・利益処分案
- ・取締役及び監査役の免責
- ・会計監査人の選任
- ・定款変更
- ・増資及び減資
- ・特別監査人の選任
- ・会社の解散
- ・組織変更、合併及び会社分割

株主総会は、取締役会からその旨請求された場合に限り、営業上の問題につき決議することができる。

定時株主総会は、営業年度終了後8ヶ月以内に開催されなければならない。当該総会は、利益処分案並びに取締役及び監査役の免責について決議する。また当該総会は会計監査人を選任する。株主総会は、会社の利益のために要求される場合、特に会社の記名式株式資本の半分が失われる事態に至った場合にも招集されなければならない（株式会社法第92条第1項）。取締役会（並びに、会社の利益のために必要である場合においては、監査役会）は株主総会を招集することができる。資本金の5パーセント以上を有する株主については、株主総会招集の目的及び理由を記載した書面を取締役会に提出し、株主総会の招集を要求することができる。

株主総会の招集通知は、株主総会開催日の30日以上前に連邦官報（Bundesanzeiger）に公告されなければならない（株式会社法第123条）。定款において出席の前提条件が定められている場合には、この締切日は、登録締切日と同じ日数分、延長される。招集公告には、例えば、株主総会の開催日、場所、株式総数及び現存議決権総数並びに議案等を記載しなければならない。上場会社は、とりわけ出席のための前提条件、議決権行使、又は代理人、郵送若しくは電子通信による投票手続、又はその他株主総会に関連する株主の権利に関する追加情報を提供しなければならない。記名式株式だけではない株式を発行し、又は、株式会社法第121条第4項第2文に従い招集通知を直接株主に郵送しない上場会社は、招集通知を、公告のために、メディアに郵送しなければならない（株式会社法第121条第4項a）。この公告により、会社は欧州連合全体において情報を公告したとみなされる。

連邦官報における公告の直後に、上場会社は、株主総会の招集通知、決議が予定されていない議案事項の説明、総会において提供される予定の書類並びに招集通知日における株式総数及び議決権総数を会社のウェブサイトにおいて公表することが要請される。また、ウェブサイトにおいて、異なる種類株式の総数を、それぞれ公表されるものとし、最後に、株主に対し直接代理投票書式又は欠席投票書式が郵送されていない場合は、当該書式を公表する（株式会社法第124条a）。定款の変更により、株式会社は株式会社法第125条第1項の書類（株主総会の招集、議題変更、及び代理人又は株主組合がどの様に議決権行使することができるかについての情報に関する通知）の送付を電子通信による送付に限定することができる（株式会社法第125条第2項第2文）。

株主の株主総会への参加を円滑にするため、株主又はその代理人が出席しない場合でも株主が株主総会に参加し、電子通信を介し、株主がその権利の全部又は一部を完全に又は部分的に行使することが可能であることを会社の定款において規定することができ、また、定款をもって、取締役会にかかる措置を規定する権限を付与することができた。さらに、定款をもって、取締役会に対し、株主又はその代理人が出席しない場合でも、株主が書面又は電子通信により議決権行使すること（不在投票）を認める旨規定する権限を付与することができた。

取締役会及び（又は）監査役会は、決議を要する各議案を提出しなければならない（監査役及び会計監査人の選任決議案は、監査役会のみが提出する。）。特に商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社においては、会計監査人の選任決議案は監査委員会の推薦に基づくものでなければならない（株式会社法第124条第3項第2文）。

株主は、株主総会において議事の各議案につき反対議案を提出することができる。株主が、総会前14日以内に、株主総会招集通知に記載された住所に、取締役会及び（又は）監査役会の提案に対する反対提案をその理由とともに通知した場合には、会社は、全株主がかかる反対議案及びそれに対する会社の意見（もしあれば）についてアクセス可能なようにしなければならず、上場会社の場合には、会社のインターネットページを通じてアクセスが提供されなければならない。各株主は、請求に係る情報が関連する議案の正当な評価に必要な場合に限り、株主総会において、取締役会から会社の業務に関する情報の提供を求めることができる。株式会社法第131条第3項に定める一定の事由（例えば、回答することが会社に不相応ではない不利益を与える事由）がある場合、取締役会は、情報の提供を拒否することができる。株式会社法第131条第2項に従い、株式会社の定款において、総会の会長が株主による質疑応答のための時間を、適切な範囲に制限する権限を有する旨を規定することができる。当社の定款には当該権限の付与が含まれている。

株式に伴う議決権は、株主が自ら行使することも又は代理人（委任状の様式は会社により提供される。）を通じて行使することも可能である。株主が1名以上の代理人に対して授権した場合、会社は、1名又は複数の代理人を拒否することができる。委任状は、書面において発行される必要はなく、電子署名を含まない電子メール等テキスト形式によることが可能である。また、上場会社の場合には、定款の規定により、委任状の形式を簡素化する旨を定めることができる。授権及び照合の取消についても同様である。上場会社は、株主が授権を希望している場合には、第三者が株主を代理し株主の議決権を株主総会において行使する権利が与えられていることに関する証明を株主が提供するための電子通信方法を提供しなければならない（株式会社法第134条第3項第4文）。

一方、会社は、株主からの指示によって議決権行使する会社指定の代理人を設置することができる。会社がかかる委員会を設置した場合、株主は、会社指定の代理人に対して指示することにより又はインターネットを通じて議決権行使することができる。

貸付機関、議決権行使専門業者及び株主組合に関する詳細な手続要件及び制限が規定された。貸付機関、議決権行使専門業者及び株主組合は、議案に対する議決権の行使に関する株主の明示的な指示が必要ではなくなくなった。代わりに、代理人は、授権により、(i)代理人自らの議決権の行使に関する提案又は(ii)取締役会若しくは監査役会の提案、又は異議がある場合においては監査役会の提案に従い、広い範囲で議決権行使することができることとなった（株式会社法第135条第1項第4文）。

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、行使された議決権の過半数で行うことができる。定款は、額面金額いくらに対し1個の議決権を付与するかを規定する。総会決議は、一定の場合（例えば定款変更、増資、減資、解散等の場合）、決議における株式資本の4分の3の多数でなされることが法律上要求される。但し、いくつかの例外（例えば、会社の目的の変更、増資の際の新株引受権の排除、合併の承認等）を除き、定款をもってかかる4分の3の多数要件を過半数に軽減することができる。

上場会社における株主総会については、公証人により議事録が作成されなければならず、かかる議事録には投票の結果が記載されなければならない。議事録は、商業登記所に提出される。

上場会社は、株主総会の後7日以内に、有効投票議決権数、これらの議決権と株式資本との対応関係、賛成議決権数、反対議決権数、及び棄権議決権数（もしあれば）を含む、決議の結果を自社のウェブサイトで公表する（株式会社法第130条第6項）。但し、定時株主総会において会長が結果を公表することにより、株主の反対がなければ、簡易方法により公表がなされたとみなすことができる（株式会社法第130条第2項第3文）。

原則として、各株主、取締役会、及び一定の事由がある場合には各取締役及び各監査役は、裁判所において株主総会決議を争う権利を有する（株式会社法第245条）。不適切な訴訟を防ぐため、法は、裁判所において一定の株主決議を争う場合について、いくつかの手続的要件を規定している。とりわけ、会社が株式会社法第246条aに従い手続を開始する場合、会社の免除申立てが原告に送達された後一週間以内に、原告が、招集通知の公告から最低でも1,000ユーロ相当の価値の株式を所有していることの証明が原告に義務付けられている。

() 計算、利益処分

取締役会は、会計年度終了後3ヶ月以内に、年次貸借対照表及び損益計算書（年次財務書類）並びに前会計年度についての取締役会報告書を作成し、これを監査役会に提出しなければならない。年次財務書類は、適正会計原則に従わなければならず、簡潔かつ記載漏れがなく、また会社の財務状態及び営業成績を偽りなく公正に表示するものでなければならない（商法第264条）。株式会社は、商法第272条第2項に基づき、法定準備金及び資本準備金を積み立てなくてはならず、その積立は下記のものなどから成る。

- ・前期繰越損失額を減じた当期純利益の5パーセント（当該準備金の総額が定款記載の資本の10パーセント以上に達するまで）（株式会社法第150条第2項）。
- ・新株発行の際の額面超過額（いわゆる「打歩」）（株式会社法第272条第2項）。
- ・転換社債又は新株引受権付社債の発行価額が当該社債の償還額を上回る部分に相当する金額（株式会社法第272条第2項）。
- ・新株引受権付与の対価として株主が支払ったプレミアム額（株式会社法第272条第2項）。
- ・その他、株主により支払われ、資本の基礎となる金額（株式会社法第272条第2項）。

法定準備金の使用は制限されており、基本的には欠損墳補の場合に限られる。

前述の法定準備金及び資本準備金のほか、他の既開示準備金を設定することができ、株式会社法及び定款の規定の範囲内で、会社の純利益の一部又は全部をかかる既開示準備金に組入れることができる。

営業報告書には、営業状況及び会社の状態を記載するとともに、会計年度終了後に生じた事象で特に重要なものを報告することを要し、さらに年次財務書類について説明しなければならない。

営業報告書における報告義務は、特に、会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムの説明に関連し認められる。商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社は、営業報告書において、会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムの重要な機能につき説明しなければならない（商法第289条第4項）。会社に会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムがない場合、その旨が記載されなければならない。

上場会社は、営業報告書の独立した章において、会社の経営に関する宣言（企業統治に関する宣言）を含めなければならない、又は、この代替として、ウェブサイトで当該宣言を公表し、営業報告書にその言及を含めなければならない（商法第289条f）。会社の経営に関する情報には、適用されている経営慣習、会社全体に有効で会社全体に関係する倫理、作業及び社会性基準等の法的要請、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守に関する宣言、取締役会及び監査役会の業務手法の説明並びに取締役会及び監査役会に帰属する委員会の構成及び業務手法、株式会社法第76条第4項及び第111条第5項により導入された規定に従って監査役会及び取締役会の各々により決定された女性割合の目標及び期間並びにこれらの目標がこれらの期間内に達成されているかどうか、また、目標が達成されていない場合にはその理由も含まれる。上場会社であり、かつ、共同決定法が適用され、労働者代表者が会社の意思決定に参加する会社（co-determined company）の監査役会については、会社の経営に関する宣言において、監査役会が報告期間を通じて男性と女性各々30パーセント以上ずつで構成されているかどうかも述べなければならならず、また、法定の最低割合を満たさない場合には、その理由も宣言で述べなければならない。商法第267条第3項第1文及び第4項乃至第5項の範囲内である大資本会社（große Kapitalgesellschaften）である上場会社は、会社の取締役会又は監査役会の構成に関して、例えば年齢、性別、学歴又は職歴等の面で追求される多様性コンセプト、並びに、かかる多様性コンセプトの目的、実施方法、及び会計年度内に達成された成果（商法第289条f第2項第6号）（前出(b)監査役会(iv)企業統治を参照のこと。）に関する記述も追加で盛り込む必要がある。

特に商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社、すなわち、大企業であり、かつ、500名以上の従業員を雇用している会社（商法第289条b第1項）は、営業報告書において独立した章として財務以外の報

告を記載することも求められる（商法第289条b - 第289条e）。しかし、財務以外の報告は、営業報告書とは分離して、当社のウェブサイト又は営業報告書とともに行われる連邦官報のいずれかで実施することができる。財務以外の報告において提供されるべき情報には、会社のビジネスモデルの概要、並びに、(i)環境問題、(ii)労働者問題、(iii)社会問題、(iv)人権の尊重、及び(v)腐敗や贈収賄との闘い、又は、事業開発、会社の成果及び置かれた状況、並びに関係する点における会社活動の効用を理解することに関連する限りにおいて、これらと類似する事項といった点が含まれる（商法第289条b、第289条c）。当該報告においては、当該会社が営む事業に関する財務以外の主要な評価指標が提供されなければならない。分析の提供に当たり、財務以外の報告書においては、必要に応じて、年次財務諸表において報告された数値が参照され、又はさらなる補充がされなければならない。

財務書類又は半期財務書類に関し、取締役会のメンバーは、これらが知りうる限りにおいて、商法第264条第2項第3文の意義の範囲内で、かかる財務書類が真実かつ公正であると考えられる旨を書面にて承認しなくてはならない（Bilanzeid）。

貸借対照表及び損益計算書を含む年次財務書類並びに営業報告書は、監査役会の提案に基づき株主総会で選任された会計監査人の監査を受けなければならない。当該会計監査人は、監査の結果を、監査役会に対して、直接、書面で報告しなければならない。会計監査人は、特に会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムにおける重要な脆弱性につき、監査役会に報告を行わなければならない。また、会計監査人は、不公平な状態になり得る状況及び監査人が監査役務に加え提供した役務につき報告しなければならない（株式会社法第171条第1項第2文及び第3文）。かかる監査の最終結果に対して異議のない場合、当該会計監査人は、当該年次財務書類に承認の付記をすることにより、その旨確認する。承認の付記については、その文言が法律に規定されている。

監査役会は、年次財務書類、営業報告書、取締役会の利益処分案及び会計監査人の監査報告書を監査する。監査役会は、財務以外の報告（商法第289条b）とグループの財務以外の報告（商法第315条b）とが分離して作成されている場合には、分離された当該各報告も監査する。監査役会は、これらの報告に係る外部監査の実施を決定することもできる（株式会社法第111条第2項第3文）。監査役会は、監査の結果を書面で株主総会に報告しなければならない。さらに、監査役会は、会計監査人による年次財務書類の監査結果について意見を述べなければならない。監査役会は、上記報告書の末尾に、その監査の最終結果に対して異議を申し立てるべきか否か、取締役会の作成した年次財務書類を承認するか否かを記載することを要する。監査役会が年次財務書類を承認すれば、当該年次財務書類は確定する。但し、取締役会及び監査役会が、かかる確定を株主総会に委ねる旨決定した場合はこの限りでない。通常は、取締役会及び監査役会は、かかる確定を株主総会に対し委ねない。

会社が他の会社に対し支配的な影響を及ぼす場合に作成を義務付けられる可能性がある連結財務諸表についても、類似の規定が適用される。

（ ）利益処分案

株主総会は、利益処分案について決議しなければならないが、この場合、確定された年次（非連結）財務書類に拘束される。

（ ）公告

年次財務書類、連結財務書類、会社及びグループに関する営業報告書、監査役会の報告書並びに取締役会の利益処分案は、株主総会招集日以降、会社の本店内で株主の閲覧に供せられる。株主の要求に応じて、かかる書類の写しが株主に送付される。上記規定の義務は、当該書類が会社のウェブサイトを通じて提供される場合には適用されないものとする。同様に、上場会社の場合は、商法第289条a第1項及び第315条a第1項に基づく情報説明報告書が会社のウェブサイトから提供されなければならない。通常は、全てのこれらの書類は会社の年次報告書に含まれ、かかる報告書は株主その他の利害関係者に会社のウェブサイトから提供される。

取締役会は、会計監査人の監査証明書が付された年次財務書類を、営業報告書及び監査役会の報告書とともに、ドイツ連邦官報において公表し、かつこれらを、そのインターネットサイト（www.bundesanzeiger.de）において関連書類の閲覧を可能にするドイツ連邦官報出版局（Bundesanzeiger Verlagsgesellschaft mbH）に届出なければならない。資本市場において活動する会社の場合は、公告は、報告期間後4ヶ月以内に行わなければならぬ。ドイツ連邦官報出版局は、当該年次財務書類が明らかに無効でないか否かを審査する。この点を除けば、一定の形式上の要件を除き、当該年次財務書類及び営業報告書が、適用のある強行規定に従っているか否かを審査する義務はない。

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第114条以下に基づき、ドイツ証券取引法第2条第14項に含まれる内国発行者である会社及びその親会社は、証券、債券又は株式を発行する場合、「年次財務報告書（Jahresfinanzbericht）」及び「半期財務報告書（Halbjahresfinanzbericht）」の連結基準での公表を義務付けられた。

フランクフルト証券取引所の証券取引所規則第53条によれば、主要銘柄部門の全ての発行者は、各報告期限（＝各報告期間の末日）現在の各会計年度の第1及び第3四半期の四半期財務書類を作成し、また、その四半期財務書類を証券取引所の取締役会まで郵送しなければならない。フランクフルト証券取引所の証券取引所規則第53条第6項に基づき、四半期財務書類に代えて、主要銘柄部門の発行者は、半期財務報告書（Halbjahresfinanzbericht）に関するドイツ証券取引法第115条第2項第1号及び第2号、第3項並びに第4項、又は、連結基準での報告の要件に関するドイツ証券取引法第117条第2号に定める要件を各々満たしている四半期財務報告書を、任意に作成し郵送することを選択することができる。四半期財務書類には、その対象期間において発行者の事業活動がどのように発展してきたかにつき評価できるような当該期間の情報が記載されなければならない。さらに、当年度において発行者に期待される発展について作成された予測その他の声明に生じた全ての重要な変更は、報告されなければならない。

取引所にその有価証券が上場されている株式会社は議決権の数に変更が生じた場合、一般に、現存する議決権総数を2営業日以内に同様に公告しなければならない。但し、現存する議決権数の変更が、会社に新株を発行させる転換権又は新株引受権が行使された範囲内でのみ実行される増資（条件付資本の増加）から生じた場合には、各暦月末日に当該情報を公告すればよい。

欧州市場における不正行為防止制度の下では、上場会社は、内部情報をできるだけ早く公告しなければならず、次いで、内部情報をFFSA、ドイツの電子会社登記所（Unternehmensregister）及び証券取引所に提出しなければならない。さらに、規制対象となる取締役の取引は、発行者の株式及び債券に関する取引の双方に及ぶ。取締役は、かかる取引をFFSAと発行者に通知しなければならず、取引の後、速やかにかつ3営業日以内に当該通知を公告することを要求されるとともに、この情報をFFSAとドイツ及び電子会社登記所に提出することも要求されている。加えて、インサイダーのリストを作成し維持すること並びにインサイダー取引及び市場操作を防ぐための防止措置を整備することも必要とされる。

ドイツ連邦法務省は、明確な不正があった場合に連邦金融監督庁の要請に基づき、抜打ち検査により、ドイツ国内の証券取引所上場企業の年次決算を調査する権利を民間組織である財務報告執行委員会（Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung DRP e.V.）（以下「財務報告執行委員会」という。）に授権した。一切の調査結果は財務報告執行委員会により連邦金融監督庁に開示され、同庁によりさらなる処置がとられることがある。

ドイツの電子会社登記簿は、インターネット（www.unternehmensregister.de）により閲覧が可能であり、とりわけ、(イ)登記書類を含む商業登記簿登記事項、(ロ)開示済み会計書類及び報告書、(ハ)連邦官報に掲載された公告、(ニ)連邦金融監督庁に対する通知、並びに(ホ)株主への情報提供事項として入力された事項に関する情報を提供する。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は、2018年5月7日付の当社の定款に記載された制度に関する一部の規定の要約である。

(イ) 株主

(a) 株主総会

株主総会招集日の株主名簿に記載されており、期限内に株主総会への参加の登録を行った株主は、株主総会に出席することができ、株主総会は、取締役会又は監査役会が招集する。招集公告は、議事日程を付して、株主総会の開催日の30日以上前に行われなければならない。この締切日は、登録締切日と同じ日数分、延長される。

株主総会は、当社の本店若しくはドイツの証券取引所の所在地又は人口20万人超のドイツ国内の都市で開催される。

総会の議長は、監査役会会長、又は株主代表の監査役でかつ監査役会会長により指名された他の監査役が務める。いずれの者も議長を務めない場合は、議長は株主総会において選任される。

(b) 議決権

株主総会において、議決権は、株式1株につき1個の割合で行使される。

株主は当社株主名簿に登録されていなくてはならず、かつ総会の6日前までに、当社に対し総会への出席に関する登録をなさなければならない。取締役は、定款が定める6日間より短期間の登録期間を定めることができる。

定款により、取締役会は、株主が株主総会に出席しない場合でも、書面による投票又は電子的な投票（郵送による投票）を株主に許可する権限を付与されている。

議決権は代理人により行使することができる。定款の定めにより、委任は、テキスト形式で、授権、取消し、及び会社に対する証明がなされなければならない。すなわち、書面による署名は不要であり、電子メール等の形式によればよいこととなる。株主総会の招集通知は、委任の授権、取消し及び証明の簡易な手続を規定することができる。金融機関、株主組合又は株式会社法第135条に定めるこれらに類する者若しくは機関を代理人として任命するには、強行規定、特に株式会社法第135条の適用を受ける。

(c) 決議

法令の強行規定に別段の定めのない限り、総会の決議は、議決権の過半数、及び法令において株式資本の過半数によることが必要とされる場合には、議決権の対象となる株式資本の過半数で採択される。

(ロ) 機関

(a) 取締役会

取締役会は、2人以上の取締役から成り、その数は監査役会が定める。

取締役会は、法律及び定款に従って当社の業務を執行する。

当社は、定款に従い、取締役2人又は署名権者（商法に基づき、当社のために署名する権限が当社の法律上の所在地にある地方裁判所が保持する商業登記簿に登記された従業員である授権代理人。）と共同して行為する取締役1人により適法に代表されることができる。ドイツポスト・アーゲーは、署名権者2人により共同して適法に代表されることもできる。署名権者全員の名簿は、変更が生じる度にいつも更新されるものであるが、ドイツポスト・アーゲーの商業登記事項において閲覧可能である。

(b) 監査役会

監査役会は、20人の監査役から成り、その義務及び機能については株式会社法及び共同決定法に定められている。

2 【外国為替管理制度】

ドイツの外国為替管理制度は、隨時改正される1961年外国貿易法 (Aussenwirtschaftsgesetz) (以下「貿易法」という。)、及び貿易法の下で公布された現行の外国貿易省令 (Aussenwirtschaftsverordnung) (以下「貿易省令」という。)に基づいている。

貿易省令は、ドイツ連邦共和国に所在する会社に対し、特定の事例において、ドイツ非居住者による対内投資について報告を要求している。これに関し、特定の基準値を条件とし、貿易省令第65条は、長期にわたる経営参加、支店の設立又は企業の持分の取得を意図してなされた投資及びかかる投資の処分について、報告義務を定めている。これに対し、ドイツ企業の株式の単なる購入又は売却について、外国人株主の持分が資本金又は議決権の10パーセントにとどまる限り、かかる報告義務は課されない。

ドイツ非居住者である株主への配当の支払についても、何ら制限は実施されていない。

3 【課税上の取扱い】

以下の説明は、(イ)日本国とドイツとの間の租税条約（以下「租税条約」という。）に定義する税法上の日本国居住者である場合、(ロ)租税条約の利益を享受する権利を有し、とりわけドイツの条約の適用を回避することを防止するための規定により租税条約上の税額控除請求権を排除されていない者であって、個人に当たらない場合、及び(ハ)株式がドイツ国内の恒久的施設（ドイツの常任代理人を含む。）又は確立された事業基盤の営業財産の一部を構成しない場合における、株式の実質的所有者のためのドイツの一定の重要な税額控除の要約である。本項においてかかる実質的所有者を「日本の株主」という。

かかる要約は、本書の日付現在において効力を有し、ドイツ税務当局及び租税裁判所により適用されているドイツ租税法及び租税条約に基づくものであり、遡及的効果を有すると考えられるドイツ租税法又は租税条約の改正に従う。

以下の説明は、日本の株主に関連するあらゆるドイツの租税に関する要点及び検討事項の包括的な説明を企図するものではない。株式の購入、所有及び処分並びにドイツにおける配当金の源泉徴収税の還付手続に係るドイツの連邦税、州税及び地方税に関しては、自身の税務顧問に相談されたい。

(1) 【ドイツの課税上の取扱い】

ドイツの法人は、原則として、15パーセントの法人所得税を負担する。さらに、査定された法人所得税額に対して、5.5パーセントの統一割増税が課される。法人所得税及び統一割増税は、合計で15.825パーセントになる。

個々の事案によっては実効税率の引上げにつながる一定の所得引上げ要因が含まれている。特に、利払いに係る税額控除の対象が通常限定される利息除外規則 (Zinsschranke) は、会社の税負担全体に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法人は、法人所得税及び統一割増税のみならず営業税も負担する。営業税の税率は、法人が営業施設を維持している自治体によって異なる。営業税率の計算基準は、特定の加算及び控除を除き法人所得税の計算と同じである。

(イ) 日本の株主に課される所得税

現行のドイツ税法では、2008年12月31日後に受領するドイツの法人による配当金の分配に対しては、一般的に25パーセントの源泉徴収税及びこれに対する5.5パーセントの統一割増税が課される。そのため、配当金に対する源泉徴収税の合計は、現在は26.375パーセントとなっている。

日本の株主の場合租税条約に基づき、源泉徴収税率は以下のとおり引き下げられる。

- ・配当金の実質的所有者が、配当金の支払が決定された日に終了する18ヶ月間において当該会社の議決権株式の25パーセント以上を直接所有する他の締約国の居住者及び会社（組合を除く。）である場合には、配当金への課税は行われない。
- ・配当金の実質的所有者が、配当金の支払が決定された日に終了する6ヶ月間において当該会社の議決権株式の10パーセント以上を直接所有する会社（組合を除く。）である場合には、配当金の総額の5パーセントに引き下げられる。
- ・その他の場合には全て、配当金の総額の15パーセントに引き下げられる。

日本の株主は、ドイツ中央税務局（ドイツ、53225 ボン、アン・ダー・クッペ1 ブンデスマト・フューア・フィナンツエン）に対して、上述の租税条約適用税率を超過して課せられた部分の源泉徴収税を還付するよう申請することができる。代わりに、他の要件を充足している限り、配当支払の時点における一定の法人株主に支払われた配当金について、請求に応じて、減額された源泉課税率が適用され得る。申請用紙は、ドイツ中央税務局、東京のドイツ大使館、日本国内のドイツ領事館又はウェブサイト（www.bzst.de）から入手することができる。日本の株主は本国の税法に従いドイツの源泉徴収税に対する税金還付金（又はその一部）を受領することができる（後記(2)も参照のこと）。しかし、上述の源泉徴収税の減額（又は免除）は、(i)租税条約により結果として適用税率15パーセント以下となる減税が行われる場合、及び、(ii)日本の株主が、(a)ドイツポスト・アーゲーの株式資本の10パーセント以上を直接所有する会社であり、かつ(b)日本において所得及び利益に対する課税の免除を受けられない会社ではない場合には、制限される。この場合、源泉徴収税の減額（又は免除）には3つの追加的要件がある。それは、(i)日本の株主が、配当期日の45日前から45日後までの間ににおける連続した45日間の最低保有期間にわたりドイツポスト・アーゲー株式の経済的所有者の適格を有すること、(ii)日本の株主が、最低保有期間ににおいて、直接又は間接にヘッジされることなく、ドイツポスト・アーゲー株式に係る価値変動リスクの70パーセント以上を負担しなければならないこと、及び(iii)日本の株主が、配当金の全部又は大部分について第三者に対し直接又は間接に補填することを要請されないことである。しかし、これらの追加的要件は、日本の株主が、配当金の受領時において、連続して、過去1年以上にわたりドイツポスト・アーゲー株式の経済的所有者であった場合には、適用されない。

租税条約第13条の関連規定は日本の株主が保有するドイツポスト・アーゲーの株式について日本に排他的な課税権を付与しているため、租税条約の保護を受ける日本の株主は、当社株式の処分によるキャピタル・ゲインにつきドイツの税金が課されることはない。

（口）2019年において支払われたドイツポスト・アーゲーによる2018年度配当の取扱い

ドイツ法人所得税法（Körperschaftsteuergesetz）第27条において定義された租税特定資本拠出口座（steuerliches Einlagekonto）から配当が満額支払われているため（名目費本へと支払われていない拠出）、当該支払は、源泉徴収税及び連帯責任に関する課徴金（solidarity surcharge）が控除されることなく行われている。その結果、控除されるドイツの税金がないため、配当の受領者は、ドイツ税務当局から税金還付を受ける権利を有しない。

（ハ）相続税及び贈与税

現行のドイツ税法上、ドイツの贈与税又は相続税は、一般的に、以下いずれかの場合において、日本の株主が死亡又は贈与により株式を譲渡した場合に課される。

- ・被相続人若しくは贈与者又は相続人、受贈者若しくはその他の譲受人が、譲渡時において、ドイツ国内に住所若しくは生活拠点又は実質的な経営拠点を有する場合又はドイツ国内に住所を有さずにドイツ国外にて連續5年以上居住したことのないドイツ市民である場合。

- ・当該株式が、恒久的施設を伴うか、又はドイツにおいて常任代理人が置かれた事業資産として、被相続人又は贈与者により保有されていた場合。又は、
- ・相続開始時における被相続人又は贈与時における贈与人が、単独で又は関係当事者と共同で、直接的又は間接的に、会社の記名式株式資本の最低10パーセントを保有していた場合。

(二) その他の租税

ドイツの有価証券取引税、印紙税又は類似の租税は、日本の株主による株式の購入、売却又はその他の処分には適用されない。現在、ドイツでは純資産税及び金融取引税は課されない。

(2) 【日本の課税上の取扱い】

所得税法、法人税法、相続税法及びその他の関連法令に従い、かつ、その制限の下、日本国の居住者又は法人は、適用租税条約に従い、上記で述べたところに従って、個人又は法人の各所得について（また、個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき、日本の税務当局に対して税額控除を請求することができる。

4 【法律意見】

ドイツにおける当社の法律顧問であるヘンゲラー・ミュラー・パルトナーシャフト・フォン・レクツアンフォルテンmbB法律事務所は、本書の「第一部 第1 本国における法制等の概要」のうち、「1 - (3)課税上の取扱い」を除く部分の英語訳（以下「精査済有価証券報告書」という。）を精査し、次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (イ) ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ法に基づく法人として、適法に設立され、有効に存続しており、本書に記載されている事業を営み、財産を所有し管理する完全な権能及び権限を有する。
- (ロ) 当職らの知る限り、精査済有価証券報告書に記載されているドイツ連邦共和国の法律に関する記述及び情報は、全ての重要な点において、真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下の表は、2018年12月31日までの5会計年度の及び当該各会計年度末日現在の当グループ（非継続事業を除く。）の主要な連結業績データを表示している。

	2014年 (調整済み)	2015年	2016年 (調整済み)	2017年	2018年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	56,630	59,230	57,334	60,444	61,550
	69,808(億円)	73,013(億円)	70,676(億円)	74,509(億円)	75,873(億円)
利息支払前税引前損益(EBIT)	2,965	2,411	3,491	3,741	3,162
	3,655(億円)	2,972(億円)	4,303(億円)	4,612(億円)	3,898(億円)
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾	5.2%	4.1%	6.1%	6.2%	5.1%
資産に関する費用を計上後の EBIT(EAC)	1,551	877	1,963	2,175	716
	1,912(億円)	1,081(億円)	2,420(億円)	2,681(億円)	883(億円)
連結当期純損益 ⁽²⁾	2,177	1,719	2,781	2,713	2,075
	2,684(億円)	2,119(億円)	3,428(億円)	3,344(億円)	2,558(億円)
フリー・キャッシュ・フロー	1,345	1,724	444	1,432	1,059
	1,658(億円)	2,125(億円)	547(億円)	1,765(億円)	1,305(億円)
純負債(+) / 純流動性(-) ⁽³⁾	1,499	1,093	2,261	1,938	12,303
	1,848(億円)	1,347(億円)	2,787(億円)	2,389(億円)	15,166(億円)
税引前自己資本利益率 ⁽⁴⁾	26.3%	19.7%	27.7%	27.5%	19.3%
一株当たり利益 ⁽⁵⁾	1.71ユーロ	1.27ユーロ	2.19ユーロ	2.24ユーロ	1.69ユーロ
	210.79(円)	156.55(円)	269.96(円)	276.12(円)	208.33(円)
一株当たり配当	0.85ユーロ	0.85ユーロ	1.05ユーロ	1.15ユーロ	1.15 ⁽⁶⁾ ユーロ
	104.78(円)	104.78(円)	129.43(円)	141.76(円)	141.76(円)
従業員数 ⁽⁷⁾	488,824人	497,745人	508,036人	519,544人	547,459人

⁽¹⁾EBIT / 売上高。

⁽²⁾非支配株主持分の控除後。

⁽³⁾計算については、後記「3 事業の内容」の「(1) 一般情報」における「純資産」を参照。

⁽⁴⁾税引前利益 / 平均自己資本（非支配株主持分を含む。）。

⁽⁵⁾基本的一株当たり利益。算出には加重平均発行済株式数が使用されている。

⁽⁶⁾提案。

⁽⁷⁾年度末の従業員数で研修生を含む。

以下の表は、2018年12月31日までの5会計年度の及び当該各会計年度末日現在のドイツポスト・アーゲーの主要な個別業績データを表示している。

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	13,308	13,190	14,080	14,333	14,353
	16,405(億円)	16,259(億円)	17,356(億円)	17,668(億円)	17,693(億円)
当期純利益	887	4,407	1,492	1,886	959
	1,093(億円)	5,433(億円)	1,839(億円)	2,325(億円)	1,182(億円)
資本	11,558	14,979	15,239	16,143	15,893
	14,248(億円)	18,465(億円)	18,785(億円)	19,899(億円)	19,591(億円)
資産合計	29,104	34,053	34,081	35,662	36,864
	35,877(億円)	41,977(億円)	42,012(億円)	43,961(億円)	45,442(億円)
現金及び現金同等物	1,795	2,419	1,786	1,756	1,601
	2,213(億円)	2,982(億円)	2,202(億円)	2,165(億円)	1,974(億円)

2 【沿革】

(1) 【当社の沿革】

当グループは、当初、連邦特別資産であるブンデスポスト（ドイツ連邦郵便局）の一部であった。ブンデスポストは、1989年、ブンデスポスト・ポストディーンスト（Deutsche Bundespost POSTDIENST）、ブンデスポスト・ポストバンク（Deutsche Bundespost POSTBANK）及びブンデスポスト・テレコム（Deutsche Bundespost TELEKOM）の3社に分割された。1994年9月14日のブンデスポストの株式会社への転換に関する法律（Gesetz zur Umwandlung der Unternehmen der Deutschen Bundespost in die Rechtsform der Aktiengesellschaft）に基づき、ブンデスポスト・ポストディーンストは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・アーゲーと改名し、1995年1月2日に登録番号HRB6792に基づき、ボン地方裁判所にて商業登記を行った。当グループの国際化は、ダンツァス・ホールディングAG（スイス）の買収（1999年）及びDHL（バミューダ）の段階的株式取得（1998年開始）とともに明らかに進展した。

当グループの経営成績及び財政状態は、1999年及び2000年に行われた買収による強い影響を受けている。これらの買収により、当グループの売上高が著しく増加し、かつ、銀行業務による収益がもたらされた。そのうち最も重要な買収は、それぞれポストバンク及びダンツァスの買収（1999年1月1日）、DSLバンクの買収（2000年1月1日）並びにAEIの買収（2000年3月1日）である。これらの買収は、当グループの貸借対照表に報告される有利子資産及び有利子負債の水準を顕著に増大させることになった。ポストバンク及びDSLバンクは、現在、当グループには属しない。

(2) 【当グループの沿革】

年月	出来事
1989年	ブンデスポスト・ポストディーンスト、ブンデスポスト・ポストバンク及びブンデスポスト・テレコムの3社に分割された。
1994年	12月20日 ブンデスポスト・ポストディーンストは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・アーゲーと社名変更した。
1998年	1月 マク・ペーパー AG(McPaper AG)を買収した。 7月 DHL株式の25.002パーセント(対価総額425百万ユーロ)を段階的に取得した。かかる投資額は持分法に基づき計算されている。 10月 グローバル・メール Ltd(Global Mail Ltd.) (米国)を買収した。
1999年	1月 デュクロ(Ducros)(フランス)を買収した。 MITサン・ジュリアーノ・ミラネーゼ(MIT, San Giuliano Milanese)(イタリア)を買収した。 ダンツァスを買収した。 ITG GmbHインターナショナル・スペディション(ITG GmbH Internationale Spedition) (ドイツ)の80.2パーセント及びITG GmbHロギスティック・ウント・ディストリビューション(ITG GmbH Logistik und Distribution)(ドイツ)の82.0パーセントを取得した。 当社が保有していないドイツ・ポストバンク AGの株式82.5パーセントを対価総額2,211百万ユーロで取得した。 4月 セキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.(Securicor Omega Holdings Ltd.)(英国)の株式25パーセントを対価総額303百万ユーロで取得した。かかる投資額は当グループの利益参加49.99パーセントを基準に比例配分による連結法に基づき計算されている。当社は、同社の議決権付株式の50パーセントを保有している。 7月 ファンゲント&ロース(Van Gend & Loos)(オランダ)を買収した。 セレクトブラハト(Selektvacht)(オランダ)を買収した。 ネドロイド(Nedlloyd)を買収(この中には、エクスプレス事業部に移されたファンゲント&ロースとセレクトブラハトの事業持分の割合が含まれている。)(オランダ及び世界規模)した。 9月 ASGを買収(スウェーデン及び世界規模)した。 10月 ギイブズコアナ(Guiipuzcoana)を買収した。(ナーロンド・デサローラSL(Narrondo Desarollo S.L.)(スペイン及びポルトガル)の株式49パーセントを取得した。かかる投資額は比例配分による連結法に基づき計算されている。)。 12月 DSLホールディングAGの株式81.2パーセントを対価総額272百万ユーロで取得した。そのうち30百万ユーロを、ポストバンクが1998年に支払済である。DSLホールディングAGは以前には旧DSLバンクの匿名組合出資持分48パーセントを保有していた。旧DSLバンクは現在ポストバンクと合併済である。旧DSLバンクの既存の持分がポストバンクの匿名組合出資持分に転換される額は未定である。DSLホールディングAGの経営取締役会及び監査役会は、株主総会において、2000年12月31日にDSLホールディングAGを解散し、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。
2000年	1月 トランス・オ・フレックス(trans-o-flex)の子会社数社(オーストリア、ベルギー、デンマーク、ハンガリー及びオランダの事業を含む。)を買収した。 DSLバンクを買収した。DSLホールディングは、以前からDSLバンクの匿名組合出資持分を旧DSLバンクとポストバンクの合併後も継続して保有している。匿名組合出資持分をポストバンクに転換する額は未定である。経営取締役会及び監査役会は、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。 3月 エア・エクスプレス・インターナショナルLtd.(Air Express International Ltd.)を買収(米国及び世界規模)した。 7月 インターナショナル・ポスタル・コンサルタンツ(米国)を買収した。

11月 当社株式319.9百万株の世界規模での募集を行った。
2001年
1月 イタリアにおけるユーロエクスプレスのネットワークを完成させるため、SAV S.p.A.(イタリア)を100パーセント買収した。 DHLインターナショナルLtd.(バミューダ)の株式の21.383パーセントを追加取得(総保有割合46.386パーセント)した。
3月 ルフトハンザAGとのジョイント・ベンチャーによるエアロロジックGmbH(AeroLogic GmbH)(ドイツ)を設立(当グループ50.1パーセント、ルフトハンザ49.9パーセント)した。
6月 株式会社日本航空からDHLインターナショナル株式の4.256パーセントを追加取得するオプションを取得了。 BHF(米国)ホールディングスInc.(米国の信用機関)を買収(100パーセント)した。
11月 キャンドゥ・カーゴライン・グループ(Candoo / Cargoline Group)(オーストリア及び東欧諸国)のオプションを100パーセント取得した。
2002年
3月 DHLインターナショナル株式の4.256パーセントを追加取得した。取得の効力は2002年1月1日に遡及する(取得後保有割合50.642パーセント)。 ダンツァスが、オーストリアの主要なロジスティックスサービス提供者となり、また、東欧・中欧における存在を強化するために、ウィーンに本部を置くカーゴプラン・カーゴライン・グループ(Cargoplant / Cargoline group)を買収した。
4月 セルヴィスコSP zoo(Servisco Sp zoo)(ポーランド)の株式の40パーセントを追加取得(取得後保有割合100パーセント)した。
12月 ポストバンクがクレディスイスAGの子会社2社を買収した。ポストバンク・フェルメゲンズベラツンAG(Postbank Vermogensberatung AG)を新たに設立し、ポストバンクは、サービスのモバイル端末での販売により、店舗及びオンラインでの販売活動を補完する。 ドイツポスト・ワールドネットが残り24.4パーセントのDHLインターナショナルLtd.(バミューダ)に対する持分を取得した。これにより、ドイツポスト・ワールドネットは、当該会社を完全に所有することになった。
2003年
1月 ドイツポスト・ワールドネットは、イタリアの小包会社カサ・ディ・スペディツィオーニ・アスコリS.p.A(Casa di Spedizioni Ascoli S.p.A.)を買収し、DHLブランド傘下のヨーロッパ小包ネットワークに統合した。
2月 カナダの反トラスト当局がDHLによるルーミス(Loomis)の買収を承認した。これにより、カナダ市場における陸上輸送ベースのエクスプレス輸送に関するDHLの地位が強化された。 ドイツポスト・ワールドネットは、中国の輸送・ロジスティックス最大手シノトランス(Sinotrans Ltd.)の国際株式公開に際し、その持分の4.75パーセントを取得することにより、主要な中国成長市場における地位を強化した。シノトランスは、中国におけるDHLの折半出資のジョイント・ベンチャーの相手方である。
6月 欧州委員会は、ドイツポスト・ワールドネットに対し、1999年に英国に設立したジョイント・ベンチャーであるセキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.の100パーセント持分取得を承認した。これにより、同社をDHLのヨーロッパにおけるネットワークに完全に統合することができるようになった。
7月 DHLエアウェイズは、運送会社の社長兼最高経営責任者である、ジョン・ダズバーグ(John Dasburg)氏率いる米国投資家グループに売却され、その後、当該運送会社はアスター・エア・カーゴ(ASTAR Air Cargo)に社名変更した。 DHLダンツァス・エアー・アンド・オーシャン(DHL Danzas Air & Ocean)は、地域を越えた事業展開を行いDHLグループのシナジー効果を達成するため、コーポレーション・コーマーS.A.(Corporacion Cormar Sociedad Anonima)(中米)に対する100パーセントの持分を取得した。
8月 DHLによる、アメリカのエクスプレス・サービス業者エアボーンInc.(Airborne, Inc.)(米国)の買収が完了した。米国反トラスト当局及びエアボーンInc.の株主はともに買収を承認しており、これによりドイツポスト・ワールドネットは米国第3位の規模のエクスプレス・サービス業者となり、米国内のネットワークの最後の隙間を埋めることとなった。

10月	ポストバンクは、ドイツ・バンク・アーゲー(ドイツ)及びドレスナーバンクAG(Dresdner Bank AG)(ドイツ)に対し、支払決済業務を代行することを企図し、当該銀行らは、提携に関する適法な趣意書に署名した。
12月	ドイツ復興金融公庫(KfW バンケングルッペ(旧Kreditanstalt fur Wiederaufbau))は、ドイツポストに対する持分の一部を売却し、同時にドイツポスト株式への転換社債を発行した。浮動株は、5.7パーセント増加し37.4パーセントとなった。
2004年	
1月	ドイツポスト・グローバル・メールは、英国企業スピードメール・インターナショナル(Speedmail International)を買収した。同社は、英国内郵便市場で活躍し、英国向け及び同国発の国際事業用郵便の輸送を行う、数少ない認可を受けた郵便事業会社である。
4月	オランダにおいて、ドイツポスト・グローバル・メールは、ジョイント・ベンチャーであり、以前ウェゲナー(Wegener)・グループが保有していたインターランデンB.V.(Interlanden B.V.)の30パーセントの持分を取得し、現在オランダにおける主要な宛先無指定広告郵便サービス業者として、その100パーセントを保有している。
5月	ドイツポスト・グローバル・メールは、米国の郵便サービス業者2社、スマートメール(SmartMail)及びクイックパック(QuikPak)の買収を発表した。米国の顧客は、これ以後、ワンストップの国内及びクロスボーダー郵便サービスの提供を受ける予定である。
6月	ポストバンクの新規株式公開が成功裡に完了した。一株当たり発行価格は28.50ユーロであった。ドイツポストは、困難な市況下において、その子会社の新規株式公開に対処するため、株式公募とポストバンク株対象交換社債を組み合わせた革新的な取引手段を採用し、合計約26億ユーロの収益を上げた。新規株式公開後、ドイツポストによるドイツ・ポストバンク AG株式保有比率は66.67パーセントであった。
10月	ドイツポスト・ワールドネットグループは、グループの国際郵便サービスを新しいブランドの下に統合し、ドイツポスト・グローバル・メールは、DHLグローバル・メールになった。
11月	ドイツポスト・グローバル・メールは、スペイン企業ユニポスト(Unipost)の約38パーセントの株式を取得することにより、海外の国内郵便市場に参入する戦略を続けている。同社は、スペインにおいて最大の民間郵便サービス業者であり、自社拠点及び提携者の拠点を通じ、同国の人口の少なくとも70パーセントに対し営業活動を行っている。
	DHLは、インドのエクスプレス会社ブルー・ダート(Blue Dart)の68パーセントの株式を初めて取得した。DHLは、中国及びインドにおいて顧客に自社の国内及び国際サービスを提供する初めての国際エクスプレス・ロジスティックス業者となった。
	2004年11月29日、ドイツ復興金融公庫(KfW バンケングルッペ)は、約12億ユーロ相当のドイツポスト株を売却した。その結果、超過引受オプション行使後のドイツポストの浮動株は37.4パーセントから44パーセントに増加した。
12月	DHLグローバル・メールは、フランスの郵便サービス業者KOBAの過半数の株式を取得した。同社は、フランスにおけるダイレクト・マーケティング及び郵便通信の専門業者の一つであり、国内配達に関してフランス郵政公社と業務協力している。ドイツポスト・ワールドネットグループは、現在フランスにおいて高水準の郵便サービスを顧客に提供することができる。
2005年	
3月	インドのエクスプレス会社ブルー・ダートの合計81パーセントの株式取得が法的に有効となった。当グループは、中国及びインドといったアジアの主要市場において顧客にその国内及び国際エクスプレス・サービスを提供する最初の国際事業者となった。
7月	DHLは、カールシュタットクヴェレAG(KarstadtQuelle AG)の大型商品及び混載貨物の配送ロジスティックス事業を承継した。その主たる事業内容は、クヴェレ・アンド・ネッケルマン(Qelle and Neckermann)のメール・オーダー事業における大型商品及び混載貨物の倉庫保管並びに配送の運営・実施である。DHLは4月にロジスティックス事業部全体を承継していた。
10月	ドイツポストはオランダの郵便会社メールマージ(MailMerge)の過半数持分を取得する。これにより、既に当グループに属するセレクト・メール・ネーデルラント(Selekt Mail Nederland)、インターランデン、セレクトプラハト及びDHLグローバル・メールと合わせ、当社はオランダにおける最大の民間郵便事業会社となった。
	ドイツ・ポストバンク AGは、財務・退職制度企画の専門会社であるBHWホールディングAGの76.4パーセントの株式を取得し、これによりBHW株式に対する支配が90パーセントを超えたことを発表した。両社とも、住宅貸付、貯蓄、住宅貯蓄及び普通預金の分野におけるマーケット・リーダーとなる予定である。

12月	ドイツポストは英国企業エクセル(Exel)を買収した。契約ロジスティックスの世界的マーケット・リーダーは、ヨーロッパにおけるDHLの勢力を理想的に補完し、当該買収により当社は世界的ロジスティックス企業となった。
2006年	
1月	ポストバンクは、住宅ローン専門会社のBHWを買収し、ドイツにおいて主力的な個人顧客向け金融サービス事業者となった。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、クーリ工会社のマルケン(Marken)を金融投資家3iに売却した。ドイツポストは、企業情報ソリューション事業世界最大手の英国企業ウィリアムズ・リー(Williams Lea)の過半数持分を取得した。
8月	DHLは、インドのエクスプレス・サービス事業者ブルー・ダート・エクスプレスの株式を完全取得するため、残り19パーセントの株式に係る公開買付を実施した。
10月	DHLは、ポーラー・エア・カーゴ・ワールドワイド(Polar Air Cargo Worldwide)の49パーセントの株式を取得した。締結された契約の期間は20年であり、これによりDHLは長期的な太平洋ルートの航空貨物輸送力を確保した。
11月	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連の印刷サービス及び文書管理事業の大手であるザ・ステーショナリー・オフィス(The Stationery Office)の支配権を得た。
2007年	
1月	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連の印刷サービス及び文書管理事業の大手であるザ・ステーショナリー・オフィス(The Stationery Office)を買収した。
5月	DHLは、インドのレミュイール・グループ(Lemuir Group)とのジョイント・ベンチャーを拡大し、それによって、インドの物流市場における主導的立場を強化した。
6月	ドイツポスト・ワールドネットは、米国空輸会社スター・エア・カーゴの株式のうち49パーセントを取得した。 ドイツポスト・ワールドネットは、米国会社ポーラー・エア・カーゴの株式のうち49パーセントを取得した。
9月	ポストバンクは、BHWレーベンスフェーズイッヒェルングAG(BHW Lebensversicherung AG)、PBフェルディッヒェルング(PB Versicherung AG)及びPB レーベンスフェルディッヒェルングAG(PB Lebensversicherung AG)の持株をタランクスAG(Talanx AG)に売却した。 DHLエクスプレス及びルフトハンザ・カーゴは、航空貨物会社であるエアロロジック(AeroLogic)を共同設立し、2009年4月より就航を始める予定である。
12月	DHLエクセル・サプライ・チェーンは、英国の家具及び調度品の小売業者であるMFIと200百万ユーロ超の5年契約を締結した。
2008年	
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、米国最大の薬局チェーンであるウォルグリーンズ(Walgreens)との戦略的な合意を行う旨発表した。 ドイツポスト・ワールドネットは、全世界においてIMGのファッショント・ウイークの公式エクスプレス及びロジスティックス・パートナーとなった。
1~3月	FC(フライング・カーゴ)インターナショナルLtd.の買収に伴い、イスラエル・ドイツポスト・ワールドネットは、従前の株主に対し、購入価額総額85百万ユーロのうち65百万ユーロを支払った。
2~7月	ドイツポスト・ワールドネットは、ニュージーランドのニュージーランド・ポストとジョイント・ベンチャーを立ち上げた。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、ジャガー(Jaguar)及びロンド・ローバー(Land Rover)との間で、1年あたり100百万ポンド超(130百万ユーロ超)に相当する3年契約を締結した。
4月	ドイツポスト・ワールドネットは、企業情報ソリューション事業の世界最大手であるウィリアムズ・リーの株式持分を66パーセントから96パーセントに増加させた。 ドイツポスト・ワールドネットは、主にドイツに所在する約1,300物件からなる不動産ポートフォリオを、米国投資家であるローン・スター(Lone Star)に10億ユーロ相当の現金にて売却することで合意に達したと発表した。

	ドイツポスト・ワールドネットは、ジョイント・ベンチャーであるエクセル-シノトランス・フレート・フォワーディングCo.Ltd.(Exel-Sinotrans Freight Forwarding Co.,Ltd)の残りの50パーセントの株式を取得し、完全子会社化した。
7月	ドイツポスト・ワールドネットは、世界的航空機メーカーの一つであるエアバス(Airbus)との間で新たに5年契約を締結したと発表した。
9月	ドイツポスト・ワールドネット及びドイツ・バンクは、ポストバンクに対する少数持分29.75パーセントを、総額27.9億ユーロ又は一株当たり57.25ユーロで売却し、ポストバンクに対するドイツポストDHLの残りの株式持分については、追加オプションを付与して売却することで合意した。
10月	ドイツポスト・ワールドネットは、ドイツ・ポストバンク AGの株式54.8百万株を引き受け、ドイツ・ポストバンク AGの増資に参加した。増資後において、ドイツポスト AGのドイツ・ポストバンク AGに対する株式持分は62.35パーセントへと増加した。
12月	ドイツポスト・ワールドネットは、サンドヴィック・マイニング&コンストラクション(Sandvik Mining & Construction)との間で300百万ユーロ相当の世界的な合意を締結したと発表した。
2009年	
2月	ドイツポスト・ワールドネットは、国内の米国事業から撤退した。 ポストバンク株式のドイツ・バンクへの売却は計画通り終了し、ドイツ・バンクは、増資を行い、ドイツ・バンク株式50百万株(約8パーセントの保有持分)をドイツポスト・ワールドネットに譲渡する代わりに、同グループからポストバンク株式22.9パーセントを取得した(第1段階)。
	ドイツポスト・ワールドネットは、オランダ企業であるセレクト・メール・ネーデルラントC.V.の持分を51パーセントから100パーセントに増加させた。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、グループ名をドイツポストDHLに変更した。
5月	ドイツポストDHLは、計画どおり、ドイツ・バンク・アーゲー株式の半分を売却した。その結果、ドイツポストDHLの保有株式は、4パーセントに減少した。
6月	ドイツポストDHLは、フランス企業であるDHLグローバル・メール・サービスSASを売却した。
7月	ドイツポストDHLは、計画どおり、残りのドイツ・バンク・アーゲー株式を売却した。その結果、ドイツポストDHLは、ドイツ・バンク・アーゲーの保有株式はなくなった。 ドイツポストDHLが株式の51パーセントを保有するDHLシノトランス・インターナショナル・エア・ケーリングLtd.は、上海チュアンイー・エクスプレスCo. Ltd.(Shanghai Wuanyi Express Co. Ltd)の株式を取得し、同社を完全子会社化した。
12月	ドイツポストDHLは、DHLコンテナ・ロジスティックスUK Ltd.(DHL Container Logistics UK Ltd.)を売却した。
2010年	
3月	DHLエクスプレス(英国) Ltd.は、国内期日指定事業を売却した。12百万ユーロの費用が外国為替換算調整勘定から按分でDHLにより認識された。
4月	DHLサプライ・チェーン・オーストリアは、契約ロジスティック事業の一部(冷凍及びチルド食品)を売却した。
6月	DHLエクスプレス(フランス)SASの国内期日指定事業及びDHLフレート・フランスのシャンパン事業の売却が完了した。
8月	ドイツポストは、オンライン広告市場への関与を集約し、nugg.ad AGを買収し、同社はドイツポスト・アーゲーの子会社となった。なお、同社は、独立したターゲット・サービス・プロバイダーとして業務を継続する。
2011年	
4月	当グループは、アメリカとカナダにおいて積荷仲介及び共同一貫輸送業務を行う、エクセル・トランスポートーション・サービスズ・グループ(ETS)を売却した。 当グループは、ドイツのケルンにある、アドクラウド・GmbH(Adcloud GmbH)の全株式を買収することにより、郵便事業部にインターネット広告サービスの専門的なプロバイダーを組み込んだ。
5月	イタリアのロディにある、ユーロディファームsrl.(Eurodifarm srl.)の全株式買収が完了した。
6月	当グループは、アメリカのイーストモリーンにある、スタンダード・フォワードリングLLCの全株式を買収した。

7月	当グループは、ケイマン諸島にあるタグ・エクイティーCo.Limited(Tag EquityCo Limited)及びその子会社を買収した。
7月～9月	中国の法的枠組みの改正により、当社は、第3四半期に当社の国内運送業を中国のユニトップ・インダストリー(深圳市)に売却した。
2012年	
2月	ドイツ・ポストバンク株式の売却の一環として、強制転換社債が満期になる2012年2月の下旬に、ドイツ・ポストバンク株式27.4パーセントがドイツ・バンク・アーゲーへ移転された。 なお、ドイツポスト・アーゲーは、残りのポストバンク株式12.1パーセントのプットオプション行使した。 コミュニケーションズ部門において活躍し、プリントメディアのデザイン、制作及び現地化を専門としているタグ・ベルギー(Tag Belgium)の全株式を買収した。
	2012年の第1四半期、連結の関係が解消されたため、DHLグローバル・フォワーディング(DHL Oman)(オマーン)は、非連結化された。2012年2月より持分法を利用して会計された。
6月	2012年6月下旬において、エクスプレス・クリアーズ・リミテッド(ECL)(ニュージーランド)及びパーセル・ダイレクト・グループPtyリミテッド(PDG)(オーストラリア)のジョイント・ベンチャーの売却は完了した。買主は元ジョイント・ベンチャー・パートナーのニュージーランド・ポストである。
7月	当グループは、検索エンジン広告の分野において活動している入札管理技術提供者のintelliAd Mediaの全株式を買収した。 当グループはまた、航空ケータリングの分野において活動している2 Sisters Food Group(2SFG)(ヒースロー)の全株式を買収した。
8月	ドイツポストDHLは、LuftfrachtsicherheitサービスGmbHの株式50パーセントを買収した。同社は、契約内容に従い、完全連結化されている。
10月	ドイツポストDHLは、モバイル商取引のスーパーマーケットのオール・ユー・ニード GmbH (All you need GmbH) の持分を33パーセントから82パーセントに増加させた。不均衡な增资によって、持分は、さらに90.25パーセントまで引き上げられた。ドイツポストDHLは、物流インフラを取得及び強化するために、リセールを視野に入れて株式が取得された。
2013年	
1月	ドイツポストDHLは、コンパドール・テクノロジーズGmbH (Compador Technologies GmbH)(ベルリン)の株式49パーセントを買収した。同社は、郵便サービスの提供業者及び企業が処理する郵便物に網羅的に対応する仕分け機器及びソフトウェア・ソリューションの開発及び製造を専門としている。同社は、既存の潜在的議決権を理由に連結化された。
3月	ルーマニアで国内エクスプレス事業を行うカルガス・インターナショナルS.R.L. (Cargus International S.R.L.)の売却が完了した。
4月	ドイツポストDHLは、DHLファッショhn(フランス)SASのファッショhn流通事業の売却を完了した。
5月	米国企業であるエクセル・ディレクトInc. (Exel Direct Inc.)のカナダ支店を含めた売却が完了した。
6月	オプティーヴォGmbH (Optivo GmbH) (ベルリン)を買収した。同社は、ドイツ語圏の国において、技術的な電子メールによるマーケティング・サービスを提供している。
	ITG GmbHインターナショナル・スペディジョン・ウント・ロギスティック(ITG GmbH Internationale Spedition und Logistik)(ドイツ)は、その子会社と共に売却された。
7月	ライザーIDサービスGmbH (RISER ID Services GmbH)(ベルリン)の全株式は、ドイツポストDHLが51パーセントの株式を有する子会社を通して買収された。同社は、公共の住民登録から電子的な住所情報を提供するサービス提供業者である。
10月	DHLエクスプレスUKリミテッドのドメスティック・セイム・デイ事業の売却がクローズした。
2014年	
5月	貨物運送業者、輸送及び物流サービス業者であるDHLグローバル・フォワーディング(DHL Oman)(オマーン)は、従前持分法を利用して会計されていたが、契約内容の変更に伴い2014年5月以降連結化された。
7月	ハル・ブライス(アンゴラ)Ltd.(アンゴラ)の本業に関連しない活動(関連する非流動資産を含む。)及びハル・ブライス・アンゴラ・ヴィアジェンス・エ・トゥーリスモLda. (Hull Blyth Angola Viagens e Turismo Lda.)(アンゴラ)を売却した。

12月	ドイツポストDHLは、ストリートスクーターGmbHを買収した。電気自動車を開発している企業である。買収の結果、ドイツポストDHLは、自動車の開発権及び製造権を取得した。
	コンパドール・テクノロジーズ(ベルリン)を売却し、連結の関係が解消された。
	DHLサプライ・チェーン・リミテッド(英国)は、デジタル・ソリューションズ・ビジネスを資産取引により売却した。
2015年	
1月～6月	2015年上半期には、中国のシノトランスLtd.の株式の4.16パーセント、イギリスの不動産開発会社のキングス・クロス・セントラル・プロパティ・トラスト及びキングス・クロス・セントラル・ゼネラル・パートナー・リミテッド(キングズクロス社)(英国)の株式を売却した。
5月	グローバル・フォワーディング/フレート事業部により保有されていた中国のシノトランスLtd.の株式の4.16パーセントを売却した。
12月	2015年12月にDHLサプライ・チェーン・リミテッド(DHL SC Ltd.)(英国)は、その食材調達ビジネスを売却した。 2015年12月にDHLグローバル・フォワーディング(デンマーク)A/S(デンマーク)のファインアート輸送ビジネスを売却した。
2016年	
1月	当グループは、フランスにおけるe-コマース・ロジスティクス・スペシャリストであるルレ・コリSA(Relais Colis SA)の非支配持分27.5パーセントを取得した。この非支配持分は、連結財務書類において持分法を用いて会計される。 e-コマース企業であるドイツのnugg.ad GmbHは売却された。
1～3月	2016年の第1四半期に、英国の不動産開発会社であるキングス・クロス・セントラル・プロパティ・トラスト及びキングス・クロス・セントラル・ゼネラル・パートナー・リミテッド(キングズクロス社)の残りの株式は売却された。
7～9月	2016年の第3四半期に、DHL e-コマース(マレーシア)Sdn. Bhd.の残り51パーセントの株式を取得し、連結された。 また、持分法が適用されていたサーチエンジン広告の分野で活動する企業であるドイツのIntelliAd Media GmbH、ジョイント・ベンチャーであるドイツのGüll GmbH及びスイスのプレッセ・サービスGüll GmbH(Presse-Service Güll GmbH)は、2016年6月に売却が完了した。テクニカル・e-メール・マーケティング・サービスのプロバイダーであるドイツのオプティーヴォ(optivo GmbH)の全ての株式は、2016年9月末に売却された。これらの売却及び連結の解消の効果は、ポスト-e-コマース-パーセル事業部に関連している。
9月	DHLサプライ・チェーン(DHL Supply Chain)(イタリア)S.p.A.は、イタリアにおけるテクノロジー、製薬及びハイテク分野のためのロジスティクス・サービスを提供するイタリア企業のMitsafetrans S.r.l.を、その子会社Mitradiopharma S.r.l.を含め、買収した。
12月	当グループは、小包及び郵便物を処理するための英国における最大の統合ネットワークの一つを運営する、英国のUKメール・グループplc(UK mail Group plc)及びUK・メール・リミテッド(UK Mail Limited)を買収した。
2017年	
7月	当グループは、ブラジルに拠点を置くOlimpo Holding S.A. (Olimpo)(子会社のPolar Transportes Ltda.及びRio Lopes Transportes Ltda.を含む。)の持分の80パーセントを取得した。同社は、ライフサイエンス・ヘルスケア・セクターにおいて輸送サービスを提供し、温度制御輸送を専門にしている。
11月	当グループは、管轄権を有する競争規制当局の承認を受けた後、アドベント・インターナショナルに対するウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却を完了した。同社は、マーケティング及びコミュニケーション・ソリューションを専門としている。
2018年	
4月	当グループは、コロンビアの会社であるサプラ・カーゴ S.A.S. (Suppla Cargo S.A.S.)、サービスティコスLtda. (Serviceuticos Ltda.)、アヘンシア・デ・アドゥアナス・サプラ S.A.S. (Agencia de Aduanas Suppla S.A.S.)及びサプラ S.A. (Suppla S.A.)を買収した。当該買収により、DHLサプライ・チェーンは、ラテンアメリカにおいて事業を拡大することができる。これらの会社は、輸送、倉庫保管及び包装サービスを提供する。

10月 当グループは、ロジスティックス・プロバイダーであるS.F.ホールディング（中国）との間で、戦略的パートナーシップの一環として、中国、香港及びマカオにおけるサプライ・チェーン事業をS.F.ホールディングに売却する旨の契約を締結した。

3 【事業の内容】

(1) 【一般情報】

事業活動

国際的なサービスのポートフォリオ

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツのボンに所在する上場企業である。当グループは、ドイツポスト及びDHLブランドの下、郵便及び宅配便、エクスプレス輸送、フレート、サプライ・チェーン管理、そしてe-コマース・ソリューションから成る、国際的なサービスのポートフォリオを提供している。2018年12月31日現在、当グループは、ポスト-e-コマース-パーセル事業部、エクスプレス事業部、サプライ・チェーン事業部、グローバル・フォワーディング／フレート事業部の4つの事業部により構成されている。これらのサービスは、後記「各業務部」で詳述される。各事業部は、当該各事業部の本部に管理され、また、各事業部は、報告の効率化の観点から、各機能、各業務部、各地域へとさらに細分化されている。

当グループ全体をサポートする内部サービスは、国際事業サービス部に統合された。当グループの経営は、コーポレート・ファンクションが集中して行っている。

2018年12月31日現在の組織構造

ドイツポストDHL グループ		
コーポレート・ファンクション		
CEO、国際事業サービス	財務	人事、コーポレート・インキュベーション
取締役 法兰克・アペル 役割 取締役会サービス コーポレート・法務 コーポレート・オフィス コーポレート・開発及びファースト・チョイス コーポレート・エグゼキュティブ コーポレート・コミュニケーションズ及び責任 コーポレート・公共政策及び規則管理 国際事業サービス(コーポレート・調達、コーポレート・不動産、ITサービス、保険及びリスクマネジメント等)	取締役 メラニー・クライス 役割 コーポレート・会計及び管理 インベスター・リレーションズ コーポレート・ファイナンス コーポレート・監査及び機密保持 租税 事業部制ファイナンス組織 法務サービス	取締役 トーマス・オギルヴィー 役割 コーポレートHRドイツ及び国際的な従業員リレーションズ コーポレートHR基準及び手続 グローバル機能のHR 事業部制HR組織 業務部 コーポレート・インキュベーション
事業部		
ポスト- e-コマース-パーセル	エクスプレス	グローバル・フォワーディング/フレート
取締役 法兰克・アペル 業務部 郵便 e-コマース-パーセル	取締役 ケン・アレン 地域 ヨーロッパ アメリカ大陸 アジア太平洋 MEA (中東及びアフリカ) 役割 顧客ソリューションズ及びイノベーション	取締役 ティム・シャールヴァート 業務部 グローバル・フォワーディング フレート 地域 EMEA(ヨーロッパ、中東及びアフリカ) アメリカ大陸 アジア太平洋

組織の変更

2018年2月1日、取締役会における顧客ソリューションズ・イノベーション(CSI)の責任者は、ケン・アレンへと引き継がれた。

2018年4月4日、最高経営責任者である法兰克・アペルが、その最高経営責任者としての職務に加え、ポスト-eコマース-パーセル事業部の責任者となった。

さらに、2018年4月にコーポレート・インキュベーション取締役会部会が新たに創設された。トーマス・オギルヴィーが、人事・労務担当の取締役としての責務に加え、その新たな部会を統率している。

ユルゲン・ゲルデスは、2018年6月12日に、取締役会における役職を辞した。

2018年9月、ケン・アレンの取締役としての任務及び契約が2022年7月まで更新された。加えて、監査役会は、2019年1月1日を効力発生日として、以下の変更を承認した。まず、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部は、国内事業部と国際事業部とに分離され、それぞれ別の取締役が指揮を執ることになった。国内事業は、ポス

ト・アンド・パケット・ドイツランドに改名され、当グループの最高経営責任者の暫定的な指揮の下に留まった。新しいDHL eコマース・ソリューション事業部も、当グループをグローバルなeコマース市場に最適な形で連携させるために創設された。ケン・アレンは、そのCSIの主任としての職務に加え、この新たな事業部の担当者として責任を負っている。ジョン・ピアソンは、2019年1月1日からエクスプレス事業部の指揮を執っている。2019年3月、監査役会は、2019年4月1日を効力発生日として、トビアス・メイヤーを取締役に任命した。トビアス・メイヤーは、最高経営責任者としての職務に加えてポスト・アンド・パケット・ドイツランド事業部を管理していたフランク・アペルから、当該事業部の担当取締役としての責務を引き継いだ。

世界を結ぶ存在

ドイツポストDHLグループの拠点は、個別財務諸表の別紙「株式保有リスト」に示されている。下記表は、主要地域における市場ボリュームの概要を示している。当グループの市場シェアは、後記「各業務部」で詳述される。

市場ボリューム⁽¹⁾

グローバル	ドイツ	アメリカ大陸
航空貨物輸送(2017) : 24百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2017) : 55百万TEUs ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2017) : 2,159億ユーロ ⁽⁴⁾ 国際エクスプレス市場(2016) : 240億ユーロ ⁽⁵⁾	メール・コミュニケーション(2018) : 43億ユーロ ⁽⁶⁾ 広告市場(2018) : 273億ユーロ ⁽⁷⁾ 小包(2018) : 116億ユーロ ⁽⁶⁾	航空貨物輸送(2017) : 5.1百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2017) : 8.8百万TEUs ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2017) : 644億ユーロ ⁽⁴⁾ 国際エクスプレス市場(2016) : 82億ユーロ ⁽⁵⁾
ヨーロッパ	中東・アフリカ	アジア・太平洋
航空貨物輸送(2017) : 6.3百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2017) : 8.4百万TEUs ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2016) : 709億ユーロ ⁽⁴⁾ 国際エクスプレス市場(2016) : 71億ユーロ ⁽⁵⁾ 道路運送(2017) : 1,970億ユーロ ⁽⁸⁾	航空貨物輸送(2017) : 1.4百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2017) : 5.5百万TEUs ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2017) : 80億ユーロ ⁽⁴⁾	航空貨物輸送(2017) : 11.0百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2017) : 32.8百万TEUs ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2017) : 726億ユーロ ⁽⁴⁾ 国際エクスプレス市場(2016) : 80億ユーロ ⁽⁵⁾

- (1) 地域ごとのボリュームは、四捨五入されているため、合計してもグローバルボリュームにならない。
- (2) 輸出貨物（トン）のみに基づいたデータ。参考文献：Seabury Consulting。
- (3) 20フィートコンテナ換算、市場全体の推計は、運送業者により管理されている。輸出貨物（トン）のみに基づいたデータ。参考文献：当社推定、Seabury Consulting。
- (4) Transport Intelligence及び当社推定に基づく。
- (5) 国際時間指定エクスプレス商品を含む。基準国：アメリカ大陸、ヨーロッパ、アジア・太平洋、AE、SA、ZA（グローバル）；AR、BR、CA、CL、CO、MX、PA、US（アメリカ大陸）；AT、CZ、DE、ES、FR、IT、NL、PL、RO、RU、SE、TR、UK（ヨーロッパ）；AU、CN、HK、IN、JP、KR、SG、TW（アジア・太平洋）。参考文献：マーケット・インテリジェンスの2017年度年次報告書及びデスクリサーチ。
- (6) ドイツのみ。参考文献：当社推定。
- (7) 外部販売費を伴う全ての広告媒体を含む。参考文献：当社推定。
- (8) ヨーロッパ25ヶ国を含む市場規模（大型及び特殊な輸送を除く）。参考文献：DHL Market Litelligence Study 2018（当社計算、IHSマークイットグループ提供の内容^{[1][2]} 2018 IHS Global Inc.に基づく）。

各業務部

(イ) ポスト・e-コマース・パーセル事業部

ドイツにおける国内輸送及び配送ネットワーク(2018年)

パケットショップ：約11,000箇所
小売店舗：約13,000箇所超
郵便箱：約110,000箇所
1営業日あたりの郵便物数：約57百万通
パックステーション：約3,700箇所
郵便物及び小包の配達人：約111,500人
小包センター：35箇所
販売拠点：約2,500箇所
メールセンター：82箇所
パケットボックス：約700箇所
1営業日あたりの小包数：約5百万個

ドイツにおける郵便サービス

当グループは、ドイツで1営業日当たり約57百万の郵便物を配達する、ヨーロッパ最大の郵便会社である。その商品及びサービスは、個人顧客及び事業顧客を対象とし、物理的、ハイブリッド及び電子的な書簡から、商品の配送に係る特別商品にまで及び、料金の着払い、書留郵便及び商品補償等の追加サービスを含んでいる。

報告対象年度において、事業顧客向けコミュニケーションのドイツ市場の規模は、約43億ユーロ（前年度：約45億ユーロ）となった。ここで当グループは、事業顧客向け市場を注視しており、当該市場におけるサービス提供企業、すなわち、エンド・トゥ・エンド・サービス提供企業、及び部分的なサービス提供者である混載業者（コンソリデーター）の双方と競合している。当グループの市場シェアは、前年度（61.7パーセント）より増加し、63.4パーセントとなった。

事業顧客向けメール・コミュニケーションのドイツ市場（2018年）

市場規模：43億ユーロ		
	ドイツポスト	競合他社
	63.4%	36.6%

参考文献：当社推定。

クロスチャネルでの顧客との対話

ダイアログ・マーケティング部は、要望に応じて、住所サービス、デザイン及び創造のためのツールから、印刷、発送、効果測定まで様々な、エンド・トゥ・エンドのソリューションを広告主に提供している。このソリューションは、調整されたタイムテーブルに従い、サービス区域の重複なく、相互に関係のある内容のデジタル品及び現物を受領者に届けられるよう、クロスチャネルでの個別化及び自動化された顧客との対話を支援する。

ドイツ広告市場は、2018年には前年比で0.6パーセント増加して273億ユーロとなった。かかる極めて細分化された市場における、当グループのシェアは、7.6パーセント（前年度：8.2パーセント）に減少した。

ドイツ広告市場⁽¹⁾（2018年）

市場規模：273億ユーロ		
	ドイツポスト	競合他社
	7.6%	92.4%

⁽¹⁾外部販売費を伴う全ての広告媒体を含む。配置費用は相互に割合として示される。

参考文献：当社推定。

郵便及び商品の国際輸送

当グループは、国境を越えた郵便物の配達及び軽量商品の出荷を行うほか、国際的なダイアログ・マーケティング・サービスも提供している。当グループは、主要なヨーロッパ郵便市場において、事業顧客に対し国際配送サービスを提供している。当グループは、成長著しいe-コマース分野のために、個人顧客向け(B2C)の国際輸送のソリューションを開発している。当グループのポートフォリオには、全ての物理的及びデジタルなダイアログ・マーケティングのニーズに応じたコンサルティングやサービスも含まれている。さらに、当グループは、国際的な事業顧客に対し、物理的、ハイブリッド及び電子的な文書通信を提供している。

外国向けの国際郵便の世界的な市場規模は、2018年においては約79億ユーロとなった（前年度：約75億ユーロ）。当グループの市場シェアは、12.3パーセントとなった（前年度：12.8パーセント）。外部の情報源からのデータが調整されたため、市場規模及びシェアは前年度の表示から変更されている。

国際郵便(外国向け)市場(2018年)

市場規模： 79億ユーロ	
ドイツポストDHL	競合他社
12.3%	87.7%

参考文献：当社推定。

小包及びe-コマース・サービスの世界的なポートフォリオ

当グループはドイツ内において小包集荷・配達所の密なネットワークを維持している。当グループのポートフォリオによって、受取人は、小包の受取りについて、特定の受渡し期間における配達によるか、即日配達によるか又はできるだけ早く受け取るかを選択することができる。また、受取人は、小包を代わりの住所に配達するか、特定の小売店舗又はパケットショップに配達するかを、直前の通知により決定することもできる。当グループは、事業顧客のオンライン小売事業の成長を支援している。顧客の要求に応じて、当グループは返品管理までのロジスティック・チェーン全体について対応することができる。

2018年において、ドイツの小包市場の規模は、約116億ユーロ（前年度：約108億ユーロ）となった。当グループは、非常に競争の激しい市場において、45.5パーセント（前年度：45.4パーセント）の市場シェアを維持することができた。

ドイツ小包市場(2018年)

市場規模：116億ユーロ	
DHL	競合他社
45.5%	54.5%

参考文献：当社推定。

当グループは、報告対象年度においてe-コマース・サービスのクロスボーダー・ポートフォリオを拡大している。ヨーロッパでは、そのB2Cネットワークは、ドイツを含む計27ヶ国にのぼる。当グループは、ヨーロッパにおいて65,000箇所を超える顧客が利用可能な小包集荷・配達所を有している。米国では、当グループは、5つの主要都市エリアにおいて特に速い配達を行っている。インドでは、当グループの子会社であるブルー・ダート(Blue Dart)が、有効な郵便番号のほぼ全てに配達を行っており、追加的に970箇所の販売拠点を開いた。東南アジアにおける当グループのネットワークには、オンラインの業者が小包を送ることができる2,000箇所以上の拠点が含まれている。

前記「事業活動」において説明するように、ドイツ国内事業及び国際的事業は、将来的には、独立した事業部及び取締役会部会において運営されることになる。

(口) エクスプレス事業部

グローバル・エクスプレス・ネットワーク

エクスプレス事業部では、緊急性の高い文書及び物品を、各宛先に確実に、時間どおりに配送する。当グループのグローバル・ネットワークは、220以上の国及び地域から成り立ち、2.6百万人の顧客に、約100,000名の従業員がサービスを提供している。

当グループの中核事業としての時間指定国際便

主力商品である時間指定国際便 (Time Definite International) (TDI)と共に、当グループは時間指定配達サービスを提供している。当グループはまた、当該商品の補完として特定の業界向けのサービスも提供している。例えば、当グループのメディカル・エクスプレス輸送ソリューションは、ライフサイエンス・ヘルスケア分野における顧客のための特別仕様になっており、温度制御、冷却及び冷凍品のための様々な温度管理包装を提供している。また、集荷返送サービスは、主に、ハイテク産業の顧客により利用されており、技術製品がユーザーから集荷され、修理に持ち込まれ、そして返送される。

当グループの実質的な航空路線

当グループの国際的なネットワークは複数の航空路線から成り、その航空路線の中には当社が100パーセント保有するものも含まれる。様々な契約期間が含まれる当グループの所有及び購入する積載量を合わせることにより、当グループは変動する需要に柔軟に対応することができる。下記の表は、当グループのフレート余剰積載量の構成及び市場での提供方法を示している。このフレート余剰積載量の最大の購入者は、DHLのグローバル・フォワーディング業務部である。

余剰積載量

BSA	ロック・スペース契約 保証航空貨物商品
CORE	エクスプレスTDIコア商品 日々調整される平均利用量に基づく積載量
ACS	航空積載量販売、総予備積載量 計画ベースでロック・スペース又はTDIコアに利用されない平均積載量

報告対象年度において、当グループは、当グループの大陸間の航空隊を活性化する一環として、ボーイング(Boeing)と、14機の新しい777F航空機を購入する契約を締結した。これらの貨物航空機は、102トンの荷重で9,070キロメートルの航続距離を有し、従来と比較して相当信頼性が高く、コスト面及び効率面で著しい強みをもたらす。その最初の4つの航空機は2019年に納品されることが予定されている。

取引がもたらす国際エクスプレス事業の増進

国際エクスプレス事業は、クロスボーダーのe-コマース及び本セグメントにおける中小企業の増大する重要性の恩恵を受けている。

ヨーロッパ地域におけるネットワークの拡大及び現代化

ヨーロッパ地域において、当グループは、インフラを着実に拡大し、航空隊を現代化することにより、当グループのネットワークを強化している。例えば、当グループは、2018年2月、ブリュッセルのハブを公式に開いた。同ハブは、従来の4倍の容量を有しており、現在では、当グループの世界中のハブのうち五本の指に入るものである。また、当グループはマドリードにも新たなハブを開き、ケルン及びバルセロナでの新しいハブの建物は2019年には竣工することを見込んでいる。

アメリカ大陸地域におけるサービスの拡大

特にリテール部門からの需要が急増したため、当グループは2018年に、アメリカ大陸地域において約1,500箇所の当グループ自身の又はパートナーが運営するサービス拠点を開き、メキシコの当グループのインフラに2つの物流のハブを追加した

アジアへの追加投資

アジア・太平洋地域において、当グループは、旅客機から貨物機へ転換した計4機の新しいエアバスA330ないし300のうちの一機を、報告対象年度において稼働させた。同機は、当グループの従来の積載量を約33パーセント増加させるものである。これにより、当グループは、特にマレーシア、ベトナム、そして香港において、市場に供給できるようになる。また、当グループは、中国と香港の間の輸送時間の短縮を最大限活用するため、新しいマカオ橋に珠海のゲートウェイを設けた。中国南部での事業を支援するため、深圳 モスクワ ライプチヒ航路の追加便も開設された。

中東・アフリカ地域における信頼できるパートナー

中東・アフリカ地域においては、中東は2018年も時折不安定な政治的状況に引き続き悩まされた。それにもかかわらず、当グループは、法的義務を遵守し、また、当グループの従業員の安全を確保しつつ、事業を継続することができた。

(八) グローバル・フォワーディング/フレート事業部

航空、海上及び地上フレート・フォワーダー

当グループの航空、海上及び地上のフレート・フォワーディング・サービスには、マルチモーダル輸送及び特定分野に合わせたソリューション並びに個別化された産業プロジェクトに加えて、標準化されたコンテナ輸送も含まれる。当グループのビジネスモデルは、顧客と運送業者の間で輸送サービスの取次ぎを行うことに基づいている。当グループのネットワークの世界的な存在感により、当グループは、効率的な輸送経路及びマルチモーダル輸送の提供が可能である。他の事業部と比較して、当グループの運営するビジネスモデルは資産を持たないのである。

航空貨物輸送市場シェア上位4社(2017年)

単位：1,000トン ⁽¹⁾			
DHL	Kuehne+Nagel	DB Schenker	Panalpina
2,248	1,570	1,300	996

⁽¹⁾データは、輸出貨物の重量のみに基づく。

参考文献：年次報告書、出版物及び当グループ推定。

航空貨物輸送市場における主導的地位の強化

国際航空運送協会（IATA）によると、報告対象年度の全世界における航空貨物輸送重量は、3.5パーセント増加した。輸送積載量の世界的な需要が利用可能な供給を上回ったため、貨物積載量は、特にアジア及びヨーロッパ外の航路において、低水準にとどまった。上記の表のとおり、約2.2百万トンの輸出貨物の輸送により、当グループは、2017年においても航空貨物輸送市場における主導的地位を維持した。

海上貨物輸送市場における再編の継続

海上貨物輸送市場は2018年においても成長を続け、運送業者側の再編が継続している。コンテナ船市場では再び過積載が見られ、この傾向は今後も続くことが予想されている。2017年において、約3.3百万の20フィートコンテナ単位の輸送により、下記の表のとおり、当グループは引き続き海上貨物輸送サービス分野において第2位のプロバイダーの地位を維持している。

海上貨物輸送市場シェア上位4位(2017年)

単位：1,000TEU ⁽¹⁾			
Kuehne+Nagel	DHL	DB Schenker	Panalpina
4,355	3,259	2,169	1,521

⁽¹⁾20フィートコンテナに相当する単位。

参考文献：年次報告書、出版物及び当社推定。

ヨーロッパの地上貨物輸送市場の堅調な成長

地上貨物輸送市場は、数量の増加に加え、殆どのヨーロッパ諸国において緩やかに経済が成長しているにもかかわらず価格水準が依然として高いことに促され、2018年において堅調な成長を見せた。細分化され競争の激しい環境の中、2017年において、DHLフレートは引き続き2.2パーセントの市場シェアを有する第2位のプロバイダーの地位を維持している。

ヨーロッパ地上貨物輸送市場シェア上位5位(2017年)

市場規模：1,970億ユーロ ⁽¹⁾				
DB Schenker	DHL	DSV	Dachser	Kuehne+Nagel
3.4%	2.2%	1.9%	1.7%	1.4%

⁽¹⁾国単位：バルク商品及び特殊物輸送を除くヨーロッパ25ヶ国における合計。

参考文献：2018年DHL マーケット・インテリジェンス調査（当社による計算及びIHS Markitグループから提供された内容（著作権は全てIHSグローバルに属する）に基づく。）

(二) サプライ・チェーン事業部

顧客中心の契約ロジスティックス・ソリューション

契約ロジスティックスにおける世界のリーダーとして、当グループは、需要に応じたサプライ・チェーン・ソリューションと結びつけることのできる、標準化された倉庫保管、輸送及び付加価値サービスを提供している。

当グループの契約ロジスティックス・サービスは、梱包、修繕及び返送に加えて、プランニング、調達及び生産を含んでいる。これらのサービスは、e-コマースの運営及びフルフィルメントサービスに加え、不動産ソリューションに補完されている。

サプライ・チェーンの自動化の継続

顧客の利益のために、当グループは全ての業務における当グループの標準的なツールの利用を確実なものとする。効率性における次の段階として、例えばウェアラブル・デバイスや協調ロボット工学等のより複雑なソリューションが導入される予定である。総じて、目的は常に、標準化と新技術の利用を通してサプライ・チェーン全体の効率性を向上させることにある。これらの取り組みにより全ての事業分野にわたって広く恩恵が見られるが、小売分野と消費財分野において最大の需要があり、これが事業部の売上高の約半分を生み出している。

サプライ・チェーンの自動化及びデジタル化

倉庫管理	
自動運転トラック	
倉庫内	自動ピッキング・ロボット
	ウェアラブル・デバイス：スマートウォッチ及びスマートグラス
	据え付けの協調ロボット
	在庫管理
ドローンによる監視	
トラック輸送及びその追跡	

細分化された市場における主導的地位

DHLは、6.0パーセントの市場シェア（2017年）を有し、50ヶ国以上で事業を営んでおり、細分化された契約ロジスティックス市場の世界的リーダーの地位を保持する。契約ロジスティックス市場の規模は約2,160億ユーロと推定され、上位10社は総量の約20パーセントを占めるに過ぎない。当グループは、北米及びヨーロッパのような成熟した地域において市場の先頭に立ち、また、アジア・太平洋地域から中南米までの急速に成長している市場において、存在感を有している。中南米においては、連結財務諸表の注記2に記載のとおり、当

グループはコロンビアのサプラ・グループの買収により存在感を強めた。その統合は順調に進んでおり、期待された成果を挙げている。

契約ロジスティックス市場シェア上位10社(2017年)

市場規模：2,159億ユーロ									
DHL	XPO Logistics	Kuehne+Nagel	Hitachi Transport System	CEVA	SNCF Geodis	DB Schenker	UPS SCS	Ryder	DSV
6.0%	2.3%	2.1%	1.8%	1.5%	1.3%	1.2%	1.2%	0.8%	0.7%

参考文献：当社推定。トランスポート・インテリジェンス。売上高に関する数字は、外部顧客からの総売上高に基づく推計。為替レートは2017年現在のもの。

(2) 【戦略上の注力領域】

企業戦略

当グループの戦略のボトム・ライン

信頼できる事業活動のための基準		
優れたプロバイダー	優れた雇用主	優れた投資

3つのボトム・ラインへのフォーカス

デジタル化の拡大、e-コマースの持続的な好況及び新興市場の活力は、当グループに大きな成長の機会をもたらしている。また、前記「各業務部」で詳述するように、当グループは、当グループが事業を展開する市場における世界的な存在感により、主導的地位にあるサプライヤーとして位置づけられている。さらに、2018年のガートナー社のMagic Quadrant Methodでは、当グループは、ビジョンと実行の観点から、第三者ロジスティックス・プロバイダー(3PL)ベンダーの中で最も先進的なロジスティックス・スペシャリストであるとされている。当グループは、上記「当グループの戦略のボトム・ライン」に示されている3つのボトム・ラインに対して、その戦略の実行度を測定している。

優れたプロバイダー：当グループのあらゆる活動の中心にあるのは顧客である。当グループは、当グループが顧客とコミュニケーションを図るときは、常に顧客にとってポジティブな経験を創造するように努めている。この顧客志向は、当グループのブランド価値にも反映されている。当グループの継続的改善の原則は、当グループの日常業務と固く結びつけられている。シックス・シグマ(Six Sigma)、チェンジ・マネジメント(Change Management)及びリーン(Lean)の手法に基づいた当グループの「ファースト・チョイス」という方法論は、そのスペシャリストとして訓練された約36,000人の従業員によって顧客へと届けられる。顧客満足度調査を定期的に実施することで、当グループのパフォーマンスを当グループの質の高い目標に照らして測定し、改善すべき分野を特定することが可能となっている。

優れた雇用主：当グループは、献身的で熟練した従業員が、良質なサービスを提供し、収益性の高い成長を達成するための鍵であると考えている。そのため、当グループは、グループ全体の「認証」戦略を含め、従業員の育成と意欲高揚のための数多くの取組みを行っている。下記「従業員意識調査の結果の要約」に記載のとおり、当グループは年1回の従業員に対する意識調査を通じて内部での対話を促進している。これらの措置は、エクプ

レス事業部が2018年にGreat Place to Work®とFORTUNEによって世界で6番目に優れた雇用主に選ばれたことに特に寄与した。

優れた投資：当グループは、各事業分野で収益性の高い中核事業を成長させることを含む、選択的かつ集中的なアプローチをとることによって、収益性の高い成長を実現することを目指している。当グループは、業務上及び財務上のKPIを綿密に注視し、全ての事業部で統制のとれた収益管理に焦点を当てている。また、当グループは、業務効率を高め、厳格なコスト規律を遵守している。

当グループは、当グループのウェブサイトで公表されている「企業責任報告書」に記載のとおり、これら3つのボトム・ラインとは別に、持続可能性と企業責任を当社の戦略に固く結びつけてきた。

事業部の戦略

ポスト - eコマース - パーセル(PeP)事業部

ドイツにおける郵便事業及び小包事業は変化の過程にあり、当グループは現在、主として品質、収益、生産性及びコストの改善に取り組んでいる。

加えて当グループは、市場の需要に応じて郵便業務の提供を拡大するとともに、ドイツの小包事業におけるサービス領域を継続的に拡大し、デジタルサービスの提供を発展させている。

当グループ全体の「認定」戦略の一環として、当グループは、2020年までに当グループの大多数の従業員を認定することを目指している。

当グループは、当グループのネットワークを、ダイナミックな市場条件及び輸送構造に適合させている。当グループは、テクノロジー分野、自動化分野、革新分野及び成長分野に投資をしつつ、可能かつ妥当な場合にはコストを削減している。

エクスプレス事業部

当グループは、当グループのネットワークに最も適合するサイズや重さを有する貨物に注力し、当グループの価格設定方針については、世界的な調整及び統制を促進している。それと同時に、当グループは、顧客へのアプローチを継続的に改善している。世界的なキャンペーンを展開しながら、当グループは、増加する輸出からたびたび恩恵を得ることができる中小規模の事業に特にターゲットを絞っている。

当グループの認定国際スペシャリスト研修プログラムは、当グループの従業員が、国際エクスプレス業務の必須知識を自由に習得し、相互理解を深め、持続的なモチベーションを維持することを確実にするものである。

輸送量の増加によってネットワークにおけるスケールメリットがもたらされ、革新と自動化により生産性が高まり、費用が厳格に管理された場合に、当グループの売上高利益率は改善する。当グループは、ITシステムの構造を徐々に合理化し、また、特に設備や経営資源に関して、世界標準への準拠を確保している。当グループの費用の大部分は、当グループの空路及び陸路のネットワークに起因している。古い飛行機はより新しく効率的な、つまり、より費用効率の良い飛行機に交換されている。当グループは、余剰貨物容量をフレート及びフォワーディング会社に対して販売しており、これにより、当グループのネットワークの利用率を改善し、費用を削減している。陸路においては、プロセスは自動化及び標準化されている。

グローバル・フォワーディング / フレート事業部

当グループは、顧客志向と業界トップのエンド・トゥ・エンドの品質に重点を置いている。ITシステムは、グローバル・フォワーディング業務部で改善され又は置き換えられ、それにより業界において実証済みのソリュー

ションを組み込んでいる。当グループは、改善された発送可視化システム、電子文書管理システム及び新たな輸送管理システムに注力している。

当グループは、認定国際フォワーダー研修プログラムに、絶えず新しいモジュールを追加している。

グローバル・フォワーディング業務部では、総利益に対するEBITの割合（換算率）を改善し、中期的には、それを主要競合他社の水準まで引き上げることを目指している。そのために、取引の収益性を高め、事業展開に合わせてコストを調整している。

フレート業務部では、フレート戦略2020が、顧客中心や高水準の品質への取り組みを維持しながら、収益性を上げ、生産性を高め、より連携し、かつデータの透明性を高めるという当グループの目標を継続して支えている。欧州ネットワークのさらなる拡大が、当グループの成長目標を支えている。フレート業務部は、ターミナルでも使用できるドライバーの採用キャンペーンを開始することにより、ヨーロッパにおけるドライバーの業界的な不足に対応した。当グループのデジタル輸送管理システムは、段階的にさらに標準化される予定となっている。

サプライ・チェーン事業部

当グループは、世界的なプロセスの標準化と複雑さの軽減によって効率及び品質を向上させ、革新的で顧客中心的なソリューションを促進している。

認定されたアジェンダは、研修内容の包括的なフレームワークに進化した。当グループは、的を絞った後継者育成計画のために才能分析を活用し、目的に応じた研修アジェンダを支援している。

当グループは、より高い利益率と成長率を提供する市場セグメントに注力している。サービス・ロジスティックス事業はその一例であり、同事業において、当グループは、150ヶ国にわたる標準的なグローバル運営モデル、セントラルITプラットフォーム及び付加価値サービスに支えられた洗練されたソリューションを顧客に提供している。

4 【関係会社の状況】

(1) 【連邦共和国との関係】

この点に関しては、別途「第6 - 1 - (1) - (ヘ)連結財務諸表の注記 - 注記48.1(関連当事者に関する開示(会社及びドイツ連邦共和国))」を参照されたい。

(2) 【親会社、子会社及び関連会社】

ドイツポスト・アーゲーに、親会社は存在しない。

次の表は、報告日におけるドイツポスト・アーゲーの連結子会社及び関連会社の種類及び数を示している。詳細に関しては、別途「第6 - 1 - (2) - (ハ)ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記別紙3」も参照されたい。

	2018年12月31日
完全所有連結会社(子会社)数	743
国内	127
海外	616
共同経営数	1
国内	1
海外	0
持分法が適用される投資数	19
国内	1
海外	18

(3) 【兼任状況】

(イ) 取締役

(2018年12月31日時点)

名前	法に基づく監査役の兼任	その他の兼任
Dr. フランク・アペル	アディダスAG	
ケン・アレン		DHLシノトランス・インターナショナル・エア・カーリ 工 Ltd. (中国)(取締役) ⁽¹⁾

⁽¹⁾グループ会社の兼任。

(口) 監査役

(2018年12月31日時点)

監査役	法に基づく監査役の兼任	その他の兼任
株主代表		
Prof. Dr. ヴルフ・フォン・シンメルマン(会長) (2018年4月24日まで)	アリアンツ・ドイツ・アーゲー (Allianz Deutschland AG) (2018年3月2日まで) マキシングベスト・アーゲー	トムソン・ロイター Corp.(カナダ)(取締役)
Dr. ギュンター・ブロイニヒ (2018年3月17日から)	ドイツ・ファンドブリーフバンク AG(会長) ドイツ・テレコム AG (2018年3月21日から)	
ヴェルナー・ガッツエー	DBネット AG (2018年1月1日から同年4月2日まで) フルガafen・ベルリン・プランデンブルグ GmbH PD-ペラーター・デ・オフネンリーヘン・ハンド GmbH (会長)	
Prof. Dr. ヘニング・カゲルマン	ドイツ・バンク・アーゲー (2018年5月24日まで) ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼルシャフト・アーゲー (ミュンヘン再保険) KUKA AG	
シモーヌ・メンネ	BMW AG スプリンガー・ネイチャー KGaA (2018年4月13日から)	ジョンソン・コントロールズ・インターナショナル plc (アイルランド) (取締役) (2018年3月7日から) ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ Inc (米国) (取締役) (2019年1月30日から)
Dr. ウルリヒ・シュローダー (2018年2月6日まで)	ドイツ・テレコム AG (2018年2月6日まで)	ルクセンブルグのエネルギー、温暖化及びインフラに係る欧洲基金「マルグリット2020」(監査役) (2018年2月6日まで)
Prof. Dr.-Ing. カトヤ・ヴィント	フラポート AG	
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード(会長) (2018年4月24日から)		アソラ・ホールディング Ltd. (バミューダ) (取締役会会長)
Dr. マリオ・ダーバーコウ (2018年4月24日から)		ソフトブリッジ-プロジェクトス・テクノロジコス S.A. (ポルトガル) (理事) ⁽¹⁾ (2018年4月18日から) フォルクスワーゲン・パルチシパソエス Ltda. (ブラジル) (監査役) ⁽¹⁾ フォルクスワーゲン・ホールディング・フィナンシエール S.A. (フランス) (監査役) ⁽¹⁾ フォルクスワーゲン・ファイナンス・ルクセンブルグII S.A. (2018年10月10日付でフォルクスワーゲン・ペイメンツ S.A.に名称変更) (ルクセンブルグ) (監査役会会長) ⁽¹⁾ フォルクスワーゲン S.A. インスティトゥシオン・デ・バンカ・ムルティプレ(メキシコ) (監査役) ⁽¹⁾ (2018年10月1日から) VWクレジット Inc. (米国) (取締役) ⁽¹⁾ (2018年10月1日から)

イングリッド・デルテンル		ジボダン SA (スイス) (取締役) バンク・カントナル・ボーデワーズ SA (スイス) (取締役) フランス通信社 (フランス) (取締役) サンライズ・コミュニケーションAG (スイス) (取締役) (2018年4月11日から)
ローランド・エトカー		ライニッシュ・ベルギッシュ出版会社mbH (監査役)
Dr.シュテファン・ショルト		フラポート・アウスバウ・シュード GmbH (監査役会会長) ⁽²⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース A S.A. (ギリシャ) (取締役会会長) ⁽²⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース B S.A. (ギリシャ) (取締役会会長) ⁽²⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース・マネージメント・カンパニー S.A. (ギリシャ) (取締役会会長) ⁽²⁾ フラポート・ブラジル S.A. エアロポルト・デ・ポルト・アレグレ (ブラジル) (監査役会会長) ⁽²⁾ フラポート・ブラジル S.A. エアロポルト・デ・フォルタレザ (ブラジル) (監査役会会長) ⁽²⁾
従業員代表		
ヨルグ・フォン・ドスキー	PSD バンク・ミュンヘン eG	
アンドレアス・シャードラー (2018年4月24日まで)	PSD バンク・コーン eG (会長)	
ステファン・タウチャー	DHL ハブ・ライブツィヒ GmbH (副会長)	

(1) フォルクスワーゲン AGのグループの兼任。

(2) フラポート・アーゲーのグループの兼任。

5 【従業員の状況】

ドイツポストDHLの従業員

専門領域における変化への対応

専門領域におけるデジタル化は、職務内容の変化をもたらすとともに、新たな業務分野を生み出している。当グループは、従業員が自らの職場環境における新たな機会や変化する要請に最適な準備をすることを確保し、変化の過程に彼らを巻き込むようにしている。このことは、オープンなコミュニケーションを促進し、従業員が働く価値を感じられるような、活気のある職場環境を作り出すために必要な基盤を彼らに与えるべく、定義されたリーダーシップ原則を遵守している管理職に対して、特別の要求を課すものである。

従業員意識調査の結果の要約

当グループ全体の年次従業員意識調査は、10項目の主要な業績指標と1項目のインデックスに区分される41項目の質問から構成されている。報告対象年度においては、各調査区分において、前年度と同等又はより良い結果が得られた。また、ほぼ全てのケースで外部的なベンチマークを上回る結果であった。前年度と同じく76パーセントという安定した回答率が、調査の高い容認度を裏付けしている。

従業員意識調査の結果の要約

%	2017年	2018年
回答率	76	76
積極的なリーダーシップのKPIの肯定的評価	75	76
従業員の貢献度のKPIの肯定的評価	75	76

従業員数が引き続き増加

2018年12月31日時点において、当グループは、前年より5.7パーセント多い、常勤従業員相当に換算して499,018名の従業員を雇用していた。年度末における従業員数は547,459名であった。女性従業員は、当グループの全世界の従業員の34.8パーセントを占め、全上級及び中堅管理職の22.1パーセントを占めていた（前年度：21.5パーセント）。

前年同様、全従業員に対する時間給労働者の割合は18パーセントであった。就業年齢の従業員の9.2パーセントは、合意された計画によらず当グループを退職した（前年度：8.5パーセント）。

当グループは、特に、ドイツ国内、その他のヨーロッパ、アジア及びアメリカ大陸において急成長しているeコマース パーセル業務部の事業のために、ポスト - eコマース - パーセル (PeP) 事業部において新たに従業員を採用した。エクスプレス事業部の従業員数は、前年度と比較して増加した。輸送量の増加により、新入社員の大半はオペレーション部門に配属された。グローバル・フォワーディング / フレート事業部においては、新入社員の大部分は、アジアにおける共有のサービス・センターの職に採用された。サプライ・チェーン事業部では、従業員数は、サプライ・グループの買収や、新規顧客及び既存顧客との追加事業によって増加した。

当グループの従業員数は、全ての地域で増加した。当グループは、引き続きドイツにおいて従業員の大部分を雇用しているものの、増加率はアジア・太平洋地域において最も大きかった。

当グループは、ドイツ及びその近隣諸国において、州立専門学校でのプログラムと組み合わせた社内トレーニングからなる二元的実習プログラムに参加する機会を提供している。2018年には、当グループは、その実習及び学習プログラムについて、2,670枠を提供した。

当グループの現在の計画では、2019会計年度に従業員数の僅かな増加を見込んでいる。

従業員数

	2017年	2018年	増減(%)
常勤従業員相当数			
12月31日時点における総数⁽¹⁾	472,208	499,018	5.7
内、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部 ⁽²⁾	183,679	192,237	4.8
内、エクスプレス事業部	90,784	95,717	5.4
内、グローバル・フォワーディング/フレート事業部	41,034	42,783	4.3
内、サプライ・チェーン事業部	145,575	155,954	7.1
内、コーポレート・ファンクション ⁽²⁾	11,385	12,327	8.3
内、ドイツ	180,479	187,103	3.7
内、ヨーロッパ(ドイツを除く)	114,360	118,745	3.8
内、アメリカ大陸	82,887	90,648	9.4
内、アジア・太平洋	76,081	83,561	9.8
内、その他の地域	18,401	18,961	3.0
年平均⁽³⁾	468,724	489,571	4.4
総従業員数			
12月31日時点における総数⁽³⁾	519,544	547,459	5.4
年平均	513,338	534,370	4.1
内、時間給労働者及び給与制従業員	477,251	499,943	4.8
内、公務員	30,468	28,718	-5.7
内、研修生	5,619	5,709	1.6

(1) 研修生を除く。

(2) ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部からコーポレート・ファンクションへの移動。詳細は連結財務諸表の注記10を参照されたい。

(3) 研修生を含む。

業績連動型及び市場連動型の報酬

人件費は、20,825百万ユーロで、前年度の20,072百万ユーロを上回った。詳細は、連結財務諸表の注記15を参照されたい。当グループは、市場の水準に合致した業績連動型の報酬を提供し、その補足としてとりわけ企業の確定給付型及び確定拠出型の年金制度に拠出することによって、従業員の忠誠心及びモチベーションを高めている。2018年4月、団体交渉に従い、ドイツポスト・アーゲーに所属する約13万人の従業員に労働協約が適用された。この協約では、初めて従業員に対し、追加の休暇又は賃金の増額を選択する機会が与えられた。この選択権は2018年10月に利用することができ、2019年10月にも再び利用することができる予定である。協約期間は28ヶ月であり、2020年5月31日まで有効である。

報酬の構成要素の詳細は、当グループのウェブサイトで公表されている「企業責任報告書」に記載されている。

人口構造の変化への対応

当グループは、ドイツにおける人口構造の変化に対応し、高齢化に配慮した職場を確保することを目的として、労働組合との間で「ジェネレーション・パクト(Generations Pact)」を締結した。当グループの計25,464人の公務員ではない従業員は、この実証済みのモデルに沿って労働時間口座を開設しており、4,115人が部分的

退職をしている。2018年に締結された労働協約には、部分的退職の条件をさらに大幅に改善する内容が含まれる。2016年から、当グループは、公務員と同等の調整も提供しており、そのうち4,017人が生涯労働口座を開設し、1,317人が部分的退職をしている。報告対象年度において、ポスト - eコマース - パーセル(PeP)事業部の間接部門の公務員を対象とした早期退職制度のために総額400百万ユーロが費やされた。早期退職制度を利用するための主な条件は、当該公務員が余剰人員のいる分野に在籍しており、会社又は行政組織の他の部門では雇用できないことである。さらに、同制度における就職あっせんに対しては、経営上又は事業上の異議を申し出でなければならない。また、公務員は退職後3年以内に社会的活動に関与しなければならない。

ドイツポスト・アーゲーの従業員

従業員数が引き続き増加

2018年12月31日時点において、当社は、前年より2.4パーセント多い、常勤従業員相当に換算して145,628名の従業員を雇用していた。年度末における従業員総数は、172,836名であった。当社は、特にドイツにおいて急成長しているeコマース - パーセル業務部の事業のために、ポスト - eコマース - パーセル(PeP)事業部において新たに従業員を採用した。当社は、ドイツ及びその近隣諸国において、州立専門学校でのプログラムと組み合わせた社内トレーニングからなる二元的実習プログラムに参加する機会を提供している。2018年には、当社は、その実習及び学習プログラムについて、2,670枠を提供した。

当社の現在の計画では、2019会計年度に従業員数の僅かな増加を見込んでいる。

従業員数

	2017年12月31日	2018年12月31日	増減(%)
常勤従業員相当数(研修生を除く)			
12月31日時点における総数	142,257	145,628	2.4
事業部別			
ポスト - eコマース - パーセル(PeP)事業部	137,783	141,139	2.4
その他	4,474	4,489	0.3
総従業員数(研修生を除く)			
12月31日時点における総数	168,834	172,836	2.4
内、給与制従業員及び時間給労働者	139,140	145,031	4.2
内、公務員	29,694	27,805	-6.4
年度平均(研修生を除く)	166,899	171,547	2.8

個別財務諸表に対する注記40を参照されたい。

人件費の増加

人件費は、報告対象年度において、前年の7,434百万ユーロから8,046百万ユーロへと増加した。この増加は、主として2018会計年度に実施した早期退職制度の400百万ユーロによるものであった。詳細は、個別財務諸表に対する注記40を参照されたい。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

前記「第2-3 事業の内容」及び下記「2 事業等のリスク」を参照されたい。そのうち将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在のものである点に留意されたい。

2【事業等のリスク】

(1)【総合評価】

機会を識別し、速やかにこれらを利用すること、また、リスクに対処することは、当グループの重要な課題である。当グループは、当グループの事業計画において、潜在的な事象及び潜在的発展がもたらすであろう影響の評価を既に行っている。機会及びリスクは、予想収益からの潜在的な逸脱として定義されるものである。現在の事業計画を考慮すると、当グループの機会及びリスクの総合的な状況は、前年度のリスクレポートと比べて大きくは変動していない。現在の評価によると、当グループの実績に対して重大な影響を与える可能性のある新しいリスクは確認されていない。当グループの早期警戒システム及び取締役会の見解によると、現在の予想期間において、継続企業として活動を行う当グループの能力に疑問を呈する特定可能なリスクは、個別的にも総合的にも存在しない。また、予測可能な将来においても、このようなリスクが生じる可能性は確認されていない。さらに、当グループの信用格付けにおいては、安定的ないしポジティブなアウトロックの評価が反映されている。

(2)【リスク】

政治、規制環境又は法的状況により生ずる機会及びリスク

多数のリスクは、主に、当グループが規制市場において一部のサービスを提供していることから生じる。ドイツポスト・アーゲー及びその子会社（特に、ポスト-eコマース・パーセル事業部。2019年1月1日以降はポスト・アンド・パケット・ドイツランド。）によって提供されている郵便サービスの多くは、ドイツ郵便法（PostG）に基づくドイツ連邦ネットワーク庁による当該業界特有の規制に服している。ドイツ連邦ネットワーク庁は、料金の承認又は見直しを行い、ダウンストリーム・アクセスの条件を定式化し、市場の不正に対応するための特別な監督権限を有している。

リスクは、料金の上限設定手続からも生じる可能性がある。ドイツ連邦ネットワーク庁は、2015年度において、料金の上限設定手続の下で1,000グラムまでの手紙の郵便料金の承認に適用される条件を規定した。これらの条件は指標として参照され、2019年度にドイツ連邦ネットワーク庁によって改訂される。

2016年7月14日の判決で、欧州連合一般裁判所（EGC）は、ドイツ連邦共和国により提起された訴訟において、2012年1月25日付の欧州委員会による国家補助に関する決定を破棄した。この詳細については、2017年6月30日に提出された有価証券報告書における2016会計年度の連結財務諸表の注記48に記載した。EGCの判断は、法的に有効である。欧州委員会による国家補助に関する決定は、それゆえ、終局的に無効となり、国家補助に関する決定に基づき主張されていた国家補助の返金義務に関して根拠はもはや存在しない。国家補助に関する決定を実施する目的で信託口座に預託された378百万ユーロは返還された。2011年「効力範囲の拡大に関する決定（“Ausweitungsbeschluss”）」についてドイツポスト・アーゲーが提起した訴訟は係属中である。この訴訟は、欧州委員会による2011年の国家補助の手続の拡大に関する決定の有効性に関する手続上の事項にかかわるものである。この係属中の訴訟において、欧州委員会は、1999年に開始された国家補助に関する手続のうち一部はまだ終結しておらず、したがって、新たに最終的な決定を下すことにより、当該手続を終結させることができるとする旨の法的見解を示している。欧州委員会は、当該決定について想定される内容の詳細を何ら提示していない。一方、ドイツポスト・アーゲーの法的見解では、1999年に開始された手続は、2002年6月19日付の欧州委員会に

による国家補助に関する判断により、全面的に終結している。この見解は、2013年10月24日付の欧州司法裁判所による判断により明示的に肯定されている。2012年1月25日付の欧州委員会による国家補助に関する決定は、引き続き終局的に無効である。

他の重要な法的手続については、連結財務諸表の注記46に記載している。しかしながら、当グループは、それらの手続は、2019年の予想期間に係る予測から大幅に逸脱するリスクを生じさせるものであるとは考えていな

い。
商品やサービスの流れはますます国際化され、これにより一定のリスクが伴う。世界的に事業を展開する物流企業として、当グループは、220以上の国及び地域の輸入、輸出及び輸送規制並びに外国貿易及び関税法を遵守しなければならない。近年、そのような法律や規制（その域外適用を含む。）の数と複雑さが増しており、規制当局によってより積極的に適用され、厳しい罰則が課されるようになっている。このリスクに対応するため、当グループはグループ全体のコンプライアンス・プログラムを実施している。当該プログラムは、現在の禁輸リストに照らして送付者、受領者、供給者及び従業員について法律で定められたチェックを実施することに加えて、例えば、適用される輸出規制や国家による制裁及び禁輸措置を実施する目的で、法的に要求される出荷の検査を行うことを確保する。当グループは、当局と協力し、違法行為を防止するとともに潜在的制裁を回避及び限定するための違反の検査を支援している。

マクロ経済及び業界特有の機会及びリスク

マクロ経済及び業界特有の状況は、当グループの事業の成功を決定付ける重要な要因である。当グループは、したがって、当グループが事業を行っている地域の経済動向を注視している。当グループは、現在、米国の経済政策の潜在的な影響及び英国のEUからの離脱（Brexit）により今後発生し得る事象を注視している。他の側面と並んで、Brexitにより、為替レート、経済、航空交通権及び関税の潜在的変動並びに英国内外の顧客への影響が生じ、当グループの純資産、財政状態及び経営成績にリスクが発生するおそれがある。このため、当グループは、Brexitによる影響に可能な限り徹底的に対処する目的で、論点ごとのワーキンググループを設置した。このような不安定な経済情勢にもかかわらず、2018年において物流サービスの需要は全体的に増加し、関連する売上高も増加した。

様々な外的要因により、当グループは多くの機会を得ている。当グループは、世界中でマーケットが成長すると確信している。国際化の進展及びさらなる世界経済の発展は、物流業界が拡大を続けるということを意味する。この理は、特に、アジアにおいて顕著である。アジアにおいては、他の地域との貿易、特に大陸内部での貿易量が増加し続けている。マーケット・リーダーであるがゆえ、その拡大は、当グループのDHL事業部に平均以上の利益をもたらすであろう。このことは、当グループが市場機会を有效地に活用するための優位な地位を同様に占めている南アメリカや中東といった経済成長の著しい地域における他の国々においても、同じく妥当する。

物流市場が成長するか否か、また、どの程度成長するかは、複数の要因に依存している。

事業プロセスを外注する傾向は継続している。サプライ・チェーンはより複雑かつ国際的になるだけでなく、より混乱を生じやすい状況となっている。このため、顧客は、安定的で統合された物流ソリューションを求めており、それこそが、当グループが広範な基盤を有するサービス・ポートフォリオをもって提供するものである。当グループは、引き続き、この分野、特にサプライ・チェーン事業部に成長の機会を見出しており、これは、当グループの全ての事業部間のより緊密な連携によりもたらされる。

台頭するオンライン市場は、書類及び物品の輸送需要をもたらし、当グループはこれにより新たな機会を得ている。電子小売業の上昇傾向の継続を主たる要因として、B2Cマーケットは力強い成長を遂げている。当グループは、小包ネットワークを拡大することにより、国内小包事業及び国際小包事業の拡大を企図するものであるが、上記事情は、当該事業の高い成長可能性をもたらすものである。

当グループは、特定の地域における経済低迷の可能性や、輸送量の停滞・減少の可能性を排除することはできない。しかしながら、当該事情は、当グループの全ての業務部における需要を減少させるものではない。実際、例えば、コストを理由に消費者がオンライン取引を増加する可能性があるため、パーセル業務部において対照的な効果をもたらす可能性がある。また、企業は、コスト削減のために、輸送サービスを外部委託せざるを得ない可能性がある。循環的リスクは、その大きさ及び影響を生じる時点によって、当グループの各事業部に対して異なる影響を及ぼし得ることから、その総合的な影響が緩和されているといえる。全体的には、当グループは、これらの循環的リスクを中間レベルのリスクに過ぎないと把握している。さらに、ここ数年、当グループは、コストをさらに柔軟にし、かつ、市場における需要の変動に対して迅速に対応できるようにするための対策を講じている。

ドイツポスト及びDHLは、他のプロバイダーと競争している。当該競争は、顧客基盤並びに当グループの市場における料金及びマージンの水準に対し、著しい影響を及ぼし得る。郵便及び物流事業において、品質、顧客の信用及び競争力のある価格が成功の鍵となる要素である。当グループが提供する高い品質及びここ数年のコスト削減により、当グループは、競争力を保持し、かつ、あらゆる悪影響を最低限に抑えられると確信している。

財務上の機会及びリスク

当グループは、世界企業として、必然的に財務上の機会及びリスクにさらされている。これらは主に、変動する為替レート、金利及び商品価格並びに当グループの自己資本要件から生じる機会又はリスクである。当グループは、経営上及び財務上の方策を実行することによって、財務リスクによる財務業績の変動率を減少させることに努めている。

通貨に関する機会及びリスクは、予定された又は将来の予算に計上された外国通貨取引から生じることもある。予算に計上された取引による重大な通貨リスクは、ネットポジションとして24ヶ月間周期で定量化されている。高度の相関性を有する通貨は、ブロックで連結されている。最も重要な純剰余金は、「米国ドルのブロック」、スターリング・ポンド、日本円及び韓国ウォンにて当グループレベルで予算として計上されている。通貨ではチェコ・コルナのみが大きな純損失を伴う。報告日現在で、予定された外貨建取引については、重要な為替ヘッジはない。

潜在的かつ一般的なユーロの下落は、当グループの収益ポジションに機会があることを意味している。もっとも、現在のマクロ経済予測によれば、当グループは、当該機会は低い関連性しか有しないと考えている。当グループの収益ポジションに対する主要なリスクは、ユーロの一般的な値上がりである。もっとも、個々の通貨のパフォーマンスから生じる個別のリスクに鑑みれば、その重要性の程度は低いと考えられる。

これら全ての為替による影響全体のリスクは、現時点で、当グループにとって関連性は低いものと考えられる。

物流グループとして、ドイツポストDHLにとって最大の商品価格のリスクは、燃料価格（灯油、ディーゼル及び船舶用ディーゼル）の変動により生じるものである。DHL事業部において、これらのリスクの大半は、経営上の方策（燃料サーチャージ）により顧客に転嫁されている。

流動性管理の鍵となる管理パラメーターは、中央流動性準備金である。報告日現在で、ドイツポストDHLは、43億ユーロの中央流動性準備金を有していた。これは、23億ユーロの中央金融市場への出資金及び20億ユーロの合同融資枠から成る。したがって、当グループの流動性は、短期及び長期において安定している。さらに、当グループは、業界における高い格付けを理由として資本市場に自由にアクセスすることができ、長期にわたり安定して自己資本要件を満たすために有利な立場にある。

2018年末において、当グループの純負債は、123億ユーロであった。165億ユーロの金融負債全体に占める短期固定利付金融負債の割合は、約17パーセントであった。

当グループの財政状態及び財務戦略、並びに財務リスクの管理に関する追加情報は、経済状態に関する報告及び連結財務諸表の注記44を参照のこと。当グループの確定給付型年金制度に関連するリスク及びリスク緩和の詳細な情報は、連結財務諸表の注記39を参照のこと。

企業戦略から生ずる機会及びリスク

過去数年にわたり、当グループは、世界においてもっとも成長著しい地域・市場において当グループの事業活動を好位置につけることに成功した。また、当グループは、永続的かつ収益性のある事業の成功のために不可欠な、能力・コストを柔軟に需要に適応させることを可能とする効率的な仕組みを全ての地域において、継続的に作り出している。戦略的な方向性としては、当グループは、組織的な成長及び顧客の便益のためのプロセスの簡素化に目を向け、郵便及び物流事業における当グループの中核的な能力に注力している。デジタル化は、これに大きな役割を果たしている。当グループのデジタル化への移行は、環境変化を有利に利用するという企業文化に新たな技術を統合することである。例えば、機会は、デジタルビジネスモデルだけでなく、新たなインフラ・ネットワークの可能性からも生じるものである。当グループの収益予測は、当グループの戦略的な方向性から生じる発展の機会を常に考慮に入れている。

検討対象期間において、長期間にわたる現在の企業戦略から生じるリスクは、当グループにとって関連性が低いものと考えられている。ただし、事業部は、次の特別な状況に直面している。

ドイツにおける郵便及び小包事業において、当グループは、物理的なビジネスからデジタルビジネスへの構造的な変更によりもたらされた課題への対応を行っている。当グループは、サービスの提供範囲を拡大することによって、需要の変化から生じるリスクを和らげている。e-コマースの急成長により、当グループは、小包事業が向こう数年間活発な成長を続けることを期待しており、そのため、小包ネットワークを拡大している。また、当グループは、電子通信サービスの範囲を拡大し、品質を主導するリーダーとしての当グループの立場を確保し、できる限り当グループの輸送費用及び配達の費用をより柔軟にしている。当グループは、市場の発展を注意深く見守り、収益の予測においてこれらを考慮している。当グループは、特定の予想期間において、これらの発展が当グループの事業に対して悪影響をもたらす大きな可能性を有するものとは考えていない。

エクスプレス事業部においては、当グループの将来における成功は、何よりもまず、競争環境における傾向、コスト及び輸送量等の一般的な要因に依存している。当グループは、国際的な事業を引き続き成長させることを計画しており、また、輸送量のさらなる増加を見込んでいる。かかる想定に基づき、当グループは、当グループのネットワーク、サービス、従業員及びDHLブランドに対して投資を行っている。過去の動向や総合的な展望を背景に、「マクロ経済及び業界特有の状況により生ずる機会及びリスク」という部分に報告されたものを大きく越えるエクスプレス事業部に関する重要で戦略的な機会又はリスクは認められない。

グローバル・フォワーディング／フレート事業部において、当グループは、自ら輸送サービスを提供するのではなく、航空会社、海運会社及び貨物輸送会社から輸送サービスを購入している。原則として、輸送サービスの外注は、当グループにとってより費用効率が高く、この場合には、当グループは、高水準のマージンを得ることができる。他方で、最悪の場合のシナリオでは、価格上昇分の全てを顧客に転嫁できないというリスクにさらされることになる。この機会及びリスクの範囲は基本的に、供給、需要及び輸送サービス価格の傾向並びに当グループの契約期間に依存する。当グループは、輸送サービスの仲介分野に関する包括的な知識を有することから、かかる機会を活用し、リスクを最小化している。

サプライ・チェーン事業部において、当グループの成功は、顧客の事業傾向に大きく依存している。世界中の異なる分野において多種多様な商品を顧客に提供していることから、当グループは、リスクのポートフォリオを分散させることができ、よって既存のリスクを緩和することができている。将来的な成功は、さらに、既存事業を継続的に改善できるか、新規事業をシームレスに統合できるか、また、当グループにとって最も重要な市場及び顧客セグメントにおいて成長できるかに依存している。「マクロ経済及び業界特有の状況により生ずる機会及

びリスク」という部分に報告されたものを大きく越えるサプライ・チェーン事業部に関する重要な戦略的機会又はリスクは認められない。

2019会計年度には、当グループは、e-コマース・サービスと国際小包輸送のクロスボーダー・ポートフォリオを再設計することを予定している。当グループは、2019年1月1日から、この目的のために新たにe-コマース・ソリューション事業部を設立した。その生産性及び収益性は、中期的に増加すると予想される。当グループは、ワークフローの標準化、ネットワークの効率性及びコストの柔軟性を向上させることにより、コスト圧力の上昇という基本的なリスクを緩和している。新しいDHL事業部に関しても、「マクロ経済及び業界特有の状況により生ずる機会及びリスク」という部分に報告されたものを大きく越える重要な戦略的機会又はリスクは認められない。

現時点では、極めて重要度の高い具体的な企業戦略的な機会又はリスクは認められない。

内部プロセスから生ずる機会及びリスク

当グループのサービスを提供するため、多数の内部プロセスを調整しなければならない。これら内部プロセスには、基本的な経営プロセスのほか、売買や対応管理プロセスといったサポート機能も含まれている。当グループが、コストを削減しつつ、内部プロセスを顧客のニーズに合致するよう、どれだけ調整することができるかは、現在の予測からの改善の可能性と関連している。当グループは、当グループの「ファースト・チョイス」構想により、内部プロセスの改善を継続的に行っている。これは、コストを削減しつつ、顧客満足度を改善するものである。当グループの収益予測は、期待されるコスト削減効果を織り込んでいる。

物流サービスは、通常ばら積みで提供され、高い品質水準での複雑なオペレーションに関するインフラが要求される。確実かつ定時の配達を一貫して確保するために、機械的又は人的な問題なく円滑に進めるためのプロセスが組成されなければならない。貨物の入札、分類、輸送、倉庫保管又は配達に関する脆弱性は、当グループの競争的地位の深刻な低下を生じさせるおそれがある。当グループのワークフローの中で起こり得る混乱を特定し、早いうちに必要な対策を講じることを可能にするため、当グループは、グローバルなセキュリティ管理システムを導入し、また、Resilience 360として知られ、当グループのグローバルなサプライ・チェーンと拠点とを描写し統合するグローバルなITプラットフォームを開発してきた。セキュリティに関する事象のほぼリアルタイムな情報が、このシステムに流れこむ。このシステムは、混乱が起きた場合には、セントラル・コミュニケーション・プラットフォームとしても機能する。これは競争上の優位性をもたらし、治安当局及び消費者のいずれからも既に高い関心を集めている。

情報技術（IT）から生ずる機会及びリスク

当グループの情報システムのセキュリティは、当グループにとって特に重要である。目標は、ITシステムの継続的運営を確保し、当グループのシステム及びデータベースに対する無権限でのアクセスを防止することである。この責任を果たすために、IT委員会の小委員会である情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ管理の国際基準であるISO 27002に基づくガイドライン、基準及び手順を策定した。さらに、当グループのリスク管理、IT監査、データ保護及びコーポレート・セキュリティの各部門が、継続的にITリスクを監視し、評価している。当グループのプロセスを常に円滑に進めるためには、当グループの基礎的なITシステムが常時利用可能でなければならない。当グループは、システムの完全な故障を防ぐシステムを設計することにより、これを確保している。外注のデータ・センターに加え、当グループは、チェコ共和国、マレーシア及び米国においてセントラル・データ・センターを運営している。そのため、当グループのシステムは、地理的に分離されており、現地で複製することができる。

当グループは、当グループのシステム及びデータへのアクセスを制限している。従業員は、従業員の業務に必要なデータにのみアクセスすることができる。全てのシステム及びデータは、定期的にバックアップされ、重要なデータは全てのデータ・センターにおいて複製される。

当グループの全てのソフトウェアは、バグへの対応、セキュリティの潜在的な問題の排除、及び機能性の改善を行うため、定期的に更新されている。当グループは、古いソフトウェア又はソフトウェアの更新から生じうるリスクを管理するため、ソフトウェアの更新の管理のための明確な手順であるパッチ管理プロセスを導入している。

上記の対策に基づき、当グループは、IT分野において深刻な結果をもたらす重大なIT事象が起きる可能性は極めて低いと推定する。

EU一般データ保護規則（GDPR）は、個人データ保護のための一連の措置、並びに、データ損失（第三者による不正アクセス）に関する迅速かつ広範な対応及び報告義務を規定している。当グループは、これに対する準備を整え、すべての事業部に実施プログラムを設けた。違反に対しては、データ保護監督当局により、罰金が科せられる可能性がある。

人事から生ずる機会及びリスク

当グループが長期的に成功するためには、能力がありかつモチベーションの高い従業員の存在が欠かせない。しかしながら、人口構造の変化は、あらゆる市場において、優秀な人材の減少を招いている。当グループは、このリスクへの対応として、従業員の成長を助長すると同時に、意欲を向上させるための方策を講じている。

当グループは、人口構造や社会構造の変化によってもたらされ得る高齢化から生じるリスク及び雇用の不足に対処するため、戦略的資源マネジメントを用いている。当グループは、経験に基づき、この分析・プランニング方法としての戦略的資源マネジメントを継続的に改善する。ドイツにおいて労働組合と締結したジェネレーション・パクト（前記「第2 - 5従業員の状況」の「人口構造の変化への対応」に記載される。）もまた、可能な限り長期にわたる従業員の職務経験の利活用に資するものである。また、同時に、若者に対しては長期的なキャリアの展望を提供するものとなっている。

慢性疾患及び急性疾患の増加可能性は、いずれも当グループの事業を継続する上で、新たなリスクを引き起こす。当グループは、ヘルス・マネジメント・プログラム、現地の要求に合わせた対策及び事業部を超えた協力体制によって、こうしたリスクに対応している。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当グループの事業全体及びセグメントごとの経営成績及びキャッシュ・フローの状況については、以下に加え、後記「第6 - 1 - (1) - (ヘ)連結財務諸表の注記 - 注記43乃至43.3」を参照されたい。また、当グループの生産、受注及び販売の状況については、前記「第2 - 3 - (1)一般情報」を参照されたい。

これらのうち将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在のものである点に留意されたい。

経済状態

当グループの経済状態に関する総合評価

ドイツポストDHLグループは、2018会計年度において、強い為替の影響による著しいマイナスの影響があったものの、連結売上高を増加させることができた。当グループが、2018年6月に、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部の年間収益予測を約15億ユーロから約6億ユーロに、当グループの年間収益予測を約41.5億ユーロから約32億ユーロに調整した後、EBITは当グループの調整後の予測どおりであった。ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部においては、特に再編費用が収益に重大な悪影響を及ぼした。エクスプレス事業部は力強い成長を続け、グローバル・フォワーディング／フレート事業部はその事業運営において目に見える進歩を遂げた。サブ

ライ・チェーン事業部の収益は、一時的なマイナスの影響を受けた。資本的支出は、再び前年を上回ったが、6月以降に予測されていたように、フリー・キャッシュ・フローは前年の数値を下回った。全体として、取締役会は、当グループの財政状態は健全であると考えている。

重要事象

ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部における収益の明確なマイナス傾向を緩和するため、6月上旬に、取締役会は、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部において持続可能な利益成長を確保するための措置を決定した。決定された措置は、郵便事業及び小包事業における生産性、間接費及びイールド・マネジメントをさらに改善するように設計されている。報告対象年度において、間接部門の公務員向けの早期退職制度に400百万ユーロが費やされた。さらに、6月に発表されたように、約100百万ユーロが更なる再編措置に投資された。6月には、上記を反映するために、当会計年度のEBIT、EAC及びフリー・キャッシュ・フローの予測も調整した。

10月末には、当グループは、中国の物流サービス業者であるS.F.ホールディングとの戦略的パートナーシップの一環として、中国、香港及びマカオでの当グループのサプライ・チェーン事業を売却することを決定した。その見返りに、当グループは、約700百万ユーロの非定期の支払と今後10年間の売上高に関連付けられた年額を受領する。当該会社の資産及び負債はすべて、売却目的で保有するものとして再分類された。

連結財務諸表の注記4に記載されているように、リースはIFRS第16号の初度適用の結果としてより広範囲に表示されている。これは、当グループの純資産、財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼすものである。

経営成績

経営成績を示す特定指標

	単位	2017年	2018年	2017年第4四半期	2018年第4四半期
売上高	百万ユーロ	60,444	61,550	16,109	16,926
利息支払前税引前利益(EBIT)	百万ユーロ	3,741	3,162	1,181	1,134
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾	%	6.2	5.1	7.3	6.7
資産に関する費用を計上後のEBIT(EAC)	百万ユーロ	2,175	716	796	509
報告対象年度連結純利益 ⁽²⁾	百万ユーロ	2,713	2,075	837	813
一株当たり利益 ⁽³⁾	ユーロ	2.24	1.69	0.69	0.66
一株当たり配当	ユーロ	1.15	1.15 ⁽⁴⁾	-	-

(1) EBIT / 売上高

(2) 非支配株主持分を控除後

(3) 基本的一株当たり利益

(4) 提案

ポートフォリオ及び報告の変更

当社のストリートスクーターの電気自動車その他の技術革新のような最先端のモビリティ・ソリューションの重要性を反映するために、当社は、かかる業務をポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部から移管し、新設のコーポレート・インキュベーション取締役会部会に統合した。新しい取締役会部会は、モビリティ・ソリューション、デジタル・プラットフォーム及び自動化のインキュベーターとしての業務を行う。コーポレート・インキュベーション及びコーポレート・センター／その他の損益は、現在、コーポレート・ファンクションのなかでまとめて示されている。過年度額はそれに応じて調整された。

第2四半期には、輸送、倉庫保管及び包装サービスのスペシャリストであるコロンビアのサブラ・グループを買収した。この買収は、連結財務諸表の注記2で説明されているように、DHLサプライ・チェーンのラテンアメリカでの影響力を高めることが狙いである。

第3四半期には、英国のスタートアップ企業であるフレキシブル・ライフスタイル・エンプロイメント・カンパニーの持分の50パーセントを売却した。同社は、ロジスティックス部門における人材採用に関するデジタルソリューションを提供する。

第4四半期には、エアホンコンの持分の40パーセントをその過半数株主であるキャセイパシフィックに売却し、それと同時に、15年間のパートナーシップに合意した。

ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部では、当社のオンライン・スーパー・マーケット事業であるオールユーニード・フレッシュを、ハノーファーのデルティコムAGに売却した。

為替による影響が売上高の伸びを圧迫する

2018会計年度は、為替の影響が1,466百万ユーロもの非常にネガティブな影響を与えたが、連結売上高は、1,106百万ユーロ増加し、61,550百万ユーロとなった。海外における売上高の割合は、69.6パーセントから69.5パーセントに僅かに減少した。2018年第4四半期の売上高は対前年比817百万ユーロの増加で、16,926百万ユーロであった。これについても同様に、為替の影響によって売上高は63百万ユーロ減少した。

報告対象年度におけるその他の営業収益は、1,971百万ユーロから1,914百万ユーロまで下落した。このことは、何よりも、前年度この項目に含まれた非流動資産の処分による高い収益が原因である。

減価償却費、償却費及び減損損失の著しい増加

材料費は、1,102百万ユーロ減少し、31,673百万ユーロとなった。この減少は、主に、799百万ユーロの為替による影響とIFRS第16号の初度適用の結果としてリース費用が消去されたことによるものである。他方で、輸送費及び燃料費は増加した。人件費は、20,825百万ユーロと前年度の数値（20,072百万ユーロ）を超過しており、これは主に新規雇用と、ポスト - eコマース - パーセル（PeP）事業部における早期退職制度のための引当金によるものである。為替による影響は、人件費の数値を335百万ユーロ減少させた。IFRS第16号の適用は、特に減価償却費、償却費及び減損損失を急激に増加させ、1,821百万ユーロ増加して3,292百万ユーロとなった。その他の営業費用は4,526百万ユーロから4,597百万ユーロに増加し、これは特に49百万ユーロに上る顧客契約から生じたマイナスの影響が原因である。

売上高、その他の営業収益及びその他の営業費用の変動（2018年）

	百万ユーロ	増減率（%）	
売上高	61,550	1.8	・為替による影響により1,466百万ユーロ減少
その他の営業収益	1,914	-2.9	・前年度の数値には非流動資産の処分に起因する高い収益が含まれていた。
材料費	31,673	-3.4	・為替による影響により799百万ユーロ減少 ・IFRS第16号の初度適用による減少 ・輸送費及び燃料費の高騰
人件費	20,825	3.8	・社員数増加 ・PeP事業部における早期退職制度のための400百万ユーロの費用 ・為替による影響により335百万ユーロ減少
減価償却費、償却費及び減損損失	3,292	100超	・IFRS第16号の初度適用による増加
その他の営業費用	4,597	1.6	・49百万ユーロに上る顧客契約から生じたマイナスの影響

連結EBITが15.5パーセント減少

連結EBITは、報告対象年度において前年度の水準（3,741百万ユーロ）を15.5パーセント下回る3,162百万ユーロとなった。2018年度第4四半期のEBITは、47百万ユーロ減少し、1,134百万ユーロとなった。主にリース負債の支払利息により、2018年の年間全体で金融費用純額は411百万ユーロから576百万ユーロまで拡大した。税引前利益は744百万ユーロ減少し、2,586百万ユーロとなった。同様に、法人所得税も115百万ユーロ減少し、362百万ユーロとなった。

連結純利益が前年度の数値を下回る

2018会計年度において、連結当期純利益は2,853百万ユーロから2,224百万ユーロまで下落した。この数値のうち、2,075百万ユーロはドイツポスト・アーゲーの株主に、また、149百万ユーロは非支配株主に帰属するものである。基本的一株当たり利益は2.24ユーロから1.69ユーロに減少し、希薄化後一株当たり利益は2.15ユーロから1.66ユーロに減少した。

一株当たり1.15ユーロの配当の提案

当社の財務戦略として、純利益の40パーセントから60パーセントを配当として支払うという原則がある。このため、取締役会及び監査役会は、2018会計年度について株主に対して一株当たり1.15ユーロの配当を支払うことを2019年5月15日の定時株主総会において提案した（前年度：1.15ユーロ）。ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する連結純利益に関する配当比率は68.4パーセントである。一時的な要因を調整すると、配当比率は55.4パーセントである。当グループ株式の年度末終値に基づく配当利回りは、4.8パーセントである。配当は、2019

年5月20日に分配され、ドイツに居住する株主については非課税となる。受領者が税還付又は税額控除を求める
ことを可能にするものではない。

	配当金総額 (単位：百万ユーロ)	無額面株式一株当たりの配当金 (単位：ユーロ)
2012年	846	0.70
2013年	968	0.80
2014年	1,030	0.85
2015年	1,027	0.85
2016年	1,270	1.05
2017年	1,409	1.15
2018年 ⁽¹⁾	1,419	1.15

(1)提案

資産に関する費用を計上後のEBIT (EAC) の著しい減少

2018年度においては、EACは、2,175百万ユーロから716百万ユーロに減少した。EBITの急激な減少に加えて、IFRS第16号に従い追加的に認識されたリース資産により、帰属する資産に関する費用は急激に増加し、その結果EACはEBITに比べてより大きく下落した。

資産に関する費用を計上後のEBIT(EAC)			
百万ユーロ	2017年	2018年	増減率(%)
EBIT	3,741	3,162	-15.5
- 資産に関する費用	-1,566	2,446	-56.2
=EAC	2,175	716	-67.1

有形固定資産として認識された追加的なリース資産を主因として、純資産ベースは、2018年12月31日時点において約112億ユーロ増加し、28,594百万ユーロとなった。この項目は、ITシステムへの投資、貨物機の購入、並びに、倉庫、仕分け装置及び保有車両の交換及び増設によりさらに増加した。純運転資本は前年度比で増加した。営業引当金は前年度比で減少し、その一方で、その他非流動資産及び負債は増加した。

純資産ベース(連結) ⁽¹⁾			
百万ユーロ	2017年12月31日	2018年12月31日	増減率(%)
無形固定資産及び有形固定資産	20,594	31,254	51.8
+/- 純運転資本	1,095	919	16.1
営業引当金(年金及びその他同様の義務の引当金は除く。)	2,089	-1,865	10.7
+/- その他非流動資産及び負債	31	124	100超
= 純資産ベース	17,441	28,594	63.9

(1) 資産及び負債はセグメント別報告記載のとおりである（連結財務諸表の注記10参照）。

財政状態

主要キャッシュ・フロー指標

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年	2017年第4四半期	2018年第4四半期
12月31日時点での現金及び現金同等物	3,135	3,017	3,135	3,017
現金及び現金同等物の変動	119	-20	1,596	809
営業活動により生じた現金純額	3,297	5,796	1,527	2,652
投資活動において使用された現金純額	2,091	-2,777	1,042	-1,481
財務活動において使用された / 財務活動による現金純額	1,087	-3,039	1,111	-362

当グループにおける財務管理は集中型機能である

当グループの財務管理活動には、金利、通貨及び商品価格の変動のヘッジに伴う流動性の管理、当グループの資金繰りの手配、保証状及びコンフォート・レターの発行、並びに、格付機関との連絡が含まれる。ポンにある当グループ本社のコーポレート・ファイナンス部がこれらの活動に係る責任を負っており、これをポン（ドイツ）、ウエストン（米国フロリダ州）及びシンガポールの3つの地域財務センターが支えている。これらの地域センターは、当グループ本社と事業会社との中継拠点として機能し、財務管理問題について事業会社に助言し、当グループ全体の要件の遵守を徹底させている。

コーポレート・ファイナンス部の主たる役割は、財務リスクと資本コストを最小化し、当グループの財務の安定性と柔軟性を長期にわたって維持することにある。当グループは、資本市場への自由なアクセスを確保するため、該当セクターに見合う信用格付の維持を目指している。

財務的弾力性及び低い資本コストの維持

当グループの財務戦略は、財務管理の原則及び目標を基盤としている。株主の利益の他、当該戦略は債権者の要求も考慮している。目標は、高い継続性及び投資家にとっての予測可能性を確保することにより、当グループが財務的弾力性及び低い資本コストを維持することである。

この戦略の主軸は、償却前修正利益の負債に対する比率（FFO負債比率）として知られるダイナミック・パフォーマンス・メトリックにより管理される、目標格付「BBB+」を有することである。当グループの戦略には、更に、長期的な配当金政策、及び、特別配当の支払又は株の買戻しを行うために使われる過剰流動資金に関する明確な優先順位も含まれる。

財務戦略

信用格付け	投資家
<ul style="list-style-type: none"> 「BBB+」及び「Baa1」の格付けをそれぞれ維持する。 ダイナミック・パフォーマンス・メトリックとしてFFO負債比率を使用。 	<ul style="list-style-type: none"> 当グループから信頼可能かつ一貫性のある情報を発信する。 期待収益の予想可能性。

配当政策 <ul style="list-style-type: none">純利益の40%から60%を支払う。キャッシュ・フロー及び継続性を考慮。	
過剰流動資金 <ul style="list-style-type: none">特別配当金を支払い、又は、株式買戻プログラムを実施する。	当グループ <ul style="list-style-type: none">財務及び戦略の弾力性維持。資本コストを抑える。
負債ポートフォリオ <ul style="list-style-type: none">流動性準備金としてシンジケート・ローンを利用する。社債発行のために債券発行プログラムを立ち上げる。長期必要資本を調達するため、社債を発行する。	

FFO負債比率

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
運転資本の増減考慮前の営業活動によるキャッシュ・フロー	3,418	6,079
+ 利息受取額	52	52
- 利息支払額	160	526
+ オペレーティング・リースの調整	1,641	0
+ 年金の調整	567	309
= 債却前修正利益(FFO)	5,518	5,914
金融負債計上額	6,050	16,462
- 純損益を通じて公正価値で計上される金融負債	44	38
+ オペレーティング・リースの調整	9,406	0
+ 年金の調整	4,323	4,110
- 余剰現金及び準現金投資 ⁽¹⁾	2,503	2,683
= 負債	17,232	17,851
FFO負債比率(%)	32.0	33.1

(1) 現金及び現金同等物並びに一覧払いの投資資金の合計から営業に必要な現金を差し引いたものが報告されている。

償却前修正利益(FFO)は、上記の計算のとおり、運転資本の増減考慮前の営業活動によるキャッシュ・フローの数値に利息受取額を加算し、これから利息支払額を差し引いた上、オペレーティング・リース及び年金について修正した金額をいう。金融負債並びに余剰現金及び準現金投資に加え、負債金額には、オペレーティング・リース負債及び引当金により積み立てられた年金負債が含まれている。

負債の水準が増加したにもかかわらず、償却前修正利益が負債より早いペースで増加したことにより、報告対象年度における「FFO負債比率」パフォーマンス・メトリックは、前年度と比較して増加した。

償却前修正利益は396百万ユーロ増加し、5,914百万ユーロとなった。運転資本の増減考慮前の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年度の年金債務の更なる積立により著しく増加した。加えて、IFRS第16号の適用は、営業活動によるキャッシュ・フローを増加させ、同時に、オペレーティング・リースの調整を減少させた。利息支払額は、現在ではリースに係る利息支払額を含むことから上昇した。報告対象年度の年金債務の積立の減少により、年金の調整が前年比で減少した。

負債は、前年比で619百万ユーロ増加し、17,851百万ユーロとなった。金融負債計上額は、12月における7.5億ユーロの社債の発行及び9月における5億ユーロの約束手形の発行により増加した。しかしながら、それらは10月における5億ユーロの社債の償還及び1億ユーロの2012年転換社債における転換若しくは株式の返済により減少した。加えて、金融負債計上額は、報告対象年度においてはIFRS第16号の下でリース負債を含むことから増加し、これによりオペレーティング・リースの調整は中止された（連結財務諸表の注記41参照）。

現金及び流動性の集中管理

全世界において営業している当グループの子会社の現金及び流動性については、コーポレート財務部が集中管理している。当グループの外部売上高の合計80パーセントは、現金プールに連結され、内部の流動性需要の調整に使用される。法律上の理由からこのような方法を採用できない国については、コーポレート財務部が内部借入れ及び外部借入れ並びに投資を集中管理する。このような事情から、当グループでは、特定の銀行からの独立性を維持するため、バランスのとれた銀行取引方針を遵守している。外部の銀行手数料やマージンの支払を避ける

ため、子会社の内部売上高も当グループ内の銀行（会社間決済）にプールされ管理されている。支払決済は、統一指針に従い、標準化されたプロセス及びITシステムを通じて行われている。多くの当グループ会社は、当該会社名義でドイツポスト・アーゲーの中央銀行口座を経由して支払を実行する、当グループ内のペイメント・ファクトリーに外部支払決済をプールしている。

市場リスクの限定

当グループは、市場リスクを限定するために、基本金融商品及びデリバティブ金融商品の両方を利用している。金利リスクは、スワップのみにより管理されている。通貨リスクは、先渡取引、クロス・カレンシー・スワップ及びオプションによってもヘッジされている。当グループは、商品価格の変動から生じるリスクの大部分を顧客に転嫁しており、残りのリスクの管理については、商品スワップを一定程度用いている。デリバティブ商品の利用に関するパラメータ、責任及びコントロールは、内部指針において定められている。

柔軟かつ安定した資金調達

当グループは、株式資本及び負債により、長期的資金需要をカバーしている。これは、十分な柔軟性をもたらし、かつ、財務の安定性の確保を可能にする。当グループにとって最も重要な資金源は、営業活動により生じた現金純額である。

また、当グループは、当グループに対して好ましい市況を保証し、安定した長期流動性準備金として機能している20億ユーロの協調与信枠を有している。この与信枠は、報告対象年度において再び交渉され、2023年まで継続する。各1年間の更新オプションが2つ存在し、当グループの財務指標について何らの誓約も含んでいない。当グループの堅実な流動性の状況に鑑み、報告対象年度中、この協調与信枠は維持された。

銀行取引方針の一環として、当グループは、取引量を拡大させ、取引先金融機関との長期的な関係を維持している。当グループは、与信枠の他、社債、約束手形及びリース等の独自の資金調達源により、当グループの借入必要額を満たしている。大部分の負債は、経済規模及び分業化による利益を活用するために集約されており、その結果として貸付コストを最小限に抑えている。

2018年12月、当グループは7.5億ユーロの社債を、2012年に設立された80億ユーロを上限とする債券発行プログラムの一環として発行した。9月には、当グループは、合計で5億ユーロとなる約束手形を初めて発行した。手取金は、既存の金融負債の借換え及び航空機の購入に用いられた。

報告対象年度において5億ユーロの社債が償還された。2012年に発行された転換社債の残高1億ユーロが全額転換又は償還された。社債に関する追加情報は、連結財務諸表の注記41に記載する。

コンフォート・レター及び保証状

ドイツポスト・アーゲーは、当グループ会社、関連会社及びジョイントベンチャーが締結するローン契約、リース及び供給者契約に関して、必要に応じてコンフォート・レター又は保証状を発行することにより、担保を提供している。これにより、各地においてより有利な条件の下で交渉を行うことが可能となっている。かかる保証は、集中的に提供及び監視されている。

当グループの信用格付の据え置き

当グループの与信状況に関して、フィッチ・レーティングス（フィッチ）による「BBB+」の格付け及びムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）による「A3」の格付けが維持されている。また、両方の格付機関からの安定的なアウトルックも、引き続き適用可能である。これらの格付けにより、当グループは、引き続き、運輸及び物流部門において良好な立場にある。以下の表は、報告日における格付けと評定因子を示したものである。格付機関による最新の分析の全て及び格付分類は、当グループのウェブサイトに掲載されている。

格付機関による格付け

	プラス評定 要因	マイナス評定 要因
フィッチ・レーティングス 長期：BBB+ 短期：F2 アウトルック：安定的	<ul style="list-style-type: none"> バランスのとれた事業リスクの内容。 インターネットによる小包量の増大。 継続的な成長及び利益改善により、世界的な時間指定配達サービスにおける地位を強力にしている。 堅実な財務指標が適用されており、望ましい流動性があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部において郵便量の構造的減少及び同事業部内での費用構造の管理における課題。 DHL事業部を通じて、グローバル・マーケットの変動性及び競争にさらされるリスクがあること。
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス 長期：A3 短期：P-2 アウトルック：安定的	<ul style="list-style-type: none"> 世界最大級の物流企業としての国際的存在感及び規模。 ドイツにおける大規模かつ強固な郵便事業。 堅実な財務指標、保守的な財務政策及び卓越した流動性のプロファイル。 	<ul style="list-style-type: none"> ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部における課題。 物流事業における非常に競争的で成熟したマーケット及び不安定なマーケット状況にさらされること。 従来の郵便サービスの構造的減退。 再編費用及びより多くの資本的支出。

流動性及び資金源

報告日現在、当グループは、自由に使用できる現金及び現金同等物を30億ユーロ保有していた（前年度：31億ユーロ）。この大部分は、ドイツポスト・アーゲーが直接保有するものである。現金は、金融市場に対して中心的に投資されるか、既存の銀行口座に預金されており、このような中心的な短期金融投資額は、報告日現在において、合計15億ユーロに達する（前年度：17億ユーロ）。

加えて、マネー・マーケット・ファンドに8億ユーロが投資された（前年度：5億ユーロ）。貸借対照表で報告されている金融負債の内訳は、以下のとおりである。追加情報は、連結財務諸表の注記41に記載される。

金融負債		
(単位：百万ユーロ)	2017年	2018年
リース負債	181	9,859
社債	5,350	5,472
約束手形	0	499
銀行に対する負債額	156	264
純損益を通じた公正価値での金融負債	44	38
その他の金融負債	319	330
	6,050	16,462

取得資産のための資本的支出の上昇

取得資産のための有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産に対する投資は、報告対象年度において、2,648百万ユーロであった（前年度：2,268百万ユーロ）。資産の種類別及び地域別の資本的支出の内訳については、連結財務諸表の注記10、22及び23を参照のこと。

資本的支出並びに減価償却費、償却費及び減損損失（通年）														
	PeP事業部 調整後 ⁽¹⁾		エクスプレス 事業部		グローバル・ フォワーディ ング／フレー ト事業部		サプライ・ チェーン事業 部		コーセー ト・ファンク ション調整後 ⁽¹⁾		連結 ⁽¹⁾⁽²⁾		グループ	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
取得資産に 関連する資 本的支 出 (単位： 百万ユ ーロ)	618	786	1,047	1,190	69	110	277	282	241	290	16	-10	2,268	2,648
リース資産 に関する資 本的支 出 (単位： 百万ユ ーロ)	4	176	2	739	1	158	0	805	2	518	0	1	9	2,397
合計（单 位：百万 ユーロ）	622	962	1,049	1,929	70	268	277	1,087	243	808	16	-9	2,277	5,045
減価償却 費、償却 費及び減 損損失 (単位： 百万ユ ーロ)	353	454	525	1,152	70	238	319	826	203	623	1	-1	1,471	3,292

資本的支出合計対減価償却費、及び損失率	1.76	2.12	2.00	1.67	1.00	1.13	0.87	1.32	1.20	1.30	-	-	1.55	1.53
---------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	---	-------------	-------------

(1)コーポレート・ファンクションにコーポレート・インキュベーションを再分類

(2)四捨五入を含む。

資本的支出並びに減価償却費、償却費及び減損損失（第4四半期）

	PeP事業部 調整後 ⁽¹⁾		エクスプレス 事業部		グローバル・ フォワーディ ング／フレー ト事業部		サプライ・ チェーン事業 部		コーポレー ト・ファンク ション 調整後 ⁽¹⁾		連結 ⁽¹⁾⁽²⁾		グループ	
	2017 年	2018 年	2017 年	2018 年	2017 年	2018 年	2017 年	2018 年	2017 年	2018 年	2017 年	2018 年	2017 年	2018 年
資本的 支出 (単位： 万ユーロ)	298	245	605	511	18	35	83	82	142	111	0	-39	1,146	945
リースに する資本 支出 (単位： 万ユーロ)	1	81	0	102	0	37	0	216	2	143	0	2	3	581
合計 (単位： 万ユーロ)	299	326	605	613	18	72	83	298	144	254	0	-37	1,149	1,526
減価償 却費、 償却費 及び減 損損失 (単位： 百万ユーロ)	88	121	132	312	19	65	99	217	52	164	0	-1	390	878
資本的 支出合 計 償却 費、 償却 費及 び減 損 率 比	3.40	2.69	4.58	1.96	0.95	1.11	0.84	1.37	2.77	1.55	-	-	2.95	1.74

(1) コーポレート・ファンクションにコーポレート・インキュベーションを再分類

(2) 四捨五入を含む

ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部においては、最も大きな資本的支出はドイツにおける郵便及び小包事業のインフラ拡大に起因するものであった。

エクスプレス事業部においては、投資は特にマドリード、香港、シンシナティ及びライプツィヒにおける当グループのネットワークに関するインフラの拡大のために行われた。また、保有航空機の継続的な保守と更新に焦点を当てた資本的支出がなされ、これには、予定されるエクスプレス事業部の大際間航空機の更新に係る前払い金が含まれる。

グローバル・フォワーディング／フレート事業部において、当グループは、ITアプリケーションに関するインフラだけでなく、全地域の倉庫及びオフィス・ビルの改裝のために支出を行った。

サプライ・チェーン事業部において、資金の大部分は、EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）及びアメリカ大陸において新規事業の支援のために使われた。

コーポレート・ファンクションでは、全車両及びストリートスクーター社の電気自動車の拡大生産への投資が増加した。

営業活動によるキャッシュ・フローの増加

2018会計年度においては、営業活動より生じた現金純額は、2,499百万ユーロ増加し、5,796百万ユーロとなつた。すべての現金を伴わない収益及び費用はEBITに基づいて消去され、EBITは前年度の数値を大きく下回る3,162百万ユーロ（前年度：3,741百万ユーロ）であった。減価償却費、償却費及び減損損失は、1,471百万ユーロから3,292百万ユーロに増加したが、これは、リース資産の当初認識によるものである。引当金は-940百万ユーロから282百万ユーロへ変わったが、これは、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部の早期退職制度のために認識された引当金等の要因によるものである。前年度においては、495百万ユーロを英国における年金債務の資金調達に使用した。

運転資本の増減考慮前の営業活動より生じた現金純額は、2,661百万ユーロ急激に増加して6,079百万ユーロとなつた。運転資本の増減による現金支出は、162百万ユーロ増加したが、これは主に負債その他の項目の減少によるものである。

投資活動に使用した現金純額は2,777百万ユーロであり、前年度の水準（2,091百万ユーロ）を大幅に上回った。前年度は主にウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却による影響を受けており、当該売却により子会社及びその他業務部の処分による合計316百万ユーロの収入が生じた。有形固定資産及び無形固定資産の取得に支払われた現金は、前年度の2,203百万ユーロより446百万ユーロ増加した。

フリー・キャッシュ・フローの算定方法				
(単位：百万ユーロ)	2017年	2018年	2017年 第4四半期	2018年 第4四半期
営業活動により生じた現金純額	3,297	5,796	1,527	2,652
有形固定資産及び無形固定資産の売却	236	151	135	105
有形固定資産及び無形固定資産の取得	-2,203	-2,649	-914	-851
有形固定資産及び無形固定資産の変動による現金支出	-1,967	-2,498	-779	-746
子会社及びその他業務部の処分	316	14	316	9
持分法が適用される投資及びその他投資の売却	3	23	0	23
子会社及びその他業務部の取得	-54	-58	0	0
持分法が適用される投資及びその他投資の取得	-55	-39	-32	-6
取得／売却による現金収入／支出	210	-60	284	26
リース受取債権	-	17	-	4
リース負債の返済	-	-1,722	-	-465
リース負債に係る利息	-	-376	-	-99
リースからの現金支出	-	-2,081	-	-560
利息受取額	52	52	12	13
利息支払額	-160	-150	-69	-78
純利息支払額	-108	-98	-57	-65
フリー・キャッシュ・フロー	1,432	1,059	975	1,307

IFRS第16号の初度適用後のフリー・キャッシュ・フローの数値の比較可能性を確保するために、利息支払及びリース負債の返済による現金支出は、リース資産に係る減価償却費及び減損損失に含められている。フリー・キャッシュ・フローは1,432百万ユーロから1,059百万ユーロに落ち込んだが、このことは、有形固定資産及び無形固定資産の変動による現金支出が前年度の数値（1,967百万ユーロ）に比べて531百万ユーロ増加したことや、運転資本の増減による現金支出が増加したこと等を理由とするものである。

財務活動において使用された現金純額は3,039百万ユーロであり、これは前年度の数値（1,087百万ユーロ）から1,952百万ユーロ増加した。これは、報告対象年度におけるリース料が含まれること等を理由とするものである。当グループは、株主に1,409百万ユーロの配当金を支払い、また、500百万ユーロの社債を償還した。一方で、当グループは、合計500百万ユーロの約束手形と合計750百万ユーロの社債を発行した。前年度には、自己株式の取得により、148百万ユーロの現金支出が生じ、2017年6月には、社債を償還した。

現金及び現金同等物は、2017年12月31日時点の3,135百万ユーロから、3,017百万ユーロへ減少した。

純資産

純資産に関する主要な指標

		2017年 12月31日	2018年 12月31日
自己資本比率	(単位：%)	33.4	27.5
純負債	(単位：百万 ユーロ)	1,938	12,303
純インタレスト・カバー		34.6	6.7
純ギアリング	(単位：%)	13.1	47.0

連結総資産の急激な増加

当グループの総資産は、2018年12月31日時点(50,470百万ユーロ)で、2017年12月31日時点(38,672百万ユーロ)より11,798百万ユーロ増加した。

非流動資産は、IFRS第16号の適用により大幅に増加した。リースからの使用権資産の当初認識により、有形固定資産が91億ユーロ増加した。その他の非流動資産は、年金資産の増加によって、122百万ユーロ増加して、353百万ユーロとなった。当グループは、余剰資金を資本市場に投資し、短期金融資産は、652百万ユーロから943百万ユーロに増加した。IFRS第15号の適用の結果として、その他の流動資産も、連結財務諸表の注記4に記載されているとおり、185百万ユーロ増加し2,369百万ユーロとなった。売却目的で保有する資産は、422百万ユーロ急激に増加し、426百万ユーロとなった。これは、主に、中国における当グループのサプライ・チェーン事業の資産を再分類した結果によるものである。

貸借対照表の資本及び負債の部においては、ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する持分は、2017年12月31日時点の数値(12,637百万ユーロ)を大きく上回る13,950百万ユーロとなった。連結当期純利益、年金債務からの保険数理上の利益及び転換社債に関連した資本増加によって当該項目は増加したが、他方で配当金の支払によって当該項目は減少した。金融負債は、6,050百万ユーロから、16,462百万ユーロに大幅に増加した。これは、特に、92億ユーロのリース負債の当初認識が原因である。加えて、当グループは合計750百万ユーロの社債を発行した。買掛金は7,343百万ユーロから7,422百万ユーロに増加した。引当金は、2017年12月31日時点の数値(7,078百万ユーロ)から僅かに増加し、7,130百万ユーロとなった。年金引当金は減少した一方で、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部の早期退職制度のための引当金は増加した。中国のサプライ・チェーン事業の売却が予定されていることが、売却目的で保有する資産に関連する負債が228百万ユーロに増加する原因となった。

純負債は12,303百万ユーロに上昇

当グループの純負債が、2017年12月31日時点の1,938百万ユーロから2018年12月31日時点の12,303百万ユーロへ増加したのは、主に、IFRS第16号に従ったリース負債の当初認識によるものである。自己資本比率は、27.5パーセントであり、2017年12月31日時点の数値(33.4パーセント)を大きく下回った。これは、IFRS第16号の適用により総資産が上昇したことが主たる要因である。純インタレスト・カバー率とは、EBITにより純利子債務がカバーされている範囲を示すものである。当該数値は、34.6から6.7に減少した。これは、IFRS第16号の結果として発生したリース負債に係る利息の支払によるものである。純ギアリング率は、2018年12月31日時点で47.0パーセントとなった。

純負債

(単位：百万ユーロ)	2017年 12月31日	2018年 12月31日
長期金融負債	5,101	13,838
+ 短期金融負債	794	2,425

=	金融負債⁽¹⁾	5,895	16,263
-	現金及び現金同等物	3,135	3,017
-	短期金融資産	652	943
-	長期金融デリバティブの正の公正価値 ⁽²⁾	170	0
=	金融資産	3,957	3,960
	純負債	1,938	12,303

(1) 営業金融債務を控除

(2) 貸借対照表において、長期金融資産として認識されている。

12月31日時点の当グループにおけるバランスシート構成

資産		
	2017年	2018年
無形固定資産(%)	30%	23%
有形固定資産(%)	23%	38%
売掛金(%)	21%	16%
その他の資産(%)	26%	23%
合計(百万ユーロ)	38,672	50,470

資本及び負債		
	2017年	2018年
資本(%)	33%	27%
長期引当金及び非流動負債(%)	30%	40%
短期引当金及び流動負債(%)	37%	33%
合計(百万ユーロ)	38,672	50,470

事業部における業績

ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部

主要な経済指標 ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部						
(単位:百万ユーロ)	2017年 調整後 ⁽¹⁾	2018年	増減率 (%)	2017年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2018年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	18,161	18,476	1.7	5,047	5,125	1.5
内、ポスト業務部	9,956	9,709	-2.5	2,688	2,611	-2.9
内、eコマース-パーセル業務部	8,482	9,073	7.0	2,432	2,604	7.1
内、その他 / 連結PeP	-277	-306	-10.5	-73	-90	-23.3
利息支払前税引前利益(EBIT)	1,503	656	-56.4	511	366	-28.4
内、ドイツ国内	1,495	658	-56.0	505	364	-27.9
内、国際的パーセル及びeコマース	8	-2	-100未満	6	2	-66.7
売上高当期純利益率 ⁽²⁾ (%)	8.3	3.6	-	10.1	7.1	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,559	1,263	-19.0	836	648	-22.5

(1) 連結ベースでの業務部業績への変換及び業務分野の再編によるもの。

(2) EBIT / 売上高

売上高が昨年度の水準を超える

報告対象年度における同事業部の売上高は、ドイツ国内における営業日が0.7日少なかったにもかかわらず、18,476百万ユーロとなり、前年度の18,161百万ユーロを1.7パーセント上回った。この伸びの殆どは、eコマース-パーセル業務部に起因する。2018年度においては、93百万ユーロの為替差損が売上高を減少させた。これらの影響を除けば、売上高の増加は2.2パーセントであった。2018年度第4四半期においては、同事業部における売上高は、前年度比で1.5パーセント増加した。

郵便業務部における売上高は減少

郵便業務部においては、報告対象年度における売上高は9,709百万ユーロであり、前年度の9,956百万ユーロを2.5パーセント下回った。輸送量は、4.2パーセントの減少であった。2018年度第4四半期の売上高は、2.9パーセント減少し、2,611百万ユーロ（前年度：2,688百万ユーロ）であった。

電子的通信手段が発達したことにより加え、前年度と比較して選挙等の特別な行事が少なかったことから、メール・コミュニケーション輸送量は、予測どおり減少した。ダイアログ・マーケティング事業においても、特別な行事がなかったために同事業の売上高及び輸送量が減少した。国際郵便事業における売上高は大幅に増加した。

郵便：売上高

(単位：百万ユーロ)	2017年 調整後 ⁽¹⁾	2018年	増減率 (%)	2017年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2018年 第4四半期	増減率 (%)
メール・コミュニケーション	6,401	6,303	-1.5	1,720	1,696	-1.4
ダイアログ・マーケティング	2,333	2,205	-5.5	656	602	-8.2
その他／郵便事業連結	1,222	1,201	-1.7	312	313	0.3
合計	9,956	9,709	-2.5	2,688	2,611	-2.9

(1) 連結ベースでの業務部業績への変換及び業務分野の再編によるもの。

郵便：輸送量

(単位：百万通)	2017年 調整後 ⁽¹⁾	2018年	増減率 (%)	2017年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2018年 第4四半期	増減率 (%)
合計	18,590	17,818	-4.2	4,935	4,760	-3.5
内、メール・コミュニケーション	7,964	7,707	-3.2	2,079	2,067	-0.6
内、ダイアログ・マーケティング	8,874	8,417	-5.1	2,393	2,235	-6.6

(1) 連結ベースでの業務部業績への変換及び業務分野の再編によるもの。

eコマース-パーセル業務部は引き続き成長

報告対象年度におけるeコマース-パーセル業務部の売上高は9,073百万ユーロであり、前年度の8,482百万ユーロを7.0パーセント上回った。2018年度第4四半期においても、売上高は、7.1パーセント成長した。

ドイツ国内におけるパーセル事業は、eコマースが好調であることから、着実に成長を続けた。2018年度において、パーセル・ジャーマニー事業の売上高は7.1パーセント増加し、5,556百万ユーロであった（前年度：5,190百万ユーロ）。輸送量は、7.5パーセント増加し、1,479百万個であった。

ヨーロッパにおける国内及び国際小包事業も、引き続き力強く成長した。パーセル・ヨーロッパ事業の2018年度の売上高は、10.6パーセント増加し、2,216百万ユーロであった（前年度：2,004百万ユーロ）。

DHL・eコマース事業による売上高は、アジアにおける取引に加え、米国の国内取引の寄与により、報告対象年度において6.9パーセント増加し、1,650百万ユーロであった（前年度：1,544百万ユーロ）。為替による影響を除けば、成長率は12.0パーセントであった。

eコマース-パーセル：売上高

(単位：百万ユーロ)	2017年 調整後 ⁽¹⁾	2018年	増減率 (%)	2017年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2018年 第4四半期	増減率 (%)
パーセル・ジャーマニー	5,190	5,556	7.1	1,533	1,627	6.1
パーセル・ヨーロッパ ⁽²⁾	2,004	2,216	10.6	558	609	9.1
パーセル事業連結	-256	-349	-36.3	-80	-98	-22.5
パーセル事業合計	6,938	7,423	7.0	2,011	2,138	6.3
DHL・eコマース事業 ⁽³⁾	1,544	1,650	6.9	421	466	10.7
合計	8,482	9,073	7.0	2,432	2,604	7.1

(1) 連結ベースでの業務部業績への変換及び業務分野の再編によるもの。

(2) ドイツを除く。

(3) ヨーロッパを除く。

パーセル・ジャーマニー業務部：数量

(単位：百万個)	2017年 調整後 ⁽¹⁾	2018年	増減率 (%)	2017年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2018年 第4四半期	増減率 (%)
合計	1,376	1,479	7.5	410	432	5.4

(1) 連結ベースでの業務部業績への変換によるもの。

リストラ費用を原因とするEBITの大幅な減少

同事業部のEBITは、今年度半ばに決定されたリストラ措置により大幅に減少した。2018年度においては、EBITは656百万ユーロであった（前年度：1,503百万ユーロ）。この減少は、主に、小包ネットワークへの継続的な投資に加えて、材料費及び400百万ユーロの早期退職制度費用を含む人件費の増加によるものである。これらの費用は、年金債務の再測定から生じた総額108百万ユーロの非経常収益により一部相殺された。売上高当期純利益率は、3.6パーセントに減少した（前年度：8.3パーセント）。特に、リストラ費用及び団体交渉協定の影響により、第四四半期における同事業部のEBITは、前年度の511百万ユーロから366百万ユーロへと減少した。報告対象年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、1,559百万ユーロから1,263百万ユーロへと減少した。これは、EBITの減少により大きな影響を受けたものであった。これに加えて、団体交渉協定の対象となる労働者への賞与が、現行協定下の固定給へと変更されたことによる影響もあった。

エクスプレス事業部

主要な経済指標 エクスプレス事業部						
(単位：百万ユーロ)	2017年	2018年	増減率 (%)	2017年 第4四半期	2018年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	15,049	16,147	7.3	4,059	4,423	9.0
内、ヨーロッパ	6,696	7,245	8.2	1,841	1,972	7.1
内、アメリカ大陸	3,010	3,296	9.5	813	913	12.3
内、アジア・太平洋	5,556	5,740	3.3	1,454	1,585	9.0
内、MEA(中東及びアフリカ)	1,110	1,142	2.9	283	300	6.0
内、連結／その他	-1,323	-1,276	3.6	-332	-347	-4.5
利息支払前税引前利益(EBIT)	1,736	1,957	12.7	499	570	14.2
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ (%)	11.5	12.1	-	12.3	12.9	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,212	3,073	38.9	723	905	25.2

(1) EBIT / 売上高

国際事業は引き続き成長

報告対象年度における同事業部の売上高は、16,147百万ユーロ（前年度：15,049百万ユーロ）となり、7.3パーセント改善した。これには、551百万ユーロの為替差損が含まれている。為替差損による影響を除けば、売上高は11.0パーセントの増加である。この売上高は、原油価格が昨年度から上昇したことにより、燃油サーチャージが全域で上昇したことも反映している。為替差損及び燃油サーチャージの上昇による影響を除外すると、売上高は8.0パーセント増加した。

期日指定国際便（TDI）商品において、2018年度における1日当たりの売上高は9.6パーセント、1日当たりの輸送量は7.4パーセント、それぞれ増加した。第4四半期における1日当たりの売上高は8.1パーセント、1日当たりの輸送量は6.7パーセント増加した。

期日指定国内便（TDD）商品において、報告対象年度における1日当たりの売上高は7.0パーセント、1日当たりの輸送量は6.7パーセント、それぞれ増加した。第4四半期において、1日当たりの売上高は8.5パーセント増加し、1日当たりの輸送量は6.6パーセント増加した。

エクスプレス：商品別の売上高

(単位：1日当たり百万ユーロ) ⁽¹⁾	2017年 調整後 ⁽¹⁾	2018年	増減率 (%)	2017年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2018年 第4四半期	増減率 (%)
期日指定国際便(TDI)	45.9	50.3	9.6	50.8	54.9	8.1
期日指定国内便(TDD)	4.3	4.6	7.0	4.7	5.1	8.5

(1) 比較可能性の改善のため、商品の売上高は、統一為替レートで換算されたものである。また、これらの売上高は、営業日の加重計算に基づいている。

エクスプレス：商品別の数量

(単位：1日当たり千通)	2017年	2018年	増減率 (%)	2017年 第4四半期	2018年 第4四半期	増減率 (%)
期日指定国際便(TDI)	889	955	7.4	978	1,044	6.7
期日指定国内便(TDD)	461	492	6.7	512	546	6.6

ヨーロッパ地域での勢いは依然として高い状態

ヨーロッパ地域における売上高は報告対象年度において8.2パーセント増加し、7,245百万ユーロとなった（前年度：6,696百万ユーロ）。この数値には、主にトルコ及びロシアに関連する123百万ユーロの為替差損が含まれていた。これらの為替の影響を除外すると、売上高の成長は10.0パーセントであった。2018年度における期日指定国際便（TDI）商品の1日当たりの売上高は11.4パーセント増加し、1日当たりの輸送量は9.0パーセント増加した。2018年度第4四半期において、国際配送の1日当たりの売上高は8.6パーセント増加し、1日当たりの輸送量は7.4パーセント増加した。

アメリカ大陸地域における力強い売上高の成長

アメリカ大陸地域における売上高は報告対象年度において9.5パーセント増加し、3,296百万ユーロ（前年度：3,010百万ユーロ）となった。この数値には、主に米国に関連する172百万ユーロの為替差損が含まれている。これらの為替の影響を除外すると、当該地域における売上高は、昨年度と比較し、15.2パーセント増加した。期日指定国際便（TDI）商品においては、2018年度における1日当たりの売上高は11.9パーセント増加し、1日当たりの輸送量は、8.5パーセント増加した。2018年度第4四半期において、1日当たりの売上高は7.7パーセント、1日当たりの輸送量は7.3パーセント増加した。

アジア・太平洋地域における売上高及び数量の増加

アジア・太平洋地域の報告対象年度における売上高は3.3パーセント増加し、5,740百万ユーロ（前年度：5,556百万ユーロ）となった。この数値には、主としてインド、香港及び中国に関連する196百万ユーロの為替差損が含まれていた。この為替の影響を除くと、2018年度における売上高は6.8パーセント増加した。期日指定国際便（TDI）商品の1日当たり売上高は6.9パーセント増加し、1日当たり輸送量は4.7パーセント増加した。2018年度第4四半期における1日当たりの売上高は7.9パーセント増加し、1日当たりの輸送量は6.0パーセント増加した。

MEA地域における国際事業のさらなる改善

MEA地域（中東及びアフリカ）において、報告対象年度における売上高は2.9パーセント増加し、1,142百万ユーロであった（前年度：1,110百万ユーロ）。この数値には、主としてUAEに関連する54百万ユーロの為替差損が含まれていた。これら為替の影響を除くと、当該地域における売上高の増加率は7.7パーセントとなる。期日指定国際便（TDI）商品の1日当たりの売上高は8.6パーセント、1日当たりの輸送量は10.6パーセント増加した。2018年度第4四半期において、1日当たりの売上高は6.7パーセント、1日当たりの輸送量は4.8パーセントの成長を記録した。

EBIT及び営業活動によるキャッシュ・フローは大幅な改善を見せる

2018年度における同事業部のEBITは、ネットワークの改善及び国際事業の力強い成長により、12.7パーセント増加し、1,957百万ユーロ（前年度：1,736百万ユーロ）となった。また、売上高当期純利益率は昨年度の11.5パーセントから12.1パーセントに增加了。2018年度第4四半期において、EBITは14.2パーセント改善し、570百万ユーロとなり、売上高当期純利益率は12.3パーセントから12.9パーセントに增加了。2018年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、2,212百万ユーロから3,073百万ユーロとなった。

グローバル・フォワーディング／フレート事業部

主要な経済指標 グローバル・フォワーディング／フレート事業部						
（単位：百万ユーロ）	2017年	2018年	増減率（%）	2017年第4四半期	2018年第4四半期	増減率（%）
売上高	14,482	14,978	3.4	3,791	4,002	5.6
内、グローバル・フォワーディング業務部	10,279	10,677	3.8	2,698	2,883	6.9
内、フレート業務部	4,354	4,454	2.3	1,130	1,156	2.3
内、連結／その他	-151	-143	5.3	-37	-37	0.0
利息を含まない税引き前利益(EBIT)	297	442	48.8	123	161	30.9
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ （%）	2.1	3.0	-	3.2	4.0	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	131	523	100超	119	286	100超

(1) EBIT / 売上高

為替差損の影響があったにもかかわらず売上高は増加

報告対象年度における同事業部の売上高は3.4パーセント増加し、14,978百万ユーロであった（前年度：14,482百万ユーロ）。470百万ユーロの為替差損を除くと、売上高は前年度比で6.7パーセント增加了。2018年度第4四半期において、売上高は前年度比で5.6パーセント上回り、4,002百万ユーロであった。

2018年度におけるグローバル・フォワーディング業務部の売上高は、3.8パーセント増加し、10,667百万ユーロとなった（前年度：10,279百万ユーロ）。389百万ユーロの為替差損の影響を除くと、増加は7.6パーセントであった。総利益は、直接帰属原価を差し引いた輸送又はその他のサービスからの売上高として定義される。これらには、航空貨物及び海上貨物の輸送費、道路及び鉄道輸送費、手数料、保険料、税関手数料並びにその他の収益関連費用が含まれる。総利益は、為替差損の影響があったにもかかわらず4.1パーセント増加し、2,487百万ユーロとなった（前年度：2,390百万ユーロ）。

航空及び海上貨物輸送の利益は改善

報告対象年度における航空貨物輸送量は、主に、消費者ポートフォリオを再構築したことにより、前年度比で3.9パーセント減少した。世界的な航空賃金の上昇により、売上高は前年度比で6.9パーセント增加了。航空貨

物輸送から売上総利益は、9.2パーセント改善した。非常に好調であった前年度第4四半期における航空貨物輸送市場と比較して3.6パーセントの航空貨物輸送量の減少があったにもかかわらず、航空貨物輸送からの純利益は14.6パーセントに改善し、2018年度第4四半期における航空貨物輸送の売上高は10.4パーセント上昇した。

報告対象年度における海上貨物輸送量は、昨年度の水準を1.0パーセント下回った。この点、高い利益量の増加に着目する必要がある。売上総利益はわずか0.9パーセント改善したにすぎないものの、海上貨物輸送から売上高は昨年度の水準を維持した。第4四半期における海上貨物輸送の売上高は4.5パーセント上昇し、海上貨物輸送量は0.5パーセント増加した。

当グループの産業プロジェクト事業（下記の「グローバル・フォワーディング：売上高」の表においてグローバル・フォワーディング業務部の「その他」の項目の一部として報告されている。）は、前年度比で大幅に改善した。産業プロジェクト事業及びその他の事業に関連する売上の割合は、前年の25.6パーセントから30.0パーセントに増加した。総利益は、9.4パーセント増加した。

グローバル・フォワーディング：売上高

(単位：百万ユーロ)	2017年	2018年	増減率 (%)	2017年 第4四半期	2018年 第4四半期	増減率 (%)
航空貨物輸送	4,608	4,924	6.9	1,243	1,372	10.4
海上貨物輸送	3,512	3,503	-0.3	889	929	4.5
その他	2,159	2,240	3.8	566	582	2.8
合計	10,279	10,667	3.8	2,698	2,883	6.9

グローバル・フォワーディング：輸送量

(単位：1,000)	2017年	2018年	増減率 (%)	2017年 第4四半期	2018年 第4四半期	増減率 (%)
航空貨物輸送(トン)	3,961	3,806	-3.9	1,037	1,000	-3.6
内、輸出(トン)	2,248	2,150	-4.4	600	571	-4.8
海上貨物輸送(TEU) ⁽¹⁾	3,259	3,225	-1.0	820	824	0.5

(1) 20フィートコンテナに相当する単位。

ヨーロッパ地上輸送事業の売上高は増加

報告対象年度におけるフレート業務部の売上高は、84百万ユーロの為替差損の影響を受けたにもかかわらず、2.3パーセント上昇し、4,454百万ユーロとなった（前年度：4,354百万ユーロ）。6.5パーセントの輸送量の増加は、主にスウェーデンにおけるe-コマースを用いた取引及びドイツにおけるトラック積載事業の減少によるものである。当該事業部における総利益は、3.4パーセント増加し、1,117百万ユーロ（前年度：1,080百万ユーロ）であった。

EBITは急激に増加

2018年度の同事業部のEBITは、297百万ユーロから442百万ユーロへと、48.8パーセントの急激な増加を見せた。この増加は、主に、航空貨物輸送における総利益の改善及び費用の調整によるものである。売上高当期純利益率は、2.1パーセントから3.0パーセントへと上昇した。2018年度第4四半期におけるEBITは、123百万ユーロから161百万ユーロへと改善され、売上高当期純利益率は、4.0パーセントへと上昇した。結果的に、報告対象年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、523百万ユーロとなった（昨年度：131百万ユーロ）。

サプライ・チェーン事業部

主要な経済指標 サプライ・チェーン事業部						
(単位：百万ユーロ)	2017年	2018年	増減率(%)	2017年第4四半期	2018年第4四半期	増減率(%)
売上高	14,152	13,350	-5.7	3,619	3,743	3.4
内、EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）	7,245	6,871	-5.2	1,921	1,824	-5.0
内、アメリカ	4,551	4,385	-3.6	1,125	1,352	20.2
内、アジア・太平洋	2,389	2,147	-10.1	583	578	-0.9
内、連結／その他	-33	-53	-60.6	-10	-11	-10.0
利息を含まない税引き前利益(EBIT)	555	520	-6.3	184	184	0.0
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ (%)	3.9	3.9	-	5.1	4.9	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	239	1,322	100超	28	936	100超

(1) EBIT / 売上高

ウィリアムズ・リー・タグの売上及び為替の影響により売上高は減少

報告対象年度における同事業部の売上高は、5.7パーセント減少し、13,350百万ユーロとなった（前年度：14,152百万ユーロ）。この減少は、主として、2017年度第4四半期におけるウィリアムズ・リー・タグ・グループの売上によるものである。これに加えて、為替差損による影響により、2018年度の売上高は369百万ユーロへと減少した。これらの影響を除けば、アメリカ及びEMEA（ヨーロッパ、中東、及びアフリカ）地域における積極的業績により、売上高は4.3パーセント増加した。第4四半期においては、売上高は3.4パーセント上昇し、3,743百万ユーロとなった（昨年度3,619百万ユーロ）。

アメリカ及びEMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）地域では、自動車分野が最大の成長率を達成した。アジア太平洋地域では、小売分野及びエンジニアリング＆マニュファクチャリング分野の売上高が最も増加した。

サプライ・チェーン（2018年）：分野別売上高

総売上高：13,350百万ユーロ						
小売	消費財	自動車	テクノロジー	ライフ・サイエンス＆ヘルスケア	その他	エンジニアリング＆マニュファクチャリング
27%	23%	16%	12%	10%	7%	5%

サプライ・チェーン（2018年）：地域別売上高

総売上高：13,350百万ユーロ		
ヨーロッパ／中東／アフリカ／連結	アメリカ大陸	アジア・太平洋
51%	33%	16%

1,282百万ユーロの新規事業を確保

2018年度において、事業部は、新規顧客及び既存顧客との間において、年間売上高1,282百万ユーロ相当する追加の契約を締結した。小売、消費財及び自動車分野が、これら新規事業獲得の大半を占めた。年間契約更新率は、一貫して高水準を維持した。

一時的な影響がEBITの成長を抑制

報告対象年度の事業部におけるEBITは、520百万ユーロであった（前年度：550百万ユーロ）。この数値は、50百万ユーロの顧客契約及び42百万ユーロの年金債務の一時的な負債による影響を受けたものである。昨年度の顧

客基盤資産の評価減及び為替差損の影響を除けば、事業の成長及び戦略的イニシアチブにより、EBITは4.3パーセント上昇した。3.9パーセントの売上高当期純利益は、昨年の水準を充たすものである。2018年度第4四半期の184百万ユーロというEBITは、昨年度の第4四半期における水準に到達したものである。第4四半期における売上高当期純利益は4.9パーセントであった（前年度：5.1パーセント）。2018年度における営業活動キャッシュ・フローは大幅に改善され、239百万ユーロから1,322百万ユーロとなった。前年度においては、年金債務の追加積立のため459百万ユーロを一時的に拠出したことにより、営業活動キャッシュ・フローは減少した。

4 【経営上の重要な契約等】

2018年度第2四半期において、ドイツポストDHLグループは、輸送、倉庫保管及び放送サービスを提供する、コロンビアの会社であるサプラ・カーゴ S.A.S (Suppla Cargo S.A.S)、サービスティスコ Ltda. (Serviceuticos Ltda.)、アヘンシア・デ・アドゥアナス・サプラ S.A.S (Agencia de Aduanas Suppla S.A.S.) 及びサプラ S.A. (Suppla S.A.) を買収した。当該買収は、DHLサプライ・チェーンが、ラテン・アメリカにおいて事業を拡大することを可能とするものである。

2018年10月26日、ドイツポストDHLグループは、中国、香港及びマカオにおける当社のサプライ・チェーン事業を、中国における地域サプライ・チェーン事業の拡大を見据えて、戦略的提携関係にあるS.F.ホールディングに対して売却するために、中国の会社であるS.F.ホールディングと契約を締結した。詳細は連結財務諸表の注記32を参照。

5 【研究開発活動】

サービス提供者である当グループは、狭義の意味での研究開発には取り組んでいないため、これに関連して報告すべき重要な経費は存在しない。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

本項目に関する詳しい内容については、「第3-3経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「取得資産のための資本的支出の上昇」を参照。

2【主要な設備の状況】

(1)【不動産及び恒久的施設】

不動産の大部分は、ポスト - eコマース - パーセル(PeP)事業部に関連しており、ドイツ国内における当該部門の配達インフラのためのものである。また、郵便・小包センターは、全て自動化されているため、これらの設備で働く従業員はそれほど多くないといえる。

以下の表は、2018年12月31日現在の最重要不動産の所有状況の概要を示している。

	グループ	PeP	エクスプレス	ロジスティックス部門 ⁽¹⁾	その他 ⁽²⁾
敷地面積 (所有)					
・合計(㎡)	10,900,000	4,900,000	2,100,000	3,700,000	200,000
グループ所有不動産					
事業所数	490	250	60	110	70
・建物数	1,110	780	70	170	90
・使用可能 純面積(㎡)	2,970,000	1,690,000	340,000	890,000	50,000
賃借不動産					
・賃貸借契約数	21,740	13,490	3,210	3,020	2,020
・使用可能 純面積(㎡)	28,020,000	4,790,000	5,120,000	17,340,000	770,000

⁽¹⁾サプライ・チェーン、グローバル・フォワーディング／フレート、e-コマース

⁽²⁾本部、空ビル、第三者支店、コーポレート・センター、国際事業サービス

2018年12月31日現在の当グループの不動産の簿価総額は、約25億ユーロ（IFRS第16号適用の効果による土地建物の使用権を含めると102億ユーロ）であった。当グループの所有不動産の大半は、ドイツ国内に所在し、総不動産の約60パーセントを占める。

当グループの小包及び郵便サービスのための最重要不動産は、各々について約10箇所の配達拠点がある、33箇所の小包センター、及び、合計3,400箇所の配達支援地点を有する、82箇所の郵便物センターである。今日までの間に、使用可能総面積8.5百万平方メートル、6,200件の営業用不動産（そのうちいくつかは都心に位置している。）が売却された。

(2)【支店】

一般郵便サービス規則に従って定められたインフラストラクチャー命令に基づき、当グループは、2007年12月31日までの間に、ドイツ国内において、少なくとも12,000箇所の恒久的郵便施設の運営を行わなければならなかった。これらの施設は、営業日の需要に対応できるように運営されなければならない。さらに、2,000人を超える居住者が存在する地域には、少なくとも1箇所の郵便施設の設置が必要とされる。2004年、当グループは人口2,000人を超える隣接する各居住地域について、郵便施設を1箇所設置することを約束した。4,000人を超える居住者がいる地域及び中心機能を有する地域では、その隣接居住地域において、郵便顧客に対し最大2キロメートル以内に1箇所の郵便支局の提供が保証されなければならない。当グループはまた、4,000人を超える居住者のいる隣接居住地域について、顧客の2キロメートル以内に1箇所の郵便支局を設置することを約束した。また、各地方部においては、80平方キロメートル以内に1箇所の郵便施設の設置が必要とされる。

ドイツポストは、法律上の責務が終了したにもかかわらず未だに包括的な一般郵便サービスを提供するドイツで唯一の郵便会社である。

1990年以来、当グループは、大幅に支店数を減らし、とりわけ小規模及び中規模支店においては事業の大半を第三者提携企業に譲渡してきた。提携企業により運営されている支店は、例えば、デパート、小売店及び文房具店に設置されている施設である。以下に記載する概況は、1990年以降の支店網の展開を示すものである。

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾	2016年 ⁽¹⁾
小売店舗（支店、小包取扱店及び販売拠点）	29,000	17,000	13,700	13,000	20,000	20,000	20,000	27,500	29,000	27,600	27,100
支店数 ⁽¹⁾	29,000	17,000	13,700	13,000	14,000	13,000	13,000	13,000	13,200	13,200	13,000
グループ支店 ⁽¹⁾	29,000	14,000	5,600	5,700	1,100	600	600	600	600	600	600
第三者支店（提携先支店） ⁽¹⁾		3,000	8,100	7,300	12,900	12,400	12,400	12,400	12,600	12,600	12,400
DHL小包取扱店	0	0	0	0	0	0	0	10,000	12,000	11,000	11,000
販売拠点 ⁽¹⁾	0	0	0	0	6,000	7,000	7,000	4,500	3,800	3,400	3,100
1支店当たりの週間平均営業時間（時間／週）	18	30	41	42	45	46	47	47	47	47	47
	2017年	2018年									
小売店舗（支店、小包取扱店及び販売拠点）	27,000	27,000									
支店数 ⁽¹⁾	13,200	13,000									
グループ支店 ⁽¹⁾	800	900									
第三者支店（提携先支店） ⁽¹⁾	12,400	12,200									
DHL小包取扱店	11,000	11,000									
販売拠点 ⁽¹⁾	2,800	2,500									
1支店当たりの週間平均営業時間（時間／週）	47	54									

⁽¹⁾各年末の情報

ポストバンクは、最も販売量の多い支店850箇所を取得している。その大部分は、いわゆるポストバンク・ファイナンス・センターである。また、2005年12月31日、オーナー運営に係る1,172箇所の支店はドイツポストに譲渡され、850箇所はドイツポスト・リテールGmbH (Deutsche Post Retail GmbH) の所有にとどまる形で、ドイツポスト・リテールGmbHの支店網が分割されている。ドイツポスト・リテールGmbH の株式は、2006年1月1日付でポストバンクに譲渡された。既存の協力関係に基づき、ドイツ・ポストバンクは、2010年7月1日より、277箇所のドイツポストの小売店舗を引き継いだ。その結果、現在、ドイツ・ポストバンクは、1,100箇所のポストバンク・ファイナンス・センターを独自に運営している。全ての支店において、引き継ぎ郵便サービスが提供されている。

支店網に係る総合的な事業上の責任を統括するため、サービス部門がドイツポストに設置され、当該部門は、約800箇所の郵便サービス支店の直接運営及びその他2箇所の支店の管理を行う。同部はまた、外部提携業者運営に係る12,200箇所超の支店、11,000箇所のDHL小包取扱店及び約2,500箇所の販売拠点の調整も行う。

成長を続けるオンライン小売 / eコマースの傾向はドイツにおいて、小包事業のブームにつながっており、これに関連して、ドイツポスト・DHLは、小包サービスにおける顧客との近接性及びアクセスの容易性の双方をさらに発展させることを決定した。このため、2013年半ばには、DHL小包取扱店が急速に発展し、小売店や販売拠点を含む、既存の販売店に加わった。2014年末までに、約12,000店が開店した。料金別納の小荷物や小包に加え、返却品も、DHL小包取扱店に持ち込んで、発送することができる。また、小包に貼る発送ラベルや、小荷物用パッケージ、はがき、手紙及び書留郵便の販売も行っている。

DHL小包取扱店及び販売拠点も、提携業者が運営している。販売拠点は、小包や書留郵便用の切手や郵便料金のみを取り扱っている。販売拠点は、支店ではないので、書簡や小包の集荷は行っていない。

最大の支店は、ポストバンク・ファイナンス・センターである。これらの支店において、顧客は、ポストバンク金融サービスに係る個別の販売コンサルタント及び当グループの伝統的なサービスやポストバンクのサービスを提供する複数のオープン・サービスカウンターを利用することができます。さらに、ドイツポストは、従来の郵便サービス及びポストバンクの顧客に対するサービス全般も提供する2箇所の支店を運営している。提携業者運営支店が提供する商品及びサービスは、基本的な郵便サービス並びにしばしば金融商品及びサービスに限られる。

当グループは、約900箇所のポスト・サービス支店において、基本的な郵便商品及び郵便サービスを提供している。ポスト・サービスはグループ支店であり、小売店内に設置され、当グループ子会社によって少人数の人員で運営されている。

支店は当グループ内において共同利用されており、郵便、小包、エクスプレス及びしばしば金融サービス（ポストバンク）のサービスを提供している。2010年10月より、ポストバンクは、もはやドイツポストDHLグループの一員ではなくなっている。そのため、ポストバンクが保有する約865箇所の支店は、現在、提携先運営支店として数えられている。

多くの提携先運営店舗は、伝統的なサービスに加え、事務用消耗品や文房具のみならず携帯電話のプリペイドカードやe-Value商品、新規の長距離用バスサービスであるポストバスのチケットを含む他の商品やサービスも提供している。

このように、ドイツポストDHLは、合計で27,000を超える固定販売店舗を運営するに至っており、ドイツにおいてはこの種業界内で最も幅広いネットワークを有しているといつても過言ではない。

3 【設備の新設、除却等の計画】

約37億ユーロの資本的支出を予定

2019年には、当グループは例年とその重点は変わらない戦略目標の実現のため、資本的支出（リースを除く。）を約37億ユーロに増額する計画であり、より高い成長を見込んでいる。資本的支出の重点は前年と同様である。この合計額には、エクスプレス事業部の大際間輸送機を主に借り入れにより更新するための約11億ユーロが含まれる。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2018年12月31日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
1,554,506,759	1,236,506,759 (1)	320,000,000 (2)

(1) 発行済株式は全て普通株式である。

(2) 2018年12月31日現在の授権・条件付資本に関し、連結財務諸表の注記33を参照のこと。

発行済み株式資本金は1,236,506,759ユーロである。これは一株当たり1ユーロの資本金への想定利益をもたらす記名式無額面株式（普通株式）1,236,506,759株で構成されており、全て払込済みである。

2018年12月31日現在の授権資本／条件付資本

	百万ユーロ	目的
2017年授権資本	160	現金払込／現物出資に対する株式資本の増加（2022年4月27日まで）
2011年条件付資本	-	オプション／転換権の発行（2016年5月24日まで）
2014年条件付資本	38	役員に対する新株引受権の発行（2019年5月26日まで）
2017年条件付資本	75	オプション／転換権の発行（2022年4月27日まで）
2018年条件付資本/1	12	役員に対する新株引受権の発行（2021年4月23日まで）
2018年条件付資本/2	33	オプション／転換権の発行（2021年4月23日まで）

2017年授権資本

2017年4月28日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、現金払込及び／又は現物出資により160百万株を上限として記名式無額面株式を発行し、それにより当社の株式資本を増加させる権限を付与された。当該権限は、その全部又は一部を行使することができる。原則として、株主は新株引受権を有する。但し、取締役会は、監査役会の承認を条件に、権限の対象となる株式について、株主の新株引受権を適用しないようにすることができます。報告期間において、当該権限は使用されていない。

2011年条件付資本

2011年5月25日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2016年5月24日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額10億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はその組み合わせを発行する権限を付与された。これにより、株式資本における比例持分を有する最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、株式資本は75百万ユーロを超えることはない。

10億ユーロの転換社債を発行することにより、2012年12月に当該権限は完全に使用された。株式資本は、条件付であるが、最大75百万ユーロまで増加した。2015年から2018年までに、48.6百万株の新株引受権が発行された。名目価額0.7百万ユーロの発行済社債は、2018年3月27日に償還された。

2014年条件付資本

2014年5月27日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、記名式無額面の新株を最大で40百万株を発行することにより株式資本を条件付で最大40百万ユーロ増額する権限を付与された。条件付資本の増加により、選ばれた当グループの役員にパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)が付与される。条件付資本の増加は、付与されたPSUに基づいて株式が発行される限度でのみ実施され、当社は、現金支払又は自己株式の交付によってはPSUを決済しない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。株式資本は、条件付であるが、最大40百万ユーロまで増加した。2018年第3四半期において、パフォーマンス・シェア・プランの2014年トランシェに基づく権利が処理され、当該権限が行使された。条件付資本の増加により、2018年9月に2.4百万株の新株が役員に対して発行された。2014年条件付資本は、37.6百万ユーロである。

2017年条件付資本

2017年4月28日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はその組み合わせを発行する権限を付与された。これにより、株式資本における比例持分を有する最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、株式資本は75百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。当該権限は、元本総額10億ユーロの2017年／2025年転換社債を発行することにより、2017年12月に一部行使された。株式資本は、条件付であるが、最大75百万ユーロまで増加した。

2017年／2025年転換社債の詳細

(2018年12月31日現在)

転換社債に付された転換権の行使により発行される予定の株式の数(株)	最大17,981,264 ⁽¹⁾
転換社債に付された転換権の行使により発行される予定の株式の種類	普通株式
転換社債の発行日	2017年12月13日
転換権行使により発行する株式の発行価格(一株当たりの転換価格)(ユーロ)	55.6134 ⁽²⁾
転換権行使により発行する株式の資本組入額総額(ユーロ)	最大17,981,264 ⁽¹⁾
条件付行使期間 ⁽³⁾	2018年1月23日から2020年12月12日まで
行使期間	2020年12月13日から2025年6月16日まで ⁽⁴⁾

(1) 現在の転換比率に基づく。

(2) 転換価格は、(a)増資又は減資若しくは株式分割、(b)年間配当額が所定の閾値を超え若しくは下回ったこと、及び(c)会社支配権の変動等により、適宜調整される。

(3) 転換社債の要項に規定されている所定の条件(会社支配権の変動、債務不履行等)の下でのみ行使される。

(4) 償還期日(2025年6月30日)の各10営業日前。

2018年条件付資本／1

2018年4月24日の定時株主総会決議により、最大で12百万株の記名式無額面株式を発行することによって、株式資本は条件付きで最大12百万ユーロ増加した。条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対してPSUを付与することになる。株式は、上記の権限付与に係る決議に基づき、受給者に対して発行される。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。報告期間において、当該権限は行使されなかった。

2018年条件付資本 / 2

最大で33百万株の記名式無額面株式の発行により、株式資本は条件付きで最大33百万ユーロ増加した。条件付資本の増加によって、2018年4月24日付の定時株主総会による権限付与に係る決議に従い、当社又は当グループ会社が発行した社債の保有者に対して、オプション若しくは転換権を付与するか、又は転換義務を履行して現金支払の代わりに株式を交付することとなる。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。報告期間において、当該権限は行使されなかった。

自己株式取得権限

定時株主総会が2017年4月28日に採択した決議により、当社は、2022年4月27日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントを上限として、自己株式を取得する権限を付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会の決議において言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。

当該権限に基づき株主の新株引受権を使わずに取得された自己株式は、ドイツ国外の証券取引所に上場する目的で引き続き使用される可能性がある。さらに、取締役会はデリバティブを使用して自己株式を取得する権限を引き続き保有する。

2016年 / 2017年株式買戻プログラム

2016年4月に開始し、2017年3月6日に終了した株式買戻プログラムにより、合計32.9百万株の自己株式が911百万ユーロで取得され、2017年3月21日の取締役会決議に基づき、27.3百万株の保有自己株式が減資により消却された。

自己株式の取得及び発行

2018年3月、シェア・マッチング・スキームの2017年トランシェを決済するため、1,284,619株の自己株式が総額46百万ユーロ（一株当たり平均36.20ユーロ）で取得された。当該株式は、2018年4月に該当する役員に発行された。4月には、2013年トランシェに基づくマッチング株式に係る権利の処理も行われ、役員に対して870,551株がさらに発行された。

2018年12月31日の時点で、ドイツポスト・アーゲーは自己株式3,628,651株（前年度：4,513,582株）を保有していた。

【発行済株式】

(2018年12月31日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	摘要
記名式無額面株式	普通株式	1,236,506,759 ⁽¹⁾	フランクフルト証券取引所 シュトゥットガルト証券取引所 ミュンヘン証券取引所 ハノーヴァー証券取引所 デュッセルドルフ証券取引所 ベルリン・ブレーメン証券取引所 ハンブルグ証券取引所 クセトラ(Xetra)	該当なし
計		1,236,506,759 ⁽¹⁾		

⁽¹⁾ 2004年10月以降、全株式につき取引可能となった。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2018年12月31日現在)

年月日	発行済株式数(株)		資本金(ユーロ)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2013年12月31日現在	0	1,209,015,874	0	1,209,015,874	
2014年12月31日現在	2,164,388	1,211,180,262	2,164,388	1,211,180,262	新株発行による増資 ⁽¹⁾
2015年12月31日現在	1,573,425	1,212,753,687	1,573,425	1,212,753,687	新株発行及び社債権者1名が転換オプションを行使したこと(4,832株)による増資 ⁽²⁾
2016年12月31日現在	28,162,196	1,240,915,883	28,162,196	1,240,915,883	様々な社債権者が転換オプションを行使したことによる増資 ⁽³⁾
2017年12月31日現在	-12,208,338	1,228,707,545	-12,208,338	1,228,707,545	株式買戻プログラムによる27.3百万株の減資及び様々な社債権者が転換オプションを行使したことによる増資
2018年12月31日現在	7,799,214	1,236,506,759	7,799,214	1,236,506,759	社債権者による転換オプションの行使及びパフォーマンス・シェア・プランの2014年トランシェに基づく権利の処理による増資 ⁽³⁾

⁽¹⁾ 2013年5月29日付定時株主総会により採決されたドイツポスト・アーゲー定款第5条第2項に基づく授権(2013年授権資本)を一部使用することにより、ドイツポスト・アーゲーの株式資本は、1,209,015,874ユーロから2,164,388ユーロだけ増加し、1,211,180,262ユーロとなった。これは、2014年における、現金払込について一株当たり1ユーロの株式資本の名目持分を有する無額面の記名式株式2,164,388株の新株発行によるものである。株主の法定の新株引受権は除外されている。

⁽²⁾ 2015会計年度において、ドイツポスト・アーゲーの取締役会は、現金払込と引き換えに一株当たり1ユーロの株式資本の名目持分を有する無額面の記名式新株1,568,593株を発行することによってドイツポスト・アーゲーの株式資本を1,568,593ユーロ増額するため、ドイツポスト・アーゲー定款第5条第(2)項に従い取締役会に対して付与された権限を一部使用した。株主の法定の新株引受権は除外されている。

⁽³⁾ 2016会計年度において、授権資本は使用されなかった。授権資本は、240百万ユーロであったところ、現在は236百万ユーロとなっている。2017年4月28日開催の定時株主総会において、当該授権資本を、現行のドイツポスト・アーゲー定款第5条第2項の160百万ユーロの2017年授権資本に置き換えることが決議された。

⁽⁴⁾ 2018会計年度において、ドイツポスト・アーゲーは発行要項第4第(4)項に従って、発行済みの2012年/2019年転換社債の全てについて買戻権を使用する旨発表した。様々な社債権者が転換権行使し、その名目価額は110.1百万ユーロであった。

条件付資本の増加は、2018年第1四半期に実施された。これにより、5,379,106株の新株が発行された。2018年第3四半期にパフォーマンス・シェア・プランの2014年トランシェに基づく権利が処理され、ドイツポスト・アーゲーは、2018年9月に、役員に対して、2014年条件付資本から新たに2.4百万株を発行した。

(4) 【所有者別状況】

(2018年12月31日現在)

区分	株主数	総株主数に対する割合(%)	株式数(株)	発行済株式数に対する割合(%)
政府及び政府機関	1	0.00	253,861,436	20.53
法人	6,003	1.32	825,520,862	66.76
その他個人	447,096	98.67	157,124,461	12.71
計	453,100	100	1,236,506,759	100

(5) 【大株主の状況】

(2018年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(百万株) ⁽¹⁾	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ドイツ復興金融公庫(KfW バンケングルッペ)	ドイツ連邦共和国、60325 フランクフルト・アム・マイン、パルメンガルテンシュトラッセ 5-9	253.9	20.53
ブラックロック Inc.	全世界	69.8	5.64
ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH	ドイツ	35.7	2.89
ノルゲ銀行インベストメント・マネージメント(ノルウェー)	ノルウェー	31.2	2.52
デカ・インベストメント GmbH	ドイツ	28.1	2.28
ザ・ヴァンガード・グループ Inc.	米国	27.2	2.20
アーティザン・パートナーズ L.P.	米国	25.0	2.02
ユニオン・インベストメント・プリヴァートフォンドス GmbH	ドイツ	16.1	1.31
アムンディ・アセットマネジメント S.S.	フランス	15.4	1.24
ジャナス・ヘンダーソン・インベスターーズ(英国)	英国	14.3	1.15
インベスコ・アセット・マネジメント LTD(英国)	英国	13.9	1.12
計		530.6	42.9

⁽¹⁾ これらは、ドイツポスト DHLの内部調査に基づく計数である。計数は四捨五入されているため、合計は係数の総和と必ずしも一致しない。

2 【配当政策】

原則として、当グループの財務的戦略は、配当として純利益の40パーセントから60パーセントを支払うことを目指している。したがって、取締役会及び監査役会は、2019年5月15日開催の定時株主総会において、株主に対する2018年度の配当として、一株当たり1.15ユーロ(前年度: 1.15ユーロ)の配当を提案した。連結純利益に対する当社の株主への配当比率は68.4パーセントである。調整後の配当比率は55.4パーセントである。当グループ株式の年度末の終値に基づく最終的な配当利回りは、4.8パーセントであった。配当金は、2019年5月20日に支払われた。配当金は、ドイツに在住する株主に対しては非課税となる。受領者は、租税還付及び税額控除を受けることはできない。

当社の株主は、ある会計年度に關し、配当金を支払うか否か、そして支払う場合にはその金額及び時期について決議する。かかる決議は、当社の取締役会及び監査役会の提案に基づき、当該配当金の支払の対象となる年度の直後の当社の定時株主総会で採択される。配当は、ドイツ法の規定に基づき、株主総会の開催日の3営業日後に株主に対して分配される。

配当金は、取締役会により作成され、かつ、監査役会により承認された当社の年次個別財務諸表に計上された年間純利益に基づいてのみ決議され、支払うことが可能である。配当可能な金額の決定にあたっては、年間純利益につき、前年度からの繰越損益及び準備金の取崩額又は準備金への組入額を計上する調整を行わなければならない。法律により一定の準備金の積み立てが義務付けられていることから、かかる準備金は、年間純利益の計算にあたり控除されなければならない。

将来の配当金の支払は、当社の利益、財政状態、並びに、流動性要件、今後の見通し及び課税や諸規制を初めとするその他の法的考慮要素により左右される。当社の配当金支払能力は、ドイツ商法上の一般会計原則に従い作成される当社の年次個別財務諸表に基づいて決定される。当社の財政方針は、原則として、純利益の40パーセントか60パーセントを配当に充てるというものである。配当金の支払は、一般に源泉課税の対象とされる。ドイツの源泉徴収税についてのより詳細な情報は、「第1-3 課税上の取扱い」を参照のこと。

3 【株価の推移】

以下の表は、それぞれ記載の期間のクセトラにおける当社普通株式の取引の高値及び安値を示している。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

事業年度	決算年月日	最高(ユーロ)	最低(ユーロ)
2014年度	2014年12月31日	28.43	22.30
2015年度	2015年12月31日	31.08	23.15
2016年度	2016年12月31日	31.35	19.73
2017年度	2017年12月31日	40.99	30.60
2018年度	2018年12月31日	40.96	23.72

(2) 【当該事業年度中最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月	最高(ユーロ)	最低(ユーロ)
2018年7月	30.19	27.53
2018年8月	31.96	29.53
2018年9月	31.78	30.56
2018年10月	30.6	27.95
2018年11月	28.88	27.5
2018年12月	28.78	23.72

4 【役員の状況】

役員の男女別人数及び割合は以下のとおりである。

(報告書提出日現在)

役員	人数	割合
男性	20	71.43%
女性	8	28.57%

(1) 【取締役会】

当社の現在の取締役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職又は 管理業務	主要略歴等	任期
Dr. フランク・アペル 1961年7月29日生	最高経営責任者 (2008年2月から) 国際事業サービス事業部(2017年1月1日から) ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部(2018年4月4日から2019年3月31日まで)	取締役会会長であり、取締役会サービス、コーポレート・オフィス、コーポレート法務、コーポレート・コミュニケーション・アンド・レスポンシビリティ、コーポレート・デベロップメント・アンド・コーポレート・ファースト・チヨイス、コーポレート・エグゼクティブ、コーポレート・ヘリテッジ・アンド・インダストリー・アソシエイションズ、コーポレート公共政策及び規制管理の責任者である。2017年1月1日付で、国際事業サービスの大部分の機能についての責任を引き受けた。2018年4月4日から2019年3月31日まで、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部についての責任を引き受けた。	2002年11月から 2022年10月まで
メラニー・クライス 1971年3月20日生	財務部	財務部の責任者である。	2014年10月から 2022年6月まで
Dr. トビアス・マイヤー 1975年9月30日生	郵便-パーセルドイツ事業部(2019年4月1日から)	郵便-パーセルドイツ事業部の責任者である (2019年4月1日から)。	2019年4月から 2022年5月まで
Dr. トーマス・オギルヴィー 1976年11月3日生	人事部 コーポレート・インキュベーション部(2018年6月12日から)	人事部及びコーポレート・インキュベーション部の責任者である。	2017年9月から 2020年8月まで
ティム・シャール・ヴァート 1965年8月15日生	グローバル・フォワーディング/フレート事業部	グローバル・フォワーディング/フレート事業部の責任者である。	2017年6月から 2020年5月まで
ケン・アレン 1955年8月8日生	エクスプレス事業部(2018年12月31日まで) e-コマース・ソリューションズ事業部(2019年1月1日から)	エクスプレス事業部の責任者である(2018年12月31日まで)。 e-コマース・ソリューションズ事業部の責任者である(2019年1月1日から)。	2009年2月から 2022年7月まで
ジョン・ピアソン 1963年1月24日生	エクスプレス事業部(2019年1月1日から)	エクスプレス事業部の責任者である(2019年1月1日から)。	2019年1月から 2021年12月まで
ジョン・ギルバート 1963年9月6日生	サプライ・チェーン事業部	サプライ・チェーン事業部の責任者である。	2014年3月から 2022年3月まで

取締役の報酬に関する事項は、後記「5-(2) 監査報酬の内容等」、「第6-1-(1)-(ヘ)-連結財務諸表の注記 - 注記47」、「同注記48.3」、及び「第6-1-(2)-(ハ)-ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記 - 注記54」を参照。

(2) 【監査役会】

当社の現在の監査役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職	主たる職業
株主代表監査役		
Dr. ニコラス・フォン・ボムハート (2018年4月24日から会長) 1956年7月28日生	監査役会長	ミュンヘナー・リュックファーデヘルングス - ゲゼルシャフト・アーゲー(ミュンヘン再保険)の元取締役会会長
Dr. ギュンター・ブロイニヒ(2018年3月17日から) 1955年10月10日生	監査役	ドイツ復興金融公庫(KfW バンケングルッペ)のCEO
Dr. マリオ・ダーバーコウ(2018年4月24日から) 1969年6月25日生	監査役	フォルクスワーゲン・フィナンシャル・サービスAGの取締役
イングリッド・デルテンル 1960年8月25日生	監査役	欧洲放送連合の元会長
ヴェルナー・ガツツェー 1958年11月4日生	監査役	連邦財務省の副大臣
Dr. ハインリッヒ・ヒーシンガー (2019年5月15日から) 1960年5月25日生	監査役	BMW AGの監査役
シモーネ・メンネ 1960年10月7日生	監査役	ベーリンガー・インゲルハイムGmbHの元取締役
ローランド・エトカー 1949年4月7日生	監査役	ROI フエルヴァルトゥングスゲゼルシャフト mbH(ROI Verwaltungsgesellschaft mbH)の経営パートナー
Dr. シュテファン・ショルト 1960年4月9日生	監査役	フラポート AGの取締役会会長
Prof. Dr.-Ing. カトヤ・ヴィント 1969年6月4日生	監査役	SMSグループGmbHの取締役(2018年4月1日から)
従業員代表監査役		
アンドレア・コシス 1965年9月16日生	監査役会副会長	統一サービス産業労働組合の中央幹部会副会長、並びに、郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業の責任者
ロルフ・バウワーマイスター 1957年11月10日生	監査役	統一サービス産業労働組合管理組織の郵便事業、共同決定及び青年担当の責任者、並びに、郵便事業グループの責任者
ヨルグ・フォン・ドスキー 1961年1月6日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーの当グループ及び当社執行代表委員会委員長
ガブリエーレ・ギュルツァウ(2018年4月24日から) 1958年7月17日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー・ハンブルク郵便支店の労働評議会議長
トーマス・ヘルト(2018年4月24日から) 1969年4月30日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー中央労働評議会副議長
マリオ・ヤクバシュ(2018年4月24日から) 1961年9月11日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーグループ労働評議会副議長
トーマス・コチェルニク 1966年5月10日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーグループ労働評議会議長
ウルリケ・レナルツ・ピベンバチャー 1968年7月6日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー中央労働評議会副議長

ステファン・タウチャー 1961年11月24日生	監査役	全国管理の郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ・アンド・ロジスティックス部の賃金・公務員・社会政策部長
シュテファニー・ヴェケッセル 1965年11月12日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー・アウグスブルグ郵便支店労働評議会副議長

監査役の報酬に関する事項は、後記「5-(2) 監査報酬の内容等」、「第6-1-(1)-(ヘ)-連結財務諸表の注記 - 注記48.3」、及び「第6-1-(2)-(ハ)-ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記 - 注記54」を参照。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要並びにドイツポスト・アーゲー及びドイツポストDHLグループのガバナンス年間報告書】

以下の記述は、当社及び当グループの年次コーポレート・ガバナンス・ステートメントに基づくものである。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの全ての勧告の遵守

取締役会及び監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに関する現在の政策及び審議に従っており、2018年12月、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に基づき、以下の無条件の法令遵守宣言を再度公表した。

「ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、2017年12月に法令遵守宣言を発表した後も、2017年2月7日付で改訂され、2017年4月24日及び5月19日付で連邦官報において公表されたドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに基づく政府委員会の全ての勧告を遵守していること、及び、2017年2月7日付で改訂され、2017年4月24日及び5月19日付で連邦官報において公表された同コードに基づく全ての勧告を今後も遵守する意向であることを宣言する。」

また、当グループは、同コードにおける提言を実施する。もっとも、最高経営責任者による報告が完了するまでの間は、定時株主総会はインターネットでのみ放映される。この方針により、株主間の討論の間は忌憚のない率直な議論の機会が確保される。

さらに、現在の法令遵守宣言と直近5年の同宣言は当グループのウェブサイトで閲覧可能である。

コーポレート・ガバナンスの原理及び共有価値

当グループの取引関係及び活動は、適用される法令、倫理基準及び国際的なガイドラインを遵守することによる信頼できる取引慣行に基づいており、このことが当グループの企業戦略の一部を形成している。同様に、当グループはサプライヤーに対してもこのような行動を要求している。当グループは、株主との長期的な関係を奨励・促進しており、当グループを優れたサプライヤー、雇用主又は投資対象として選定する利害関係者の意思決定は、当グループが優れたコーポレート・ガバナンス基準を遵守するという要求にますます依拠することになる。

当グループのウェブサイトで公表している当グループの行動規範は、当社にしっかりと定着し、全ての事業部及び全ての地域に適用されている。この行動規範は、世界人権宣言及び国連グローバル・コンパクトに定める原則に基づいたものである。この規範は賄賂防止に関する適用ある規制及び合意を含む法的基準と一致している。

行動規範はさらに、当グループにおける多様性の意味を定義している。多様性と互いの尊重は当グループ内における良好な協力関係の構築、ひいては経済的な成功に資する中核的な価値の一部である。当グループの従業員の採用と専門的能力の開発の重要な基準は、彼らの技術力と適格性である。当グループの多様性評議会は、多様性管理と各事業部の要請の戦略的側面について議論している。多様性評議会のメンバーは当社の中央機能と各事業部の役員から構成され、人事担当の取締役が委員長を務めている。多様性評議会のメンバーは、各事業部における多様性のためのアンバサダーとして行動し、各事業部において多様性を推進している。取締役会及び監査役会の役員は、当グループの多様性戦略を、特に、当グループにおける女性の人数を増加させることに焦点を当ててサポートしている。

当社は、郵便及び物流サービスグループとしての当グループの専門知識を社会及び環境のために活用することが当社の責任に含まれると考えており、当グループは従業員に対してボランティア活動に従事するように促している。

ビジネスパートナー、株主及び一般の人々との対話が、確実に誠実かつ法律の範囲内で行われるようにすることは当グループの評判を維持する上で不可欠であり、当グループの持続的な事業成功の根幹をなすものでもあ

る。コンプライアンスマネジメントシステム（CMS）の最終的な目的は、当グループに適用される法令及び内部ポリシーの遵守を確実にすることである。CMSが有効に機能していることは、必要に応じて関連する発展や新しい法律の要請にこれを適応させるために、継続的に確認されている。CMSの個々の構成要素、行動規範並びに多様性管理及びCSRに関する詳細は、当グループのウェブサイトで公表されている「企業責任報告書」に記載されている。

取締役会と監査役会の協力

当社は、ドイツの上場有限責任会社として、二元的な経営制度を採用している。すなわち、取締役会が当社の経営にあたり、監査役会が取締役を任命し、かつ、取締役会に対する監督及び助言を行う。

取締役会の手続規定は、取締役会の内部体制、管理及び代表並びに取締役個人間の協力の方針について定めている。この枠組み内において、各取締役は、自己の担当する部門を独立して運営し、他の取締役に対して、重要な進展事項を定期的に報告する。当社又は当グループにとって特に重要な事項については、取締役会全体で決定する。これらの事項には、監査役会の承認を要する全ての決定事項及び取締役個人への委任が禁止されている全ての業務が含まれる。また、各取締役が、取締役会による決定を求めて提出した事項についても、取締役会全体で決定する。上記決定の過程において、取締役は、個人の利益のために行動してはならず、かつ自らの便益のために、当グループの事業の機会を利用してはならない。監査役会は、全ての利益相反について、遅滞無く通知を受けなければならない。取締役は当グループ以外の上場会社の2つ以上の監査役会又は監査役会と同等の監査機能を有する組織の一員であってはならない。取締役に対する会社役員賠償責任保険は、ドイツ株式会社法（AktG）により設定された免責範囲を設けている。

監査役会は、取締役を任命し、取締役会に対し、助言を与え、監督する。監査役会は、その内部体制、監査役会の承認を要する取締役会の取引一覧及び監査役会委員会の業務に関する規則を含む手続規定を定めている。監査役の互選により選出された会長は、監査役会の業務を調整し、公に監査役会を代表する。

監査役会は、少なくとも1年に4回開催されるが、特定の改善策や解決策につき短期間で議論又は承認する必要が生じた場合には、臨時監査役会がいつでも開催される。監査役会は、当グループのウェブサイトで閲覧可能な監査役会報告書において記載されているとおり、2018会計年度においては、10回の本会議及び26回の委員会会議を行い、非公開の会議を1回行った。報告対象年度における全体の出席率は、下記の表が示しているように引き続き非常に高く、95パーセントであった。

監査役の本会議及び委員会会議の出席率	
監査役の名前	出席率(%)
Dr.ニコラス・フォン・ボムハード(2018年4月24日から議長)	100
Prof. Dr. ヴルフ・フォン・シンメルマン(2018年4月24日まで議長)	100
アンドレア・コシス(議長代理)	100
ロルフ・バウワーマイスター	100
Dr.ギュンター・ブロイニヒ(2018年3月17日から)	56
Dr.マリオ・ダーバーコウ(2018年4月24日から)	88
イングリッド・デルテンル	100
ヨルゲ・フォン・ドスキー	100
ヴェルナー・ガツェー	73
ガブリエーレ・ギュルツァウ(2018年4月24日から)	100
トーマス・ヘルト(2018年4月24日から)	100
マリオ・ヤクバシュ(2018年4月24日から)	100
Prof. Dr.ヘニング・カゲルマン	94
トーマス・コ切尔ニク	96
アンケ・ケファルト(2018年4月24日まで)	100
ウルリケ・レナーツ・パイベンバッカー	100
シモーネ・メンネ	94
ローランド・エトカー	95
アンドレアス・シャードラー(2018年4月24日まで)	50
サビネ・シールマン(2018年4月24日まで)	100
Dr.ウルリヒ・シュローダー(2018年2月6日まで)	100
Dr.シュテファン・ショルト	100
ステファン・タウシャー	100
シュテファニー・ヴェケッセル	100
Prof. Dr.-Ing.カトヤ・ヴィント	100

取締役会と監査役会は、当グループの戦略、事業部の目標及び戦略、財務状況並びに当社及び当グループの業績、重要な事業取引、買収及び投資の進捗、コンプライアンス及びコンプライアンス管理、リスク・エクスパート・リガード及びリスク管理並びに全ての重要なビジネス上の企画及び関連する実施における問題について、定期的に話し合いを行っている。取締役会は、全ての重要な問題について、速やかに、かつ、全面的に監査役会に対して報告を行っている。監査役会会長及び最高経営責任者は、進行中の問題について密接に連絡を取り合っている。

監査役会は、監査役会業務についての年次の効率性の評価を行っている。報告対象年度においても監査役会は、監査役会がその監督及び助言義務を効率的かつ効果的に行っているという結論に至った。個々の監査役の提案も取り上げられ、年度内に実行された。監査役会による全ての決定は、株主代表及び従業員代表の会議並びに関係する委員会において事前に準備され詳細な議論がなされる。監査役会の各本会議においては、委員会の業務及び決定についての詳細な報告がなされる。監査役は、個人として、任務遂行のために必要な訓練及び専門的育成（法律の枠組みの変更や将来に関わる論点等）を確實に受ける責任がある。この点で当社は、とりわけ内部及び外部の演者による発表を聞く機会を提供することにより監査役を支援している。

監査役のいずれも当グループの主な競合他社の経営機関において、いかなる役割も持たず、当グループの主な競合他社に対してコンサルティングサービスを提供していない。

全ての監査役はドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードにおける意味において独立している。そのため独立監査役の人数は、当社が独自で設定した、監査役会全体の少なくとも75パーセントという目標値を超えていいる。非執行役員又は監査役の独立性に関する欧州委員会の勧告並びにドイツ労働憲章（BetrVG）及びドイツ共同決定法（MitbestG）に規定されている懲戒処分に対する広範な保護及び差別禁止に照らせば、会社の従業員であることはドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに規定されている独立性の要請と矛盾するものではない。当社の最大の株主であるドイツ復興金融公庫（KfW バンケングルッペ）は現在、当社の株式の約21パーセントを保有しており、それゆえに当社の支配権を有しているわけではない。したがって、ヴェルナー・ガツェー及びギュンター・プロイニヒはコーポレート・ガバナンス・コードに記載されている意味において独立している。

過去に取締役であった者で監査役となっている者は存在しない。

監査役は、3期を超える任期にわたり、又は定年である72歳を超えて、監査役となることはできない。

取締役会委員会及び監査役会委員会

本会計年度に適用のあった取締役会委員会の構成には、取締役会全体により行われるべき決定の準備及び当該委員会に権限委譲された事項についての決定を行うための会議を実施する各事業部の執行委員会が含まれていた。取締役会のすぐ下のレベルの上級及び中級執行役員は、当該執行役員の業務分野に関連する議題を取り扱う執行委員会の会議に参加した。2019年1月以降、当該執行委員会は廃止され、当該執行委員会に権限移譲されていた事項については、現在取締役会によって処理されている。

事業検討会議も四半期に1回開催され続けている。これらの会議は、各事業部、最高経営責任者、財務担当取締役の間、そしてまた取締役会全体で、戦略的成果につき議論する場の一つである。事業検討会議では、各部門の戦略的イニシアチブ、運営上の議題及び予算状況についての検討がされる。

取締役及び取締役の兼任状況は前記「第5-4-(1) 取締役会」及び「第2-4-(3) 兼任」に列挙されている。

監査役会委員会は本会議で行われる決議の準備をすることを主要な義務とする。

執行委員会は、取締役の選任、委任契約の締結及び取締役報酬の決定の準備を行うことを職務としていた。

財務・監査委員会は、当社の帳簿、当社の会計処理、内部統制システム、リスク管理及び内部監査の有効性のみならず、財務諸表の監査、並びにとりわけ会計監査人の選任及びその独立性を監督する。さらに、財務・監査委員会は、外部会計監査人の選任及び同人との契約を含め、財務報告以外の点についての自主的な外部監査の準備を行う責任を負い、取締役会が監査以外の職務を行う会計監査人と契約を締結することを承認する。財務・監査委員会は、コーポレート・コンプライアンスの問題を検証し、半期及び四半期財務報告書が公表される前に、

取締役会と共に当該報告書について議論する。財務・監査委員会は、独自の評価に基づき、監査役会による年次の連結財務書類の承認を提案する。財務・監査委員の委員長であるシュテファン・ショルトは、株式会社法第100(5)条及び第107(4)条において定義されている独立した財務専門家である。同人は当社、当社の統治機構又は当社の株主との間で、その独立性に疑いを生ぜしめる関係性は何ら有していない。

監査の間に生じた直ちに修復不可能な会計監査人の独立性の排除又は欠損の潜在的要因について、監査役会会長及び財務・監査委員会委員長に遅滞なく通知されることについて、監査役との間で合意が整った。加えて、会計監査人は監査役会に監査の過程での重要な発見及び事件を全て遅滞なく通知しなければならないことについても合意した。さらに、会計監査人は監査の過程で、取締役会及び監査役会によって発行される法令遵守宣言に至る事実が不正確であることを発見した場合は監査役会に通知しなければならない。

人事委員会は、当グループのための人的資源の指針について議論する。

調停委員会は、ドイツ共同決定法に基づき、割り当てられた任務を遂行する。調停委員会は、監査役のメンバーの3分の2以上の多数による賛成が得られない場合には、取締役の選任について監査役会に対して提言を行う。調停委員会は、過年度においては、会議が開催されていない。

指名委員会は、定時株主総会における監査役会への選出のために、株主候補を、監査役会の株主代表に対し推薦する。

戦略委員会は、監査役会における戦略協議の準備を行い、企業全体及び個々の事業部の競争力に関する定期的な議論も行う。加えて、監査役会の承認を必要とする企業買収及び売却の準備を行う。

2018会計年度における監査役会及び監査役会委員会の職務に関するさらなる情報は、当グループのウェブサイトで閲覧可能な監査役会報告書に記載されている。監査役及び監査役会委員会の構成の詳細については、上記「第5-4-(2) 監査役会」に記載されている。

監査役会の構成及びスキルプロファイルに関する目標

監査役会は、同会の構成に関する以下の目標を設定した。監査役会は、新たに設定したスキルプロファイルについても発表した。

1. 監査役会が定時株主総会に監査役候補者案を提出する際には、監査役会は当社の利益のためにのみ行動しなければならない。この要請のもと、監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの第5.4.2条に定義される独立監査役の割合が最低でも監査役会の75パーセントとなり、女性の割合が、最低でも30パーセントになることを目標にしている。
2. 当社の国際的な活動は、現在の監査役会の構成に既に十分に反映されている。監査役会は、これを維持することを目標にしており、そのため定時株主総会に対する今後の提案においては、出身、教育又は職歴が特定の国際的な知識及び経験をもたらす候補者を検討することとしている。
3. 監査役会は、取締役会に対し、将来の基礎的な問題について全体として適切な助言を行うべき立場にある。とりわけ、この助言にはデジタル化への移行も含んでいる。
4. 監査役会は、全体として、会計や財務書類の監査の分野において十分な専門性を有していなければならず、この専門性には、会計の分野における国際的な発展に関する知識も含まれている。加えて、監査役会の各構成員の独立性の確保により、会計プロセスの廉潔性が保証され、各会計監査人の独立性が確保される。
5. 監査役会に影響を及ぼす利益相反は、取締役会に対して独立した実効的な助言及び監督を行うための障害となる。監査役会は、法律に従い、かつドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードを十分に考慮して、各案件ベースの潜在的な又は顕在化した利益相反の取扱方法について決定する。

6. 監査役選任に関する提案は、監査役会が採択し、監査役会のための手続規則に記載されている年齢制限に従い、監査役が72歳になった後に開催される定時株主総会の終了時までには確実に任期が終了するようしなければならない。原則として、監査役は3回を超えて任期を務めるべきではないとされている。

現在の監査役会においてはこれらの目標及びスキルプロファイルが達成されている。

(2) 【監査報酬の内容等】

以下に加え、会計監査人報酬については、後記「第6-1-(1)-(ヘ) 連結財務諸表の注記-注記49」を参照されたい。

取締役会の報酬

2018会計年度における当グループの取締役会の報酬体系

取締役会の報酬体系は当社の戦略に従っており、実績ベース及び持続可能なコーポレート・ガバナンスを重視している。現在の報酬体系は取締役にとって、長期にわたり会社のために働くインセンティブとなっている。

監査役会は定期的に報酬の適切さを精査している。適切な報酬か否かを判断する基準は各取締役の行った業務、取締役の個人的な働き及び経験、当社の経済的状況、当社の成功や将来の見通し、並びに同業他社と会社全体の報酬体系を加味した報酬の慣習的水準である。この過程においては、監査役会は取締役会の報酬と、上級管理職及び労働者全体の報酬との関係を、時間とともに変化することも含めて考慮する。報酬の適切さを判断するにあたっては、監査役会は社外の独立した報酬の専門家の支援を受ける。

現在の報酬体系は、2018年度定時株主総会において88.56パーセントの得票をもって承認された。

報酬の構成要素

下記の表に記載されているとおり、取締役会の報酬は以下の要素で構成されている。

1. 基本給与

基本給与は固定報酬であり、毎月末に総額を12で割った均等額が支払われる。

2. 変動報酬

変動報酬は、ほぼ完全に複数年次で、言い換えれば中長期の業績に基づいて決定される。2018年の変動報酬目標の半分を超える金額は、計算期間を4年間とする長期部分からなっており、残る金額は年間賞与により構成される。当該年間賞与の50パーセントは、計算期間を3年間とする中期部分（繰延）として処理される。変動報酬の全ての要素が将来予測的なものである。したがって、変動報酬の4分の1を下回る要素のみが、1年間の計算に基づいて付与される。

年間賞与

取締役はそれぞれ、事前に設定した目標値の達成度、不達成度又は超過の程度が反映された額の年間賞与を受領する。付与される年間賞与は、一般に75パーセントの財務目標及び25パーセントの非財務目標から構成されている。

変動報酬目標の期間



報酬の構成要素

1. 基本給与	<ul style="list-style-type: none"> 年間総額¹：1年目：715,000ユーロ 3年目以降：860,000ユーロ 4年目以降：930,000ユーロ 見直し：3年以上経過後又は契約延長時 支払い：均等分割払い
2. 変動報酬	<p>a. 年間賞与（中期部分を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間目標総額：個々の基本給与の80パーセント 上限支払額：個々の基本給与の100パーセント 計算方法：合意された目標に従って行われる 支払い：翌年度の目標達成度の判定の後に50パーセント、2年後（持続可能性認定段階）に50パーセントがEAC持続可能性指標²を満たしている場合のみ支払われる <p>b. 長期部分</p> <p>株式評価益権の付与</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間付与額は、前年度の戦略目標の達成度によって異なる（付与額：それぞれの基本給与の50パーセントから150パーセント） 上限支払額：付与額の400パーセント³ 行使可能性：株価をベースとした6つの業績目標の達成度に応じて行使可能となる 支払い：付与されてから5年又は6年後（それぞれの行使日に依拠する）
3. 特別給付	<ul style="list-style-type: none"> 年間総額は付与された非金銭的利益の価値に相当する
4. 年金契約	<p>拠出ベース年金契約⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間で基本給与の35パーセント 年間の年金費用は、各会計年度において発生した年金受給権の帳簿価額に相当する
5. 報酬総額の上限	<ul style="list-style-type: none"> 上限付与額：5百万ユーロ⁵ 2022会計年度より適用される上限支払額：5百万ユーロ⁶

1 一般の取締役の総額。取締役会会長の基本給与は2,060,684ユーロである。

2 のれんの減損処理の前ののれんに関する費用計上を含む当グループの資産に関する費用を計上後のEBIT（EAC）を意味する。

3 取締役会会長については付与額の250パーセントが上限となる。

4 取締役会会長は依然として最終給与に基づく年金契約を締結している。

5 取締役会会長に対する報酬付与額の上限は8百万ユーロである。

6 取締役会会長に対する報酬支払額の上限は8百万ユーロである。

年間賞与額の計算においては、前会計年度と同様の業績基準及び比重が使用された。

個々の業績目標について取締役が得ることのできる報酬の上限は、個々の基本給与に比重を適用した額と等しくなる（例えば、フリー・キャッシュ・フロー業績基準についてみると、支払額の上限は個々の基本給与の10パーセントとなる。）。これは、年間賞与が個々の基本給与の額を上限としていることを意味する。

年間賞与の業績基準

比重	業績基準
55% ¹	のれんの減損処理の前ののれんに関する費用計上を含む当グループの資産に関する費用を計上後のEBIT (EAC)
10% ²	各取締役の担当事業部におけるEAC
10%	当グループのフリー・キャッシュ・フロー (FCF)
12.5%	当グループ全体の従業員意識調査における従業員の貢献度のKPIの肯定的な評価
12.5%	当グループの戦略に従ってそれぞれの取締役の業務の焦点を反映した個別の目標

¹ フランク・アペル、メラニー・クライス及びトーマス・オギルヴィーについては、比重は65パーセントである。

² ポスト - eコマース - パーセル事業部、エクスプレス事業部、グローバル・フォワーディング / フレート事業部及びサプライ・チェーン事業部担当の取締役にのみ適用される。

個々の業績基準の充足度を判断するにあたっては、それぞれの年間賞与額の決定に用いられる3つの基準値を使用することが各取締役との間で合意されている。最低の基準値に達しない場合には支払いはないものの、最低の基準値に達した場合には当該業績目標に係る上限額の50パーセントが支払われる。そして、業績目標が達成された場合には80パーセントが支払われ、最高の基準値に達した場合には100パーセントが支払われる。

当グループのEAC及びフリー・キャッシュ・フローに関する業績目標は対象会計年度の予算に対応しており、目標達成度が当該会計年度末に発表される。2018会計年度における目標達成度は、当グループのEACに関して0パーセント、FCFに関して50.47パーセントであった。事業部別のEACに関しては、目標達成度は0パーセントから100パーセントの間であった。従業員目標に関しては、目標達成度は90パーセントであり、個別の目標に関しては、目標達成度の平均値は59.29パーセントであった。これらの目標達成度の数値に基づき、年間賞与（繰延を含む。）の平均額は、個々の基本給与の26.57パーセントであった。

中期部分（繰延）

年間賞与は、たとえ合意された業績目標が達成されたとしても、満額支払われるものではない。その代わりに、年間賞与の50パーセントが、1年間の業績認定段階、2年間の持続可能性認定段階（繰延）からなる3年間という中期的な計算期間の経過により支払われる。当該報酬は、EAC（持続可能性の指標）が、さらに持続可能性認定段階において達成されたことを条件として、持続可能性認定段階終了後に支払われる。これは少なくとも資本コストを獲得した場合である。これが達成されない場合は、補償なしに当該中期部分の支払いを受けることができなくなる。かかるデメリットがあることによって、取締役の報酬を決定する際に、当社の持続可能な発展がさらに重視されることになり、長期的なインセンティブが与えられる。

長期部分

2006会計年度以降は、当社は、長期インセンティブ制度（LTIP）の一環として株式評価益権（SAR）を発行することにより、取締役に対して、当社の長期的な株価動向に連動した現金報酬を付与している。

LTIPに参加するためには、各取締役は、各人の年間基本給与の10パーセントからなる個人的な投資を、各トランシェを付与される日までに主に株式の方式で行う必要がある。

株式評価益権（SAR）の割当て

監査役会は、付与される株式評価益権（SAR）の価値を決定するために、付与日の前12ヶ月間についての戦略目標を取締役との間で合意している。2018年における株式評価益権の付与に関連する目標分野は、競合他社と比較した株価動向、個別の戦略目標及び個別のデジタル化目標であった。これらの目標分野は、それぞれ3分の1ずつの重みを持つ。

競合他社との株価動向の比較のために、2~3社の同業他社が当グループの4つの事業部門それぞれについて選ばれている。デジタル化目標のためには、当グループの戦略に基づいて事業部ごとのデジタル化戦略を定義すること、その実施を開始すること及び企業文化に定着させることが要求された。

取締役ごとに設定されたその他の個別の目標の焦点は、特に顧客及び従業員に関するものであった。目標達成度の判断に基づき、取締役には、平均して付与日における年間給与の87.5パーセントとなる株式評価益権が付与された。

株式評価益権 目標達成度

	比重	目標達成度（%）	2018年トランシェの割当て
競合他社と比較した株価動向	1/3	0	0
個別の戦略目標	1/3	120–130	581,224
デジタル化目標	1/3	100–150	610,616
			1,191,840

当グループは、LTIPの構成要素（株式評価益権）の付与をあらかじめ設定された目標の達成に依拠されることにより、正当な場合に変動報酬の留保又は還付請求（回収）を行い得る要件を遵守している。そのため、特別な進展があった場合には、付与されることとなる株式評価益権の数は減少され得る。さらに、株式評価益権は、特別な進展があった場合には監査役会が支払金額を制限できるという条件で付与される。2018年会計年度に各取締役に対して付与された株式評価益権の価値は、「ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って付与された報酬」の表に示されている。付与された株式評価益権の数については、下記の表を参照されたい。

長期インセンティブ制度：株式評価益権の付与数

	株式評価益権 2017年トランシェ	株式評価益権 2018年トランシェ ¹
フランク・アペル（会長）	546,678	329,538
ケン・アレン	280,170	196,596
ユルゲン・ゲルデス（2018年6月12日まで）	280,170	-
ジョン・ギルバート	259,056	216,384
メラニー・クライス	239,556	185,070
トーマス・オギルヴィー（2017年9月1日から）	199,170	127,044
ティム・シャールヴァート（2017年6月1日から）	199,170	137,208

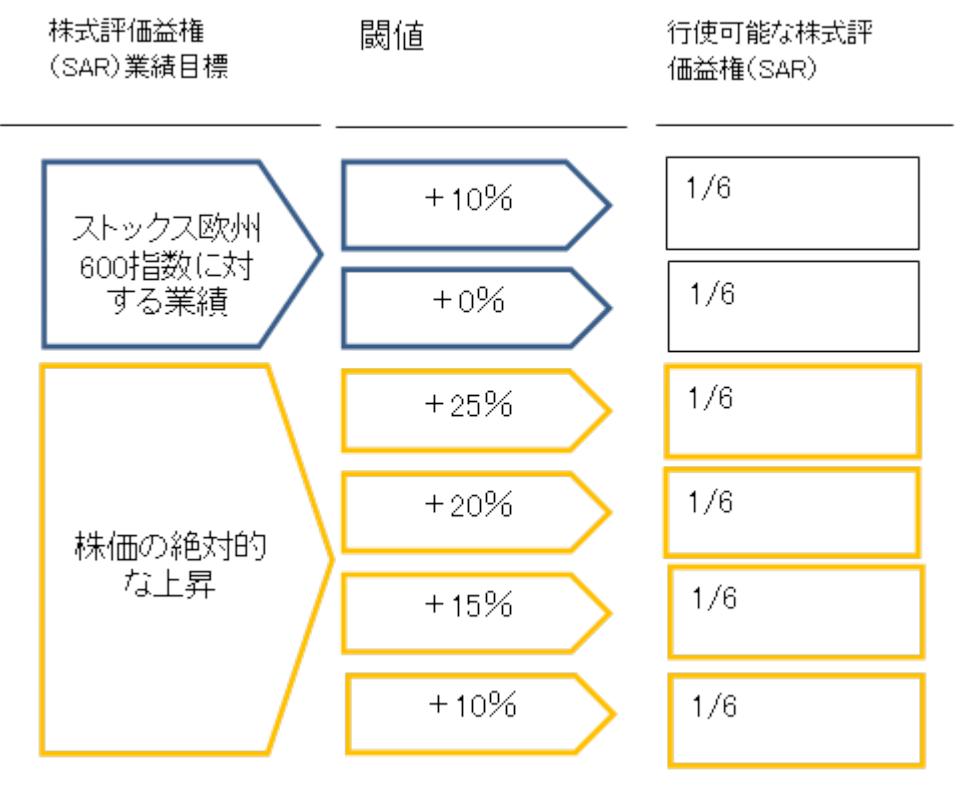
¹ 付与日2018年9月1日：参照期間中のドイツポスト平均株価は31.08ユーロ、平均指数は385.02ポイントであった。

付与日2018年11月1日（ジョン・ギルバート）：参照期間中のドイツポストの平均株価は28.69ユーロ、平均指数は362.23ポイントであった。

株式評価益権の行使

付与された株式評価益権は、最短で、4年間の待機期間の終了時までに絶対的又は相対的目標が達成されることを条件として、当該待機期間の後に全部又は一部を行使可能である。付与された株式評価益権がいくつ行使可能かは、株価に基づく4つの絶対的業績目標、及びベンチマーク指数に基づく2つの相対的業績目標に従って決定される。付与された株式評価益権の6分の1は、待機期間の終了時にドイツポスト株式の終値が発行価格を最低10パーセント、15パーセント、20パーセント又は25パーセント上回るたびに獲得される（絶対的業績目標）。相対的業績目標はいずれも、ストックス欧洲600指数（ダウ欧洲株価指数（SXXP）、ISINコード EU0009658202）に関連する株式の業績と相關関係にあり、株価が同指数の業績と同一であるか、又は株価が同指数を最低10パーセント上回った場合に達成される。

株式評価益権のメカニズム



業績は、基準期間におけるドイツポストの平均株価又は平均指標と、業績期間におけるそれとの比較によって判断される。基準期間とは、付与日直前の連続する20取引日を指す。業績期間とは、待機期間終了日直前の60取引日を指す。平均株価（終値）は、ドイツ証券取引所株式会社のケセトラ取引システムにおけるドイツポスト株式の終値の平均値として計算される。待機期間終了時までに絶対的又は相対的業績目標のいずれかが達成されなかった場合、該当する株式評価益権はいかなる代替品や補償もなしに失効する。

待機期間終了後は、2年間の行使期間内に株式評価益権を行使しなければならず、行使されなかった株式評価益権は失効する。

各株式評価益権の行使により、当該取締役は、行使日前の5取引日のドイツポスト株式の平均終値と株式評価益権の行使価格との差額に等しい差金を受領することができる。株式評価益権により受領できる金額には上限がある。下記の「ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って付与された報酬」表が、2018年トランシェについての個別の上限金額を示している。さらに、株式評価益権による報酬は、特段の事情がある場合、監査役会により制限されることがある。

3. 特別給付

取締役に付与される特別給付には、主に社用車の使用、ドイツ社会保障法の規定に基づく健康保険及び介護保険の補助金、並びに自国外での勤務に対する特別手当及び特別給付が含まれる。

4. 年金契約（定年退職者及び扶養遺族に対する給付）

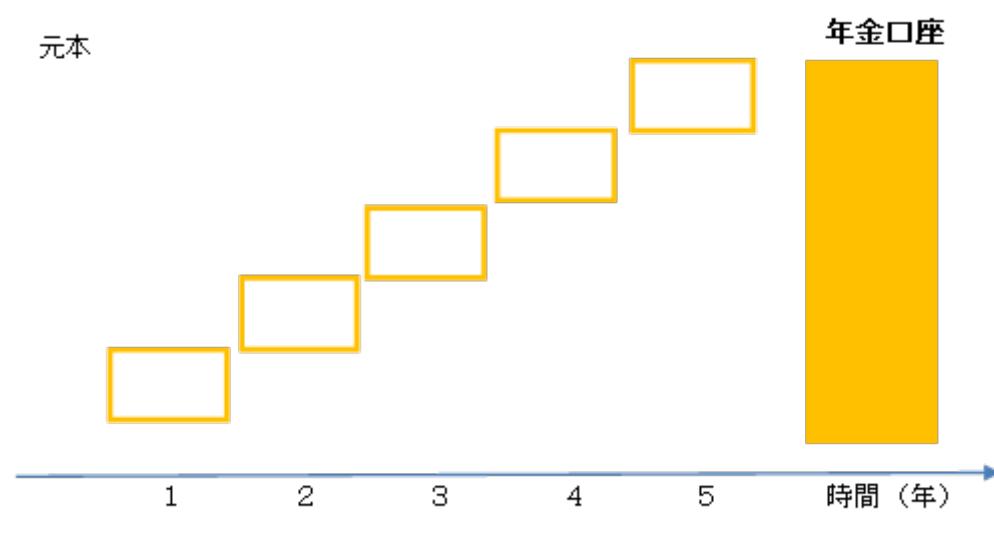
取締役は、拠出ベース年金契約に基づいて年金を受領する。取締役会会長は、最終給与に基づく既存年金契約を依然として締結している。

拠出ベース年金計画においては、当社は各取締役について、基本給与の35パーセントに相当する一律の年度拠出額を仮想年金口座へ支払う。拠出支払の期間は15年に限定される。

年金元本には、iBoxx Corporates AA 10+ Annual Yieldレートと等しい年利又は最低年利2.25パーセントの利子が発生し、これは年金給付が満期になるまでの間継続する。年金給付は、年金勘定の累積価値の金額で一括して支払われる。年金は、取締役が定年（62歳）に達した場合、任期中に就労不能となった場合又は死亡した場合に支払われる。

給付が満期となる場合、受給者は、一括払いの代わりに、通常の年金払いを受けることを選択することができる。かかる選択権が行使された場合、iBoxx Corporates AA 10+ Annual Yieldの過去10暦年間の平均値並びに扶養遺族に関する個別の情報及び1年当たり1パーセントの将来の年金調整を考慮に入れ、元本が年金払いに支払われる。

拠出ベース年金計画の機能



取締役会会長は、取締役に初めて選任された際に、当時当社の慣例であった、取締役の永続的な就労不能、死亡又は退職時の給付を定める、最終給与に基づく年金契約に合意している。取締役会会長の年金契約では、最短で55歳で退職給付が付与される旨の条項がある。同会長は、未だ当該条項を利用していない。同会長の年金は、年金払いを中心としているが、一括払いを選択することも可能である。給付額は年金給付対象となる報酬及び就業年数により決定される年金給付割合によって決定される。年金給付対象となる報酬は、基本給与のうち契約期間の最後の12ヶ月の平均額である。取締役会会長は10年勤務したため、最高の年金給付割合（50パーセント）となる。退職後の年金の支払については、ドイツにおける消費者物価指数の変動を反映して上方又は下方に調整される。

5. 報酬の上限

変動部分と同様に、報酬総額にも上限がある。

報酬制度には、変動報酬要素の個々人の上限の他に、支払をさらに制限する全体での上限が設けられている。2017年度から、一回計年度に付与された報酬については、全体での上限として、取締役会会長に対して総額8百万ユーロ、平取締役に対して総額5百万ユーロが適用されている（それぞれ特別給付を除く。）。これは報酬付与額についての全体的な上限である。

2022年に適用が開始される第2の全体的な上限は、一回計年度に支払われる報酬が、会長については8百万ユーロ、平取締役については各自5百万ユーロを超えないようにすることを確保するものである（報酬支払額の上限）。これらの上限にも、特別給付は含まれない。

個々の変動報酬に適用可能な最大額及び2018年度に付与された報酬から支払われた最大額の内訳は、下記の「ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って付与された報酬」表のとおりである。

対象となる報酬の構成要素の例示

報酬付与額の全体的な上限 例：2018年度	報酬支払額の全体的な上限 例：2022年度
<p>対象となる報酬の構成要素</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2018年度の基本給与・ 2018年度の年間賞与のうち即時に支払われる部分・ 2018年度の年間賞与の繰延・ 長期インセンティブ制度の2018年トランシェ・ 2018年度の年金費用（勤務費用）	<p>対象となる報酬の構成要素</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2022年度の基本給与・ 2022年度の年間賞与のうち即時に支払われる部分・ 2020年度の年間賞与の繰延・ 長期インセンティブ制度の2016年/2017年/2018年トランシェ¹・ 2022年度の年金費用（勤務費用）

¹ トランシェの支払時期は、2年の期間内のいつ行使されるかによって異なる。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に基づく退職金上限額条項、支配権の変更条項、及び退職後の競業禁止条項

コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従い、取締役の委任契約には、当該契約が早期に終了した場合には、契約の残存期間の報酬を超える退職金は支払われない旨の条項が規定されている。退職金は、最大2年分の報酬額（特別給付を含む。）を上限とする（退職金上限額）。退職金上限額は、特別報酬又はLITPから割り当たされ若しくは行使された権利の価値を除いて算出される。

支配権の変更がある場合には、取締役は、所定の月の末日の3ヶ月前までに通知の上、当該支配権の変更後6ヶ月以内に、正当事由に基づき退任し、委任契約を解除することができる（早期解除権）。

当該契約の条項は、以下の場合に、支配権の変更が存在すると定めている。まず、ある株主が、ドイツ証券取得買収法（Wertpapier erwerbsund Übernahmegesetz (WpÜG)）第29(2)条が定める意味における支配権を取得した場合、すなわち最低30パーセントの議決権（同法第30条が定めるとおり、他の株主と共同で行動することにより当該株主に帰属する議決権を含む。）を保有するに至った場合が挙げられる。次に、ドイツ株式会社法（AktG）第291条に基づき、当社が従属会社となる旨の支配契約が締結され、当該契約が効力を生じた場合が挙げられる。さらに、当社が、ドイツ再編・転換法（Umwandlungsgesetz）第2条に基づき、当グループ外の他の法人と合併した場合（但し、合意された換算率で決定される当該法人の価値が、当社の価値の50パーセント未満である場合を除く。）が挙げられる。

支配権の変更後9ヶ月以内に、早期解除権が行使されるか又は委任契約が相互の合意により解除される場合、取締役は、自己の委任契約の残存期間分の補償の支払を受ける権利を有する。当該支払は、コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に基づき、退職金上限額の150パーセント（計算については上記参照）に制限されている。取締役が退職時に60歳に達していない場合には、支払額は25パーセント減額される。委任契約の残存期間が2年未満であり、かつ取締役が退職時に62歳に達していない場合には、支払金額は退職金上限額と同額となる。支配権の変更時点で、契約の残存期間が9ヶ月以下であり、かつ契約が更新されなかったことにより、取締役が62歳に達する前に委任契約が満了した場合も同様とする。

また、取締役は、契約終了後効力を生じる競業禁止条項の対象となる。1年間の競業禁止期間中、元取締役は、補償として、最後に契約で定められた基本給与の100パーセントを案分計算により毎月補償金として受領する。その他の競業禁止期間中の勤労所得は、補償金から差引かれる。当該補償金の額は、退職金や年金の支払から控除される。委任契約の終了前又は終了時において、当社は、競業禁止条項の遵守義務の免除を宣言することができる。かかる場合、当社は、当該宣言の受領から6ヶ月後に、競業を制限することによる補償金の支払義務について免責される。

その他

ユルゲン・ゲルデスは、2018年6月12日に当社の取締役の地位を辞任し、2018年6月30日に当社を退職した。

2018会計年度に、当グループの取締役に対して支払われた報酬額

2018会計年度に、適用ある会計基準に従い取締役に支払われた報酬額の合計は、11.37百万ユーロ（前年度：11.57百万ユーロ）であった。8.12百万ユーロ（前年度：7.57百万ユーロ）は業績非連動部分であり、3.25百万ユーロ（前年度：4.00百万ユーロ）は業績連動部分として支払われた年間賞与に起因するものであった。年間賞与の業績基準は上記「報酬の構成要素」の表に記載のとおりである。年間賞与の追加の0.58百万ユーロは、中期部分（繰延）へと移転され、持続可能性の指標であるEACが達成されたことを条件として2021年において支払われる予定である。

2018会計年度において、取締役は、発行時において総額5.43百万ユーロ（前年度：7.19百万ユーロ）相当の1,191,840個の株式評価益権を付与された。

取締役に支払われた報酬額の合計は、下記の表に示されている。適用ある会計基準に加え、コーポレート・ガバナンス・コードにおける勧告も考慮された。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って付与された報酬

2017年度							
ユーロ	フランク・アペル	ケン・アレン	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	トーマス・オギルヴィー	ティム・シャールヴァート
	会長 ¹	エクスプレス	コーポレート・インキュベーション(2018年6月12日まで)	サプライ・チェーン	財務	人事及びコーポレート・インキュベーション(2017年9月1日から) ³	グローバル・フォワーディング／フレート(2017年6月1日から)
基本給与	1,978,911	1,000,913	1,005,795	912,500	871,667	238,333	417,083
特別給付	35,294	98,197	36,289	173,167	17,029	3,159	29,812
合計	2,014,205	1,099,110	1,042,084	1,085,667	888,696	241,492	446,895
年間賞与 1年分	791,564	400,365	402,318	365,000	348,667	95,333	166,833
複数年変動報酬	2,754,138	1,406,175	1,408,128	1,295,011	1,208,673	810,353	881,853
LTIP(4年間の待機期間)	1,962,574	1,005,810	1,005,810	930,011	860,006	715,020	715,020
年間賞与 繰延分(3年間の待機期間)	791,564	400,365	402,318	365,000	348,667	95,333	166,833
合計	5,559,907	2,905,650	2,852,530	2,745,678	2,446,036	1,147,178	1,495,581
年金費用(勤務費用)	1,041,772	332,801	344,288	273,132	276,923	－	－
報酬合計	6,601,679	3,238,451	3,196,818	3,018,810	2,722,959	1,147,178	1,495,581

2018年度							
ユーロ	フランク・アペル	ケン・アレン	ユルゲン・グルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	トーマス・オギルヴィー	ティム・シャールヴァート
	会長 ¹	エクスプレス	コープレート・インキュベーション(2018年6月12日まで)	サプライ・チェーン	財務	人事及びコープレート・インキュベーション(2017年9月1日から) ³	グローバル・フォワーディング/フレート(2017年6月1日から)
基本給与	2,060,684	1,005,795	452,608	930,000	930,000	715,000	715,000
特別給付	52,889	102,716	18,053 ²	264,539	17,003	14,896	53,390
合計	2,113,573	1,108,511	470,661	1,194,539	947,003	729,896	768,390
年間賞与 1年分	824,274	402,318	181,043	372,000	372,000	286,000	286,000
複数年変動報酬	2,369,807	1,324,353	181,043	1,224,553	1,239,978	881,836	929,506
LTIP(4年間の待機期間)	1,545,533	922,035	-	852,553	867,978	595,836	643,506
年間賞与 繰延分(3年間の待機期間)	824,274	402,318	181,043	372,000	372,000	286,000	286,000
合計	5,307,654	2,835,182	832,747	2,791,092	2,558,981	1,897,732	1,983,896
年金費用(勤務費用)	1,121,934	345,640	373,407	310,989	317,375	247,753	247,556
報酬合計	6,429,588	3,180,822	1,206,154	3,102,081	2,876,356	2,145,485	2,231,452

2018年度最低額							
ユーロ	フランク・アペル	ケン・アレン	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	トーマス・オギルヴィー	ティム・シャールヴァート
	会長 ¹	エクスプレス	コーポレート・インキュベーション(2018年6月12日まで)	サプライ・チェーン	財務	人事及びコーポレート・インキュベーション(2017年9月1日から) ³	グローバル・フォワーディング/フレート(2017年6月1日から)
基本給与	2,060,684	1,005,795	452,608	930,000	930,000	715,000	715,000
特別給付	52,889	102,716	18,053	264,539	17,003	14,896	53,390
合計	2,113,573	1,108,511	470,661	1,194,539	947,003	729,896	768,390
年間賞与 1年分	0	0	0	0	0	0	0
複数年変動報酬	0	0	0	0	0	0	0
LTIP(4年間の待機期間)	0	0	-	0	0	0	0
年間賞与 繰延分(3年間の待機期間)	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,113,573	1,108,511	470,661	1,194,539	947,003	729,896	768,390
年金費用(勤務費用)	1,121,934	345,640	373,407	310,989	317,375	247,753	247,556
報酬合計	3,235,507	1,454,151	844,068	1,505,528	1,264,378	977,649	1,015,946

2018年度最高額							
ユーロ	フランク・アペル	ケン・アレン	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	トーマス・オギルヴィー	ティム・シャールヴァート
	会長 ¹	エクスプレス	コー・ポレート・インキュベーション(2018年6月12日まで)	サプライ・チェーン	財務	人事及びコー・ポレート・インキュベーション(2017年9月1日から) ³	グローバル・フォワーディング／フレート(2017年6月1日から)
基本給与	2,060,684	1,005,795	452,608	930,000	930,000	715,000	715,000
特別給付	52,889	102,716	18,053	264,539	17,003	14,896	53,390
合計	2,113,573	1,108,511	470,661	1,194,539	947,003	729,896	768,390
年間賞与 1年分	1,030,342	502,898	226,304	465,000	465,000	357,500	357,500
複数年変動報酬	4,894,125	4,190,947	226,304	3,875,124	3,936,876	2,740,738	2,931,500
LTIP(4年間の待機期間)	3,863,783	3,688,049	-	3,410,124	3,471,876	2,383,238	2,574,000
年間賞与 繰延分(3年間の待機期間)	1,030,342	502,898	226,304	465,000	465,000	357,500	357,500
合計	8,038,040	5,802,356	923,269	5,534,663	5,348,879	3,828,134	4,057,390
年金費用(勤務費用)	1,121,934	345,640	373,407	310,989	317,375	247,753	247,556
報酬合計	9,159,974	6,147,996	1,296,676	5,845,652	5,666,254	4,075,887	4,304,946
2018年に付与された報酬からの支払額(特別給付を除く)の上限	8,000,000	5,000,000	n.a.	5,000,000	5,000,000	n.a.	n.a.

¹ 2018年4月4日以降は、ポスト-eコマース・パーセル事業部も担当している。

² ゲルデス氏は、自己の雇用契約に基づく権利として、別途4,288,805ユーロの補償金の支払いも受けている。

³ 2018年6月13日よりコー・ポレート・インキュベーション事業部を担当している。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って支払われた報酬

2017年度							
ユーロ	フランク・アペル	ケン・アレン	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	トーマス・オギルヴィー	ティム・シャールヴァート
	会長 ¹	エクスプレス	コーポレート・インキュベーション(2018年6月12日まで)	サプライ・チェーン	財務	人事及びコーポレート・インキュベーション(2017年9月1日から) ⁵	グローバル・フォワーディング／フレート(2017年6月1日から)
基本給与	1,978,911	1,000,913	1,005,795	912,500	871,667	238,333	417,083
特別給付	35,294	98,197	36,289	173,167	17,029	3,159	29,812 ⁶
合計	2,014,205	1,099,110	1,042,084	1,085,667	888,696	241,492	446,895
年間賞与 1年分	952,351	487,945	464,074	434,806	405,892	116,188	196,780
複数年変動報酬	5,844,840	4,492,254	4,958,436	156,406	120,656	－	－
年間賞与(2015年度からの繰延分)	288,300	203,680	167,256	156,406	120,656	－	－
年間賞与(2016年度からの繰延分)	－	－	－	－	－	－	－
2011年 LTIPトランシェ	838,025	－	－	－	－	－	－
2012年 LTIPトランシェ	4,718,515	1,808,056	2,422,380	－	－	－	－
2013年 LTIPトランシェ	－	2,480,518	2,368,800	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－
合計	8,811,396	6,079,309	6,464,594	1,676,879	1,415,244	357,680	643,675
年金費用(勤務費用)	1,041,772	332,801	344,288	273,132	276,923	－	－
報酬合計	9,853,168	6,412,110	6,808,882	1,950,011	1,692,167	357,680	643,675

2018年度							
ユーロ	フランク・アペル	ケン・アレン	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	トーマス・オギルヴィー	ティム・シャールヴァート
	会長 ¹	エクスプレス	コーポレート・インキュベーション(2018年6月12日まで)	サプライ・チェーン	財務	人事及びコーポレート・インキュベーション(2017年9月1日から) ⁵	グローバル・フォワーディング/フレート(2017年6月1日から) ⁵
基本給与	2,060,684	1,005,795	452,608	930,000	930,000	715,000	715,000
特別給付	52,889	102,716	18,053 ³	264,539	17,003	14,896	53,390 ⁶
合計	2,113,573	1,108,511	470,661	1,194,539	947,003	729,896	768,390
年間賞与 1年分	0 ²	195,124	36,888	122,295	0 ⁴	96,275	129,773
複数年変動報酬	4,958,262	482,147	478,406	389,263	364,964	-	-
年間賞与(2015年度からの繰延分)	-	-	-	-	-	-	-
年間賞与(2016年度からの繰延分)	950,662	482,147	478,406	389,263	364,964	-	-
2011年LTIPトランシェ	-	-	-	-	-	-	-
2012年LTIPトランシェ	4,007,600	-	-	-	-	-	-
2013年LTIPトランシェ	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
合計	7,071,835	1,785,782	985,955	1,706,097	1,311,967	826,171	898,163
年金費用(勤務費用)	1,121,934	345,640	373,407	310,989	317,375	247,753	247,556
報酬合計	8,193,769	2,131,422	1,359,362	2,017,086	1,629,342	1,073,924	1,145,719

¹ 2018年4月4日以降は、ポスト-eコマース・パーセル事業部も担当している。

² フランク・アペル氏は、監査役会の承認を得て、2018会計年度についての目標達成度を判断した結果支払われる年間賞与(繰延分を含む。)を放棄した。

³ ゲルデス氏は、自己の雇用契約に基づく権利として、別途4,288,805ユーロの補償金の支払いも受けている。

⁴ メラニー・クライス氏は、監査役会の承認を得て、2018会計年度についての目標達成度を判断した結果支払われる年間賞与(繰延分を含む。)を放棄した。

⁵ 2018年6月13日よりコーポレート・インキュベーション事業部を担当している。

⁶ シャールヴァート氏は、2017年度において750,664ユーロ、2018年度において783,460ユーロを、前雇用者に付与された長期報酬権の失効への補償として、それぞれ支払いを受けている。

ドイツ商法(ドイツ会計基準第17号)に基づく報酬

2017年度							
ユーロ	フランク・アペル	ケン・アレン	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	トマス・オギルヴィー	ティム・シャールヴァート
	会長 ¹	エクスプレス	コーポレート・インキュベーション(2018年6月12日まで)	サプライ・チェーン	財務	人事及びコーポレート・インキュベーション(2017年9月1日から) ⁵	グローバル・フォワーディング/フレート(2017年6月1日から)
基本給与	1,978,911	1,000,913	1,005,795	912,500	871,667	238,333	417,083
特別給付	35,294	98,197	36,289	173,167	17,029	3,159	29,812 ⁶
年間賞与 1年分	952,351	487,945	464,074	434,806	405,892	116,188	196,780
年間賞与 (2015年度からの繰延分)	288,300	203,680	167,256	156,406	120,656	-	-
年間賞与 (2016年度からの繰延分)	-	-	-	-	-	-	-
2017年LTIP トランシェ	1,962,574	1,005,810	1,005,810	930,011	860,006	715,020	715,020
2018年LTIP トランシェ	-	-	-	-	-	-	-
合計	5,217,430	2,796,545	2,679,224	2,606,890	2,275,250	1,072,700	2,109,359

2018年度							
ユーロ	フランク・アペル	ケン・アレン	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	トマス・オギルヴィー	ティム・シャールヴァート
	会長	エクスプレス	コーポレート・インキュベーション(2018年6月12日まで)	サプライ・チェーン	財務	人事及びコーポレート・インキュベーション(2017年9月1日から) ⁵	グローバル・フォワーディング/フレート(2017年6月1日から)
基本給与	2,060,684	1,005,795	452,608	930,000	930,000	715,000	715,000
特別給付	52,889	102,716	18,053 ³	264,539	17,003	14,896	53,390 ⁶
年間賞与 1年分	0 ²	195,124	36,888	122,295	0 ⁴	96,275	129,773
年間賞与 (2015年度からの繰延分)	-	-	-	-	-	-	-
年間賞与 (2016年度からの繰延分)	950,662	482,147	478,406	389,263	364,964	-	-
2017年LTIP トランシェ	-	-	-	-	-	-	-
2018年LTIP トランシェ	1,545,533	922,035	-	852,553	867,978	595,836	643,506
合計	4,609,768	2,707,817	5,274,760	2,558,650	2,179,945	1,422,007	2,325,129

1 2018年4月4日以降、ポスト-eコマース・パーセル事業部も担当している。

2 フランク・アペル氏は、監査役会の承認を得て、2018会計年度についての目標達成度を判断した結果支払われる年間賞与(繰延分を含む。)を放棄した。

3 ゲルデス氏は、自己の雇用契約に基づく権利として別途4,288,805ユーロの補償金の支払いも受けている。

4 メラニー・クライス氏は、監査役会の承認を得て、2018会計年度についての目標達成度を判断した結果支払われる年間賞与(繰延分を含む。)を放棄した。

5 2018年6月13日より、コーポレート・インキュベーション事業部を担当している。

6 シャールヴァート氏は、2017年度において750,664ユーロ、2018年度において783,460ユーロを、前雇用者に付与された長期報酬権の失効への補償として、それぞれ支払いを受けている。

(単位：ユーロ)

提出ベース年金契約:個別内訳				
	2017年度拠出総額	2018年度拠出総額	2017年12月31日現在の現在価値(DBO)	2018年12月31日現在の現在価値(DBO)
ケン・アレン	341,775	352,028	2,903,991	3,364,734
ジョン・ギルバート	301,000	325,500	1,020,273	1,330,176
メラニー・クライス	301,000	325,500	1,359,361	1,719,088
トーマス・オギルヴィー (2017年9月1日から)	83,417	250,250	136,411	392,850
ティム・シャールヴァート (2017年6月1日から)	145,979	250,250	146,294	404,952
合計	1,173,171	1,503,528	5,566,330	7,211,800

最終給与に基づく既存年金契約：個別内訳					
	年金契約				
	2017年12月31日現在の年金給付割合(%)	2018年12月31日現在の年金給付割合(%)	最高年金給付割合(%)	2017年12月31日現在の現在価値(DBO)(ユーロ)	2018年12月31日現在の現在価値(DBO)(ユーロ)
フランク・アペル (会長)	50	50	50	20,171,783	21,563,074
ユルゲン・ゲルデス (2018年6月12日まで)	50	50	50	8,973,098	11,895,398 ¹
合計				29,144,881	33,458,472

¹ ゲルデス氏の現在価値(DBO)の増加は、主に、退職により年金契約の資金調達期間が短縮したことによるものである。

退任取締役に対する手当

2018会計年度において、退任取締役又は扶養遺族に支払われた手当は、9.6百万ユーロ（前年度：7.0百万ユーロ）となった。IFRSに基づいて算出された現行の年金のための確定給付債務(DBO)は、94百万ユーロ（前年度：95百万ユーロ）となった。

監査役の報酬

監査役に支払われる報酬は、ドイツポスト・アーゲーの定款第17条に基づいており、これに従い、彼らは70,000ユーロ（前年度と同額）の固定年間報酬のみを受け取る。

監査役会会長及び監査役会委員会の委員長は報酬の100パーセント、監査役会副会長及び監査役会委員会の委員は50パーセントを追加で受領する。もっとも、これは調停委員会及び指名委員会には適用されない。会計年度の一定期間のみ監査役会及びその委員会に所属していた者、又は一定期間のみ会長・委員長又は副会長として務めた者は、比例案分で報酬を受ける。

前年度と同様、監査役は、出席する監査役会の本会議又は委員会の会議ごとに、1回につき1,000ユーロの会議出席手当を受領する。また、監査役は、その職務遂行にあたり立替えた現金の費用についての補償を受けることができる。監査役会の報酬又は立替費用に対して課せられる付加価値税も払い戻される。

2018年度における報酬は、総額で2,733,167ユーロ（前年度：2,641,000ユーロ）であった。以下の表は、各監査役に対して支払われた報酬の合計と個別内訳を表すものである。

(単位：ユーロ)

各監査役に対して支払われた報酬(2017年度)			
	固定報酬	会議出席手当	合計
Prof. Dr. ヴルフ・フォン・シンメルマン(会長) (2018年4月24日まで)	315,000	21,000	336,000
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード(会長) (2018年4月24日から)	72,917	7,000	79,917
アンドレア・コシス(副会長)	245,000	21,000	266,000
ロルフ・バウワーマイスター	140,000	17,000	157,000
Dr. ギュンター・ブロイニヒ (2018年3月17日から)	-	-	-
Dr. マリオ・ダーバーコウ (2018年4月24日から)	-	-	-
イングリッド・デルテンル	70,000	6,000	76,000
ヨルゲ・フォン・ドスキー	70,000	6,000	76,000
ヴェルナー・ガッツェー	140,000	16,000	156,000
ガブリエーレ・ギュルツァウ (2018年4月24日から)	-	-	-
トーマス・ヘルト (2018年4月24日から)	-	-	-
マリオ・ヤクバシュ (2018年4月24日から)	-	-	-
Prof. Dr. ヘニング・カゲルマン	105,000	10,000	115,000
トーマス・コチュルニク	175,000	21,000	196,000
アンケ・ケファルト (2018年4月24日まで)	70,000	6,000	76,000
ウルリケ・レナルツ・ピベンバチャー	35,000	4,000	39,000
シモーネ・メンネ	105,000	11,000	116,000
ローランド・エトカー	140,000	15,000	155,000
アンドレアス・シャードラー (2018年4月24日まで)	70,000	6,000	76,000
サビネ・シールマン (2018年4月24日まで)	70,000	6,000	76,000
Dr. ウルリヒ・シュローダー (2018年2月6日まで)	102,083	0	102,083
Dr. シュテファン・ショルト	140,000	13,000	153,000
ステファン・タウチャ―	105,000	13,000	118,000
ヘルガ・チェル (2017年6月30日まで)	52,500	6,000	58,500
シュテファニー・ヴェケッセル	122,500	15,000	137,500
Prof. Dr.-Ing. カトヤ・ヴィント	70,000	6,000	76,000

(単位：ユーロ)

各監査役に対して支払われた報酬(2018年度)			
	固定報酬	会議出席手当	合計
Prof. Dr. ヴルフ・フォン・シンメルマン(会長) (2018年4月24日まで)	91,875	7,000	98,875
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード(会長) (2018年4月24日から)	253,750	26,000	279,750
アンドレア・コシス(副会長)	245,000	26,000	271,000
ロルフ・ハウワーマイスター	140,000	22,000	162,000
Dr. ギュンター・ブロイニヒ(2018年3月17日から)	55,417	5,000	60,417
Dr. マリオ・ダーバーコウ(2018年4月24日から)	49,583	7,000	56,583
イングリッド・デルテンル	94,792	15,000	109,792
ヨルグ・フォン・ドスキー	70,000	10,000	80,000
ヴェルナー・ガッツェー	140,000	19,000	159,000
ガブリエーレ・ギュルツァウ(2018年4月24日から)	49,583	8,000	57,583
トーマス・ヘルト(2018年4月24日から)	74,375	12,000	86,375
マリオ・ヤクバシュ(2018年4月24日から)	49,583	8,000	57,583
Prof. Dr. ヘニング・カゲルマン	105,000	15,000	120,000
トーマス・コチュルニク	175,000	27,000	202,000
アンケ・ケファルト(2018年4月24日まで)	20,417	2,000	22,417
ウルリケ・レナルツ・ピベンバチャー	70,000	10,000	80,000
シモーネ・メンネ	105,000	17,000	122,000
ローランド・エトカー	140,000	19,000	159,000
アンドレアス・シャードラー(2018年4月24日まで)	20,417	1,000	21,417
サビネ・シールマン(2018年4月24日まで)	20,417	2,000	22,417
Dr. ウルリヒ・シュローダー(2018年2月6日まで)	8,750	0	8,750
Dr. シュテファン・ショルト	140,000	18,000	158,000
ステファン・タウチャ―	105,000	18,000	123,000
ヘルガ・チャエル(2017年6月30日まで)	-	-	-
シュテファニー・ヴェケッセル	115,208	20,000	135,208
Prof. Dr.-Ing. カトヤ・ヴィント	70,000	10,000	80,000

¹ ステファン・タウチャ―氏は、DHL ハブ・ライツィヒ GmbHの監査役としての勤務により、年

間1,500ユーロを受け取っている。

(3) 【内部監査制度の概要】

会計関連内部管理及びリスク管理制度

ドイツポスト・DHLグループは、リスク管理制度の一部として、会計関連内部管理制度（ICS）を用いている。この制度は、当グループの会計及び財務報告の一般に認められた原則への遵守の確保を目的としている。特に、この制度は、全ての取引が適時かつ正確に、そして、適用される規律、会計基準及び当グループの内部規律に基づく一律の方法により報告されることを企図している。会計上の誤りは原則として回避され、重大な測定に関する誤りは速やかに明らかになる。

ICSの構造は、内部統制システムとして国際的に認められたCOSO（トレッドウェイ委員会支援組織委員会）のフレームワークに従うよう設計されたものであり、継続的に更新され、当グループの会計及び財務報告手続上、必要かつ不可欠なものである。会計関連ICSの概要は以下のとおりである。

- ・ 内部管理制度は、当グループのガイドラインにおいて定義されるリスクベースのアプローチを採用し、定量的かつ定性的な側面を考慮する。
- ・ 財務報告書において重要な虚偽を招く可能性のあるリスクが特定され、当該リスクに基づき最小限の要件が策定される。
- ・ 予防及び発見の双方の管理メカニズムを使用することにより、全ての事業部固有の要件及び地域の条件に応じて最小限の要件を満たすことを確保する。
- ・ システムを有効に維持し、継続的に改善するために、自己評価アプローチを使用することによって、ICSの継続的な見直しを行う。
- ・ 監査役会は、ICSの有効性の見直しの結果に関し、定期的に報告を受ける。

上述の構造に加えて、さらに、当グループ内の全社に対して及ぶ組織的及び技術的な手続も備えられている。中央で標準化された会計ガイドラインは、個別財務諸表の突き合わせについて定めており、また国際的な財務報告基準（EU IFRS）が当グループ内で統一的に適用されていることを保証する。全てのグループ会社は、標準化された会計表を使用することを義務付けられている。当グループは、関連する国際会計における新たな変更点を直ちに評価し、例えば毎月のニュースレターにおいて、適時にその実施について報告する。会計手続は、それらを集約し、標準化するため、共有のサービス・センターにプールされる。各グループ会社のIFRS財務諸表は、標準的なSAPベースのシステムにて記録され、その後、ワンステップの連結が行われる中央拠点において処理される。その他の品質保証として、自動妥当性検証及び会計データのシステム上の妥当性確認が含まれる。また、定期的に行われる人的な確認は、コーポレート・会計及び管理、租税、並びにコーポレート・ファイナンスの部門により、コーポレート・センターにおいて集中的に行われている。必要に応じ、外部の専門家に依頼する。また、集中的に管理された財務諸表に関するカレンダーを用いる財務諸表作成のための当グループの標準化された手続は、組織的かつ効率的な会計プロセスを保証する。

前述のICS及びリスク管理に関する構造に加え、企業内部監査は、当グループの管理及び監視に関する制度の重要な部分である。企業内部監査は、リスクベースの監査手順を採用し、財務報告に関する過程を定期的に検証し、その結果を取締役会に報告する。

いかにもうまくICSを設計しても、全ての重要な会計上の誤りが必ず回避又は検出できるものではないということに常に留意すべきである。

(4) 【当社の独立会計監査人に関する情報】

当社の会計監査業務は、プライスウォーターハウスクーパース アクティエンゲゼルシャフト監査法人がこれを行っており、同社の公認会計士ディートマール・ブリュム氏及び公認会計士ヴェレナ・ハイネケ氏によりこれに係る監査報告書が発行されている。なお、同監査法人は、1995年より継続して当社の会計監査業務を行っている。

会計監査人報酬については、後記「第6 - 1 - (1) - (ヘ) - 連結財務諸表の注記 - 注記49」を参照のこと。

第6【経理の状況】

- 1 本書記載の連結財務諸表は、ドイツ商法の規定に従い国際財務報告基準に基づいて作成されており、また個別財務諸表は、ドイツにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されている（以下、連結財務諸表と個別財務諸表を総称して「財務書類」という。）。なお、日本文の財務書類はこれを翻訳したものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。
- 2 本書記載の当社の財務書類は、会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース アクティエンゲゼルシャフト監査法人の会計監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領している。
なお、当社の財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づく日本の公認会計士による監査を受けていない。
- 3 本書記載の財務書類の原文は、ユーロで表示されている。日本円への換算は2019年5月10日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である1ユーロ = 123.27円で換算され、端数は四捨五入されている。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円表示額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- 4 円換算額及び「第6 経理の状況」の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ（国際財務報告基準）における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までにおける記載事項は、原文の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、会計監査の対象にもなっていない。

1 【財務書類】

(1) 【連結財務諸表】

(イ) 連結損益計算書

		自1月1日至12月31日			
		2017年		2018年	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
売上高	11	60,444	74,509	61,550	75,873
その他の営業収益	12	1,971	2,430	1,914	2,359
棚卸資産及び自社製造資産の増減 ⁽¹⁾	13	168	207	87	107
材料費	14	-32,775	-40,402	-31,673	-39,043
人件費	15	-20,072	-24,743	-20,825	-25,671
減価償却費、償却費及び減損損失	16	-1,471	-1,813	-3,292	-4,058
その他の営業費用	17	-4,526	-5,579	-4,597	-5,667
持分法が適用される投資による純利益	25	2	2	-2	-2
利息支払前税引前利益(EBIT)		3,741	4,612	3,162	3,898
財務収益		89	110	201	248
財務費用		-482	-594	-750	-925
為替差損		-18	-22	-27	-33
財務費用純額	18	-411	-507	-576	-710
税引前利益		3,330	4,105	2,586	3,188
法人所得税	19	-477	-588	-362	-446
連結当期純利益		2,853	3,517	2,224	2,742
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属するもの		2,713	3,344	2,075	2,558
非支配株主持分に帰属するもの		140	173	149	184

	注記	ユーロ	円	ユーロ	円
基本の一株当たり利益	20	2.24	276	1.69	208
希薄化後一株当たり利益	20	2.15	265	1.66	205

(1) 透明性確保のため、棚卸資産及び自社製造資産の増減は、その他の営業利益から移動されて別個に表示された。

(口) 連結包括利益計算書

		自1月1日至12月31日			
		2017年		2018年	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
連結当期純利益		2,853	3,517	2,224	2,742
損益に組替えされない項目					
年金引当金純額の再測定による増減	39	378	466	191	235
リサイクリングしない資本性金融商品に係る 剰余金		-	-	-4	-5
その他の留保利益の増減		0	0	0	0
その他の包括利益部分に関連する法人所得税	19	-28	-35	-71	-88
持分法が適用される投資のその他の包括利益 の割合(税引後)		0	0	0	0
合計(税引後)		350	431	116	143
その後損益に組替え可能な項目					
IAS第39号に準拠した再評価剰余金					
未実現損益による増減		1	1	-	-
実現損益による増減		-1	-1	-	-
IAS第39号に準拠したヘッジ剰余金					
未実現損益による増減		37	46	-9	-11
実現損益による増減		-14	-17	-31	-38
為替換算調整勘定					
未実現損益による増減		-736	-907	74	91
実現損益による増減		-7	-9	0	0
その他の包括利益部分に関連する法人所得税	19	-8	-10	13	16
持分法が適用される投資のその他の包括利益の 割合(税引後)		-8	-10	2	2
合計(税引後)		-736	-907	49	60
その他の包括利益(税引後)		-386	-476	165	203
包括利益合計		2,467	3,041	2,389	2,945
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属するもの		2,344	2,889	2,243	2,765
非支配株主持分に帰属するもの		123	152	146	180

(八) 連結貸借対照表

		2017年12月31日		2018年12月31日	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
資産の部					
無形固定資産	22	11,792	14,536	11,850	14,607
有形固定資産	23	8,782	10,826	19,202	23,670
投資不動産	24	21	26	18	22
持分法が適用される投資	25	85	105	119	147
長期金融資産	26	733	904	730	900
その他の非流動資産	27	231	285	353	435
繰延税金資産	28	2,272	2,801	2,532	3,121
非流動資産		23,916	29,481	34,804	42,903
棚卸資産	29	327	403	454	560
短期金融資産	26	652	804	943	1,162
売掛金	30	8,218	10,130	8,247	10,166
その他の流動資産	27	2,184	2,692	2,369	2,920
法人所得税資産		236	291	210	259
現金及び現金同等物	31	3,135	3,865	3,017	3,719
売却目的で保有する資産	32	4	5	426	525
流動資産		14,756	18,190	15,666	19,311
資産合計		38,672	47,671	50,470	62,214

		2017年12月31日		2018年12月31日	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
資本及び負債の部					
資本金	33	1,224	1,509	1,233	1,520
資本剰余金	34	3,327	4,101	3,469	4,276
その他の剰余金	35	-998	-1,230	-947	-1,167
利益剰余金	36	9,084	11,198	9,835	12,124
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本	37	12,637	15,578	13,590	16,752
非支配株主持分	38	266	328	283	349
資本		12,903	15,906	13,873	17,101
年金及びこれに類する債務に係る引当金	39	4,450	5,486	4,348	5,360
繰延税金負債	28	76	94	54	67
その他の長期引当金	40	1,421	1,752	1,655	2,040
長期引当金		5,947	7,331	6,057	7,466
長期金融負債	41	5,151	6,350	13,869	17,096
その他の非流動負債	42	272	335	205	253
非流動負債		5,423	6,685	14,074	17,349
長期引当金及び非流動負債		11,370	14,016	20,131	24,815
短期引当金	40	1,131	1,394	1,073	1,323
短期金融負債	41	899	1,108	2,593	3,196
買掛金		7,343	9,052	7,422	9,149
その他の流動負債	42	4,402	5,426	4,432	5,463
法人所得税負債		624	769	718	885
売却目的で保有する資産に関連する負債	32	0	0	228	281
流動負債		13,268	16,355	15,393	18,975
短期引当金及び流動負債		14,399	17,750	16,466	20,298
資本及び負債合計		38,672	47,671	50,470	62,214

(二) 連結キャッシュ・フロー計算書

		自1月1日至12月31日			
		2017年		2018年	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益		2,713	3,344	2,075	2,558
非支配株主持分に帰属する連結当期純利益		140	173	149	184
法人所得税		477	588	362	446
財務費用純額		411	507	576	710
利息支払前税引前利益(EBIT)		3,741	4,612	3,162	3,898
減価償却費、償却費及び減損損失		1,471	1,813	3,292	4,058
非流動資産処分益純額		-82	-101	-18	-22
現金を伴わない収益及び費用		-40	-49	13	16
引当金の増減		-940	-1,159	282	348
その他の非流動資産及び負債の増減		-109	-134	-75	-92
配当受取額		3	4	2	2
支払法人所得税		-626	-772	-579	-714
運転資本の増減考慮前の営業活動より生じた現金純額		3,418	4,213	6,079	7,494
運転資本の増減					
棚卸資産		-75	-92	-116	-143
受取債権及びその他の流動資産		-1,032	-1,272	-559	-689
負債及びその他の項目		986	1,215	392	483
営業活動より生じた現金純額	43	3,297	4,064	5,796	7,145
子会社その他の事業体		316	390	14	17
有形固定資産及び無形固定資産		236	291	151	186
持分法が適用される投資及びその他投資		3	4	23	28
その他の長期金融資産		21	26	46	57
非流動資産処分による収入		576	710	234	288
子会社その他の事業体		-54	-67	-58	-71
有形固定資産及び無形固定資産		-2,203	-2,716	-2,649	-3,265
持分法が適用される投資及びその他投資		-55	-68	-39	-48
その他の長期金融資産		-122	-150	-10	-12
非流動資産の取得に支払われた現金		-2,434	-3,000	-2,756	-3,397
利息受取額		52	64	52	64
短期金融資産		-285	-351	-307	-378
投資活動により生じた現金純額	43	-2,091	-2,578	-2,777	-3,423
長期金融負債の発行による収入		1,464	1,805	1,314	1,620
長期金融負債の返済		-821	-1,012	-2,284	-2,815
短期金融負債の増減		11	14	-1	-1

その他の財務活動		-51	-63	38	47
非支配株式持分に係る取引における支出		-45	-55	-3	-4
ドイツポスト・アーゲー株主への支払配当金		-1,270	-1,566	-1,409	-1,737
非支配株主への支払配当金		-120	-148	-124	-153
自己株式の取得		-148	-182	-44	-54
株式又はその他資本性金融商品の発行収入		53	65	0	0
利息支払額		-160	-197	-526	-648
財務活動により生じた現金純額	43	-1,087	-1,340	-3,039	-3,746
現金及び現金同等物の増減純額		119	147	-20	-25
現金及び現金同等物に係る為替レートの変動の影響		-91	-112	-65	-80
売却目的で保有する資産に付随する現金及び現金同等物の増減		0	0	-33	-41
連結グループの変更による現金及び現金同等物の増減		0	0	0	0
現金及び現金同等物の期首残高		3,107	3,830	3,135	3,865
現金及び現金同等物の期末残高	31	3,135	3,865	3,017	3,719

[次へ](#)

(水) 連結持分変動計算書

位：
百万ユーロ)

			その他の剰余金							
	資本金	資本 剰余金	IAS第39 号 再評価 剰余金	IAS第39 号 ヘッジ 剰余金	リサイ クリン グしな い資本 性金融 商品に 係る剰 余金	為替換算 調整勘定	利益剰余 金	ドイツポス ト・アー ゲー株主に 帰属する持 分	非支配 株主持 分	株主持分 合計
注記	33	34			35		36	37	38	
2017年1月1日現在 残高	1,211	2,932	11	3	-	-298	7,228	11,087	263	11,350
株主との資本取引										
配当金							-1,270	-1,270	-120	-1,390
非支配株主持分に係る取引			0	0		0	-8	-8	-3	-11
連結グループの変更による 非支配株主持分の増減								0	3	3
自己株式の発行 / 消却	0	80					-27	53	0	53
自己株式の取得	-4						51	47		47
自己株式の取得価額及び発 行価格における差異（株式 報酬スキーム）		5					-5	0		0
転換社債	15	277						292		292
株式報酬スキーム(発行)		92						92		92
株式報酬スキーム(行使)	2	-59					57	0		0
								-794	-120	-914
包括利益合計										
連結当期純利益							2,713	2,713	140	2,853
為替差損益						-729		-729	-22	-751
年金引当金純額の再計算に による増減							345	345	5	350
その他の増減			-1	16			0	15	0	15
								2,344	123	2,467
2017年12月31日現在 残高	1,224	3,327	10	19	-	-1,027	9,084	12,637	266	12,903

			その他の剰余金							
	資本金	資本 剰余金	IAS第39 号 再評価 剰余金	IAS第39 号 ヘッジ 剰余金	リサイ クリン グしな い資本 性金融 商品に 係る剩 余金	為替換算 調整勘定	利益剰余 金	ドイツポス ト・アー ゲー株主に 帰属する持 分	非支配 株主持 分	株主持分 合計
注記	33	34			35		36	37	38	
2018年1月1日現在 残高	1,224	3,327	10	19	-	-1,027	9,084	12,637	266	12,903
新しいIFRS基準による調整			-10		11	-1	-50	-50	-2	-52
2018年1月1日現在 残高 (調整後)	1,224	3,327	0	19	11	-1,028	9,034	12,587	264	12,851
株主との資本取引										
配当金							-1,409	-1,409	-125	-1,534
非支配株主持分に係る取引				0	0	0	4	4	-4	0
連結グループの変更による 非支配株主持分の増減								0	2	2
自己株式の発行 / 消却	3	26					0	29	0	29
自己株式の取得	-1						-45	-46		-46
自己株式の取得価額及び發 行価格における差異（株式 報酬スキーム）		7					-7	0		0
転換社債	5	102						107		107
株式報酬スキーム(発行)		99						99		99
株式報酬スキーム(行使)	2	-92					66	-24		-24
								-1,240	-127	-1,367
包括利益合計										
連結当期純利益							2,075	2,075	149	2,224
為替差損益						80		80	-4	76
年金引当金純額の再計算に による増減							117	117	1	118
その他の増減				-26	-3		0	-29	0	-29
								2,243	146	2,389
2018年12月31日現在 残 高	1,233	3,469	-	-7	8	-948	9,835	13,590	283	13,873

[次へ](#)

(ヘ) 連結財務諸表の注記

作成の基礎

ドイツポストDHLグループは、世界的な郵便及びロジスティックスのグループである。ドイツポスト及びDHLの企業ブランドは、ロジスティックス（DHL）及びコミュニケーション（ドイツポスト）サービスのポートフォリオを象徴するものである。

ドイツポスト・アーゲー及びその連結子会社の会計年度は、暦年である。登記上の本社をドイツのポンにおくドイツポスト・アーゲーはポン地方裁判所にて商業登記されている。

(1) 会計の基礎

上場企業としてドイツポスト・アーゲーは、国際会計基準の適用に関する欧州議会及び理事会の規則（EC）No 1606/2002に従い、欧州連合（EU）において採用されている国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）の国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及び関連する解釈指針を遵守し、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch-HGB）第315e条に従って、連結財務諸表（以下「IFRSに準拠した連結財務諸表」という。）を作成している。

当グループの連結財務諸表は、適用される基準を全て満たしており、その純資産、財務状態及び経営成績を真実かつ適正に表示している。

連結財務諸表は、損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書及び注記から構成されている。表示を簡潔にするため、貸借対照表及び損益計算書上の項目のいくつかを結合している。結合した項目については、注記中でそれぞれ開示及び説明している。損益計算書は、費用の性質に応じて項目分類している。

会計方針並びにIFRSに基づく2018会計年度の連結財務諸表の注記中の説明及び開示は、2017年度の連結財務諸表に採用した会計方針と基本的に同一である。但し、注記4に記載している、IFRS第9号、第15号及び第16号の初度適用による変更、並びに注記5に記載している、2018年1月1日より当グループに適用が要求されているIFRSに基づく国際財務報告の変更是例外である。会計方針については注記7に説明されている。

本連結財務諸表は、2019年2月15日付のドイツポスト・アーゲーの取締役会の決議により、その発行が承認された。

当該連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。別段の記載がない限り金額は全て百万ユーロ単位で記されている。

(2) 連結グループ

連結グループには、ドイツポスト・アーゲーが支配する全ての会社が含まれている。支配は、ドイツポスト・アーゲーが意思決定権限を有し、利益が変動にさらされ、それに関する権利を有し、変動する利益の金額に影響を及ぼすため自らの意思決定権限を用いることができる場合に存在する。

当グループの会社は、ドイツポストDHLグループが支配を行使することが可能になる日から連結される。

ドイツポストDHLグループが議決権の過半数未満を保有する場合、その他契約上の取り決めにより、当グループが投資対象を支配する場合がある。

中国のDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.（シノトランス）は、ドイツポストDHLグループが議決権の過半数を保有していないにもかかわらず連結されている重要な会社である。シノトランスは、国内外でのエクスプレス・デリバリー及び運送業務を提供しており、エクスプレス・セグメントに割り振られている。同社は、グローバルDHLネットワークに完全に組み込まれており、ドイツポストDHLグループのためのみに営業を行っている。Network Agreementにおける取り決めにより、ドイツポストDHLグループは、

シノトランスの該当行為に関する決定について優先される。したがって、シノトランスは、ドイツポストDHLグループが同社の株式資本の50パーセント未満を保有するにもかかわらず、連結されている。

ドイツ商法第313条第2条第1号乃至第5号及び第313条第3項に準拠した当グループの持分の一覧表は、dpdh1.com/en/investorsにおいて閲覧可能である。

親会社であるドイツポスト・アーゲーに加えて、以下の表に記載された会社が連結されている。

連結グループ

	2017年	2018年
完全連結会社(子会社)数		
ドイツ国内	129	127
国外	600	616
共同事業会社数		
ドイツ国内	1	1
国外	0	0
持分法適用会社数		
ドイツ国内	0	1
国外	14	18

(2.1) 2018年度における買収

報告期間において、2018年度に買収した会社について合計75百万ユーロが支払われた。これより以前の年度に買収した会社については、5百万ユーロが支払われた。買収したこれらの会社の取得価額は、現金資金の送金により支払われた。

2018年における買収

会社名	国	セグメント	持分(%)	買収日
サプラ・カーゴ S.A.S	コロンビア	サプライ・チェーン	99.99	2018年4月20日
サービスティコス Ltda.	コロンビア	サプライ・チェーン	99.99	2018年4月20日
アヘンシア・デ・アドゥアナス・サプラ S.A.S.	コロンビア	サプライ・チェーン	100	2018年4月20日
サプラ S.A.	コロンビア	サプライ・チェーン	99.99	2018年4月20日
重要性がない買収				
デリバード・オン・タイム(DOT)	英国	グローバル・フォワーディング/フレート	100	2018年3月6日
トランスポルテス・アルフォンソ・サモラーノ S.L.U.	スペイン	PeP	100	2018年5月3日
トランスポルテス・マルティ・セラ S.L.U.	スペイン	PeP	100	2018年5月3日
グイネット・トランジット・サービスSARL	フランス	グローバル・フォワーディング/フレート	100	2018年8月1日

2018年度第2四半期において、ドイツポストDHLグループは、コロンビアの会社であるサプラ・カーゴ S.A.S. (Suppla Cargo S.A.S.)、サービスティコス Ltda. (Serviceuticos Ltda.)、アヘンシア・デ・アドゥアナス・サプラ S.A.S. (Agencia de Aduanas Suppla S.A.S.) 及びサプラ S.A. (Suppla S.A.) (以下「サプラ・グループ」という。) を買収した。これらの会社は、輸送、倉庫保管及び包装サービスを提供する。当該買収により、DHLサプライ・チェーンは、ラテンアメリカにおいて事業を拡大することができる。

62百万ユーロの総取得価額のうち、12百万ユーロは、これらの会社の将来の収益次第で変動しうる。注記2.2を参照のこと。

48百万ユーロの支払は、2018年4月に行われた。条件付対価は、2018年度第4四半期において調整された。

サプラ・グループ

(単位：百万ユーロ)

2018年4月20日	帳簿価額	調整	公正価値
非流動資産	34	9	43
顧客基盤	-	8	8
商標権	-	1	1
流動資産	31	-	31
現金及び現金同等物	17	-	17
資産合計	82	9	91
長期引当金及び非流動負債	20	3	23
繰延税金	-	3	3
短期引当金及び流動資産	29	-	29
資本及び負債	49	3	52
純資産			39
取得価額			62
のれん			23

最終的な取得価額の配分により、所得控除されない23百万ユーロののれんがもたらされることになった。この数字は、特に、ラテンアメリカの輸送事業から生じることが期待されている相乗効果及びネットワーク効果に起因するものである。顧客基盤は、10年にわたり償却される。商標権の耐用年数は3年間である。流動資産は、26百万ユーロの売掛金を含んでいる。総額と帳簿価額との間に差異はない。

これらの会社の連結後、連結売上高は58百万ユーロの増加となり、連結EBITは4百万ユーロの増加となつた。仮にこれらの会社が2018年1月1日時点で既に連結されていた場合は、連結売上高はさらに27百万ユーロ増加し、連結EBITはさらに2百万ユーロ増加していたであろう。取引費用は、1百万ユーロであって、その他の営業費用に計上されている。

重要性がない買収

2018年12月31日までに事業体が買収されたが、個別にも全体としても、純資産、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼさなかった。

英国会社であるデリバード・オン・タイム・リミテッド (Delivered on Time Limited) (DOT) は、モータースポーツの物流ソリューションを提供する。既存のフォーミュラ1及びフォーミュラEに関するサービスは、当該買収により生じる相乗効果から利益を得ることになる。

DHL パーセル・イベリアが買収したスペインの輸送会社2社は、スペインのB2Cマーケットの開発において重要な役割を果たすことになる。

2018年度第3四半期に買収された会社である、グイネット・トランジット・サービスSARL (Guinet Transit Service SARL) は、チャーター及び輸送サービスを専門とする。

2018年における重要性がない買収

(単位：百万ユーロ)

自 1月 1日 至 12月31日	公正価値 ⁽¹⁾
非流動資産	8
流動資産	8
現金及び現金同等物	2
資産	18
長期引当金及び非流動負債	6
短期引当金及び流動負債	7
資本及び負債	13
純資産	5
取得価額	24
のれん	19

⁽¹⁾ 帳簿価額と一致する。

これらの会社の連結後、連結売上高は6百万ユーロの増加となり、連結EBITは1百万ユーロの増加となった。仮にこれらの会社が2018年1月1日時点で既に連結されていた場合は、連結売上高はさらに5百万ユーロ増加し、連結EBITはさらに1百万ユーロ増加していたであろう。

(2.2) 条件付対価

特定の買収について、取得価額が変動することにつき合意された。

条件付対価

会社	基準	会計年度の期間	結果の範囲	買収日時点の債務合計の公正価値	2017年12月31日時点の残存支払債務	2018年12月31日時点の残存支払債務
MITセーフトランス s.r.l.	EBITDA	2016年度から 2018年度まで	0ユーロから 19百万ユーロ まで	15百万ユーロ	10百万ユーロ	5百万ユーロ
サプラ・グループ	EBITDA	2018年度から 2019年度まで	0ユーロから 10百万ユーロ まで ⁽¹⁾	12百万ユーロ	-	10百万ユーロ

⁽¹⁾ 再評価により年度中に調整された。

(2.3) 2018年度における処分及び非連結化の影響

利益はその他の営業収益において示されており、損失はその他の営業費用において示されている。

PeP

2018年度第4四半期、ドイツポストDHLグループは、オンラインのスーパーマーケット事業に従事するオール・ユー・ニード GmbH (All you need GmbH) をハノーファーのデルティコム AG (Delticom AG) に対して売却した。これにより当グループは、当グループの活動を一貫してドイツの郵便及び小包事業に集中させ続けることができる。資産及び負債について、従前これらは、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債として組替えられていた。資産及び負債の直近の測定において、10百万ユーロの減損損失が生じた。

エクスプレス

2018年12月、AHKエアホンコンリミテッド（中国）（AHK）の持分の40パーセントが、キャセイパシフィックに対して売却された。AHKは現在、キャセイパシフィックの完全子会社となっている。当該投資は、売却目的で保有する資産として以前に報告された。組替前の直近の再評価により、減損損失は生じなかった。また、DHLエクスプレスは、AHKと引き続き協力し、15年間のブロック・スペース契約を締結した。AHKがDHLエクスプレスに対して特定の輸送容量を有償で提供する旨を定めた当該新規契約は、2019年1月1日に発効した。

サプライ・チェーン

9月、英国に拠点を置くフレキシブル・ライフスタイル・エンプロイメント・カンパニー・リミテッド（フレキシブル・ライフスタイル）の持分の50パーセントが売却された。同社は、ロジスティックス部門における人材採用に関するデジタルソリューションを専門とするスタートアップ企業であり、現在はジョイント・ベンチャーとして買主と共に運営が行われている。

コーポレート・ファンクション

2018年10月末、スタートアップ企業であるDHLレジリエンス360 GmbHの持分の48パーセントが、コロンビア・キャピタル（米国）に対して売却された。DHLレジリエンス360 GmbHは、サプライ・チェーンに関するクラウドベースのリスクマネジメントソリューションを専門としている。契約上の取り決めにより、残りの持分は現在、持分法が適用される投資としてドイツポストDHLグループの連結財務諸表に含まれている。

処分及び非連結化の影響

(単位：百万ユーロ)

2018年1月1日至12月31日	合計
非流動資産	13
内、のれん	2
流動資産	7
現金及び現金同等物	3
資産	23
長期引当金及び非流動負債	12
短期引当金及び流動負債	8
資本及び負債	20
純資産	3

受取現金対価	12
保有持分の公正価値	18
非連結化による利益	27

(2.4) 共同支配事業

共同支配事業は、保有する持分に応じて、IFRS第11号に従い連結される。

上記に該当する共同支配事業を行っている唯一の会社は、ライプツィヒに所在する貨物航空会社であるドイツのエアロロジック GmbH（エアロロジック）である。同社は、ルフトハンザ・カーゴ・アーゲー及びドイツポスト・ベタリゲンゲン・ホールディング GmbHによって共同で設立され、各社が資本及び議決権の50パーセントを保有する。エアロロジックは、エクスプレス・セグメントに割り当てられている。エアロロジックの株主は同時にその顧客であり、エアロロジックの航空輸送能力を利用することができる。エアロロジックは、月曜日から金曜日までDHLエクスプレス・ネットワークに対しサービスを提供する一方、週末は主にルフトハンザ・カーゴ・ネットワークのために運航する。各株主の同社に対する持分割合及び議決権にかかわらず、同社の資産及び債務、並びに、同社の利益及び費用は、ユーザーとしての各株主と同社との関係に基づき分配される。

(3) 重要な取引

コロンビアに拠点を置くサプラ・グループの買収に加えて（注記2を参照のこと）、2018会計年度において、以下の重要な取引が行われた。

2018年第1四半期において、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツにおける企業年金制度の変更を行った。月次終身給付支払の代わりに一括払いを受けるという追加の支払オプションは、以前には提供されていなかった時間給労働者及び給与制従業員の一定のグループ（例えば、完全な受給権を有する元時間給労働者・元給与制従業員）にも現在付与されている。その結果、108百万ユーロの過去勤務利益が認識された。

6月上旬に、取締役会は、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部における持続可能な収益の増加を確保するための対策を決定した。決定された対策は、郵便及び小包事業における生産性、間接費及びイールド・マネジメントをさらに改善することを企図している。2018年12月31日までに、これに関連して開始された早期退職制度について400百万ユーロの費用が認識されている。関連する引当金及び負債は、報告日現在でそれぞれ352百万ユーロ及び36百万ユーロに及んだ。合計12百万ユーロが現在までに支払われている。

2018年9月、ドイツポスト・アーゲーは、額面価額の合計が500百万ユーロの6つのトランシェに区分された約束手形を発行した。注記41を参照のこと。

2018年10月末、ドイツポストDHLグループは、ロジスティックス・プロバイダーであるS.F.ホールディング（中国）との間で、中国、香港及びマカオにおけるサプライ・チェーン事業をS.F.ホールディングに売却する旨の契約を締結した。注記32を参照のこと。

2018年12月5日、ドイツポスト・アーゲーは、750百万ユーロの年間利率1.625パーセントの10年社債を発行した。注記41を参照のこと。

(4) 期首残高の調整

期首残高の調整は、2018年1月1日時点で当グループが早期に適用することを決定したIFRS第9号、IFRS第15号及びIFRS第16号の初度適用により生じたものである。過年度の数値に対する調整は行っていない。移行の影響は、利益剰余金として資本の部に直接認識された。

(単位：百万ユーロ)

		以下による調整				
	2017年 12月31日	IFRS第9号	IFRS第15号	IRFS第16号	合計	2018年 1月1日
資産						
有形固定資産	8,782			9,093	9,093	17,875
長期金融資産	733	-14	-12	77	51	784
繰延税金資産	2,272	2	4		6	2,278
その他の非流動資産	231	10	18		28	259
短期金融資産	652	0		4	4	656
売掛金	8,218	-42			-42	8,176
その他の流動資産	2,184		39	-58	-19	2,165
資本及び負債						
利益剰余金	9,084	-42	-13	5	-50	9,034
非支配株主持分	266	-2			-2	264
繰延税金負債	76			2	2	78
その他の長期引当金	1,421			-23	-23	1,398
長期金融負債	5,151			9,229	9,229	14,380
その他の非流動負債	272			-13	-13	259
短期引当金	1,131		-173	8	-165	966
買掛金	7,343		12	-3	9	7,352
その他の流動負債	4,402		223	-89	134	4,536

IFRS第9号「金融商品」の影響

該当する事業モデル及び関連する契約上のキャッシュ・フローに応じたIAS第39号のカテゴリーからIFRS第9号のカテゴリーへの金融商品の組替は、貸借対照表に重要な影響を及ぼさなかった。2018年1月1日時点で、売上債権の減損損失は、予想損失モデルに基づき、その他の包括利益において早期に認識された。

IFRS第9号の分類及び持分への影響

(単位：百万ユーロ)

	2017年 12月31日	組替	調整 / 減損損失	2018年 1月1日
資産				
長期金融資産				
売却可能金融資産	59	-59	-	-
貸付金及び受取債権	466	-464	-2	-
純損益を通じて公正価値で測定された資産	170	28	-	198
リース受取債権	38	-38	-	-
その他包括利益を通じて公正価値で測定された資産	-	47	-	47
取得原価で測定された金融資産	-	476	-	476
その他の非流動資産	231	10	-	241

短期金融資産				
売却可能金融資産	500	-500	-	-
貸付金及び受取債権	69	-69	-	-
純損益を通じて公正価値で測定された資産	76	500	-	576
リース受取債権	7	-7	-	-
取得原価で測定された金融資産	-	76	-	76
売掛金	8,218	0	-42	8,176
調整後の資産合計	9,834	0	-44	9,790
資本及び負債				
利益剰余金	9,084	0	-42	9,042
非支配株主持分	266	0	-2	264
調整後の資本及び負債合計	9,350	0	-44	9,306

過年度の数値に対する調整は行っていない。ドイツポストDHLグループは、IFRS第9号に基づき、引き続きIAS第39号におけるヘッジ会計の規定を適用することを選択する。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の影響

IFRS第15号により、PeP、エクスプレス及びグローバル・フォワーディング／フレートのセグメントにおいて、一定の種類の契約に関する収益及び費用の認識の時期が僅かに変更された。その理由として、現在、当該収益が、ある時点ではなく時間の経過に応じて認識されていることが挙げられる。当グループは、修正遡及適用法に基づきIFRS第15号を導入した。過年度の数値に対する調整は行っていない。45百万ユーロの契約上の資産、12百万ユーロの未決済仕入先請求書に係る負債及び50百万ユーロの契約上の負債が、2018年1月1日時点で初めて認識された。2018年1月1日時点の移行の影響である-13百万ユーロは、繰延税金を考慮後、利益剰余金として計上された。取引量が安定しているものと仮定すると、会計年度の期首及び期末における収益及び費用の認識に関する変更の影響は、ほぼ完全に相殺されることになる。また、事業体が本人（総額表示）又は代理人（純額表示）として行為するものであるかの判断が変更されたことより、一方では収益が減少し、他方では、主に材料費が約2億ユーロ減少した。

IFRS第16号「リース」の影響

IFRS第16号への移行の過程において、91億ユーロの使用権資産及び92億ユーロのリース負債が、2018年1月1日時点で認識された。当該リース負債のうち16億ユーロについては、支払期限が1年以内であった。当グループは、修正遡及適用アプローチに基づきIFRS第16号に移行した。過年度の数値に対する調整は行っていない。IFRS第16号の初度適用において、当グループは、免除規定の適用を選択する。これにより、初度適用日直前の貸借対照表において認識された不利なリースに係る引当金の額によって、使用権資産を調整することができる。また、当グループは、初度適用日から12ヶ月以内に期間が終了するリースには、新たな指針を適用しないことを決定した。この場合、当該リースは短期リースとして会計処理され、当該リースに関するリース料は、短期リースにより生じた費用として認識されることになる。2018年1月1日時点のリース負債の期首残高に関する以下の調整は、2017年12月31日時点のオペレーティング・リース債務に基づいている。

調整

(単位：百万ユーロ)

	2018年1月1日
--	-----------

2017年12月31日時点のオペレーティング・リース債務	11,298
2017年12月31日時点のファイナンス・リース負債に係る 最低リース料（想定元本）	237
短期リースに係る免除規定の適用	-225
少額資産のリースに係る免除規定の適用	-27
リース形式の債務（サービス構成要素）	2
その他	50
2018年1月1日時点の総リース負債	11,335
割引	-1,919
2018年1月1日時点のリース負債	9,416
2017年12月31日時点のファイナンス・リース負債の現在価値	-181
2018年1月1日時点のIFRS第16号の初度適用による追加のリー ス負債	9,235

リース負債は、2018年1月1日時点の追加借入利子率で割引計算された。加重平均割引率は3.8パーセントであった。追加借入利子率を算出するために、社債のためのディープ・マーケットが存在することを条件として、主要な国及び／又は通貨における社債の利回りから（最大15年間について）参照金利を得た。他方で、社債のためのディープ・マーケットが存在しない国においては、国債利回りが使用された。参照金利は、リーシングリスクプレミアムによって補完された。

リースは、損益計算書において、以下のとおり表示されている。

損益計算書におけるリース

(単位：百万ユーロ)

	2018年
収益 / その他の営業収益	
オペレーティング・リース収益	49
サブリース収益	37
セール・アンド・リースバック取引による収益	46
材料費	
短期リースに係る費用	664
少額資産のリースに係る費用	46
変動リース料に係る費用	33
その他リースに係る費用（追加費用）	56
減価償却費及び減損損失	
使用権資産に係る減価償却費及び減損損失	1,862
使用権資産に係る減損損失	10
金融費用純額	
リース負債に係る利息費用	376
リース負債に係る為替差益	27
リース負債に係る為替差損	56

使用権資産及びリース負債に関する開示並びにその他の開示については、関連する貸借対照表の項目（注記23、41、43及び44）を参照のこと。

注記7は、IFRS第9号、第15号及び第16号による会計方針の変更に関する詳細な説明を含んでいる。

(5) IFRSに基づく国際会計の新しい進展

2018会計年度において適用が義務付けられている新しい会計基準

注記4に記載の新たに適用された会計基準に加え、2018年1月1日より、以下の追加の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を適用しなければならない。

基準	内容及び重要性
IFRS第4号「保険契約」改訂 - IFRS第4号「保険契約」と共に第9号「金融商品」を適用	IFRS第4号改訂の目的は、IFRS第9号及び保険契約の会計処理における将来の新たな基準（IFRS第17号）の各発効日の相違による会計処理上の影響を最小限に留めることである。この改訂は、連結財務諸表に何らの影響も及ぼさなかった。
IFRSの年次改善（2014年～2016年サイクル）	この改善は、IFRS第1号及びIAS第28号に関連している。この改訂は、連結財務諸表に何らの影響も及ぼさなかった。
IFRS第2号「株式に基づく報酬」改訂 - 株式報酬取引の分類と測定の明確化	この改訂は、業績条件を含む現金決済型の株式報酬取引の会計処理を明確にするものである。その測定規則は、持分決済型の報酬の会計処理の場合と同様のアプローチに従っている。また例外は、源泉徴収義務に関し純額決済の要素を有する株式報酬取引の分類にも含まれていた。かかる債務は、純額決済の要素を欠くときに持分決済型の株式報酬取引として分類されたであろう場合に、その全体において持分決済型の株式報酬取引として分類する必要がある。この改訂は、さらに、現金決済型から持分決済型に分類を変更する株式報酬契約の条項及び条件の修正に関する明確化を含む。この改訂は、連結財務諸表に何らの影響も及ぼさなかった。
IFRIC第22号「外貨建取引と前払・前受対価」	IFRIC第22号は、外貨建ての前払・前受対価を含む取引において使用すべき為替レートを決定するために用いられる日を明確にするものである。この解釈指針は、連結財務諸表に何らの影響も及ぼさなかった。
IAS第40号「投資不動産」改訂 - 用途変更	この会計基準は、投資不動産への又は投資不動産からの振替を明確にするために改訂された。不動産は、当該不動産の用途変更を示す証拠がある場合に限り、振り替えることができる。連結財務諸表は何らの影響も受けなかった。

EUにより採用され、今後適用を義務付けられる新会計基準の公表

EUは、既に以下の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を承認している。しかしながら、これらは今後の期において適用が義務付けられるところである。

基準(発行日)	適用が開始される会計年度の開始日	内容及び重要性
IFRS第9号「金融商品」改訂「負の補償を伴う期限前償還要素」（2017年10月12日）	2019年1月1日	この改訂は、期限前償還要素を有する一定の金融商品を、IFRS第9号に従って分類する方法を明確にするものである。当グループに重大な影響を及ぼすことはないと予想される。
IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」（2017年6月7日）	2019年1月1日	IFRIC第23号は、不確実な法人所得税に関連する項目の測定及び認識に関する要求事項を明確にするものである。IAS第12号に基づく法人所得税処理における不確実性が存在する場合、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、未使用的繰越欠損金、未使用的繰越税額控除及び税率の決定について、この解釈指針が適用されなければならない。この改定は、連結財務諸表に大きな影響を及ぼすものではない。

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」改訂「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分」(2017年10月12日)	2019年1月1日	IAS第28号の改訂は、持分法を適用する関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分にIFRS第9号を適用しなければならないことを明確にするものである。この改定が当グループに影響を及ぼすことはないと予想される。
--	-----------	--

EUが未採用の新会計基準(承認手続中)

2018会計年度及びそれ以前の会計年度に、IASB及びIFRICは更なる会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を発表したが、これらは2018会計年度には適用が義務付けられていない。これらのIFRSが適用されるか否かは、EUが採用するかによる。

基準(発行日)	適用が開始される会計年度の開始日	内容及び重要性
IFRS第17号「保険契約」(2017年5月18日)	2021年1月1日	IFRS第17号は、保険契約の認識、測定、表示及び開示に関する原則について定めるものである。本基準の目的は、報告事業体が、保険契約の内容を正確に反映した情報を提供するよう確實を期すことである。この情報により、財務諸表の利用者は、保険契約が当該事業体の純資産、財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響について理解を深めることができる。当グループへの影響については現在検討中である。
IFRSの年次改善(2015年~2017年サイクル)(2017年12月12日)	2019年1月1日	この改定は、IFRS第3号「企業結合」及びIFRS第11号「共同支配の取決め」並びにIAS第12号「法人所得税」及びIAS第23号「借入費用」に関連している。この改定が当グループに重大な影響を及ぼすことはないと予想される。
IAS第19号「従業員給付」改訂 - 「制度改定、縮小又は清算」(2018年2月7日)	2019年1月1日	この改定は、確定給付型退職年金制度の改定、縮小又は清算後から報告期間の末日までの期間における当期勤務費用及び支払利息(又は受取利息)純額を決定する際の基準について定めている。当グループに対する影響は、将来の事業取引及び仮定次第である。
IFRS第3号「企業結合」改訂 - 「事業の定義」(2018年10月22日)	2020年1月1日	この改定は事業の定義に関するものであり、IFRS第3号を適用する際の事業及び資産グループの区別に関する、より明確なガイドラインを含んでいる。この改定に基づき、将来の「事業」の定義には、組み合わされた時にアウトプットを創出する能力を有する、経済的資源及び少なくとも実質的なプロセスの両方を有していることが含まれる。アウトプットは、財及びサービスの提供並びに資本その他の収益の創出に限られるとみなされている。あるいは、取得した一連の活動及び資産が事業ではないかどうかを判定するために、コンセントレーション・テストを適用するという選択肢もある。当グループへの影響については現在検討中である。
IFRS基準における概念フレームワークへの参照の修正(2018年3月29日)	2020年1月1日	IASBは、将来新たな基準及び解釈指針を策定するために用いられる、改訂「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表した。特に、資産及び負債の定義、並びに測定及び認識の中止、表示及び開示に関するガイダンスが修正された。これにより、今まで現行の基準について技術的な修正は生じていない。この修正は、既存の基準における概念フレームワークへの参照を更新したにすぎない。概念フレームワーク自体は承認手続の対象ではない。
IAS第1号及びIAS第8号の改訂 - 「『重要性がある』の定義」(2018年10月31日)	2020年1月1日	IAS第1号及びIAS第8号の改訂は、「重要性がある」の定義を明確にするものである。追加的な説明に加え、概念フレームワーク及び全ての基準における「重要性がある」の定義は、IAS第1号に現在定められている主要な定義に従つて整理された。

[次へ](#)

(6) 為替換算

外貨建てで作成された連結会社の財務書類は、IAS第21号に準拠し、機能通貨法でユーロに換算される。外国会社の機能通貨は、それらの会社が主に現金を生み出し、また使用する主要な経済的環境によって決定される。当グループ内における機能通貨の殆どは、現地通貨である。したがって、連結財務諸表において、資産及び負債は決算日レートで換算され、周期的な収益及び費用は通常、月末のレートで換算される。その結果として生じる為替差損益は、その他の包括利益において認識される。2018会計年度において、76百万ユーロの為替差損益（前年度：-751百万ユーロ）がその他の包括利益において認識された。包括利益計算書を参照のこと。

2005年1月1日より後の企業結合により生じたのれんは、被取得企業の資産として扱われ、これにより当該被取得企業の機能通貨で計上されている。

当グループにとって重要な通貨の為替レートは以下のとおりである。

通貨	国名	決算日レート		期中平均レート	
		2017年 (1ユーロ 当たり)	2018年 (1ユーロ 当たり)	2017年 (1ユーロ 当たり)	2018年 (1ユーハロ 当たり)
オーストラリア・ドル(AUD)	オーストラリア	1.5352	1.6224	1.4791	1.5834
人民元(CNY)	中国	7.8161	7.8741	7.6501	7.8133
スチーリング・ポンド(GBP)	英国	0.8880	0.8947	0.8763	0.8860
香港ドル(HKD)	香港	9.3752	8.9680	8.8649	9.2413
インド・ルピー(INR)	インド	76.6308	79.8994	73.7957	80.6204
日本円(JPY)	日本	135.0382	125.8064	127.3132	129.9766
スウェーデン・クローナ(SEK)	スウェーデン	9.8332	10.2418	9.6447	10.2955
米国ドル(USD)	米国	1.1997	1.1451	1.1372	1.1790

極度のインフレにある経済において業務を行っている重要な連結会社において、非貨幣的資産の帳簿価額は、通常IAS第29号に準拠し、報告日現在の購買力を反映している。

IAS第21号に準拠して、現地通貨で作成されている連結会社の財務書類における売掛金及び負債は、報告日時点のレートで換算される。為替差損益は、損益計算書上のその他の営業収益及び費用に認識される。2018会計年度において、収益213百万ユーロ（前年度：174百万ユーロ）及び費用207百万ユーロ（前年度：181百万ユーロ）は為替差損益によって生じたものである。一方、外国事業に対する純投資に関連する為替差損益は、その他の包括利益として認識される。

(7) 会計方針

同一の会計方針が連結財務諸表に含まれている子会社の年次財務諸表に適用されている。連結財務諸表は、公正価値での認識を必要とされる項目を除き、取得原価主義によって作成されている。

収益及び費用の認識

ドイツポストDHLグループの通常の事業活動は、書簡及び小包の発送、速達便、貨物輸送、サプライ・チェーン・マネジメント並びにeコマース・ソリューションを含む、ロジスティックス・サービスの提供により構成される。通常の事業活動に関する全ての収益は、損益計算書において売上として認識される。その他全ての収益は、その他の営業収益として計上される。

2017年12月31日まで、売上高及びその他の営業収益は、一般的にサービスを提供し、売上高及び収益の金額を信頼性のある方法で測定することが可能で、その取引により経済的便益が当グループにもたらされることがほぼ確実な時点において認識されていた。

2018年1月1日以降、収益は、財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、すなわち顧客が移転された財や提供されたサービスの使用を支配し、その残存する便益を一般に得る能力を有した時点で認識されている。行使可能な権利及び義務を有する契約が存在すること、また特に、顧客の信用度を考慮に入れた上で対価の受領が見込まれることが必要とされる。収益は、当グループが受領する権利を有すると予想される取引価格と一致する。変動対価は、認識された収益額について大幅な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合、変動対価に関する不確実性が存在しなくなった後速やかに取引価格に含められる。当グループは、約束した財及び／又はサービスが顧客に移転された時点から顧客が支払を行うまでの期間が1年を超える契約を有することを想定していない。よって、約束した対価は、貨幣の時間的価値について調整されていない。各履行義務につき、収益は一定の時点で又は一定の期間にわたって認識される。輸送サービスの提供による収益は、一般的に、指定された期間にわたって定額法で認識されている。その他のロジスティックス・サービスの提供により生じた収益は、当該サービスが提供された報告期間において認識される。

営業費用は、サービスの提供を受けた時点又は費用が発生した時点で損益計算書に認識される。

無形固定資産

自己創設又は購入した無形固定資産及び購入したのれんにより構成される無形固定資産は、償却原価で測定される。

自己創設の無形固定資産は、その製造物による将来の経済的便益の流入がほぼ確実であり、信頼性のある方法で費用の測定が可能である場合に、取得原価で資産計上される。当グループでは、自社開発されたソフトウェアがこれに該当する。資産計上の基準が満たされない場合には、費用はその発生年度に費用として損益計算書で即時に認識される。自社開発されたソフトウェアの製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。適格資産に関して発生した借入費用は、全て製造原価に含まれる。無形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には当該原価に含まれる。資産計上されたソフトウェアはその耐用年数にわたって償却される。

無形固定資産（のれんを除く。）は、定額法により耐用年数にわたって償却される。減損損失は、「減損」の項に記載の原則に従って認識される。重要な無形固定資産の耐用年数は、以下のとおりである。

耐用年数

	年数 ⁽¹⁾
社内開発ソフトウェア	10年まで
購入ソフトウェア	5年まで
ライセンス	契約期間中
顧客基盤	20年まで

⁽¹⁾ 上記の耐用年数は、当グループが設定した最大年数である。実際の耐用年数は、契約上の取り決め又は時間及び所在地等のその他の一定の要素により短くなる可能性がある。

耐用年数を制限する可能性がある法的、経済的、契約上あるいはその他の要因に影響を受けない無形固定資産は無期限の耐用年数があるとされる。このような無形固定資産は償却されないが、毎年又は減損の兆候があ

る場合に、減損の有無がテストされる。このような無形固定資産は一般的に、企業結合による商標権やのれんなどである。減損テストは、「減損」の項に記載の原則に従って実施される。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で計上され、減価償却累計額及び評価引当金によって減額される。製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。有形固定資産の購入、建設、製造に直接配分される借入費用は、資産計上される。有形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には、当該原価に含まれる。減価償却費は、定額法を用いて費用計上される。主な資産に対して適用される予想耐用年数は以下のとおりである。

耐用年数

	年数 ⁽¹⁾
建物	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 20年
航空機	15 - 20年
IT設備	4 - 5年
輸送設備及び車両	4 - 18年
その他の営業用及び事務用機器	8 - 10年

⁽¹⁾ 上記の耐用年数は、当グループが設定した最長年数である。実際の耐用年数は、契約上の取り決め又は時間及び所在地等のその他の一定の要素により短くなる可能性がある。

減損の兆候がある場合には減損テストを実施しなければならない。「減損」の項を参照のこと。

減損

無形固定資産、有形固定資産及び投資不動産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候が見直される。減損の兆候がある場合には減損テストが実施される。かかるテストは、当該資産の回収可能金額を算定し、帳簿価額と比較して行われる。

IAS第36号に従い、回収可能金額は売却費用控除後の資産の公正価値又はその使用価値（当該資産から将来生じると予想される税引前のキャッシュ・フローの現在価値）のうち、いずれか高い方の額とする。使用価値に使用されている割引率は、実際の市場条件を反映している税引前の割引率である。個別の資産項目について回収可能金額を算定できない場合には、当該資産が属する独自のキャッシュ・フローを生み出す、識別可能な最小の資産グループ（現金生成単位、以下「CGU」という。）について回収可能金額を算定する。資産の回収可能金額が帳簿価額を下回る場合には、当該資産について直ちに減損損失を認識する。減損損失を認識した後に当該資産又は当該CGUについて回収可能金額の増額が算定された場合には、当該回収可能金額を超えない範囲で減損損失を帳簿価額に戻入れる。減損損失の戻入れに起因して帳簿価額を増額する場合の限度額は、過去に減損損失が認識されなかったと仮定した場合に算定される帳簿価額（償却費又は減価償却費控除後）とする。減損損失の戻入れは損益計算書上で認識する。のれんに関して認識した減損損失は戻入れてはならない。

2005年1月より、のれんは、IFRS第3号に準拠して「減損のみ」のアプローチを用いて会計処理されている。これは、それ以降ののれんは取得原価から減損損失による累計調整額を差し引いて測定しなければならぬと定めている。したがって取得によるのれんは償却されなくなるが、その代わり、IAS第36号に準拠し、耐用年数が確定できない無形固定資産の場合のように、減損の可能性を示す兆候があるかどうかにかかわらず毎年減損

テストが行われる。減損の兆候がある場合は、減損テストを行わなければならない。企業買収の結果発生するのれんは、当該取得の相乗作用により便益を得ると予想される識別可能な資産グループ（CGU又はCGUのグループ）に配賦される。この識別可能な資産グループは、内部管理の目的でのれんが監視される一番下の報告レベルである。のれんが配賦されているCGUの帳簿価額については、年1回さらにはCGUに減損の兆候がある場合に減損テストを行っている。のれんが配賦されているCGUに関して減損損失が認識されている場合、当該のれんのその時点の帳簿価額がまず減額される。減損損失額がのれんの帳簿価額を上回る場合には、差額は当該CGUの他の非流動資産に配賦される。

リース

リースとは、合意された期間にわたって資産（リース資産）を使用する権利を対価と交換に移転する契約である。

2017年12月31日まで、リースは、賃貸人が、一括又は分割による支払と引換えに一定の期間にわたって資産を使用する権利を債務人に移転する契約であると定義されていた。IAS第17号に準拠し、債務人がリース資産の所有権に伴うリスク及び便益を実質的に全て負う場合には、リース資産の受益所有権は当該債務人に帰属した。受益所有権が債務人としての当グループに帰属する場合、リース資産は、使用開始日に、公正価値又は最低支払リース料の現在価値のいずれか小さい価額で資産計上された。固定負債には同額のリース負債が認識された。リースはその後、実効金利法を用いて償却原価で測定された。減価償却の方法及び予想耐用年数は、類似する購入資産に対して用いられるものと同一とされた。

2018年1月1日以降、借手としての当グループは、貸借対照表において、全てのリースにつき、資産を受領した使用権として、また負債を契約上の支払義務として現在価値で認識している。リース負債は、以下のリース料を含む。

- ・固定リース料（貸手により提供されたリース・インセンティブを除く。）
- ・指数又は金利と関連する変動リース料
- ・残価保証により支払が見込まれる金額
- ・購入選択権の行使価格（行使される見込みが十分にあると予想される場合）
- ・リース期間が解約オプションの行使を反映している場合、リースの解約に係る契約上のペナルティ

リース料は、確認できる場合は当該リースの基礎となる計算利子率で割引計算される。確認できない場合には、追加借入利子率を用いて割引計算する。

使用権資産は取得原価で測定され、以下を含む。

- ・リース負債
- ・引渡時又は引渡前に支払われたリース料（受領したリース・インセンティブを除く。）
- ・当初直接コスト
- ・原状回復義務

使用権資産は、その後償却原価で測定される。当該使用権資産は、定額法を用いてリース期間にわたって減価償却される。

当グループは、少額資産のリース及び短期リース（12ヶ月以内）について提供されている免除規定を利用し、リース料総額を損益計算書において定額法で費用計上する予定である。なお、この新たなルールは無形固定資産のリースには適用されない。当グループは、リース構成要素及び非リース構成要素を含む契約について利用可能なオプションを使い、不動産及び航空機のリースの場合を除き、これらの構成要素を区分しない。また、（内部管理に従った）グループ内のリースは、一般的に、IAS第17号に基づくオペレーティング・リースとして、IFRS第8号に従いセグメント別報告において表示されており、引き続き同様に表示される。

多くのリース、特に不動産のリースに関して、延長及び解約オプションが存在する。このような契約条件により、当グループは事業を行うにあたって最大限の柔軟性を提供されている。リース条件を決定する際、延長オプションの行使又は解約オプションの不行使について経済的インセンティブを提供する全ての事実及び状況が考慮される。当該オプションの行使又は不行使による変更は、その可能性が十分にある場合に限り、リース期間の決定の際に検討される。

オペレーティング・リースについては、当グループでは、自己が貸手である場合は、リース資産を償却原価で有形固定資産として計上している。当期に受領したリース料は、その他の営業収益に表示されている。

当グループがファイナンス・リースにおける貸手である場合は、当該資産を貸借対照表においてリース受取債権として純投資額で認識する。

持分法が適用される投資

持分法が適用される投資は、関連企業及びジョイント・ベンチャーを対象とする。これらは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に準拠し、持分法を用いて認識される。投資の帳簿価額は投資の購入時における取得原価を基準として、持分に応じた利益、分配された配当金、及びドイツポスト・アーゲー又はその連結子会社の投資に帰属する関連会社及びジョイント・ベンチャーの持分のその他の変動を反映して毎年増減する。減損損失は、回収可能金額が帳簿価額を下回る場合、持分法が適用される投資（のれんを含む。）について認識される。持分法が適用される投資の売却による損益、並びに、減損損失及び戻入れば、その他営業収益又はその他営業費用において認識される。

金融商品

金融商品とは、一方の事業体に金融資産を、もう一方の事業体に金融負債又は資本性金融商品を生み出すあらゆる契約をいう。金融資産には、特に現金及び現金同等物、売掛金、当グループがオリジネーターの貸付金及び受取債権、並びにデリバティブ金融資産等がある。金融負債には、他の事業体に対して現金又は他の金融資産を引渡す契約債務が含まれる。金融負債は主として、買掛金、銀行への債務、債券及びリースより生じた債務及びデリバティブ金融負債等である。

測定

2017年12月31日まで、IAS第39号に基づく公正価値オプションは、測定値又は認識上の不整合（会計上のミスマッチ）が除去される、あるいは大幅に軽減される場合には、金融資産又は金融負債を当初認識時に取消不能な形で純損益を通じて公正価値で測定することを認めていた。当グループは会計上のミスマッチを避けるため、公正価値オプションを選択していた。

2018年1月1日現在、当グループは、金融資産がその後純損益を通じて公正価値で測定されない場合、当初認識時に、公正価値に当該資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で金融資産を測定している。純損益を通じて公正価値で測定された資産の取引費用は、費用として認識される。公正価値オプションに従って測定された金融負債について、当グループの信用リスクの変化から生じた公正価値の変動部分は、損益計算書ではなくその他の包括利益において認識される。

分類

2017年12月31日まで、金融資産は、金融商品を4つの区分に分類するIAS第39号の規定に従って会計処理されていた。

売却可能金融資産

これらの金融商品は非デリバティブ金融資産であり、信頼性のある方法で測定が可能な場合には、公正価値で計上された。公正価値が算定不可能である場合は、取得原価で計上された。報告日から次の報告日までの間の公正価値の変動は、一般的にその他の包括利益（再評価剰余金）に認識された。当該剰余金は、売却に際して、又は公正価値が取得原価を下回るのが一般的でない場合に（すなわち、当該下落が顕著である場合又は長期にわたる場合に）戻入れられた。その後の報告日現在で、減損損失認識後に発生した事象の結果として負債性金融商品の公正価値が客観的に増加した場合には、減損損失は適正な金額で戻入れられた。資本性金融商品について認識した減損損失を損益に戻入れることは認められていなかった。資本性金融商品が公正価値で認識された場合、戻入れはその他の包括利益において認識する必要があった。取得原価で認識された資本性金融商品の場合は、いかなる戻入れも認められなかった。売却可能金融商品は報告日から12ヶ月以内に処分する意図がない限り、これらは非流動資産に振り替えられた。とりわけ、非連結子会社に対する投資、市場性のある証券及びその他の株式投資が売却可能金融資産に区分された。

満期保有金融商品

金融商品は、当該商品を満期まで保有する意図を有し、かつ満期保有することについて経済条件も満たされた場合には、満期保有金融資産の区分に割り当てられた。これらの金融商品は、実効金利法を用いて償却原価で測定された非デリバティブ金融資産に関連していた。

貸付金及び受取債権

貸付金及び受取債権は、活況な市場で取引されていない、固定又は確定可能な支払を伴う非デリバティブ金融資産であった。トレーディング目的で保有している場合を除き、これらは取得原価又は報告日現在の償却原価で認識された。金融市場での受取債権の帳簿価額は、満期までの期間が短いことからおおよそ公正価値に相当した。報告日から12ヶ月以内に返済・回収された貸付金及び受取債権は、流動資産とみなされ、これ以外のものは非流動資産として認識された。回収可能性に懸念がある受取債権は、償却原価から適切な個別の評価引当金又は合計評価引当金を差し引いた額で認識された。売掛金の減損損失は、未収金額全額が回収不可能であることを示す客観的な事情が存在した場合に認識された。減損損失の金額は、評価勘定により損益計算書に認識された。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

トレーディング目的で保有される金融商品及びヘッジ会計の基準を満たさなかったデリバティブは全て、この分類に割り当てられた。これらは一般に公正価値で測定された。公正価値の全ての変動は損益として認識された。この区分の金融商品は全て取引日現在で会計処理された。この区分の資産で、トレーディング目的で保有されたか又は報告日から12ヶ月以内に実現する可能性が高かったものは、流動資産として認識された。

2018年1月1日以降、金融資産は以下の測定区分に分類されている。

- ・ 償却原価で測定する負債性金融商品
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定する負債性金融商品（金融資産の認識の中止に係る累積的な損益は純損益に組替えられる。）
- ・ 純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定する負債性金融商品、デリバティブ及び資本性金融商品
- ・ FVOCIに分類される資本性金融商品（金融商品の売却に係る損益はその他の包括利益から利益剰余金に組替えされる（リサイクリングなし）。）

負債性金融商品の分類は、金融資産の管理に関する当グループの事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローによる。

通常、当グループは負債性金融商品を償却原価で認識している。これらの金融資産の受取利息は、実効金利法に従って金融収益に計上される。資本性金融商品の場合、当グループは、資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するか又は純損益を通じて公正価値で測定するかを当初認識時に取消不能な形で決定する。当グループが戦略上の理由で投資する資本性金融商品の多くは、FVOCI測定区分に割り当てられる。これらの資本性金融商品の公正価値の変動の影響は、その他の包括利益に認識されなければならない。認識を中止する際、当該影響は純損益に組替えられない。当該金融商品の配当は、引き続き損益計算書のその他の包括利益に計上される。

減損

2017年12月31日まで、純損益を通じて公正価値で計上されない金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに及び減損の兆候がある場合にはいつでも減損テストが実施された。減損損失の金額は帳簿価額と公正価値との比較により算定された。減損の客観的な兆候がある場合には、減損損失は、損益計算書上でその他の営業費用又は金融収益純額／金融費用純額として認識された。減損の原因がもはや存在しないことを示す客観的な理由が報告日後に生じた場合には、減損損失は戻入れられた。減損損失の戻入れの結果として帳簿価額が増加する場合でも、減損損失が認識されなかったと仮定して算定した帳簿価額（償却費又は減価償却費控除後）を上回ることは認められなかった。債務者の財政状態が著しく悪化し、債務者が破産手続の対象となる可能性が非常に高い場合、発行体の技術的、経済的、法的若しくは市場環境に重大な変化がある、又は金融商品の公正価値が長期にわたって償却原価を下回る場合には、当グループ内で減損損失を認識した。

2018年1月1日現在、当グループは、負債性金融商品に関する予想信用損失のフォワードルッキングな評価を開始している。適用される減損方法は、信用リスクの著しい増加の有無による。

当グループは、売掛金及び契約上の資産の期間にわたる予想信用損失を計上するために、簡素化された減損モデルを適用している。更なる詳細については、注記44を参照のこと。

デリバティブ及びヘッジ

デリバティブ金融商品の公正価値の変動による収益の増減を回避するため、可能かつ経済的に有益な場合にはヘッジ会計が適用される。デリバティブ及び関連するヘッジ対象項目による利益及び損失は、同時に損益として認識される。当グループは、ヘッジ対象項目及びヘッジされるリスクに応じて、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジを利用する。

公正価値ヘッジは、認識された資産及び負債の公正価値をヘッジする。デリバティブ及びヘッジ対象項目双方の公正価値の変動は、同時に損益として認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、認識された資産及び負債（金利リスクの場合）、ほぼ確実な予定取引、並びに通貨リスクを伴う未認識の確定契約から生じる将来キャッシュ・フローの変動をヘッジする。キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分は資本におけるヘッジ剰余金に認識される。ヘッジ手段の公正価値の変動の結果発生する非有効部分は、直接、損益として認識される。ヘッジ取引により生じる損益はまず資本の部に認識され、その後、取得資産又は引受負債が損益に影響を及ぼす期間において損益に組替えられる。確定契約のヘッジにより後に非金融資産が認識される場合、資本の部に直接認識された損益は当該資産の当初の帳簿価額に含められる（基礎調整）。

外国会社に対する純投資ヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に扱われる。ヘッジの有効部分による利益又は損失はその他の包括利益に認識され、非有効部分による利益又は損失は損益に直接認識される。そ

の他の包括利益に認識された損益は、当該純投資の全部又は一部が処分されるまでその他の包括利益に留まる。ヘッジ取引に係る詳細な情報は、注記44に記載されている。

認識及び認識の中止

金融資産の通常の方法による購入及び売却は、特にデリバティブを除き、決済日に認識される。金融資産によるキャッシュ・フローを受け取る権利が終了し又は譲渡され、当グループが所有権に係る実質的に全てのリスク及び機会を譲渡した時に、当該財産の認識は中止される。

金融負債から生じる支払義務が終了した場合、当該負債の認識は中止される。

投資不動産

IAS第40号に基づいて、投資不動産は、サービスの提供に利用するため、管理目的、又は通常の業務において売却するためよりもむしろ賃貸料を得るため又は運用資産として又はその両方のために保有される。投資不動産は、原価モデルに従って測定される。減価償却可能な投資不動産は20年から50年の期間にわたって定額法により減価償却される。公正価値は専門家の意見を基に算定される。減損損失は「減損」の項に記載の原則に従って認識される。

棚卸資産

棚卸資産は通常業務での売却を目的に保有される資産、仕掛品、又は製造過程若しくはサービス提供において消費される資産であり、原価又は正味実現可能価額のいずれか低い方で測定される。陳腐化在庫及び滞留製品に対しては評価引当金が計上される。

国家補助金

IAS第20号に従って、補助金の付帯条件が満たされ、補助金を受領できる合理的な保証がある場合に限り、国家補助金は公正価値で認識される。補助金は損益計算書に計上され、通常、当該補助金が補填する費用が発生している期間にわたって収益として認識される。補助金が資産の購入又は製造に関連する場合には補助金は繰延収益として計上し、当該資産の耐用年数にわたって損益計算書で認識される。

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

売却目的で保有する資産は、現状のままで売却可能かつ売却の可能性が非常に高い資産である。売却は、分類した日から1年以内に売却完了として認識されることが見込まれていなければならない。売却目的で保有する資産は、個別の非流動資産、資産グループ（処分グループ）、事業の一部又は再売却の目的のみで取得された子会社（非継続事業）等により構成されている。同一取引で資産と共に処分される予定の負債は処分グループ又は非継続事業に含められ、売却目的で保有する資産に関連する負債として別途計上される。売却目的で保有する資産は減価償却も償却も行われず、売却費用控除後の公正価値又は帳簿価額のいずれか低い方の価額で認識される。「売却目的で保有」に分類される個別の非流動資産又は処分グループを再測定することで発生する損益は、最終処分日までは継続事業による損益に計上される。「売却目的で保有」に分類される非継続事業を売却費用控除後の公正価値で測定することで発生する損益は、非継続事業による損益に計上される。これは事業体の各事業部の営業損益及び処分損益にも適用される。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、要求払預金及び当初の満期が3ヶ月未満のその他の短期流動金融資産で構成され、これらは、元本金額で計上される。利用した当座借越枠は、銀行に対する負債額として貸借対照表に認識される。

非支配株主持分

非支配株主持分は、子会社の株主持分を按分した少数株主持分であり、帳簿価額において認識される。持分が既存の支配関係に影響を及ぼすことなく他の株主により取得されたり、他の株主に対して売却された場合、持分取引として表示される。別の株主又は他の株主により取得されたり、別の株主又は他の株主に対して売却された按分した純資産及び購入価格の差異は、その他包括利益として認識される。非支配株主持分が按分した純資産により増加される場合、按分した純資産に対してはのれんは配分されない。

役員に対する株式報酬

持分決済型の株式報酬取引は、付与日において公正価値で測定される。債務の公正価値は、権利付与期間にわたって人件費として認識される。持分決済型の株式報酬取引の公正価値は、国際的に認められている価値算定手法を使用して決定される。

株式評価益権 (Stock appreciation rights) (SAR) は、IFRS第2号に準拠して、オプション価格決定モデルに基づいて測定される。株式評価益権は、各報告日及び決算日に測定される。行使されるであろう株式評価益権に基づき算定された金額は、権利付与期間（売却禁止期間）に対価として提供された役務を反映するものであるため、按分によって人件費として認識される。この金額に対して同額の引当金が認識される。付与日以降に生じた株価の変動による価値の変動は、「金融費用純額」における「その他の金融費用」として認識されている。

年金制度

多数の国において、当グループが時間給労働者及び給与制従業員に対し退職後に給付を行う取決め（制度）がある。これらの給付には、年金、退職金一時金の一括支払及びその他退職後の給付が含まれ、退職手当、年金及びそれに類似する手当又は年金と呼ばれる。確定給付型制度と確定拠出型制度に区別されなければならない。

当グループの確定給付型年金制度

確定給付型年金債務は、IAS第19号で規定されている予測単位積立方式を用いて測定される。これには、一定の保険数理上の仮定を必要とする。多くの確定給付型年金制度は、少なくとも部分的に外部年金制度の資産を通して資金を調達している。残りの債務純額は、年金及びこれに類する債務に係る引当金によって計算される。資産純額は、他の費用と区別して年金資産として表示される。年金資産を認識する際に必要に応じて、アセット・シーリングが適用される。費用の構成については、勤務費用が人件費として認識され、利息費用純額が金融収益純額 / 金融費用純額として認識され、損益外の再測定についてはその他の包括利益として認識されている。補償に係る権利は、金融資産において個別に報告されている。

ドイツ国内の公務員向け確定拠出型年金制度

ドイツポスト・アーゲーでは、法律の規定に準拠して、ドイツ国内の公務員を対象に、当社向け確定拠出制度である年金制度に対し拠出を行っている。これらの拠出は、人件費として認識している。

ドイツ旧郵便職員法 (Gesetz zum Personalrecht der Beschäftigten der früheren Deutschen Bundespost (PostPersRG)) の規定に従い、ドイツポスト・アーゲーは、公務員という地位に基づき受給資格のある退職従業員及び扶養遺族に対し、ドイツ連邦郵便・電気通信・郵政連邦機関 (Bundesanstalt für Post und Telekommunikation) の郵便公務員向け年金基金 (Postbeamtenversorgungskasse(以下「PVK」という。)) から退職手当及び支援手当の支払を行っている。ドイツポスト・アーゲーの支払債務額は、ドイツ旧郵便職員法第16条により規定されている。この法令によりドイツポスト・アーゲーはPVKに対し、現職公務員の報酬総額及び年金受領資格を有する休職中の公務員の想定報酬総額の33パーセントの年間拠出金を支払う義務を負っている。

ドイツ旧郵便職員法第16条に従い、連邦政府は、PVKの現在の支払債務と資金拠出会社の現在の拠出金又はその他資産運用収益との差額を明確にしており、PVKが資金拠出会社に関して引き受けた債務をいつでも履行する能力があることを保証している。この保証条項に従い、連邦政府がPVKに対し支払を行う限りにおいて、ドイツポスト・アーゲーからの補償を請求できない。

当グループの時給制労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度は、とりわけ、英国、米国及びオランダにおいて、当グループの時給制労働者及び給与制従業員向けに整備されている。これらの制度に対する拠出も人件費に計上されている。

拠出には、特定の複数事業主年金制度への拠出も含まれる。これらは基本的に、確定給付型年金制度（特に米国及びオランダ）である。しかしながら、関連機関は、確定給付型年金制度の会計を使用するための十分な情報を参加会社に対し開示していないため、当該制度は、確定型拠出年金制度として計上された。

米国の複数事業主年金制度について、拠出金の支払は、事業主及び現地労働組合間の団体協約に基づき行われている（年金基金の関与を受けている。）。特定の基準を満たす解約の場合を除き、事業主は、合意された拠出割合を超えて当該制度について責任を負うことはない。かかる解約は、米国連邦法が定めるその他事業体の義務に関する債務が伴う可能性がある。2019年における年金基金への事業主による拠出金の見込み額は、50百万ユーロ（報告期間における事業主による拠出金の実額は47百万ユーロであり、前年度においては41百万ユーロであった。）である。年金基金から提供された情報によると、ドイツポストDHLグループが参加している一部の年金制度は、資金不足の状態である。現在の団体協約に定める拠出割合からの変更を示すよういかなる情報も、当グループに対して提供されていない。ドイツポストDHLグループは、当グループが拠出金については最大の雇用者となっている1つの年金制度を除き、年金基金の拠出金につき重要なレベルの拠出となっていない。

オランダの複数事業主年金制度について、費用補償に基づく拠出割合は、年金基金の経営陣が毎年設定している（オランダ中央銀行の関与を受けている。）。適用される拠出割合は、加入している全ての事業主及び従業員に対して同率に設定されている。解約の場合でも、定められた拠出金を超えて、事業主が年金基金又はその他事業体が満たしていない義務に対し責任を負うことはない。今後、資金不足になった場合には、最終的に、受給者の権利の減額又は権利に対する物価スライド制の不適用が生じる。2019年に関する年金基金への事業主による拠出金の見込額は23百万ユーロ（報告期間における事業主による拠出金の実額は22百万ユーロであり、前年度においては21百万ユーロであった。）である。年金基金が提供する情報によると、2018年12月31日時点での年金資産の積立比率は、100パーセントを超えているものの、要求される最低料率である約105パーセントを下回っていた。ドイツポストDHLグループは、重要なレベルの拠出金を年金基金に拠出していない。

その他の引当金

その他の引当金は、過去の事象の結果として生じ、将来の経済的便益の流出をもたらすと予測され、かつその金額が信頼性のある方法で測定できる、報告日現在で存在する、第三者に対するあらゆる法的債務及びみなし債務に関して認識される。それらは、債務を清算するために必要な支出についての最善の見積額で計上されている不確実な債務を表している。期限まで1年以上ある引当金は、地域、及び債務が清算されるまでの期間を反映した市場金利で割引かれる。当会計年度に使用された割引率は、0.0パーセントから11.50パーセント（前年度：0.0パーセントから9.50パーセント）の間であった。金利の変動に起因する影響は、金融収益純額／金融費用純額において認識される。

再編引当金は、詳細かつ正式な再編計画が立案され、影響を受ける者に対して知らされた場合にのみ、上記の認識に関する基準に従い、設定される。

保険契約準備金（保険）には、主に未払保険準備金及びIBNR（損害を被っているものの届出をしていない請求）準備金が含まれている。未払保険準備金は、当社に対し報告がなされているものの支払が完了していない実際の請求又は請求が予定される既知の事故に関連する債務の見積りを表している。未払保険準備金は、当社又は当社の元受保険者によって実行された個々の請求に対する評価に基づいている。IBNR準備金は、報告日以前に発生しているが、当社には報告されていない事故に関連する債務の見積りを表している。IBNR準備金には、未払保険準備金の決済の際の潜在的なミスへの引当金も含まれている。当社は、保険数理法を用いて、最終的な損失債務の査定を自ら実施しており、当社の見積りの妥当性を確認するため独立した保険数理調査を毎年委託している。

金融負債

金融負債は最初の認識時に、公正価値から取引費用を差し引いて計上される。価格効率的で流動性の高い市場で算定される価格、若しくは当グループ内で展開されている財務リスク管理システムを用いて算定される公正価値が、公正価値であると考えられている。その後の期間において、金融負債は償却原価で測定される。受け取った金額と返済される金額との差額は、実効金利法を用い、当該貸付期間にわたって全て損益として認識される。

リースに基づく金融負債の開示については、「リース」の項を参照のこと。

ドイツポスト・アーゲー株式に関する転換社債

ドイツポスト・アーゲー株式に関する転換社債は、契約上の取り決めに従い、持分部分と負債部分に分割される。取引費用を差し引いた負債部分は、金融負債（社債）において計上され、利息は、実効金利法を用いて社債期間中に発行額に加算される（時間の経過による割引分）。特定の株価が達成された場合においてドイツポスト・アーゲーが償還することを可能とするコールオプションの価額は、IAS第32号第31条に従い、負債として計上する。転換権は、持分デリバティブとして分類され、資本剰余金として計上される。帳簿価額は、負債部分につき別途算出される金額を、金融商品全体の公正価値から控除することに起因する残存価額を転換権に移転することにより算出される。取引費用は、按分して控除される。

負債

買掛金及びその他の負債は、償却原価で計上される。買掛金の大半は1年未満の満期のものである。負債の公正価値は、およそ帳簿価額に相当する。

繰延税金

IAS第12号に準拠して、繰延税金はIFRSに基づく財務書類上の帳簿価額と個別の事業体の税務上の計上金額との間の一時差異に対して認識される。また、繰延税金資産は、予想される既存の税務上の繰越欠損金の将来の利用から生じる、実現の可能性が高い税額の控除の請求額を含んでいる。税金控除請求による回収可能性は、当グループの見込みから派生する各事業体の収益見込に基づき判断され、全ての税金調整を考慮する。計画スパンは5年である。

繰延税金資産又は負債は、IAS第12号第24(b)項及びIAS第12号第15(b)項に準拠して、ドイツポスト・アーゲーのIFRSに基づく財務書類上の帳簿価額と税務上の計上金額との間に一時差異がある場合のみ認識されたが、この差異は1995年1月1日以降に生じた差異に限定された。繰延税金資産及び負債は、1995年1月1日現在のドイツポスト・アーゲーの期首の税務報告用の帳簿価額との初期差異から生じた一時差異については、認識しない。税務上の繰越欠損金に係る繰延税金に関する更なる詳細については、注記28を参照のこと。

IAS第12号に準拠して、繰延税金資産及び負債は個別の国々において報告日に適用可能な税率又は繰延税金資産及び負債が実現する時点の公表税率を使用して算定される。ドイツ国内のグループ会社に適用された税率は、報告期間における営業税に関するよりよい見積に基づき、0.3パーセント増加して30.5パーセントとなった。当該税率は、法人税率に統一割増税並びに異なる営業税率の平均税率として計算される営業税率を加えたものである。海外のグループ会社においては、繰延税金項目を算定するにあたり個別の法人税率を使用する。海外の会社に適用された法人税率は39パーセント（前年度：40パーセント）に上る。

法人所得税

法人所得税資産及び法人所得税負債は、税務当局から受け取る予定の払戻額又は税務当局に対し支払われる予定の支払額を基準に測定される。税金関連の罰金は、法人所得税債務の算出に含まれる場合、課税標準額及び/又は税率に含まれるため、法人所得税において認識される。法人所得税資産及び法人所得税負債は、全て流動項目であり、取崩しまでの期間は1年末満である。

偶発債務

偶発債務は、企業が完全にコントロールすることができない、1つ又は複数の不確実な将来の事象の発生又は不発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務を表している。偶発債務は、経済的便益を具体化する資金の流失をもたらさないもの又は経済的便益を具体化する資金の流失額が十分に信頼性のある方法で測定できない特定の債務も含んでいる。IAS第37号に準拠し、偶発債務は負債として認識されない。注記45を参照のこと。

(8) 会計方針を適用する際の判断

IFRSに基づく連結財務諸表の作成には、経営陣による判断が求められる。全ての見積りは、継続的に再評価され、過去の実績及び一定の状況の下で合理的と考えられる将来の事象に関する予想に基づいている。例えば、これは売却目的で保有する資産の場合に妥当する。この場合、当該資産が現況のままで売却可能か、さらに売却はほぼ確実かを判断しなければならない。そのような場合には、当該資産及び関連する負債は、売却可能な固定資産又は売却目的で保有する固定資産に関する負債として測定及び認識されなければならない。

経営陣による見積り及び評価

IFRSに準拠して連結財務諸表を作成する場合、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額、収益と費用の金額、及び偶発債務に関する開示内容に影響を及ぼすかもしれない仮定及び見積りをする経営を求める。仮

定、見積り及び経営判断が行われる分野の例として、年金及びこれに類する債務に対する引当金の認識、減損テスト及び取得価額の配分に対する割引キャッシュ・フローの算出、税金及び訴訟がある。

当グループの確定給付型年金制度に関する前提の詳細については、注記39を参照のこと。

当グループは世界規模で営業活動を行っており、各地の税法の適用を受ける。経営陣は、関係各国における当期の税金及び繰延税金を算出する際に、その判定を行うことができる。経営陣は、本来的に不確実な税金事項に関して合理的な見積りをしてきたと考えているが、こうした不確実な税金事項に関する実際の結果が当初の見積りに厳密に一致することは保証できない。実際の事象と見積りとの間の差異は、問題が最終的に解決するまでの期間の税金負債及び繰延税金に影響を及ぼす可能性がある。予定した課税所得についての見積り又は現行税法の改正により、将来実現可能な税務上の利益の範囲が制限される場合には、繰延税金資産として認識した金額は減額される場合がある。

のれんは企業結合の結果として、通常は当グループの貸借対照表に計上される。取得が連結財務諸表で当初認識される場合、識別可能資産、負債、及び偶発債務は全て取得日現在のそれぞれの公正価値で測定される。その際に必要な重要な見積りの一つとして、これら資産及び負債の取得日現在の公正価値を算定することがある。土地、建物、及び事務用機器は通常、それぞれの専門家による評価を受け、活発な市場がある有価証券は市場価格で認識される。取得の過程で無形固定資産が識別される場合には、その測定は無形固定資産の種類及びその公正価値を算定するまでの複雑性に応じて、独立した外部の鑑定専門家の意見に基づいて行われ得る。独立の専門家は、通常、将来の予想キャッシュ・フローに基づいて適切な評価手法を用いて公正価値を算定する。こうした評価額は、将来のキャッシュ・フローの推移に関する仮定だけではなく、使用される割引率にも強く影響を受ける。

のれんの減損テストは将来に関する仮定に基づいて実施される。当グループでは年1回及びのれんに減損が発生している兆候がある場合にはいつでも減損テストが実施される。その後、CGUの回収可能金額が算出されなければならない。CGUの回収可能金額は売却費用控除後の公正価値と使用価値とのいずれか高い方の金額とする。使用価値を算定するには、予測将来キャッシュ・フロー及び適用される割引率について仮定及び見積りをすることが求められる。経営陣は、回収可能金額算出のためになされた仮定は適切なものであると考えているが、これらの仮定に予期できない変動（例えば、EBITマージンの減少、資本コストの増加、長期成長率の低下等）が起こった場合には、当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に悪影響を及ぼし得る減損損失が発生する場合がある。

当グループが関係している係争中の訴訟については注記46に記載されている。こうした訴訟の結果は当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。経営陣はこうした訴訟について入手可能な最新の情報を定期的に分析し、予想される訴訟費用を含め発生し得る負担に対する引当金を認識している。こうした評価には社内外の法律顧問も加わっている。引当金の必要性の決定に際して、経営陣は不利な結果となる可能性や負担額が十分に信頼できる方法で見積られているかを考慮に入れている。当グループに対して訴訟が提起され若しくは支払請求がなされている、又は訴訟について注記で開示されているからといって、必ずしも引当金が関連するリスクについて認識されるというわけではない。

仮定及び見積りは全て報告日現在の実勢及び評価に基づいている。今後の事業展開を展望するため、当グループが事業展開している分野や地域の今後の経済環境についても、同日現在で現実的な評価がなされた。英国のEU離脱（ブレグジット）は、当グループの純資産、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性がある。グループの経営に関する報告書「機会及びリスク」（69頁以下）を参照のこと。全般的な環境で仮定とは異なる展開となる場合には、実際の金額は見積額と異なる場合もある。そうした場合には、仮定や、必要であれば関連する資産及び負債の帳簿価額も適宜調整される。

連結財務諸表の作成日現在で仮定及び見積りに関して重大な変更が必要となる兆候はなく、したがって入手可能な最新の情報に従えば、財務諸表で認識されている資産及び負債の帳簿価額について2019会計年度に重大な調整はなされないと予想される。

(9) 連結方法

連結財務諸表は、統一された会計方針に従って2018年12月31日現在で作成された、ドイツポスト・アーゲー並びにその連結財務諸表に含まれる子会社、持分法が適用される共同支配事業及び投資のIFRS適用の財務書類に基づいている。

連結財務諸表に含まれる子会社に関する取得の会計処理は、パーチェス法を用いて行われる。取得費用は処分資産、発行された資本性金融商品及び引き受けた負債の取引日における公正価値に相当する。取得関連費用は、費用計上される。条件付対価は、当初の連結日における公正価値にて認識される。

共同支配事業の資産及び負債並びに収益及び費用は、IFRS第11号に従い、当該事業に保有する持分比率に応じて連結財務諸表に計上される。共同支配事業の資産及び債務の持分並びにのれんの認識及び測定は、子会社の連結に対して適用される方法と同様の方法を使用する。

IAS第28号に従い、親会社が重要な影響を及ぼす共同支配事業及び会社（関連会社）は、パーチェス法を用いて持分法で会計処理される。全てののれんは、持分法が適用される投資に基づき認識される。

段階取得の場合、過去に保有した持分部分は、取得日において適用される公正価値において再算定され、その結果である収益又は損失は、利益又は損失として認識される。

グループ内の売上高、他の営業収益及び費用、並びに完全に又は部分的に連結される会社間の受取債権、負債及び引当金は消去される。第三者への売上高によって実現されたもの以外のグループ内の商品引渡し及びサービスにより生じる会社間の利益又は損失は消去される。持分法が適用される投資先との事業取引から生じる未実現の損益は、比例配分で消去される。

[次へ](#)

セグメント別報告の開示

(10) 事業部別セグメント情報

(単位：百万ユーロ)

	PeP ⁽¹⁾		エクスプレス		グローバル・フォワーディング／フレート	
自1月1日 至 12月31日	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
外部売上高	18,009	18,344	14,693	15,775	13,689	14,063
内部売上高	152	132	356	372	793	915
売上高合計	18,161	18,476	15,049	16,147	14,482	14,978
利息支払前税引前損益 (EBIT)	1,503	656	1,736	1,957	297	442
内、持分法が適用さ れる投資からの純収 益／損失	1	-3	-1	-1	0	1
セグメント別資産 ⁽³⁾	6,571	7,326	10,203	13,766	7,664	8,728
内、持分法が適用さ れる投資	27	30	33	33	22	24
セグメント別負債	3,034	2,899	3,604	3,635	3,046	3,105
セグメント別純資産／ 負債 ⁽³⁾	3,537	4,427	6,599	10,131	4,618	5,623
資本的支出（取得資 産）	618	786	1,047	1,190	69	110
資本的支出（使用権 資産） ^{(3) (4)}	4	176	2	739	1	158
資本的支出合計 ⁽³⁾	622	962	1,049	1,929	70	268
減価償却費及び償却 費 ⁽³⁾	353	444	507	1,151	68	238
減損損失	0	10	18	1	2	0
減価償却費、償却費及 び減損損失合計 ⁽³⁾	353	454	525	1,152	70	238
その他の現金を伴わな い収益(-)及び費用(+)	317	556	304	273	54	66
従業員数(単位：人) ⁽⁵⁾	179,345	188,525	86,313	93,550	42,646	43,347

(単位：百万ユーロ)

	サプライ・チェーン		コーポレート・ファンク ション ⁽¹⁾		連結 ^{(1) (2)}		グループ	
自1月1日 至 12月31日	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
外部売上高	13,958	13,201	95	167	0	0	60,444	61,550
内部売上高	194	149	1,292	1,457	-2,787	-3,025	0	0
売上高合計	14,152	13,350	1,387	1,624	-2,787	-3,025	60,444	61,550
利息支払前税引前損益 (EBIT)	555	520	-350	-414	0	1	3,741	3,162
内、持分法が適用さ れる投資からの純収 益／損失	2	1	0	0	0	0	2	-2

セグメント別資産 ⁽³⁾	5,564	8,248	1,732	4,935	-73	-95	31,661	42,908
内、持分法が適用される投資	3	12	0	21	0	-1	85	119
セグメント別負債	3,037	3,229	1,556	1,520	-57	-74	14,220	14,314
セグメント別純資産／負債 ⁽³⁾	2,527	5,019	176	3,415	-16	-21	17,441	28,594
資本的支出(取得資産)	277	282	241	290	16	-10	2,268	2,648
資本的支出(使用権資産) ⁽³⁾⁽⁴⁾	0	805	2	518	0	1	9	2,397
資本的支出合計 ⁽³⁾	277	1,087	243	808	16	-9	2,277	5,045
減価償却費及び償却費 ⁽³⁾	311	821	203	623	1	-1	1,443	3,276
減損損失	8	5	0	0	0	0	28	16
減価償却費、償却費及び減損損失合計 ⁽³⁾	319	826	203	623	1	-1	1,471	3,292
その他の現金を伴わない収益(-)及び費用(+)	178	204	71	74	1	-7	925	1,166
従業員数(単位:人) ⁽⁵⁾	149,042	151,877	11,378	12,272	0	0	468,724	489,571

(1) 過年度の数値は調整済み。

(2) 四捨五入。

(3) 2018会計年度にIFRS第16号を初度適用したため、前年度とは比較できない。

(4) 前年度の数値は、ファイナンス・リース資産への投資額を含む。

(5) 平均値(FTE:常勤従業員相当数)。

過年度の数値の調整

2018年第2四半期において、ストリートスクーターGmbHは、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)セグメントからコーポレート・ファンクション内の新たなコーポレート・インキュベーション取締役会部会に移動した。これに従い、過年度の数値の調整が行われた。

地理的地域に関する情報

(単位:百万ユーロ)

	ドイツ		ヨーロッパ (ドイツを除く)		アメリカ大陸	
自1月1日 至12月31日	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
外部売上高	18,405	18,759	18,139	18,464	10,768	11,163
非流動資産 ⁽¹⁾	5,610	9,229	7,328	10,065	4,076	6,740
資本的支出 ⁽¹⁾	964	1,658	614	1,333	487	1,333

	アジア・太平洋地域		その他の地域		グループ	
自1月1日 至12月31日	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
外部売上高	10,766	10,766	2,366	2,398	60,444	61,550
非流動資産 ⁽¹⁾	3,303	4,563	356	524	20,673	31,121
資本的支出 ⁽¹⁾	165	594	47	127	2,277	5,045

(1) 2018会計年度にIFRS第16号を初度適用したため、前年度とは比較できない。

(10.1) セグメント別報告の開示

ドイツポストDHLグループは、2018会計年度における4事業部の事業セグメントについて報告する。これらの事業部は、提供される商品及びサービス並びに関係するブランド、流通経路及び顧客プロファイルに従い、責任あるセグメントによって独自に管理されている。事業体の各事業部は、ドイツポストDHLグループの最高経営陣に対して直接報告を行う最終責任を負うセグメント・マネージャーが置かれていることに基づき、セグメントとして定義される。

外部売上高とは、事業部で生じたグループ外の第三者からの売上高をいう。内部売上高とは、他の事業部から生じた売上高をいう。当グループ内で内部的に提供される既存のサービス又は製品に関して比較可能な市場価格がある場合は、これらの市場価格又は時価相当額が移転価格（アームズ・レンジス原則）として使用される。市場性のないサービスに関する移転価格は一般に増分原価に基づいている。

ITサービス・センターにおいて提供されたサービスに係る費用は、その発生元別に事業部に配賦される。ドイツポスト・アーゲーの全国的な郵便サービス義務（全国の小売店舗網、毎営業日の配達）から生じる追加費用、及びドイツ・ブンデスポストの法的な承継人としてその報酬制度を引き継ぐ義務から生じる追加費用は、PeP事業部に配賦される。

為替リスクの集約管理の一部として、コーポレート財務部は、セグメントに特化した合意に従い、為替レートの予測値と実際の数値の変動の集約的吸収について決定することにつき責任を負う。

内部報告に即して、資本的支出が開示される。のれん抜きの無形固定資産及び有形固定資産（使用権資産を含む。）に係る「追加」は、資本的支出数値として報告される。減価償却費、償却費及び減損損失は、各事業部に配賦されたセグメント資産に関連する。その他の現金を伴わない収益及び費用は、主に引当金を評価するための費用に関連する。

当グループの営業事業部の収益性は、利息支払前税引前利益（EBIT）として測定される。

(10.2) 事業部別セグメント

当グループの主要な組織構造を反映させるため、基本的な報告形式は事業部をベースにしている。当グループは、以下の事業部に区分される。

ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部

ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部は、国内外双方の郵便を取り扱い、ダイアログ・マーケティング、全国規模のプレス配達サービス及び全ての郵便配達に関する電子サービスに関するスペシャリストである。この事業部は、ドイツのみならず、全世界において、小包サービス及びeコマース・サービスを提供する。ポスト及びeコマース-パーセルという2つの業務部に分かれている。

エクスプレス事業部

エクスプレス事業部は、法人顧客及び個人顧客に対し、時間指定配達及び速達サービスを提供している。エクスプレス事業部は、ヨーロッパ、アメリカ大陸、アジア・太平洋地域及びMEA（中東及びアフリカ）の地域別に構成される。

グローバル・フォワーディング／フレート事業部

グローバル・フォワーディング／フレート事業部の活動は、道路、空路及び海路を使用した物品の運送である。グローバル・フォワーディング／フレート事業部は、グローバル・フォワーディング業務部及びフレート業務部で構成される。

サプライ・チェーン事業部

サプライ・チェーン事業部は、倉庫保管、輸送及び付加価値サービスを含む世界的に標準化されたモジュール式コンポーネントに基づき、顧客に対しカスタマイズされたサプライ・チェーン・ソリューションを提供している。

上記の報告対象のセグメントに加え、セグメント報告は、以下の区分によって構成される。

コーポレート・ファンクション

コーポレート・ファンクションは、コーポレート・センター／その他及びコーポレート・インキュベーションにより構成される。コーポレート・センター／その他は、国際事業サービス（GBS）、コーポレート・センター、及び営業外活動その他の事業活動を含む。GBSにより生じた損益は、事業部セグメントに配賦されるが、その資産及び負債は、GBSに留まる（非対称的配賦）。コーポレート・インキュベーション取締役会部会は、2018会計年度に創設され、モビリティ・ソリューション、デジタル・プラットフォーム、自動化及びその他の技術革新に関するインキュベーターとして機能している。

連結

事業部に関するデータは、事業部内取引の連結後に表示される。事業部間取引については、「連結」欄において削除されている。

(10.3) 地理的地域に関する情報

当グループは、ドイツ、ヨーロッパ、アメリカ大陸、及びアジア・太平洋地域その他の地理的地域において主に活動する。外部売上高、非流動資産、及び資本的支出は、これらの地域について開示される。売上高、資産及び資本的支出は、報告する事業体の所在に基づき各地域に配賦される。非流動資産は、主に無形固定資産、有形固定資産及びその他非流動資産から構成される。

(10.4) セグメント別数値の調整

セグメント別数値から連結の数値への調整

損益計算書への調整

(単位：百万ユーロ)

	報告対象セグメント 合計 ⁽¹⁾		コーポレート・ファン クション ⁽¹⁾		グループ / 連結 への調整 ^{(1) (2)}		連結の数値	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
外部売上高	60,349	61,383	95	167	0	0	60,444	61,550
内部売上高	1,495	1,568	1,292	1,457	-2,787	-3,025	0	0
総売上高	61,844	62,951	1,387	1,624	-2,787	-3,025	60,444	61,550
その他の営業収益	1,731	1,941	1,554	1,553	-1,314	-1,580	1,971	1,914
棚卸資産及び自社製造資産の増減	-31	-175	70	70	129	192	168	87
材料費	-34,102	-33,455	-1,582	-1,336	2,909	3,118	-32,775	-31,673
人件費	-19,158	-19,849	-928	-986	14	10	-20,072	-20,825
減価償却費、償却費及び減損損失	-1,267	-2,670	-203	-623	-1	1	-1,471	-3,292

その他の営業費用	-4,928	-5,166	-648	-716	1,050	1,285	-4,526	-4,597
持分法が適用される投資からの純利益	2	-2	0	0	0	0	2	-2
利息支払前税引前損益(EBIT)	4,091	3,575	-350	-414	0	1	3,741	3,162
財務費用純額							-411	-576
税引前利益							3,330	2,586
法人所得税							-477	-362
連結当期純利益							2,853	2,224
内、ドイツポスト・アーゲー株主へ帰属							2,713	2,075
内、非支配株主へ帰属							140	149

(1) 過年度の数値は調整済み。

(2) 四捨五入。

以下の表は、ドイツポストDHLグループの総資産と比較したセグメント別の資産を表している。金融資産、所得税資産、繰延税金、現金及び現金同等物並びにその他の資産は除かれている。

セグメント別資産への調整

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
資本及び負債合計	38,672	50,470
投資不動産	-21	-18
長期金融資産	-543	-582
その他の非流動資産	-153	-260
繰延税金資産	-2,272	-2,532
法人所得税資産	-236	-210
受取債権及びその他の流動資産	-14	-13
短期金融資産	-637	-930
現金及び現金同等物	-3,135	-3,017
セグメント別資産	31,661	42,908
内、コーポレート・ファンクション ⁽¹⁾	1,732	4,935
内、報告対象セグメント合計 ⁽¹⁾	30,002	38,068
内、連結 ^{(1) (2)}	-73	-95

(1) 過年度の数値は調整済み。

(2) 四捨五入。

以下の表は、ドイツポストDHLグループの総負債と比較したセグメント別の負債を表している。引当金及び負債、所得税負債並びに繰延税金に係る部分は除かれている。

セグメント別負債への調整

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年

資本及び負債合計	38,672	50,470
資本金	-12,903	-13,873
連結負債	25,769	36,597
長期引当金	-4,836	-5,017
非流動負債	-5,177	-13,892
短期引当金	-75	-193
流動負債	-1,461	-3,181
セグメント別負債	14,220	14,314
内、コーポレート・ファンクション ⁽¹⁾	1,556	1,520
内、報告対象セグメント合計 ⁽¹⁾	12,721	12,868
内、連結 ⁽¹⁾⁽²⁾	-57	-74

(1) 過年度の数値は調整済み。

(2) 四捨五入。

損益計算書の開示

(11) 業務部別の売上高

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
PeP ⁽¹⁾	18,009	18,344
ポスト	9,587	9,318
eコマース パーセル	8,336	8,937
その他	86	89
エクスプレス	14,693	15,775
グローバル・フォワーディング／フレート	13,689	14,063
グローバル・フォワーディング	10,080	10,430
フレート	3,609	3,633
サプライ・チェーン	13,958	13,201
コーポレート・ファンクション ⁽¹⁾	95	167
売上高合計	60,444	61,550

(1) 過年度の数値は調整済み。

売上高は、過年度に清算された13百万ユーロの履行義務を含む。2018年1月1日時点の期首残高に含まれる契約上の負債は、2018年度の売上高につながった。

売上高の変動は、以下の要因によるものであった。

売上高増加の要因（2018年度）

(単位：百万ユーロ)

有機的成长	3,613
ポートフォリオの変更 ⁽¹⁾	-1,041
為替差損益	-1,466
総額	1,106

(1) 注記2を参照のこと。

2018会計年度においては、過年度と同様、バーター取引に基づいて生じた売上高はなかった。
地理的地域への売上高の配賦は、セグメント別報告に示されている。

(12) その他の営業収益

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
保険収入	208	219
為替差益	174	213
引当金の戻入益	214	200
負債の再評価より生じた収益	120	134
手数料及び補償より生じた収益	134	127
受取債権及びその他の資産の減損損失の戻入益	94	125
資産の処分より生じた収益	193	101
手数料収入	126	99
デリバティブより生じた収益	80	62
過年度請求に係る収益	60	54
オペレーティング・リース収益	67	49
サブリース収益	31	37
損失補填収益	23	27
償却債権取立益	11	17
補助金	15	16
負債の認識の中止に係る収益	19	15
雑収入	402	419
合計	1,971	1,914

透明性確保のため、棚卸資産及び自社製造資産の増減は、これまで単独の損益計算書項目において認識及び表示されていたその他の営業収益から移動された。注記13を参照のこと。

その他の営業収益は、特に資産処分益の低下により、前年度比で減少した。補助金は、購入又は製作した資産に係る助成金に関連するものである。かかる助成金は、繰延収益として計上されており、資産の耐用年数にわたって損益計算書上に収益として記載される。

雑収入には、より小さい個別の項目が多数含まれる。

(13) 棚卸資産及び自社製造資産の増減

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
棚卸資産の増減 収益(+) / 費用(-)	-65	-222
自社製造資産	233	309
合計	168	87

透明性確保のため、棚卸資産及び自社製造資産の増減は、これまで単独の損益計算書項目において認識及び表示されていたその他の営業収益から移動された。注記12を参照のこと。

棚卸資産の増減は、主に不動産開発プロジェクトに関連している。自社製造資産の増加は、主に、ストリートスクーター GmbHが当グループ会社に対する電気自動車の生産を拡大したことによるものである。

(14) 材料費

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
原材料、消耗品及び貯蔵品並びに再販売目的購入商品に係る費用		
航空機燃料費	1,102	1,478
燃料費	740	797
包装材料	427	435
再販目的購入商品	435	241
スペアパーツ及び修理材料	117	113
事務用消耗品	66	71
その他の費用	252	379
	3,139	3,514
購入サービス費		
輸送費	20,381	21,462
臨時社員費及び勤務費用	2,556	2,347
修繕費	1,207	1,277
リース費用		
解約不能なリース	2,226	-
解約可能なリース	487	-
賃貸契約（付隨費用）	347	-
短期リース	-	664
リース（付隨費用）	-	56
少額資産のリース	-	46
変動リース料	-	33
その他	-	0
ITサービス費	579	604
支払手数料	574	590
その他の購入サービス費	1,279	1,080
	29,636	28,159
材料費	32,775	31,673

材料費の減少は、為替換算によるプラスの影響及びIFRS第16号の初度適用に起因した。従前のオペレーティング・リース料は、短期若しくは少額資産のリースに基づく支払又は変動リース料及び付隨費用に関係していない

限り、償却及び減損損失並びに支払利息に置き換えられた。一方、原油価格の上昇等の理由により、輸送費は増加した。

原材料、消耗品及び貯蔵品並びに再販売目的購入商品に係る費用に含まれるその他の費用のうち257百万ユーロは、ストリートスクーターGmbHによる電気自動車の生産に関連している。

その他の費用の項目には、多数の個別の項目が含まれる。

(15) 人件費 / 従業員

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
賃金、給与及び報酬	16,192	16,840
社会保険料	2,419	2,522
退職給付費用	891	846
その他従業員給付費用	570	617
人件費	20,072	20,825

人件費は、主として賃金、給与、報酬及びその他当会計年度中に当グループの従業員の役務提供の対価として支払った給付全てに関連するものである。増加は、主に給与の増加及び新規雇用並びにポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部における早期退職制度費用によるものであった。

社会保険料は、とりわけ社会保険への雇用主負担の法定拠出金に関連している。

退職給付費用には、確定給付型退職年金制度に関連する勤務費用が含まれている。これらの費用には、449百万ユーロ（前年度：461百万ユーロ）に上るドイツ国内の公務員向け確定拠出型年金制度への拠出金、及び総額307百万ユーロ（前年度：300百万ユーロ）に上る当グループの時給制労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度への拠出金も含まれている。注記7を参照のこと。退職給付費用の変動については、とりわけ注記39を参照のこと。

従業員のグループ別に分類された当グループの報告期間の平均従業員数は以下のとおりであった。

従業員

(単位：人)

	2017年	2018年
総従業員数(年平均)		
時給制労働者及び給与制従業員	477,251	499,943
公務員	30,468	28,718
研修生	5,619	5,709
合計	513,338	534,370
平均常勤従業員		
12月31日現在 ⁽¹⁾	472,208	499,018
年平均 ⁽²⁾	468,724	489,571

(1) 研修生を除く。

(2) 研修生を含む。

当会計年度において取得又は売却された会社の従業員については、取得後又は売却前の期間について按分したもののが含まれている。2018年12月31日現在で、連結財務諸表に含まれる共同支配事業の常勤従業員相当数は、持分割合で按分すると、276名にのぼる（前年度：254名）。

(16) 減価償却費、償却費及び減損損失

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
無形固定資産の償却費及び減損損失 (のれんの減損を除く)	287	195
取得した有形固定資産の減価償却費及び減損損失 土地及び建物	168	182
技術設備及び機械	314	319
輸送設備	207	234
航空機	247	266
IT設備	138	138
営業用及び事務用機器	85	86
前払金及び開発中の資産	0	1
	1,159	1,226
使用権資産の減価償却費及び減損損失 ⁽¹⁾ 土地及び建物	14	1,325
技術設備及び機械	0	45
輸送設備	1	195
航空機	0	304
IT設備	8	1
営業用及び事務用機器	0	0
前払金及び開発中の資産	0	0
	23	1,870
投資不動産の減価償却費及び減損損失	2	1
のれんの減損	0	0
減価償却費、償却費及び減損損失	1,471	3,292

⁽¹⁾前年度は、ファイナンス・リース資産に係る減価償却費及び減損損失として認識された。

減価償却費、償却費及び減損損失における全体的な増加は、主に、IFRS第16号の初度適用によるものであった。無形固定資産の償却費及び減損損失の減少は、前年度のサプライ・チェーン・セグメントにおける顧客基盤の耐用年数の減少及びウィリアム・リー・タグ・グループの売却に起因する。

減価償却費、償却費及び減損損失の項目は、以下のセグメントレベルの減損損失（合計16百万ユーロ）を含む。

減損

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
ポスト - eコマース - パーセル(PeP)・セグメント		

無形固定資産	0	2
取得した有形固定資産	0	2
使用権資産	0	6
エクスプレス・セグメント		
取得した有形固定資産	18	1
グローバル・フォワーディング/フレート・セグメント		
投資不動産	2	0
サプライ・チェーン・セグメント		
無形固定資産	1	0
取得した有形固定資産	7	1
使用権資産	0	4
減損損失	28	16

減損損失のうち10百万ユーロは、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債に組替えられる前に行ったオール・ユー・ニード GmbHの資産及び負債の直近の測定に起因する。前年度において、減損損失（18百万ユーロ）の大半は、エクスプレス・セグメントにおける売却用航空機に関するものであり、これは最終的に減損損失として認識されたが、売却目的で保有する資産に組替えられる前に、当該航空機は完全に償却された。

[次へ](#)

(17) その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
清掃及び警備サービスの購入費用	378	411
広告宣伝費及び広報費用	437	374
交通費及び研修費	341	348
保証費用、払戻し及び補償金の支払	305	346
保険費用	328	326
その他の事業税	279	263
流動資産の評価減	211	239
通信費	228	213
為替差損	181	207
交際費及び福利厚生費	182	185
事務用消耗品	180	183
連邦郵便通信庁によるサービス	145	182
通関関連手数料	163	134
コンサルティング費用(税務に関する助言を含む)	144	132
拠出金及び手数料	106	106
任意の社会給付	91	103
資産の処分より生じた費用	64	72
訴訟顧問費用	58	67
金融取引費用	57	62
支払手数料	65	56
監査費用	37	34
過年度分の請求による費用	19	30
デリバティブより生じた費用	62	29
寄附金	22	22
雑費	443	473
その他の営業費用	4,526	4,597

その他の営業費用のうち49百万ユーロは、サプライ・チェーン事業部における顧客契約から生じたマイナスの影響に起因するものである。

法人所得税以外の税金は関連費用項目に計上することが一般的であるが、関連する項目を特定することができない場合はその他の営業費用に計上される。

雑費には、細かい個別出費が多数含まれる。

(18) 金融費用純額

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年

金融収益		
受取利息	55	64
金融資産の公正価値の変動に係る収益	-	29
その他の株式投資及び金融資産より生じた収益	1	-
金融商品の減損損失の戻入れ	29	34
その他の金融収益	4	74
	89	201
金融費用		
引当金の時間の経過による割引分より生じた支払利息	-130	-98
リースの支払利息	-	-376
その他の支払利息	-152	-155
金融資産の公正価値の変動に係る損失	-	-39
金融商品の減損損失	-113	-50
その他の金融費用	-87	-32
	-482	-750
為替差損	-18	-27
金融費用純額	-411	-576

金融費用純額の悪化は、主に、IFRS第16号の初度適用により2018会計年度において初めて認識された項目「リースの支払利息」によるものである。一方、金融収益は、株価の変動に起因する株式評価益権（SAR）の価値の変動により増加した。

実効金利法の適用に起因する社債の時間の経過による割引分により生じた費用は、12百万ユーロに及んだ。

受取利息及び支払利息は、純損益を通じて公正価値で測定されなかった金融資産及び負債から生じるものである。

年金引当金純額の時間の経過による割引分の詳細は、注記39を参照のこと。

(19) 法人所得税

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
当期法人所得税費用	-727	-697
当期法人所得税還付	36	14
	-691	-683
一時差異より生じた繰延税金収益（前年度：費用）	-231	127
繰越欠損金より生じた繰延税金収益	445	194
	214	321
法人所得税	-477	-362

税引前連結当期純利益及び予想される法人所得税費用に基づく、実効法人所得税費用への調整は、以下のとおりである。

調整

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
法人所得税引前の利益	3,330	2,586
予想される法人所得税	-1,006	-789
初期差異にかかる認識されない繰延税金資産	3	12
繰越欠損金及び一時差異にかかるドイツのグループ会社の認識されない繰延税金資産	700	337
繰越欠損金及び一時差異にかかる外国のグループ会社の認識されない繰延税金資産	5	171
過年度の当期税金への影響額	-33	-34
非課税収益及び控除不能費用	-224	-149
外国会社の税率差異	78	90
法人所得税	-477	-362

初期差異として認識されない繰延税金資産の差異は、1995年1月1日における、ドイツポスト・アーゲーの期首の税務上の帳簿価額とIFRS適用の財務諸表上の帳簿価額との差異によるものである（初期差異）。IAS第12号第15（b）項及びIAS第12号第24（b）項に基づき、当グループはこれらの主に有形固定資産並びに年金及びこれに類する債務に対する引当金に関連する一時差異に基づく繰延税金資産を認識しなかった。2018年12月31において、IFRSを適用した財務諸表の当初帳簿価額、累積償却費又は減価償却費純額及び課税標準額との一時差異は245百万ユーロ（前年度：285百万ユーロ）であった。

繰越欠損金及び一時差異として認識されないドイツのグループ会社の繰延税金資産による影響は、主にドイツポスト・アーゲー及びその連結納税グループの会社に起因している。繰越欠損金及び一時差異として認識されない外国会社の繰延税金資産による影響は、主としてアメリカ大陸地域に起因している。

繰越欠損金及び一時差異として認識されない繰延税金資産の影響額4百万ユーロ（前年度：10百万ユーロ）は、以前繰延税金資産が認識されなかった繰越欠損金及び一時差異の利用による実効法人所得税費用の減少に関連している。さらに、繰延税金費用が526百万ユーロ（前年度：857百万ユーロ）減少したが、これは、過年度に繰越欠損金と認識されなかった繰延税金資産を認識したこと及び過年度における削減可能な一時差異を認識したことによるものであり、主にドイツに起因している。認識されない繰延税金資産による影響額は、13百万ユーロ（前年度：3百万ユーロ）であり、これは繰延税金資産について認識される評価性引当金によるものである。認識されなかった繰延税金資産によるその他の影響額は、主に繰延税金資産が認識されなかった繰越欠損金に関連している。

前年度又は当期に損失を報告した会社について、32百万ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に計上された。これは、税務対策により、税金資産の実現がほぼ確実なためである。

2018会計年度において、税率の変更により、ドイツのグループ会社は重大な影響を受けなかった。いくつかの外国の課税管轄地域における税率の変更も、重大な影響をもたらさなかった。実効法人所得税費用には、ドイツ会社及び外国会社の過年度の税金費用34百万ユーロ（税金費用）（前年度：税金費用33百万ユーロ）が含まれる。

以下の表は、その他の包括利益に対する税効果を表している。

その他の包括利益

(単位：百万ユーロ)

	税引前	法人所得税	税引後

2018年			
年金引当金純額の再評価による増減	191	-73	118
IAS第39号ヘッジ剰余金	-40	14	-26
リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金	-4	1	-3
為替換算調整勘定	74	0	74
利益剰余金のその他の増減	0	0	0
持分法が適用される投資のその他の包括利益における持分	2	0	2
その他の包括利益	223	-58	165
2017年			
年金引当金純額の再評価による増減	378	-28	350
IAS第39号再評価剰余金	0	-1	-1
IAS第39号ヘッジ剰余金	23	-7	16
為替換算調整勘定	-743	0	-743
利益剰余金のその他の増減	0	0	0
持分法が適用される投資のその他の包括利益における持分	-8	0	-8
その他の包括利益	-350	-36	-386

(20) 一株当たり利益

IAS第33号「一株当たり利益」に基づき、基本の一株当たり利益は、連結当期純利益を加重平均発行済株式数で割ることで算定される。発行済株式は、保有自己株式を差引いた資本金に関連している。2018会計年度における基本的一株当たり利益は1.69ユーロ（前年度：2.24ユーロ）であった。

基本的一株当たり利益

	2017年	2018年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益 (単位：百万ユーロ)	2,713	2,075
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,210,097,823	1,230,118,545
基本的一株当たり利益(単位：ユーロ)	2.24	1.69

希薄化後一株当たり利益を算出するにあたり、加重平均発行済株式数は、希薄化され得る全ての株式により調整される。これには、パフォーマンス・シェア・プラン及びシェア・マッチング・スキームという株式報酬制度における役員の株式所有権（2018年12月31日現在で3,810,357株；前年度：13,532,321株）及び2017年12月に発行された転換社債における転換権の行使によって発行することができる普通株の最大数が含まれている。ドイツポスト・アーゲー株主に帰属すべき連結当期純利益は、転換社債について支払った分増加した。

報告期間における希薄化後一株当たり利益は、1.66ユーロ（前年度：2.15ユーロ）であった。

希薄化後一株当たり利益

	2017年	2018年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益 (単位：百万ユーロ)	2,713	2,075
(プラス) 転換社債に対する支払利息(単位：百万ユーロ)	2	8

(マイナス) 所得税(単位：百万ユーロ)	0	1
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する調整済連結当期純利益(単位：百万ユーロ)	2,715	2,082
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,210,097,823	1,230,118,545
潜在的に希薄化効果のある株式(単位：株)	50,736,444	21,791,635
希薄化後の利益に関する加重平均株式数(単位：株)	1,260,834,267	1,251,910,180
希薄化後一株当たり利益(単位：ユーロ)	2.15	1.66

(21) 一株当たり配当金

一株当たり1.15ユーロの配当金が2018会計年度に関して提案されている（前年度：1.15ユーロ）。配当金の分配についてのさらなる詳細は注記37を参照のこと。

[次へ](#)

貸借対照表の開示

(22) 無形固定資産

(22.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	内部創出の無形固定資産	購入した商標名	購入した顧客リスト	その他の購入した無形固定資産	のれん	前払金及び開発中の無形固定資産	合計
取得原価							
2017年1月1日現在残高	1,311	506	1,006	1,686	12,791	91	17,391
企業結合による追加	0	1	8	0	35	0	44
追加	40	0	0	68	0	76	184
組替え	38	0	0	76	0	-76	38
処分	-82	-32	-914	-151	-97	-24	-1,300
為替差損益	-4	-20	-57	-26	-490	-1	-598
2017年12月31日現在 / 2018年1月1日現在残高	1,303	455	43	1,653	12,239	66	15,759
企業結合による追加	0	1	8	3	45	0	57
追加	50	0	0	69	0	98	217
組替え	20	0	0	54	0	-54	20
処分	-37	0	-6	-83	-127	-5	-258
為替差損益	-1	-3	-1	3	79	0	77
2018年12月31日現在残高	1,335	453	44	1,699	12,236	105	15,872
償却及び減損損失							
2017年1月1日現在残高	1,125	436	794	1,349	1,133	0	4,837
企業結合による追加	0	0	0	0	0	0	0
償却	76	3	72	136	0	0	287
減損損失	0	0	0	0	0	0	0
組替え	-2	0	0	2	0	0	0
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-66	0	-806	-139	-25	0	-1,036
為替差損益	-2	-14	-46	-21	-38	0	-121
2017年12月31日現在 / 2018年1月1日現在残高	1,131	425	14	1,327	1,070	0	3,967
企業結合による追加	0	0	0	2	0	0	2
償却	64	1	6	122	0	0	193
減損損失	0	0	0	2	0	0	2
組替え	0	0	0	-1	0	0	-1
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-31	0	-2	-74	-32	0	-139
為替差損益	0	-4	0	3	-1	0	-2

2018年12月31日現在 残高	1,164	422	18	1,381	1,037	0	4,022
2018年12月31日現在 の帳簿価額	171	31	26	318	11,199	105	11,850
2017年12月31日現在 の帳簿価額	172	30	29	326	11,169	66	11,792

のれんに係る「追加取得」は、コロンビアのサプラ・グループ（23百万ユーロ）及びスペインの輸送会社（17百万ユーロ）の買収に主に関連している。92百万ユーロののれんの処分は、S.F.ホールディングに対する中国のサプライ・チェーン事業の予定された売却に主に起因する。注記2及び注記32を参照のこと。

購入したソフトウェア、特許権、工業所有権、ライセンス及びこれに類する権利並びに資産が、購入した無形固定資産に計上されている。内部創出の無形固定資産は、自社開発されたソフトウェアの開発費に関するものである。

(22.2) のれんのCGUへの配賦

（単位：百万ユーロ）

	2017年	2018年
ポスト-eコマース-パーセル事業部 ⁽¹⁾	1,087	1,107
エクスプレス事業部	3,911	3,910
グローバル・フォワーディング／フレート事業部		
DHLグローバル・フォワーディング	3,891	3,950
DHLフレート	275	279
サプライ・チェーン事業部	1,991	1,939
コーポレート・インキュベーション ⁽¹⁾	14	14
のれん合計	11,169	11,199

⁽¹⁾ 過年度の数値は、コーポレート・インキュベーション取締役会部会の創設を反映して調整された。

IAS第36号に準拠した年次減損テストのため、当グループはその使用価値又はその売却費用を控除した公正価値に基づいてCGUの回収可能価額を決定している。この決定は、まず税引き後資本コストと同一のレートで割り引かれるフリー・キャッシュ・フローの予想額に基づいて行われる。税引き前割引率は複利で算定される。

この予想キャッシュ・フローは、詳細なEBITの計画、減価償却／償却、及び経営陣が採用した投資計画、並びに正味運転資本額の変動に基づくものであり、内部的な過去のデータ及び外部のマクロ経済のデータを考慮に入れたものである。方法論的側面からいえば、この詳細な計画策定フェーズは2019年から2021年の3ヶ年計画の展望をカバーしている。一方、CGUコーポレート・インキュベーションについては、最長10年の延長計画策定フェーズが定められている。計画は、2022年から先の付加価値又は延長計画策定フェーズ後の付加価値を表す終身年金により補完される。これは、各CGUに関して別々に決定される長期成長率を用いて算定されており、のれんの合計帳簿価額との比較において帳簿価額が著しいCGUについては、当該成長率の数値が以下の表に示されている。下記の成長率は、経済の長期的な実質成長率、該当するセクターの成長予想、各CGUが属する国のインフレ長期予測に基づいている。予想キャッシュ・フローは、過去の実績及び予想される将来の一般的な市場傾向の双方を考慮に入れ算定される。さらにこの予想は、それぞれの地域的なサブ・マーケット及びグローバルな貿易における成長率、並びに物流の外部委託化傾向をも考慮を入れている。輸送網及びサービスに係るコスト予測も、使用価値に影響を及ぼす。減損テストに関する計画のその他の重要な仮定は、終身年金のEBITマージンである。

税引き前資本コストは加重平均資本コストに基づいている。以下の表は、重要なCGUに使用される割引率（税引き前）及び終身年金の各ケースについて仮定された成長率を示している。

(単位：%)

	割引率		成長率	
	2017年	2018年 ⁽¹⁾	2017年	2018年
ポスト-eコマース-パーセル事業部	8.0	8.0	0.5	0.5
エクスプレス事業部	8.3	8.8	2.0	2.0
グローバル・フォワーディング/フレート事業部				
DHLグローバル・フォワーディング	8.4	7.0	2.5	2.5
DHLフレート	8.6	7.2	2.0	2.0
サプライ・チェーン事業部	8.4	7.0	2.5	2.5

(1) IFRS第16号に基づいている。

こうした仮定及びのれんが配賦されている各CGUについて実施した減損テストに基づいて、いずれのCGUも回収可能金額がその帳簿価額を上回っていることが確認された。2018年12月31日現在、いずれのCGUについてものれんの減損損失は認識されなかった。

IAS第36号第134項に従い重要なCGUについて減損テストを実施するにあたり、ドイツポストDHLグループは、EBITマージン、割引率及び成長率について感応度分析を行った。これらの分析（重要な評価パラメーターを、適切な範囲内で変更することを含む。）において、のれんの減損リスクは何ら示されなかった。

(23) 有形固定資産

(23.1) 使用権資産を含む有形固定資産の概要

(単位：百万ユーロ)

	土地及び建物	技術設備及び機械	ITシステム、営業用及び事務用機器	航空機	輸送設備	前払金及び開発中の資産	合計
取得原価							
2017年1月1日現在残高	4,836	5,390	2,670	2,082	2,407	654	18,039
企業結合による追加	8	1	1	0	11	0	21
追加	157	141	187	78	225	1,305	2,093
組替え	157	372	72	397	125	-1,145	-22
処分	-495	-272	-344	-281	-203	-8	-1,603
為替差損益	-135	-148	-79	-58	-34	-31	-485
2017年12月31日現在 / 2018年1月1日現在残高	4,528	5,484	2,507	2,218	2,531	775	18,043
IFRS第16号による調整	7,418	128	2	1,000	543	2	9,093
2018年1月1日現在残高（調整後）	11,946	5,612	2,509	3,218	3,074	777	27,136
企業結合による追加 ⁽¹⁾	30	9	2	50	0	0	91
追加	1,959	210	174	562	462	1,461	4,828
組替え	286	374	91	357	208	-1,338	-22
処分	-578	-208	-291	-68	-194	-13	-1,352
為替差損益	-12	14	4	104	2	11	123
2018年12月31日現在残高	13,631	6,011	2,489	4,223	3,552	898	30,804
減価償却及び減損損失							
2017年1月1日現在残高	2,319	3,249	2,012	879	1,191	0	9,650
企業結合による追加	3	0	1	0	2	0	6

減価償却	182	307	230	229	208	0	1,156
減損損失	0	7	1	18	0	0	26
組替え	9	-12	2	0	1	0	0
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-307	-245	-322	-273	-172	0	-1,319
為替差損益	-77	-86	-58	-16	-21	0	-258
2017年12月31日現在 / 2018年1月1日現在残高	2,129	3,220	1,866	837	1,209	0	9,261
企業結合による追加 ⁽¹⁾	2	3	1	8	0	0	14
減価償却	1,495	363	225	570	429	0	3,082
減損損失	12	1	0	0	0	1	14
組替え	6	2	-8	0	0	0	0
減損損失の戻入	-3	-6	0	0	0	0	-9
処分	-178	-165	-266	-42	-144	-1	-796
為替差損益	14	9	3	14	-4	0	36
2018年12月31日現在残高	3,477	3,427	1,821	1,387	1,490	0	11,602
2018年12月31日現在の帳簿価額	10,154	2,584	668	2,836	2,062	898	19,202
2017年12月31日現在の帳簿価額	2,399	2,264	641	1,381	1,322	775	8,782

(1) 共同支配事業による割合の変動も含む。

有形固定資産の増加は、主にIFRS第16号の初度適用によるものであった。使用権資産に関する更なる詳細については、注記23.2を参照のこと。処分の一部は、中国におけるサプライ・チェーン事業の計画的売却並びにリース条件の修正及びリースの終了による使用権資産の処分に関連している。

前払金は、当グループが未了の取引に関連して前払金を支払った有形固定資産項目に係る前払金にのみ関わるものである。開発中の資産は、報告日現在で建設中の有形固定資産項目に関連するものであり、内部又は第三者による建設原価が既に発生しているものである。

(23.2) リース 使用権資産

リースより生じた非流動資産として計上されている使用権資産は、以下の表において個別に記載されている。

使用権資産

(単位：百万ユーロ)

	土地及び建物	技術設備及び機械	ITシステム、営業用及び事務用機器	航空機	輸送設備	前払金及び開発中の資産	合計
2018年12月31日							
取得原価	9,003	186	9	1,476	731	2	11,407
内、追加	1,801	52	1	341	201	1	2,397
減価償却及び減損損失	1,311	54	7	334	198	0	1,904
帳簿価額	7,692	132	2	1,142	533	2	9,503
2017年12月31日⁽¹⁾							
取得原価	209	15	39	17	8	0	288
内、追加	2	0	6	0	0	0	8
減価償却及び減損損失	56	14	27	17	5	0	119
帳簿価額	153	1	12	0	3	0	169

(1) 前年度はファイナンス・リース資産として認識された。

不動産分野において、当グループは、主に倉庫、オフィス・ビル並びに郵便及び小包センターのリースを行っている。リースされた航空機は、主にエクスプレス・セグメントの航空ネットワークにおいて用いられている。

リースされた輸送設備には、リースされた車両も含まれる。特に不動産リースは長期リースである。当グループは、2018年12月31日時点で、残余リース期間が20年を超える約65の不動産リースを有していた。航空機のリースは、最長11年の残余リース期間を有する。リースは延長及び解約オプションを含む場合がある。注記7を参照のこと。リースは個別に交渉され、幅広い様々な条件を含んでいる。

金融負債の項には、対応するリース負債に関する情報が記載されている。注記41.2を参照のこと。

(24) 投資不動産

投資不動産は、主に、承継可能な建物利用権が付されたリース不動産並びに造成地及び未造成地から成っている。

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
取得原価		
1月1日現在残高	34	34
追加	2	8
組替え	0	-5
処分	-1	-8
為替差損益	-1	0
12月31日現在残高	34	29
減価償却及び減損損失		
1月1日現在残高	11	13
追加	0	1
減損損失	2	1
処分	0	-3
組替え	0	-1
為替差損益	0	0
12月31日現在残高	13	11
12月31日現在の帳簿価額	21	18

投資不動産の賃貸収益は3百万ユーロ（前年度：2百万ユーロ）で、関連する費用は1百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）であった。公正価値は、48百万ユーロ（前年度：54百万ユーロ）であった。

(25) 持分法が適用される投資

持分法が適用される投資は、以下の表に記載のとおり変動した。

(単位：百万ユーロ)

	関連会社		ジョイント・ベンチャー		合計	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1月1日現在残高	95	82	2	3	97	85
追加	22	36	0	9	22	45
処分	-26	-9	0	0	-26	-9
減損損失	0	0	0	0	0	0

当グループの持分の変動						
損益として認識される変動	1	-3	1	1	2	-2
利益配分	-2	-2	0	0	-2	-2
その他の包括利益として認識される変動	-8	2	0	0	-8	2
12月31日現在残高	82	106	3	13	85	119

2018年において、主に、ロボティック・ウェアーズ・プライベート・リミテッド (Robotic Wares Private Limited) (インド)、及びダンホ・ウェイハン (珠海) サプライチェーン・マネジメント Co., Ltd. (Dunho WeiHeng (Zhuhai) Supply Chain Management Co., Ltd.) (中国) の持分を取得した。持分法が適用されるルレ・コリ SAS (Relais Colis SAS) (フランス) の持分は、さらに8.4パーセント増加した。さらなる「追加」は、レジリエンス360 GmbH 及びフレキシブル・ライフスタイルの連結法の変更によるものである。注記2を参照のこと。前年度において、「追加」はイスラエルに拠点を置くGlobal-E Online Ltd.の持分に関わるものであり、「処分」は専ら、AHKエアホンコンリミテッド (中国) を「売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債」として組替えたことに関わるものであった。注記32を参照のこと。

(25.1) 財務データ総計

以下の表は、当グループにおいて個別にも集計しても実質的な重要性を有さない会社に関する連結財務諸表及び財務データ抜粋に記載の帳簿価額の集計の概要である。

関連会社及びジョイント・ベンチャーに関する財務データ総計

(単位：百万ユーロ)

	関連会社		ジョイント・ベンチャー		合計	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
連結財務諸表における帳簿価額 ⁽¹⁾	82	106	3	13	85	119
税引後利益	1	-3	1	1	2	-2
その他の包括利益	-8	2	0	0	-8	2
包括利益合計	-7	-1	1	1	-6	0

⁽¹⁾ 保有する持分に基づいている。

(26) 金融資産

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
取得原価で測定された資産	-	499	-	100	-	599
その他の包括利益を通じて公正価値で測定された資産	-	43	-	0	-	43
純損益を通じて公正価値で測定された資産	170	188	76	843	246	1,031
売却可能金融資産	59	-	500	-	559	-
貸付金及び受取債権	466	-	69	-	535	-
リース受取債権	38	-	7	-	45	-

金融資産	733	730	652	943	1,385	1,673
-------------	-----	-----	-----	-----	-------	-------

正味減損損失は、-93百万ユーロ（前年度：-83百万ユーロ）であった。

類似する長期金融資産に関する2018年12月31日現在の市場金利と比較すると、住宅建設助成貸付金の殆どが、低金利又は無利子である。これらは、貸借対照表上、現在価値3百万ユーロ（前年度：3百万ユーロ）で計上されている。これらの貸付金の元本金額の総額は、3百万ユーロ（前年度：3百万ユーロ）である。

処分に関する制限の詳細については、注記44.2を参照のこと。

(27) その他の資産

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
前払費用	604	646
未収税金	466	474
年金資産；非流動資産に限る	153	260
原価配賦より生じた収益	113	125
民間郵便代理事業者に対する受取債権	116	124
保険契約により生じたその他の資産 ⁽¹⁾	-	83
契約上の資産 ⁽¹⁾	-	59
借方残高を伴う債権	44	49
保険事業に係る受取債権	37	40
回収可能な開業費；非流動資産に限る ⁽¹⁾	-	34
従業員に対する受取債権	30	31
損害賠償（遡及請求）に係る受取債権	32	30
代金引換に係る受取債権	7	8
資産処分に係る受取債権	16	3
その他の資産；内、非流動資産：59（前年度：78）	797	756
その他の資産	2,415	2,722
内、流動資産	2,184	2,369
非流動資産	231	353

(1) これらの項目は、新しいIFRS基準の初度適用により別個に表示された。注記4を参照のこと。

その他の資産の増加は、主に年金資産に係る保険数理上の利益に起因する。注記39を参照のこと。

契約上の資産について、評価引当金は認識されなかった。未収税金のうち368百万ユーロ（前年度：356百万ユーロ）は付加価値税に関連し、70百万ユーロ（前年度：67百万ユーロ）は関税に関連し、36百万ユーロ（前年度：43百万ユーロ）はその他の未収税金に関連している。その他の資産には、数多くの個別項目が含まれている。

(28) 繰延税金

貸借対照表項目及び満期別の内訳

(単位：百万ユーロ)

	2017年		2018年	
	繰延税金資産	繰延税金負債	繰延税金資産	繰延税金負債
無形固定資産	12	88	15	96
有形固定資産	52	52	54	1,723
長期金融資産	7	12	14	89
その他の非流動資産	16	5	15	1
その他の流動資産	19	70	28	62
引当金	449	43	620	20
金融負債	74	19	1,708	17
その他の負債	104	3	101	26
繰越欠損金	1,755		1,957	
総額	2,488	292	4,512	2,034
内、短期	569	102	1,114	510
長期	1,919	190	3,398	1,524
純額	-216	-216	-1,980	-1,980
帳簿価額	2,272	76	2,532	54

繰越欠損金に係る繰延税金のうち1,551百万ユーロ（前年度：1,486百万ユーロ）はドイツの繰越欠損金に関するもので、406百万ユーロ（前年度：269百万ユーロ）は海外の繰越欠損金に関するものである。

当グループはタックスプランニングにおいて、約50億ユーロ（前年度：64億ユーロ）の繰越欠損金及び約22億ユーロ（前年度：26億ユーロ）の一時差異に係る繰延税金資産は計上しなかったが、それは、当グループが、これらの繰越欠損金及び一時差異を利用する可能性が低いと見込まれるためである。

ドイツの当該繰越欠損金の大半は、ドイツポスト・アーゲーに関するものである。これらは無期限に利用することが可能である。外国会社については、多額の重要な繰越欠損金が2026年以前に失効することはない。

金融負債に係る繰延税金資産及び有形固定資産に係る繰延税金負債は、IFRS第16号の初度適用により著しく増加した。

ドイツ内外の子会社の利益に関連する510百万ユーロ（前年度：505百万ユーロ）の一時差異は、予測可能な将来においては戻入れられない可能性が高いため、これに関する繰延税金は認識していない。

(29) 棚卸資産

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
原材料、貯蔵品及び消耗品	179	233
製品及び再販目的購入商品	100	150
仕掛品	45	69
前払金	3	2
棚卸資産	327	454

十分な評価引当金が認識された。

(30) 売掛金

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
売掛金	7,558	7,581
繰延収益	660	666
売掛金	8,218	8,247

減損損失、契約不履行リスク及び満期日構成に関する情報は、注記44を参照のこと。

(31) 現金及び現金同等物

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
現金同等物	1,342	1,116
銀行残高 / 未達現金	1,717	1,801
現金	18	16
その他の現金及び現金同等物	58	84
現金及び現金同等物	3,135	3,017

現金及び現金同等物の3,017百万ユーロのうち、977百万ユーロ（前年度：973百万ユーロ）については、報告日時点において、当グループの一般的な使用は不可能であった。この金額のうち、905百万ユーロ（前年度：895百万ユーロ）は為替規制又はその他法的規制が適用される国々（主に、中国、インド及びタイ）に起因するものであり、72百万ユーロ（前年度：78百万ユーロ）は主に非支配株主持分を有する会社に起因するものであった。

(32) 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

この項目で報告されている金額は、主に以下に関連している。

(単位：百万ユーロ)

	資産		負債	
	2017年	2018年	2017年	2018年
中国、マカオ及び香港におけるサプライ・チェーン事業の売却 (サプライ・チェーン・セグメント)	0	414	0	228
DHL フレート GmbH (ドイツ) 不動産の売却 (グローバル・フォワーディング / フレート・セグメント)	0	9	0	0
エクセル・ロジスティックス・プロパティ・リミテッド (英国) 不動産の売却 (サプライ・チェーン・セグメント)	0	3	0	0
AHK エアホンコンリミテッド (中国) - 株式持分(エクスプレス・セグメント)	4	0	0	0
その他	0	0	0	0
売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債	4	426	0	228

2018年10月26日、ドイツポストDHLグループは、中国における現地サプライ・チェーン事業の発展を目的として、S.F.ホールディング（中国）との間で、戦略的パートナシップの一環として、中国、香港及びマカオにおけるサプライ・チェーン事業をS.F.ホールディングに売却する契約を締結した。この契約に基づき、ドイツポスト

DHLグループは、S.F.ホールディングから55億人民元（約700百万ユーロ）の購入価格を非定期の支払として受領する。さらにドイツポストDHLグループは、今後10年間にわたり、売上高に関連付けられた年額を受領する。当該取引は、全ての必要な規制当局の承認を得た後、2019年第1四半期に完了する予定である。

「売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債」に組替えられた12の連結会社の資産及び負債は、以下の表のとおりである。持分法が適用される、9百万ユーロで認識されている3つの関連会社も、これらの数値に含まれている。直近の再測定の結果、減損損失は生じなかった。37百万ユーロの費用は、資本における為替換算調整勘定に含まれる。

中国におけるサプライ・チェーン事業

(単位：百万ユーロ)

	2018年12月31日
非流動資産	200
内、のれん	92
流動資産	181
現金及び現金同等物	33
資産	414
長期引当金及び非流動負債	43
短期引当金及び流動負債	185
資本及び負債	228

再販目的で不動産開発プロジェクトの一環として取得され、本年度中に開示された2つの中国会社は2018年12月に売却され、3百万ユーロの収益が資産処分益に計上された。

さらに、前年度に開示されたAHKエアホンコンリミテッド（中国）の持分の40パーセントが2018年12月に売却された。注記2を参照のこと。

予定されている不動産の売却は、12百万ユーロで計上された。

「その他」の項目は、前年度から売却目的で保有する既存の航空機に関するものである。各々1.00ユーロの帳簿価額を有する航空機は、本貸借対照表の「その他」の項目に組み替えられた。組替え前の直近の測定により、前年度、エクスプレス事業部において18百万ユーロの減損損失が生じた。

(33) 資本金及び自己株式の取得

2018年12月31日現在において、ドイツ復興金融公庫（KfWバンケングルッペ）（KfW）は、ドイツポスト・アーゲーの株式の20.5パーセント（前年度：20.7パーセント）を保有している。残りの79.5パーセント（前年度：79.3パーセント）は浮動株であった。KfWはドイツ連邦政府より委託された株式を保有する。

(33.1) 資本金の推移

資本金は1,237百万ユーロに上る。資本金は、一株が株式資本における想定持分1ユーロを有する記名式無額面株式（普通株式）1,236,506,759株で構成され、全て払込済である。

資本金及び自己株式の推移

(単位：ユーロ)

	2017年	2018年

資本金		
1月1日現在の残高	1,240,915,883	1,228,707,545
増資による条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)追加分(転換社債)	15,091,662	5,379,106
増資による条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)追加分(パフォーマンス・シェア・プラン)	0	2,420,108
自己株式の消却による減資	-27,300,000	0
12月31日現在の残高	1,228,707,545	1,236,506,759
自己株式		
1月1日現在の残高	-29,587,229	-4,513,582
自己株式の取得	-4,660,410	-1,284,619
自己株式の発行 / 売却	2,434,057	2,169,550
自己株式の消却による減資	27,300,000	0
12月31日現在の残高	-4,513,582	-3,628,651
12月31日現在の合計	1,224,193,963	1,232,878,108

(33.2) 授権資本及び条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)

2018年12月31日現在の授権資本・条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)

	百万ユーロ	目的
2017年授権資本	160	現金 / 現物出資による株式資本増加 (2022年4月27日まで)
2011年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)	-	オプション / 転換権の発行 (2016年5月24日まで)
2014年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)	38	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行 (2019年5月26日まで)
2017年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)	75	オプション / 転換権の発行 (2022年4月27日まで)
2018年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル) /1	12	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行 (2021年4月23日まで)
2018年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル) /2	33	オプション / 転換権の発行 (2021年4月23日まで)

2017年授権資本

2017年4月28日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、現金及び / 又は現物出資と引き換えに、160百万株を上限として記名式無額面の新株を発行し、それにより当社の株式資本を増加させる権限が付与された。当該権限は、全部又は一部の金額について行使されうる。株主は通常、新株引受権を有している。但し、取締役会は、監査役会の承認を条件に、権限の対象となる株式につい

ては株主の新株引受権を適用しないようにすることができる。報告期間において、当該権限は行使されなかった。

2011年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2011年5月25日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2016年5月24日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額10億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行する権限が付与された。これにより、取締役会は、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、75百万ユーロを超えることはない。10億ユーロの転換社債発行により、2012年12月、当該権限は完全に行使された。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロまで増加した。2015年から2018年までに、48.6百万株の新株引受権が発行された。名目価額0.7百万ユーロの発行済社債は、2018年3月27日に償還された。

2014年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2014年5月27日の定時株主総会決議により、取締役会は、記名式無額面の新株を最大で40百万株発行することによって株式資本を条件付きで最大40百万ユーロ増加する権限が付与された。条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対しパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）を付与することになる。条件付資本の増加は、付与されたPSUに基づき株式が発行される場合に限り実施されるものであり、当社は、PSUを現金支払又は自己株式の交付によって決済しない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。株式資本は、条件付きで最大40百万ユーロまで増加した。2018年第3四半期において当該権限が行使され、パフォーマンス・シェア・プランの2014年トランシェに基づく権利が処理された。条件付資本の増加により、2018年9月に2.4百万株の新株が役員に対して発行された。2014年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）は、37.6百万ユーロである。

2017年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2017年4月28日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行する権限が付与された。これにより、取締役会は、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、75百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。当該権限の一部は、2017年12月に、元本総額10億ユーロの2017年／2025年転換社債を発行することにより行使された。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロまで増加した。

2018年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）/1

2018年4月24日の定時株主総会決議により、最大で12百万株の記名式無額面株式を発行することによって、株式資本は条件付きで最大12百万ユーロ増加した。条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対してPSUを付与することになる。株式は、上記の権限付与に係る決議に基づき、受給者に対して発行される。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。報告期間において、当該権限は行使されなかった。

2018年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）/2

最大で33百万株の記名式無額面株式の発行により、株式資本は条件付きで最大33百万ユーロ増加した。条件付資本の増加によって、2018年4月24日付の定時株主総会による権限付与に係る決議に従い、当社又は当グループ会社が発行した社債の所有者に対して、オプション若しくは転換権を付与するか、又は転換義務を履行して現金

支払の代わりに株式を交付することとなる。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。報告期間において、当該権限は行使されなかった。

(33.3) 自己株式を取得する権限

2017年4月28日の定時株主総会決議により、当社は、2022年4月27日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントまで、自己株式を取得する権限が付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会決議で言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。この権限に基づき取得された自己株式（株主の新株引受権を除く）は、ドイツ国外の証券取引所における上場のために引き続き使用される可能性がある。さらに、取締役会は、デリバティブを用いて自己株式を取得する権限を引き続き有する。

2016年 / 2017年株式買戻プログラム

2016年4月に開始し、2017年3月に終了した株式買戻プログラムにより、合計32.9百万株の自己株式が911百万ユーロで取得され、2017年3月21日の取締役会決議に基づき、27.3百万株の保有自己株式が減資により消却された。

自己株式の取得及び発行

2018年3月、シェア・マッチング・スキームの2017年トランシェを決済するため、1,284,619株が、総額46百万ユーロ（一株当たりの平均価格：36.20ユーロ）で取得された。当該株式は、2018年4月に該当する役員に対して発行された。4月には、2013年トランシェに基づくマッチング株式に係る権利の処理も行われ、役員に対して870,551株がさらに発行された。

2018年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは自己株式3,628,651株（前年度：4,513,582株）を保有していた。

(33.4) 資本に関する開示

2018会計年度の自己資本比率は27.5パーセント（前年度：33.4パーセント）であった。当社の資本に関する指標は、純負債額を資本と純負債額との合計で除して算出される純ギアリングを用いて確認する。

資本

（単位：百万ユーロ）

	2017年	2018年
金融負債	6,050	16,462
営業金融債務 ⁽¹⁾	-155	-199
現金及び現金同等物	-3,135	-3,017
短期金融資産	-652	-943
長期デリバティブ金融商品	-170	0
純負債	1,938	12,303
(加算)資本	12,903	13,873
純負債と資本の合計	14,841	26,176
純ギアリング(%)	13.1	47.0

⁽¹⁾ 例えば、過分支払による債務等に関するもの。

2つの指標における変動は、主に、IFRS第16号の初度適用に関連するリース負債の認識に起因する。

(34) 資本剩余金

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
1月1日現在の残高	2,932	3,327
シェア・マッチング・スキーム		
追加	67	73
行使	-59	-64
シェア・マッチング・スキーム総額	8	9
パフォーマンス・シェア・プラン		
追加	25	26
行使	0	-28
パフォーマンス・シェア・プラン総額	25	-2
自己株式の消却／発行	27	26
自己株式の取得価額と発行価額との差額	5	7
2012年／2019年転換社債に基づく転換権の行使による資本増加	286	102
2017年／2025年転換社債に基づく転換権	53	0
2017年／2025年転換社債に基づく転換権に係る繰延税金	-9	0
12月31日現在の残高	3,327	3,469

2018年4月に、2013年トランシェに基づくマッチング株式に係る権利が処理され、2017年トランシェに基づく繰延インセンティブ株式及び投資株式に係る権利が付与された。また、2018年第3四半期には、パフォーマンス・シェア・プランの2014年トランシェに基づく権利が処理された。

(35) その他の剩余金

リサイクリングしない資本性金融商品に係る剩余金

IFRS第9号の適用により、リサイクリングしない資本性金融商品に係る剩余金が認識された。当該剩余金は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に分類された資本性金融商品の公正価値の変動を含む。

(36) 利益剩余金

持分変動計算書に計上された項目に加えて、利益剩余金には、自己株式の取得による変動も含まれている。

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
自己株式の取得	51	-45
内、トランシェI乃至IIIに基づく株式買戻	-103	0
トランシェIIIに基づく株式の買戻債務	195	0
シェア・マッチング・スキームに基づく自己株式の取得／売却	-41	-45

前年度における主要な要素は、シェア・マッチング・スキームに加えて株式買戻プログラムから生じた債務であった。

非支配株主持分との取引における変動は、主に、ブラジルに拠点を置く会社であるOlimpo Holding S.A.の追加持分10パーセントの段階取得に関連する。

(37) ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本

2018会計年度のドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本は、13,590百万ユーロ(前年度：12,637百万ユーロ)であった。

配当金

ドイツポスト・アーゲー株主への配当金は、HGB(ドイツ商法)に準拠して作成されたドイツポスト・アーゲーの年次財務諸表に計上された当期末処分利益5,653百万ユーロに基づいて支払われている。取締役会は、配当権付無額面株式一株当たり1.15ユーロの配当を提案している。これは、配当金総額1,419百万ユーロに相当する。支払が予定されている配当金総額を控除した残額の4,234百万ユーロは、新たな勘定に繰り越される。最終的な配当金総額は、定期株主総会の開催日に当期末処分利益の処分について決議した時点における配当権付株式数に基づくものとする。

	配当金総額(百万ユーロ)	一株当たりの配当金(ユーロ)
2017年分として2018会計年度に支払われた配当金	1,409	1.15
2016年分として2017会計年度に支払われた配当金	1,270	1.05

配当金は租税目的の出資勘定(ドイツ法人税法(Körperschaftssteuergesetz (KStG))第27条において定義されているsteuerliches Einlagekonto)から(出資が株式払込証拠金である場合を除き)全額が支払われるため、投資所得税又は連帯付加税が控除されることなく支払が行われる。配当金は、ドイツ居住者である株主に関しては非課税である。これは、受領者に対し、税の還付又は税額控除に関する権利を与えるものではない。租税に関しては、配当金の分配は、出資勘定からの出資の払戻しと看做され、税務当局の見解としては、株式の取得原価を減額するものとされる。

(38) 非支配株主持分

本項目には、企業結合会計によるグループ外株主の連結持分、及び損益計算における持分に関する調整額も含まれる。

以下の表は、非支配株主持分が関連する会社を示している。

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
DHL シノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.(中国)	164	173
ブルーダート・エクスプレス・リミテッド(インド)	17	18
PT ビロティカ・セメスタ(インドネシア)	15	16
エクセル・サウディア LLC(サウジアラビア)	9	14
DHL グローバル・フォーワーディング・アブダビLLC(アラブ首長国連邦)	10	8
その他の会社	51	54
非支配株主持分	266	283

以下の2社において、重要な非支配株主持分が存在している。

エクスプレス・セグメントに割り当てられているDHL シノトランス・インターナショナル・エア・ケーリエ Ltd. (中国)は、国内外のエクスプレス・デリバリー及び運送業務を提供している。ドイツポストDHLグループは、同社の持分の50パーセントを保有している。ブルーダート・エクスプレス・リミテッド(インド)は、PeP セグメントに割り当てられている。ドイツポスト・アーゲーは、ケーリエ・サービス・プロバイダーであるブルーダート社の持分の75パーセントを保有している。

以下の表は、非支配株主持分を有する重要な会社に関する財務データの集計の概要を示している。

重要な非支配株主持分に関する財務データ

(単位：百万ユーロ)

	シノトランス		ブルーダート	
	2017年	2018年	2017年	2018年
貸借対照表				
資産				
非流動資産	97	131	72	109
流動資産	447	485	91	98
資産総額	544	616	163	207
資本及び負債				
長期引当金及び非流動負債	8	31	14	37
短期引当金及び流動負債	207	240	63	79
資本及び負債総額	215	271	77	116
資産純額	329	345	86	91
非支配株主持分	164	173	17	18
損益計算書				
売上高	1,461	1,534	371	383
税引前利益	316	340	30	20
法人所得税	80	86	12	8
税引後利益	236	254	18	12
その他包括利益	-24	-9	-4	-3
包括利益総額	212	245	14	9
内、非支配株主持分に帰属するもの	106	123	3	2
非支配株主持分に分配される配当金	104	114	1	1
非支配株主持分に帰属する連結当期純利益	118	127	4	3
キャッシュ・フロー計算書				
営業活動による現金純額	250	293	23	29
投資活動において使用された / 投資活動による現金純額	-6	-4	6	-1

財務活動において使用された現金純額	-207	-239	-32	-21
現金及び現金同等物の変動額	37	50	-3	7
1月1日時点での現金及び現金同等物	214	235	22	18
現金及び現金同等物に対する為替レートの変動の影響	-16	-8	-1	0
12月31日時点での現金及び現金同等物	235	277	18	25

非支配株主持分に帰属する包括利益の一部は、為替換算調整勘定に大きく関連している。これらの変動については、以下の表に記載されている。

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
1月1日現在残高	10	-12
非支配株主持分の取引	0	0
包括利益総額		
未実現損益の変動	-22	-4
実現損益の変動	0	0
12月31日現在の為替換算調整勘定	-12	-16

(39) 年金及びこれに類する債務に係る引当金

当グループの最も重要な確定給付型年金制度はドイツ及び英国に存在する。当グループにおけるその他の多種多様な確定給付型年金制度は、オランダ、スイス、米国及びその他多数の国にみられる。これらの制度に関して一定のリスクがあり、かつこれらを軽減する措置もある。

(39.1) 制度の特徴

ドイツ

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツにおいて、労働協約に基づく企業年金制度を有しており、当該制度には新規の時間給労働者及び給与制従業員が参加できる。週の労働時間及び賃金/給与グループに応じて退職給付部分が時間給労働者及び給与制従業員の各々につき毎年算定され、個人の年金口座に入金されている。新たに配賦対象となった給付部分の各々については、前年度比2.5パーセントの増加分が含まれる。法定年金の支給期日が到来した際に、時間給労働者及び給与制従業員は、一時払若しくは分割払、又は毎年1パーセント増加する月次終身給付支払のうち、いずれの支払を受けるかにつき選択することができる。2015年12月31日時点で既に雇用されていた時間給労働者及び給与制従業員は、原則としてこの制度に移行された。2018年第1四半期以降、月次終身給付支払の代わりに一括払いを受けるという追加の支払オプションは、以前には提供されていなかった時間給労働者及び給与制従業員の一定のグループ（例えば、完全な受給権を有する（with fully vested entitlement）元時間給労働者・元給与制従業員）にも付与されている。この変更により、過去勤務利益が生じた。ドイツポスト・アーゲーの債務の大半は、時間給労働者・給与制従業員に対する従前からの確定給付金、及び転職又は退職した元時間給労働者・元給与制従業員に対する年金給付債務に関連する。また年金制度は、取締役会を構成する役員レベルより下位の役員、及びとりわけ継承給与制度を通じて特定の従業員グループにおいて、利用可能である。取締役会に対する退職給付制度の詳細については、当グループの経営報告書の28ページ以下を参照のこと。

ドイツポスト・アーゲーの各退職給付債務の外部資金源は、契約上の信託制度であり、これは年金資金も含む。信託は、当グループの個別の財務戦略に沿って運用を行う。年金資金の場合、原則として、追加の事業主拠出を行うことなく規制資金要件を満たすことができる。年金資産の一部は、当グループが長期的に賃借する不動

産で構成されている。それに加えて、元時間給労働者・元給与制従業員に対する年金給付債務の一部については、ドイツ・ブンデスポストの承継企業向けの共同年金基金であるドイツ・ブンデスポスト補足年金基金（VAP）が利用されている。

ドイツにおける各子会社は、経営の取得及び移転の結果承継することとなった、新規参入が認められない年金制度を有している。契約上の信託制度は、3つの子会社において外部資金源として利用可能である。

英國

英国において、当グループの確定給付型年金制度は、新規参入及び対象勤務の追加発生を原則として認めていない。例外的に1つの制度が存在し、当該制度では、2019年3月31日まで対象勤務の追加発生が認められており、また、当該制度に加入していない在職中の従業員の加入を、人数制限付きで受け入れている。その後は、当該制度においても新規参入及び将来の対象勤務の発生は認められなくなる。当該決定は報告期間に行われ、年金債務には何ら影響を及ぼさなかった。2018年10月、最低保証年金（GMP）の均等化に関する高等法院の決定があり、対象となる全ての制度は、男性の制度加入者及び女性の制度加入者間のGMPを均等にすることが義務付けられた。この結果、過去勤務費用により、2018年12月31日時点の年金債務に係る引当金が増加した。

英国における当グループの確定給付年金制度は、基本的に、参加部門ごとに異なる部分を有する1つの団体制度に統合されている。年金制度の運用は、主に、グループ・トラストを通じて資金拠出されている。なお、資金評価の過程において、企業拠出額に関し、受託者と交渉を行うことが必要となる。従業員受益者は、加入を受け入れている確定給付制度が1つの場合、現在各自で資金拠出を行っている。

その他

オランダにおいては、分野別の年金制度の適用を受けない従業員が、専用の確定給付型年金制度に参加することが、労働協約上の義務とされている。当該制度は、年金対象となる給与上限に基づき算定される年間発生額について定めている。当該制度は、同意された時間給及び給与増加に合わせて連動する毎月の給付の支払と、この連動のために利用可能な資金について定めている。イスラエルにおいては、従業員は、法定要件に従い企業年金を受給しており、年金の支払は、支払済みの拠出金、毎年確定される利子率、一定の年金要素及び特定の年金増加に応じたものとなっている。特定のより高額な賃金報酬について、終身年金の支払を行う代わりに一時払いを行う別途の制度が存在する。米国においては、企業の確定給付型年金制度は、新規参入を認めておらず、追加の受入が凍結されている。

当グループ会社は、これら三ヶ国において、各々の共同資金提供機関を用いることにより、専用の確定給付型年金制度に主に資金提供をする。オランダ及びイスラエルにおいて、事業主及び従業員両方が年金資金に拠出を行う。米国においては、これに関して、現在のところ定期的な拠出は行われていない。

(39.2)財務計画の遂行及び貸借対照表項目の計算

確定給付債務の現在価値、年金資産の公正価値及び年金引当金純額は、以下のとおり変動した。

(単位：百万ユーロ)

	確定給付債務の現在価値	
	2017年	2018年
確定給付債務の現在価値、1月1日現在残高	17,723	17,381
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	187	193
過去勤務費用	-8	-113
清算利益(-) / 損失(+)	-60	-1

IAS第19号第130項によるその他管理費用	-	-
勤務費用(1)	119	79
確定給付債務の利息費用	414	401
年金資産の利息収益	-	-
利息費用純額	414	401
損益計算書に計上されている収益及び費用	533	480
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	-95	100
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	338	-261
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	35	-286
利子収益を除く年金資産利益	-	-
包括利益計算書において認識された再測定	278	-447
雇用主の拠出額	-	-
従業員の拠出額	32	33
給付支払額	-736	-737
清算支払額	-139	-10
譲渡	0	0
取得 / 処分	-7	0
為替換算による影響	-303	-4
確定給付債務の現在価値、12月31日現在残高	17,381	16,696

(1) IAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む（その他管理費用は、年金資産から支出される。）。

(単位：百万ユーロ)

	年金資産の公正価値	
	2017年	2018年
年金資産の公正価値の現在価値、1月1日現在残高	12,286	13,084
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	-	-
過去勤務費用	-	-
清算利益(-) / 損失(+)	-	-
IAS第19号第130項によるその他管理費用	-11	-11
勤務費用(1)	-11	-11
確定給付債務の利息費用	-	-
年金資産の利息収益	291	303
利息費用純額	291	303
損益計算書に計上されている収益及び費用	280	292
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	-	-
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	-	-

保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	-	-
利子収益を除く年金資産利益	656	-256
包括利益計算書において認識された再測定	656	-256
雇用主の拠出額	701	65
従業員の拠出額	18	19
給付支払額	-465	-585
清算支払額	-139	-8
譲渡	0	0
取得 / 处分	1	0
為替換算による影響	-254	-3
年金資産の公正価値の現在価値、12月31日現在残高	13,084	12,608

(1) IAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む（その他管理費用は、年金資産から支出される。）。

(単位：百万ユーロ)

	年金引当金純額	
	2017年	2018年
年金引当金純額の現在価値、1月1日現在残高	5,437	4,297
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	187	193
過去勤務費用	-8	-113
清算利益(-) / 損失(+)	-60	-1
IAS第19号第130項によるその他管理費用	11	11
勤務費用(1)	130	90
確定給付債務の利息費用	414	401
年金資産の利息収益	-291	-303
利息費用純額	123	98
損益計算書に計上されている収益及び費用	253	188
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	-95	100
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	338	-261
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	35	-286
利子収益を除く年金資産利益	-656	256
包括利益計算書において認識された再測定	-378	-191
雇用主の拠出額	-701	-65
従業員の拠出額	14	14
給付支払額	-271	-152

清算支払額	0	-2
譲渡	0	0
取得／処分	-8	0
為替換算による影響	-49	-1
年金引当金純額の現在価値、12月31日現在残高	4,297	4,088

(1) IAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む（その他管理費用は、年金資産から支出される。）。

2018年12月31日時点で、アセット・シーリングの効果は2百万ユーロに達した。前記を認識するにあたり、年金資産の公正価値（2018年1月1日/2017年12月31日：3百万ユーロ；2017年1月1日：2百万ユーロ）から当該金額を控除する方法が適用された。

報告期間において、過去勤務利益は、108百万ユーロの一時払いオプションに関するドイツポスト・アーゲーのドイツにおける制度改定に主に起因した。過去勤務利益は、英国における裁判所の決定により生じた44百万ユーロの反対の影響によって制限された。実績による調整は、主に英国における新たな資金評価の結果として行われた。従業員の拠出額は、ドイツにおける信託に対する不動産拠出を含む。ドイツにおける年金資産から支払われた給付支払額の割合は増加した。前年度において、ドイツにおける退職者を対象に年金一時払制度が実施され、これにより、清算支払及び年金債務の停止がもたらされた。さらに、企業拠出額は、2つの特別措置の影響を受けた。

2019年の年金引当金純額の合計支払額は、273百万ユーロに上ると見込まれている。この金額のうち、233百万ユーロは当グループの予想直接給付支払額に起因し、40百万ユーロは年金基金への予想企業拠出額に起因している。

確定給付債務の現在価値、年金資産の公正価値及び年金引当金純額、並びに貸借対照表項目の計算の内訳は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)				
	2018年			
	ドイツ	英国	その他	合計
12月31日現在の確定給付債務の現在価値	9,371	4,747	2,578	16,696
12月31日現在の年金資産の公正価値	-5,512	-4,914	-2,182	-12,608
12月31日現在の年金引当金純額	3,859	-167	396	4,088
内訳				
12月31日現在の年金資産	0	167	93	260
12月31日現在の年金及びこれに類する債務に係る引当金	3,859	0	489	4,348

(単位：百万ユーロ)				
	2017年			
	ドイツ	英国	その他	合計
12月31日現在の確定給付債務の現在価値	9,554	5,240	2,587	17,381
12月31日現在の年金資産の公正価値	-5,748	-5,112	-2,224	-13,084
12月31日現在の年金引当金純額	3,806	128	363	4,297

内訳				
12月31日現在の年金資産	0	46	107	153
12月31日現在の年金及びこれに類する債務に係る引当金	3,806	174	470	4,450

その他のエリアで、オランダ、スイス及び米国は確定給付債務合計の現在価値において、それぞれ43パーセント、21パーセント及び12パーセントに相当する（前年度：44パーセント、20パーセント及び13パーセント）。

加えて、元当グループ会社から返済を受ける権利は、ドイツにおいて、約19百万ユーロ（前年度：19百万ユーロ）の額で当グループに存在していたものであり、これは別途計上されている。対応する給付支払は、元当グループ会社によって直接行われている。

(39.3) 確定給付債務の現在価値に関する追加情報

主要な財務上の仮定は以下のとおりである。

(単位：%)

	2018年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
割引率(確定給付債務)	2.30	2.70	2.35	2.42
将来の期待昇給年率	2.50	3.25	2.30	2.47
将来の期待年金増加年率	2.00	2.85	1.27	2.17

(単位：%)

	2017年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
割引率(確定給付債務)	2.25	2.50	2.23	2.32
将来の期待昇給年率	2.50	3.25	2.05	2.43
将来の期待年金増加年率	2.00	2.85	1.26	2.18

ユーロ圏内及び英国における確定給付債務の割引率について、その各々は、AAの信用格付けの社債利回りを構成するイールド・カーブから生じたものであり、各々の場合において、メンバーシップの構成及び期間について考慮がなされた。その他の国については、AAの信用格付け（又は、場合に応じて、AA及びAAAの信用格付け）の社債のためのディープ・マーケットが存在する場合、確定給付債務の割引率は同様の方法で確定された。他方で、当該社債のためのディープ・マーケットが存在しない国においては、国債利回りが使用された。2018年12月31日時点では、従前の0.25パーセントポイントではなく0.10パーセントポイントに端数処理された。この変更がなければ、2018年12月31日時点の確定給付債務の割引率は全体でやや低くなり、2.40パーセントとなっていたであろう。

ドイツにおける毎年の年金増加については、示された仮定に加え、とりわけ固定レートを考慮する必要がある。したがって、実効加重平均は、1.00パーセント（前年度：1.00パーセント）になる。

最も重要な人口統計上の仮定は、平均余命及び／又は死亡率に関連する。これらは、ドイツのグループ会社に関しては、2018年12月31日時点のHeubeck Richttafel 2018 Gの生命表に基づいている。Richttafel 2018 Gの生命表の適用により、105百万ユーロの保険数理上の損失が生じた。英国における年金制度に関しては、2018年12月31日時点の平均余命は、新たな資金評価に従って、制度固有の死亡率を反映させるために調整した英国アクチュアリー会の継続的死亡率調査（CMI）のS2PMA / S2PFA表に基づいている。将来の死亡率改善に関する最

新の予測を考慮し、CMIコア予測モデル (CMI core projection model) が用いられた。その他の国々に関しては、各国の現在の標準生命表が用いられた。

仮に主要な財務上の仮定の1つが変動する場合、確定給付債務は以下のとおり変動する。

	仮定の変動 パーセントポイント	確定給付債務の現在価値の変動 (単位：%)			
		ドイツ	英国	その他	合計
2018年12月31日					
割引率(確定給付債務)	1.00 -1.00	-12.37 15.70	-14.20 18.29	-14.01 18.25	-13.14 16.82
将来の期待昇給年率	0.50 -0.50	0.18 -0.17	0.08 -0.08	0.95 -0.88	0.27 -0.25
将来の期待年金増加年率	0.50 -0.50	0.43 -0.39	5.44 -5.36	6.23 -4.52	2.74 -2.43
2017年12月31日					
割引率(確定給付債務)	1.00 -1.00	-12.52 15.81	-14.92 19.39	-14.51 19.02	-13.53 17.36
将来の期待昇給年率	0.50 -0.50	0.18 -0.17	0.08 -0.08	0.95 -0.90	0.26 -0.25
将来の期待年金増加年率	0.50 -0.50	0.42 -0.38	5.63 -5.53	6.39 -4.71	2.87 -2.57

これらは、確定給付債務の各現在価値の実効加重変動であり、例えば、ドイツの年金増加のうち、概ね固定化された性質を考慮に入れている。

65歳の受給者の平均余命が1年伸長することにより、ドイツにおける確定給付債務の現在価値は4.59パーセント（前年度：4.55パーセント）、英国においては3.60パーセント（前年度：4.25パーセント）増加する。その他の国においては、2.80パーセント（前年度：2.93パーセント）増加することとなり、増加の合計は4.04パーセント（前年度：4.22パーセント）である。

感応度分析に係る開示を確定する場合、現在価値は、報告日における現在価値の計算に使用した評価手法と同様の手法を用いて、計算された。なお、仮定相互間の依存性は考慮に入れておらず、むしろ、各仮定が独立して変動することを前提としている。各仮定は、通常、相互に相関性が認められる関係にあるため、上記は例外的であるといえる。

2018年12月31日現在の当グループの確定給付債務の加重平均期間は、ドイツにおいて14.2年（前年度：14.3年）、英国において16.4年（前年度：18.0年）であった。その他の国では、17.0年（前年度：17.6年）であり、合計で15.3年（前年度：15.9年）であった。

確定給付債務の現在価値のうち、30.6パーセント（前年度：30.0パーセント）は、現在雇用されている受給者によるものであり、18.4パーセント（前年度：17.2パーセント）は退職した受給者によるものであり、51.0パーセント（前年度：52.8パーセント）は現在の退職者によるものである。

(39.4) 年金資産の公正価値に関する追加情報

年金資産の公正価値は以下のとおり分類できる。

(単位：百万ユーロ)

	2018年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
株式	550	415	668	1,633
確定利付証券	1,717	3,825	907	6,449

不動産	1,511	255	298	2,064
オルタナティブ ⁽¹⁾	372	379	30	781
保険	546	0	127	673
現金	806	40	46	892
その他	10	0	106	116
年金資産の公正価値	5,512	4,914	2,182	12,608

(単位：百万ユーロ)

	2017年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
株式	1,044	765	819	2,628
確定利付証券	1,956	3,685	826	6,467
不動産	1,609	187	273	2,069
オルタナティブ ⁽¹⁾	415	432	31	878
保険	554	0	127	681
現金	163	33	50	246
その他	7	10	98	115
年金資産の公正価値	5,748	5,112	2,224	13,084

(1) 主に絶対収益型商品が含まれる。

活発な市場における見積市場価格は、年金資産の公正価値合計の約73パーセントで存在する（前年度：79パーセント）。かかる見積市場価格が存在しない残存資産のうち、不動産はその14パーセントを（前年度：14パーセント）、保険等は5パーセントを（前年度：5パーセント）、確定利付証券は6パーセントを（前年度：1パーセント）、オルタナティブは2パーセントを（前年度：1パーセント）、それぞれ占めている。活発な市場における投資は、多くの場合、各国特有の一定の集中投資領域を有しつつ、世界的に多角的になされている。

1,424百万ユーロ（前年度：1,590百万ユーロ）の公正価値を有するドイツ所在の年金資産に含まれる不動産は、ドイツポストDHLグループが自らこれを利用している。

資本市場の成長により、ヘッジ措置が講じられた。これにより、第4四半期において株式保有が減少し、現金保有の割合が増加した。資産負債に関する研究は、資産負債間の適合性を調査するために、ドイツ、英国、また特にオランダ、スイス、米国等において定期的に行われている。年金資産の戦略的配賦は、上記研究に即して調整されている。

(39.5) リスク

確定給付型年金制度には特定のリスクがある。当該リスクは、その他の包括利益を通じてドイツポストDHLグループの持分に（マイナス又はプラスの）変動をもたらしうるものであり、その全般的な重要性は中程度ないし重大に区分される。一方、人件費及び金融費用純額に関する短期的影響について、その重要性は軽度とみなされている。利用可能なリスク軽減措置は、制度の詳細に応じて講じられている。

利子率のリスク

各割引率の減少（増加）により、債務合計の現在価値は増加（減少）し、かつ、原則として、年金資産に含まれる確定利付証券の公正価値の増加（減少）も伴う。その他のヘッジ措置も講じられ、場合によってはデリバティブが利用される。

インフレリスク

年金債務、特に最終給与計画又は年金支払段階における増加を伴う計画は、直接又は間接にインフレに関連している場合がある。確定給付債務の現在価値に対するインフレ率の増加リスクは軽減されており、例えば、ドイツの場合はコンポーネント・ベースの退職給付制度に転換することによって、また、英国の場合は確定給付制度の新規参入を認めないことによって、当該リスクは軽減されている。さらに、増加率を固定化し、又は増加に一部制限を設けかつ／若しくは一時払いを行っている。また、金利と正の相互関係が認められる。

投資リスク

投資には、通常、多数のリスクが含まれる。特に市場価格の変更に係るリスクにさらされる。当該リスクは、主として、幅広い多様性を確保すること、及びヘッジ手段を用いることによって管理されている。

長寿リスク

長寿リスクは、平均余命が延びることによって、将来支払うべき給付に関連して生じる。これは、確定給付債務の現在価値を計上する場合、特に、現在基準の生命表を利用することによって、軽減される。例えば、ドイツ及び英国において利用されている生命表は、平均余命の予想将来増加分の給与を含んでいる。

(40) その他の引当金

その他の引当金は、以下の主な引当金の種別に分類される。

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
その他の従業員給付	521	789	141	205	662	994
保険契約準備金(保険)	411	415	231	237	642	652
航空機整備	155	160	35	58	190	218
税金引当金	-	-	163	130	163	130
リストラクチャリング引当金	54	25	49	48	103	73
郵便切手 ⁽¹⁾	-	-	173	-	173	-
諸引当金	280	266	339	395	619	661
その他の引当金	1,421	1,655	1,131	1,073	2,552	2,728

⁽¹⁾ IFRS第15号の初度適用により、郵便切手の引当金は2018年1月1日時点でその他の負債に組替えされた。

(40.1) その他の引当金の変動

(単位：百万ユーロ)

	その他の従業員給付	リストラクチャーリング引当金	保険契約準備金(保険)	航空機整備	郵便切手 ⁽¹⁾	税金引当金	諸引当金	合計
2018年1月1日現在の残高	662	103	642	190	173	163	619	2,552

新しいIFRS基準による調整 ⁽²⁾	-	-34	-	22	-173	-	-3	-188
2018年1月1日現在の残高(調整後)	662	69	642	212	-	163	616	2,364
連結グループの変更	0	0	0	0	-	0	-5	-5
取崩し	-362	-33	-33	-22	-	-55	-196	-701
為替差損益	16	0	3	4	-	-1	-5	17
戻入れ	-22	-3	-34	-36	-	-34	-71	-200
時間の経過による割引分/割引率の変更	-2	0	0	0	-	0	4	2
組替え	3	0	0	0	-	0	0	3
繰入額	699	40	74	60	-	57	318	1,248
2018年12月31日現在の残高	994	73	652	218	-	130	661	2,728

(1) IFRS第15号の初度適用により、郵便切手の引当金は2018年1月1日時点でその他の負債に組替えされた。

(2) 注記4。

その他の従業員給付に対する引当金は主に、人員削減費用（退職金、経過給付、部分退職等）、株式評価益権（SAR）及び記念給付に対するものである。当該引当金は、主に早期退職制度について行われた繰入れにより増加した。注記3を参照のこと。

リストラクチャリング引当金は、主に、ターミナルの閉鎖及び退職後給付に関する従業員に対する未履行債務に起因する費用で構成されている。

保険契約準備金（保険）は、主に未払損失引当金及びIBNR準備金から成り立っている。さらなる詳細については、注記7を参照のこと。

航空機整備に対する引当金は、第三者である会社による主要な航空機及びエンジンの整備に係る債務に関するものである。

郵便切手に対する引当金は、2017年12月31日までその他の引当金において報告されていた。IFRS第15号の適用により、郵便切手に対する引当金は、2018年1月1日時点でその他の負債に組替えされた。

税金引当金のうち53百万ユーロ（前年度：57百万ユーロ）は付加価値税、31百万ユーロ（前年度：62百万ユーロ）は関税、そして46百万ユーロ（前年度：44百万ユーロ）はその他の税金引当金に関係している。

(40.2) 諸引当金

諸引当金には数多くの個別項目が含まれており、その内訳は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
訴訟費用 内、長期：54（前年度：71）	117	104
事業活動より生じるリスク 内、長期：6（前年度：10）	42	40
その他の諸引当金 内、長期：206（前年度：199）	460	517
諸引当金	619	661

(40.3) 満期日構成

2018会計年度に認識された引当金の満期日構成は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

2018年度	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
その他の従業員給付	205	205	119	96	81	288	994
保険契約準備金(保険)	237	191	117	46	24	37	652
航空機整備	58	58	27	3	5	67	218
税金引当金	130	0	0	0	0	0	130
リストラクチャリング引当金	48	6	3	3	4	9	73
諸引当金	395	117	33	26	31	59	661
合計	1,073	577	299	174	145	460	2,728

(41) 金融負債

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
社債	4,835	5,463	515	9	5,350	5,472
銀行に対する負債額	39	84	117	180	156	264
リース負債	159	7,756	22	2,103	181	9,859
純損益を通じた公正価値での負債	9	1	35	37	44	38
その他の金融負債	109	565	210	264	319	829
金融負債	5,151	13,869	899	2,593	6,050	16,462

銀行に対する負債額は、主に各銀行からの当座貸越によるものである。

純損益を通じた公正価値での金融負債に計上されている金額は、主にデリバティブ金融商品の負の公正価値に関するものである。

(41.1) 社債

当社の最も主要な社債の詳細は、以下の表のとおりである。ドイツポスト・ファイナンスB.V.によって発行された社債は、全てドイツポスト・アーゲーによって保証されている。

重要な社債

	表面利率 (%)	発行額 (百万ユーロ)	発行体	2017年		2018年	
				帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)	帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)
2012年 / 2022年 満期社債	2.950	500	ドイツポスト・ ファイナンスB.V.	498	561	498	546
2012年 / 2020年 満期社債	1.875	300	ドイツポスト・ アーゲー	299	317	299	311
2012年 / 2024年 満期社債	2.875	700	ドイツポスト・ アーゲー	698	806	698	784
2013年 / 2018年 満期社債	1.500	500	ドイツポスト・ アーゲー	503	507	-	-
2013年 / 2023年 満期社債	2.750	500	ドイツポスト・ アーゲー	497	566	497	553
2016年 / 2021年 満期社債	0.375	750	ドイツポスト・ アーゲー	746	757	747	755

2016年 / 2026年 満期社債	1.250	500	ドイツポスト・ アーゲー	497	517	497	506
2017年 / 2027年 満期社債	1.000	500	ドイツポスト・ アーゲー	494	494	495	483
2018年 / 2028年 満期社債	1.625	750	ドイツポスト・ アーゲー	-	-	741	757
2012年 / 2019年 満期転換社債 ⁽¹⁾	0.600	1,000	ドイツポスト・ アーゲー	108	112	-	-
2017年 / 2025年 満期転換社債 ⁽²⁾	0.050	1,000	ドイツポスト・ アーゲー	946	940	953	938

(1) 負債部分の公正価値；2012年 / 2019年転換社債の公正価値は、前年度において215百万ユーロであった。

(2) 負債部分の公正価値；2017年 / 2025年転換社債の公正価値は、956百万ユーロ（前年度：1,057百万ユーロ）である。

2013年 / 2018年満期社債は、10月に償還された。2018年12月に、2018年 / 2028年普通社債の私募が行われた。

転換社債

発行された転換社債には、社債権者が、社債を、所定の数のドイツポスト・アーゲー株式に転換することを認める転換権が付されている。

加えて、ドイツポスト・アーゲーの株価が一時的にその時点で適用される転換価格の130パーセントを超える場合、ドイツポスト・アーゲーはコールオプションを与えられ、これにより、額面価値と未払利息を支払うことで、社債の早期償還が可能となった。

転換社債は、負債と持分の要素から構成される。次年度以降、実効金利法を用いて、発行価額を上限とし、帳簿価額に利息が足され、損益として認識される。

転換社債

	2012年/2019年	2017年/2025年
発行日	2012年12月6日	2017年12月13日
発行額	10億ユーロ	10億ユーロ
未決済額	-	10億ユーロ
行使期間 転換権	2013年1月16日から 2019年11月22日まで	2020年12月13日から 2025年6月13日まで ⁽¹⁾
行使期間 コールオプション	2017年12月6日から 2019年11月16日まで	2023年1月2日から 2025年6月10日まで
発行日時点の負債要素の価値 ⁽²⁾	920百万ユーロ	946百万ユーロ
発行日時点の持分要素の価値 ⁽³⁾	74百万ユーロ	53百万ユーロ
取引費用（負債 / 持分要素）	5.8 / 0.5百万ユーロ	4.7 / 0.3百万ユーロ
発行時転換価格	20.74ユーロ	55.69ユーロ
調整後転換価格 ⁽⁴⁾		
2014年度	20.69ユーロ	-
2015年度	20.63ユーロ	-
2016年度	20.60ユーロ	-
2017年度	20.47ユーロ	-
2018年度	-	55.61ユーロ
年度別転換数（新規株式数） ⁽⁵⁾		

2015年度	5千	-
2016年度	28百万	-
2017年度	15百万	-
2018年度	5百万	-

- (1) 社債の条件に基づく条件付転換可能期間を除く。
- (2) 取引費用及び付与されたコールオプションを含む。
- (3) 資本剰余金に計上される。
- (4) 配当金の支払後。
- (5) 各会計年度について、配当権が付されている。

2018年3月7日、ドイツポスト・アーゲーは、2012年 / 2019年転換社債の未償還の名目価額を繰上償還する権利を行使した。当該期限後も未償還であった0.7百万ユーロの社債は、2018年3月27日に償還された。

(41.2) リース負債

2018年1月1日におけるIFRS第16号の初度適用により、追加のリース負債が計上された。前年度においては、IAS第17号に基づくファイナンス・リース負債のみが計上された。

2018会計年度において、リースに基づく金融負債における1,722百万ユーロが返済され、リースに係る利息における376百万ユーロが支払われた。注記43を参照のこと。将来の現金支出は、報告日時点で120億ユーロであった。注記44.1を参照のこと。

可能性のある将来の現金支出13億ユーロは、リースが延長される（又は解約されない）可能性が十分ではないため、リース負債には含まれなかった。

当グループが借主として締結したものの未だ開始していないリースにより、合計で4億ユーロの将来の支払のための支出が生じる可能性がある。

帳簿価額が9,503百万ユーロ（前年度：169百万ユーロでファイナンス・リース資産に計上）のリース資産は、有形固定資産に計上されている。

(41.3) その他の金融負債

最大の項目である499百万ユーロは、2018年9月にドイツポスト・アーゲーが発行した、額面価額の合計が500百万ユーロの6つのトランシェに区分された約束手形に関連している。全てのトランシェの公正価値は、2018年12月31日時点で501百万ユーロであった。

(42) その他の負債

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
税金負債	1,123	1,196
功労	688	616
賃金、給与、退職金	389	384
有給休暇	352	347
従業員及び役員に対する支払債務	199	229
契約上の負債 内、長期：4	-	227
社会保険に関する負債	172	171
貸方残高を伴う債務	124	144

郵便切手（契約上の負債）	-	137
繰延収益 内、長期：61(前年度：100)	356	129
残業代	115	97
住宅建設助成貸付金の売却より生じた負債 内、長期：67 (前年度:86)	105	85
COD負債	68	62
保険債務	33	31
振出済み小切手により生じた負債	35	28
その他の有給休暇	28	28
未払賃借料	40	19
損害賠償に関する負債	12	10
損害賠償に関する未払保険料及び類似の債務	12	8
その他の諸負債 内、長期：73(前年度：86)	823	689
その他の負債	4,674	4,637
内、短期	4,402	4,432
長期	272	205

IFRS第15号の初度適用により、以前は引当金に計上されていた郵便切手に係る債務は、支払済みであるが未だ提供されていないサービスに係る契約上の負債であるため、その他の負債に組替えされた。162百万ユーロが、短期繰延収益から契約上の負債に組替えされた。

税金負債中、629百万ユーロ（前年度：590百万ユーロ）は付加価値税、399百万ユーロ（前年度：371百万ユーロ）は関税、168百万ユーロ（前年度：162百万ユーロ）はその他の税金負債に関して計上されているものである。

住宅建設助成貸付金の売却より生じた負債は、過年度の受取債権の譲渡に伴う借入条件の悪化を埋め合わせるためにドイツポスト・アーゲーが借入人に対して支払う利息補助金に係る債務及び売却された住宅建設助成貸付金に係る元本及び利息の返済から生じたパス・スルー債務に関連している。

その他の負債には、数多くの個別項目が含まれる。

(42.1) 満期日構成

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
1年以下	4,402	4,432
1年超2年以内	122	95
2年超3年以内	45	36
3年超4年以内	32	22
4年超5年以内	22	14
5年超	51	38
その他の負債	4,674	4,637

満期までの期間が短いこと及び市場金利により、その他の債務の帳簿価額と公正価値との間には、重大な差異は存在しない。これらの商品の殆どは市場金利での変動金利を付されているため、重大な金利リスクは存在しない。

[次へ](#)

キャッシュ・フローの開示

(43) キャッシュ・フローの開示

IFRSの要求事項に基づく、財務活動から生じる負債の変動に係る調整は、以下の表のとおりである。

財務活動から生じる負債

(単位：百万ユーロ)

	社債	銀行に対する 負債額	リース負債	その他の金融 負債 ⁽²⁾	合計
2016年12月31日 / 2017年1月1日現在残高	4,990	158	209	418	5,775
現金を伴う変動	668	49	-26	-37	654
現金を伴わない変動 ⁽¹⁾					
リース	0	0	7	0	7
為替換算	-5	-23	-2	-8	-38
公正価値調整	0	-27	0	-8	-35
その他の変動	-303	-1	-7	-200	-511
2017年12月31日現在残高	5,350	156	181	165	5,852
新しいIFRS基準による調整	0	0	9,235	0	9,235
2018年1月1日における調整	5,350	156	9,416	165	15,087
現金を伴う変動	228	91	-1,722	432	-971
現金を伴わない変動 ⁽¹⁾					
リース	0	0	2,078	0	2,078
為替換算	0	-2	89	-1	86
公正価値調整	0	0	0	1	1
その他の変動	-106	19	-2	33	-56
2018年12月31日現在残高	5,472	264	9,859	630	16,225

(1) その他のキャッシュ・フロー項目への現金の組替を含む。

(2) 金融負債による差異（注記41を参照のこと）は、アーン・アウト又はデリバティブから生じる現金及び現金同等物の変動等、その他のキャッシュ・フロー項目に記載される現金関連によるものである。

-110百万ユーロのその他の現金を伴わない変動は、現金を伴わない2012年 / 2019年転換社債の行使に関連する。

報告日現在において、財務活動から生じる負債にのみ帰属するヘッジは存在しない。ポートフォリオ・ヘッジ及び純投資ヘッジから生じるキャッシュ・フローの影響額は、キャッシュ・フロー項目の「その他の財務活動」に記載されており、当該金額は38百万ユーロである。

2018会計年度において、過年度と同様に、現金を伴わない取引が発生したが、当該取引は、IAS第7.43号及び第7.44号に基づき、キャッシュ・フロー計算書には記載されていない。当該取引は主に、ドイツ・ポスト・ペンションズ-トロイハンドGmbH & Co. KGに拠出された不動産（前年度：18の不動産）に関するものであった。拠出の結果として収益は認識されたものの、現金又は現金同等物は受領されなかった。

(43.1) 営業活動により生じた現金純額

主にIFRS第16号の初度適用に起因して、営業活動により生じた現金純額は増加した。従前のオペレーティング・リース料は、短期又は少額資産のリースに基づく支払に関係していないことを条件として、財務活動に使用した現金純額において現在表示されている。前年度は、英国における495百万ユーロの年金債務の資金調達による影響を受けたが、2018会計年度においては、運転資本の増減による前年度比162百万ユーロの現金支出の増加が見られた。

現金を伴わない収益及び費用は、以下のとおりである。

現金を伴わない収益及び費用

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
資産の再評価より生じた費用	102	96
負債の再評価より生じた収益	-131	-140
資産の処分より生じた収益	-54	-2
持分決済の株式報酬に関する人件費	49	57
その他	-6	2
現金を伴わない収益及び費用	-40	13

(43.2) 投資活動に使用した現金純額

投資活動に使用した現金純額は、2,091百万ユーロから2,777百万ユーロに増加した。前年度における子会社の処分による収入は、ウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却により増加し、特に、「有形固定資産及び無形固定資産の取得に支払われた現金」は、報告期間において急増し、446百万ユーロ増加して2,649百万ユーロとなった。

当グループの買収に関する詳細については、注記2を参照のこと。

(43.3) 財務活動に使用した現金純額

財務活動において使用された現金純額は、前年度比で著しく増加し、1,952百万ユーロ増加して3,039百万ユーロとなった。

前年度において、社債及び転換社債の私募により、15億ユーロの発行収入がもたらされた。報告期間においては、約束手形及び社債の発行により、12億ユーロの発行収入がもたらされた。金融負債の返済による現金支出は、主にリース負債の当初認識による影響を受け、15億ユーロ増加した。

キャッシュ・フロー計算書及びフリー・キャッシュ・フローの詳細については、グループの経営に関する報告書の47ページ以下を参照のこと。

[次へ](#)

その他の開示

(44) 当グループのリスク及び金融商品

(44.1) リスク管理

営業活動の結果、当グループは、為替レート、市況商品価格及び金利の変動から生じる可能性のある金融リスクにさらされている。ドイツポスト・DHLグループは、これらのリスクを、主として非デリバティブ金融商品及びデリバティブ金融商品を利用して管理している。デリバティブ金融商品は、非デリバティブ金融商品のリスク緩和のためにのみ利用されている。また、デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、原取引と分離して検討するべきではない。

当グループの内部リスク管理指針は、デリバティブの利用に関する活動領域、責任及び必要な統制について規定している。実績のあるリスク管理のソフトウェアによって、金融取引が記録、評価及び処理されており、また同ソフトウェアによってヘッジ関係の有効性が定期的に記録もされている。デリバティブのポートフォリオは、定期的に関係する銀行と調整されている。

金融取引において相手方から生じるリスクを制限するため、当グループは、格付けの高い銀行とのみこの種の契約を行うことができる。銀行に個別に設定されている取引可能な範囲の限度は、日々再評価されている。当グループの取締役会は、既存の金融リスク及びこれらを緩和するために導入されているヘッジ手段について、定期的に内部報告を受けている。金融商品は、IFRS第9号に準拠して会計処理され、評価される。当グループは、IAS第39号に準拠したヘッジ会計を引き続き適用するオプションを行なった。

当グループの確定給付型年金制度に関するリスク及びリスク軽減に関する情報については、注記39.5を参照のこと。

流動性資産の管理

流動性資産の管理における究極的な目的は、ドイツポスト・DHLグループ及び全てのグループ会社の支払能力を確保することにある。したがって、当グループの流動性資産については可能な限り中央にキャッシュプールされ、コーポレートセンターで管理されている。

中央短期金融市場への出資金及び融資可能枠から成る、中央流動性準備金（融資可能額）が、管理の重要なパラメーターである。目標は、最低でも20億ユーロの中央融資枠を保有することである。

2018年12月31日現在、当グループの中央流動性準備金は、43億ユーロ（前年度：42億ユーロ）である。上記額には、計23億ユーロの中央金融市場への出資金及び20億ユーロの合同融資枠が含まれている。

キャッシュ・フローに基づいたIFRS第7号の適用範囲内の非デリバティブ金融負債の満期日構成は、以下のとおりである。

金融負債の満期日構成

（単位：百万ユーロ）

	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2018年12月31日現在						
長期金融負債 ⁽¹⁾	85	616	846	730	761	3,583
長期リース負債	0	1,821	1,449	1,222	958	4,466
その他の長期金融負債	0	15	12	10	8	21
長期金融負債	85	2,452	2,307	1,962	1,727	8,070
短期金融負債	468					

短期リース負債	2,137					
買掛金	7,422					
その他の短期金融負債	0					
短期金融負債	10,027					
2017年12月31日現在						
長期金融負債 ⁽¹⁾	86	287	403	839	591	3,430
その他の長期金融負債	0	1	2	1	1	81
長期金融負債	86	288	405	840	592	3,511
短期金融負債	877					
買掛金	7,343					
その他の短期金融負債	337					
短期金融負債	8,557					

⁽¹⁾ 2017年 / 2025年転換社債はすべて「5年超」に記載された。

キャッシュ・フローに基づく、デリバティブ金融商品の満期日構成は、以下のとおりである。

デリバティブ金融商品の満期日構成

(単位：百万ユーロ)

	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2018年12月31日現在						
デリバティブ債権 - 総額決済						
現金支出	-1,853	-1	0	0	0	0
現金収入	1,900	1	0	0	0	0
純額決済						
現金収入	4	0	0	0	0	0
デリバティブ債務 - 総額決済						
現金支出	-1,231	-20	-11	-10	-7	0
現金収入	1,211	20	11	10	7	0
純額決済						
現金支出	-3	-1	0	0	0	0
2017年12月31日現在						
デリバティブ債権 - 総額決済						
現金支出	-2,421	-312	0	0	0	0
現金収入	2,489	325	0	0	0	0
純額決済						
現金収入	13	2	0	0	0	0
デリバティブ債務 - 総額決済						
現金支出	-922	-87	0	0	0	0

現金収入	898	84	0	0	0	0
純額決済						
現金支出	-17	-5	0	0	0	0

デリバティブ金融商品は権利と義務の両方を伴う。契約の取決めにより、権利と義務が相殺し合う純額決済となるか、契約当事者双方が各自の義務を完全に履行しなければならない（純額決済）かが明確にされている。

為替リスク及び為替管理

ドイツポスト・DHLグループは、その世界的な営業活動により、認識された取引及び将来計画されている取引から生じる為替リスクにさらされている。

会計関連の為替リスクは、認識される外貨の項目の測定時及び決済時の為替レートが、認識時の為替レートと異なる際に生じる。結果として起きる為替の相違は、利益又は損失に直接影響を及ぼす。この様な影響をできる限り緩和するために、グループ内の重要な会計関連の為替リスクを内部の銀行機能を経由してドイツポスト・アーゲーに集中させている。集中化されたリスクは、コーポレート財務部により集約され、通貨ごとにネットポジションが計算され、リスク制限価格に基づいて対外的にヘッジされている。ポートフォリオの通貨関連リスク価格（95パーセント／1ヶ月の保有期間）は、報告日には5百万ユーロ（前年度：5百万ユーロ）に達したが、5百万ユーロが当該時点における最高限度額だった。

会計関連の為替リスクの管理に利用される為替予約と通貨スワップの想定元本は、報告日付で2,293百万ユーロ（前年度：1,630百万ユーロ）であった。これに対応する公正価値は、23百万ユーロ（前年度：10百万ユーロ）であった。簡略化のため、公正価値ヘッジ会計は、利用されたデリバティブには適用されず、代わりにデリバティブ取引として報告された。

為替リスクは、外貨取引が、元々計画又は計算されたレートと異なる為替レートで実施された場合に生じる。このような為替リスクは、コーポレート財務部にて一元的に取りまとめて定量化している。当該リスクに関して、従前はルールベースの常時稼働型ヘッジプログラムが実施されていたが、これは2017年に停止された。2018年／2019年に関する既存のヘッジについて、その大半は反対売買により決済された。計画された取引及び既存の契約上の取引から生じる為替リスクについて、今後は、特定の場合に限りヘッジされる予定である。関連のヘッジ取引は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用し計上されている（注記44.3を参照のこと）。

以下の表は、ネットポジションが最も高い通貨ペアに関する報告日現在の正味のオープンヘッジポジション及びその加重ヘッジ率を示している。

ヘッジ手段の想定元本

（単位：百万ユーロ）

	想定元本総額		残余期間			平均ヘッジ率
	2017年 12月31日	2018年 12月31日	1年以下 5年以内	1年超	5年超	
為替リスクのヘッジ						
為替予約による購入（ユーロ／人民元）	4	340	340	0	0	8.09
為替予約による売却（ユーロ／チェコ・コルナ）	-322	-177	-131	-46	0	26.39
為替予約による購入（米ドル／台湾ドル）	0	105	105	0	0	29.83

また、為替リスクは、海外業務で得た資産及び負債を、当グループの通貨に換算すること（為替換算リスク）から生じる。2018年度末時点で、為替換算リスクについてはヘッジされていない。

最終的に、報告日付で、為替予約及び通貨スワップの想定元本が、3,363百万ユーロ（前年度：4,321百万ユーロ）存在した。これに対応する公正価値は、23百万ユーロ（前年度：56百万ユーロ）であった。報告日の時点において、当該年度末に通貨オプション又は為替スワップはなかった。

2018年12月31日現在資本の部に計上された通貨デリバティブによる未実現利益又は損失のうち、2百万ユーロ（前年度：36百万ユーロ）が、2019年度における収益として計上される予定である。

IFRS第7号は、会社に対して、報告日における為替レートの変動による損益及び資本に対する影響を示す定量的リスクデータを開示するよう求めている。この様な通貨金融商品のポートフォリオの為替レートの変動による影響は、リスク計算時の価格（95パーセント信頼 / 1ヶ月の保有期間）を用い評価される。報告日現在のポートフォリオが、対象年度1年間のポートフォリオを示すものとみなされている。

為替レートの仮定変動から生じる為替換算リスクは、IFRS第7号の対象外である。感応度分析は、以下の仮定に基づいている。

グループ会社が利用する主要な外貨建金融商品は、ドイツポスト・アーゲー内部の銀行によりヘッジされ、ドイツポスト・アーゲーにより毎月の為替レートが設定され保証されている。したがって、為替レート関連の変動は、グループ会社の損益及び資本に影響を与えない。個々のケースでは、グループ会社は、法的な理由からグループ内部における銀行取引に参加することが認められていないため、デリバティブを利用して、主要な金融商品から生じる為替リスクを完全に個別にヘッジする。そのため、これらの会社は、当グループのリスクポジションに影響を与えない。

為替レートの仮定変動は、ドイツポスト・アーゲーの外部デリバティブの公正価値に影響を及ぼし、かかる公正価値の変動は、損益に計上される。また、かかる仮定変動は、ドイツポスト・アーゲーの内部グループにおける銀行残高、外部の銀行口座の残高及び内外への貸付金の報告日現在の再算定により生じる外貨の損益にも影響を及ぼす。該当する外貨項目のリスクにさらされている外貨価値は、報告日現在5百万ユーロ（前年度：5百万ユーロ）あった。また、為替レートの仮定変動は、資本、並びに、認識されていない確定約定及び実現性の非常に高い予想通貨取引をヘッジするために利用される（「キャッシュ・フロー・ヘッジ」に指定されている。）デリバティブの公正価値に影響を及ぼす。2018年12月31日現在、本リスクポジションでリスクにさらされていた外貨価値は11百万ユーロ（前年度：7百万ユーロ）であった。報告日現在、リスクにさらされていた外貨価値は、計12百万ユーロ（前年度：9百万ユーロ）であった。合計額が上述の個別の合計より低いのは、相互依存性に起因する。

金利リスク及び金利管理

報告日付時点で、いかなる金利ヘッジ手段も認識されなかった。報告日現在、短期固定利付金融負債の割合は（注記41を参照のこと）、金融負債合計の17パーセント（前年度：14パーセント）に及ぶ。潜在的な金利変動による当グループの財政状態への影響は、引き続き僅かである。

IFRS第7号に基づいて必要とされている金利リスクに関する定量的リスクデータは、感応度分析により実施される。この方法は、市場金利の仮定変動が受取利息、支払利息及び報告日現在の資本へ与える影響を算定するために利用される。感応度分析は、以下の仮定が使用されている。

主要な変動金利付金融商品は、金利リスクにさらされるので、感応度分析の対象とされる。償却原価により測定される確定利付金融商品は、金利リスクにはさらされない。

仮に2018年12月31日現在の市場の金利水準が100ベース・ポイント上昇していたならば、金融費用純額は2百万ユーロ（前年度：0百万ユーロ）増加していたであろう。全ての金利デリバティブは、報告日時点で満了又は引戻しがなされていた。持分に影響を及ぼす金利リスクについて、いかなる決定もなされなかった。

市場リスク

前年度のとおり、特に、灯油、ディーゼル、及び船舶用ディーゼル燃料等の商品価格の変動により生じたリスクの大部分は、事業上の方策により顧客に転嫁された。もっとも、関連する燃料サーチャージの影響は、1ヶ月から2ヶ月後に遅れて生じるため、仮に短期間に大きな価格変動があった場合には、一時的に収益に影響が及ぶ可能性がある。

さらに、ディーゼル及び船舶用ディーゼル燃料におけるコモディティ・スワップが、残存するリスクを管理するために僅かに行われた。かかるコモディティ・スワップは、元本の合計が14百万ユーロ（前年度：8百万ユーロ）で、公正価値が-3百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）であった。

IFRS第7号は、会社に対して、商品価格の仮定変動の損益及び資本に対する影響を示す感応度分析を開示するよう求めている。

商品価格の変動は、将来購入する可能性の高い商品のヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ）のために使用されるデリバティブの公正価値及び資本のヘッジ剰余金に影響する。報告日において、商品価格に対するキャッシュ・フロー・ヘッジは行われていなかった。よって、商品価格の変動は、前年度同様、資本のヘッジ剰余金に影響を及ぼさなかつたであろう。

簡略化のため、商品価格ヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジとして認識されていないものがある。当該デリバティブについては、商品価格の変動は、デリバティブの公正価値に影響を及ぼし、その結果として、損益計算書に影響を及ぼす。前年度と同様、仮に、基礎をなす商品価格が報告日において10パーセント上昇していたとすれば、これにより、当該公正価値は増加し、その結果として、営業利益は1百万ユーロ増加したであろう。また、これに対応する商品価格の低下は、デリバティブの公正価値及び営業利益を1百万ユーロ減少させたであろう。

信用リスク

当グループは、営業活動及び金融取引より生じる信用リスクを負担している。営業活動及び金融取引より生じる信用リスクを最小限にするため、各取引相手は、個々に限度額が定められており、その利用状況は定期的にチェックされている。当グループは、格付けの高い取引相手とのみ取引を行っている。各取引相手の信用格付けの状態により、プラスの公正価値について減損の必要があるかどうかを確認するため、報告日にテストが実施される。2018年12月31日の時点において、いずれの取引相手についてもこのような事態は生じていない。このような当グループの特徴的な顧客構造により、リスクが集中しないことになる。金融資産の帳簿価額総額は、債務不履行リスクの最高額を表す。

原則として、金融資産に関する予想信用損失は、IFRS第9号における予想信用損失減損モデルに従って決定しなければならない。IFRS第9号における予想信用損失（ECL）とは、債務不履行の確率を考慮した、金融商品の予想残存期間にわたる信用損失の見積りをいう。信用損失は、当グループが受領する権利を有する契約上のキャッシュ・フローと、当グループが予想するキャッシュ・フローとの差額である。予想信用損失は支払額及び支払時期を考慮に入れるため、当グループが、全額が支払われるものの契約上合意された日付よりも遅くなると予想した場合においても、信用損失が発生しうる。当グループは2種類の金融資産（売掛金及び契約上の資産と、償却原価で測定された負債性金融商品）を区別しており、その両方が新たな予想信用損失モデルの対象である。現金及び現金同等物もIFRS第9号の減損ルールの対象となっている。しかし、確認された減損損失には重要性はない。

予想信用損失は、一般的に、各項目レベルで測定される。同様の信用リスク特性を有する受取債権のグループ等の例外的な場合においては、ポートフォリオレベルでまとめて測定される。本会計基準は、このプロセスについて、信用損失を決定するための3段階の「一般的アプローチ」を定めている。売掛金及び契約上の資産はこれに含まれず、簡素化アプローチが適用される。

3段階モデルに基づき、償却原価で測定された負債性金融商品は、ステージ1に当初認識される。予想損失は、報告日後の12ヶ月間において発生する可能性のある債務不履行事由によって生じうる損失に等しい。当初認識後に取引相手の信用リスクが著しく増加した金融資産については、ステージ1からステージ2に移動される。「著しい増加」には、債務者が短期間で支払債務を履行することができない場合や、債務者の業績が実際に低下し又は低下することが予想される場合が含まれる。信用リスクはその後、金融商品の残存期間にわたる債務不履行確率(PD)(残存期間PD)を用いて測定することができる。減損損失は、金融資産の残存期間中に発生する可能性のある債務不履行事由により生じうる損失に等しい。資産は、契約に基づく支払が支払期限を30日超過している場合、ステージ1からステージ2に移動させなければならない。金融資産が減損したという客観的証拠がある場合には、ステージ3に移動させなければならない。支払期限を90日超過している場合は、債務者が重大な財政難に陥っていると信じるに足る理由がある。これは信用損失の客観的証拠となる。よって、当該金融資産はステージ3に移動させなければならない。

償却原価で測定された負債性金融商品は全て、債務不履行リスクが低いと判断される。よって、報告期間に認識された減損損失は、12ヶ月の予想信用損失に限定される。経営陣は、上場社債が、少なくとも1つの主要格付機関により投資適格の格付けを受けている場合には、低債務不履行リスクの基準を満たしていると判断している。その他の金融商品については、不履行リスクが低く、債務者が常に短期間で契約上の支払債務を履行することができる状態にある場合には、低債務不履行リスクのカテゴリーに分類することができる。

この減損モデルは、長期及び短期の負債性金融商品並びにリース受取債権について適用できる。負債性金融商品は、主に預金、提供された担保及び第三者に対する貸付で構成される。

3段階モデルの対象となる金融資産の総額は、以下のとおりである。

ステージ1 12ヶ月の予想信用損失

(単位：百万ユーロ)

	総帳簿価額	損失引当金	純帳簿価額
2018年1月1日現在残高	987	-27	960
新たに発生した金融資産	667	-	667
減損損失	-17	-	-17
処分	-572	-	-572
返済	-	-	-
損失引当金の戻入れ	-	17	17
損失引当金の増加	-	-16	-16
為替差損益	1	-	1
組替	-66	-	-66
連結グループの変動	-9	-	-9
2018年12月31日現在残高	991	-26	965

会計年度において、負債性金融商品によるキャッシュ・フローは修正されず、リスク要素の決定に関するモデルに変更はなかった。よって、インプット要素は再測定されなかった。

全ての負債性金融商品及びリース受取債権は、期日経過及び減損のいずれもしていなかったため、報告日時点でステージ1に認識された。報告日現在、負債性金融商品及びリース受取債権の不良を示す兆候はなかった。会計年度において、ステージ間の組替えは行われなかった。

報告日現在、顧客基盤より生じた売掛金8,247百万ユーロ（前年度：8,218百万ユーロ）の支払期日は、1年以内であった。これらは主に、受取債権の元本額を回収する目的で保有される。従って、当該項目は「契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有される」事業モデルに割り当てられ、償却原価で測定される。

売掛金の変動は、以下のとおりである。

受取債権の変動

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
受取債権の総額		
1月1日現在残高	8,133	8,365
変動	232	88
12月31日現在残高	8,365	8,453
損失引当金		
1月1日現在残高	-168	-147
IFRS第9号による調整	0	-42
調整後の1月1日現在残高	-168	-189
変動	21	-17
12月31日現在残高	-147	-206
12月31日現在の帳簿価額	8,218	8,247

当グループは、売掛金及び契約上の資産について適用される、当グループの営業活動から生じる信用リスクを決定するために、IFRS第9号に規定されている簡素化アプローチを用いている。売掛金及び契約上の資産は、通常本質的に短期であり、重要な金融要素を含まない。減損に係る簡素化アプローチに従い、全ての金融商品について、その信用格付けの状態にかかわらず、残存期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識しなければならない。

当グループは、個々の事業部につき、減損評価表を用いて予想損失を算出している。減損率により示される損失の見積りは、過去のデータ、現在の経済状況及び将来の経済状況に関する信頼できる予測（マクロ経済要素）を含む、入手可能な情報を全て含んでいる。

以下の表は、報告対象会計年度について当グループにおいて用いられた期間別の損失率の概要を示している。

期間別の損失率

(単位：パーセント)

	2018年
1日から60日	0.1-0.4
61日から120日	0.4-5.0
121日から180日	3.0-20.0
181日から360日	20.0-60.0
360日超	80.0-100.0

以下の表は、2018年1月1日又は2018年12月31日時点の損失率に基づき算出された損失引当金を示している。

損失引当金

(単位：百万ユーロ)

	2018年1月1日			2018年12月31日		
	総帳簿価額			総帳簿価額		
	受取債権 ⁽¹⁾	契約上の資産	損失引当金	受取債権 ⁽¹⁾	契約上の資産	損失引当金
1日から60日	7,273	45	17	7,208	59	17
61日から120日	725		14	824		14
121日から180日	111		15	111		13
181日から360日	76		33	103		44
360日超	180		110	207		118
合計	8,365	45	189	8,453	59	206

(1) 受取債権は、売掛金にのみ関連している。

契約上の資産は、売掛金と本質的に同様のリスク・プロファイルを有する未請求の財及びサービスに関するものである。

売掛金及び契約上の資産は、合理的評価により回収不可能であるとされた時に、認識を中止する。当該指標は、360日を超える支払遅延を含む。売掛債権の満期までの平均期間は50日である。

売掛金及び契約上の資産の減損損失は、その他の営業費用に表示されている。減損損失の戻入れに係る利益は、その他の営業収益に認識されている。

2018会計年度において、銀行が既存及び将来の売掛金を買い取る義務を負うことを前提とするファクタリング契約が締結された。銀行の買取義務は、売掛金の最大ポートフォリオの655百万ユーロに制限されている。ドイツポストDHLグループは、リボルビング想定元本を使用するか否か、また使用する場合にはどの程度使用するかにつき任意に決定することができる。売掛金の認識の中止に関連するリスクは、信用リスク及び支払滞納リスク（支払遅延リスク）を含む。

信用リスクは、主に、売掛金の所有に関する全てのリスク及び便益を示すものである。このリスク全ては、不良勘定に係る固定料金を支払うことにより銀行に移転する。重大な支払遅延リスクは存在しない。よって売掛金の認識は全て中止される。2018会計年度において、当グループは、この継続的なエクスポージャーに関連する費用として、2百万ユーロ（前年度：2百万ユーロ）のプログラム料（利息、貸倒引当金）を計上した。2018年12月31日時点で織り込まれている売掛金の想定元本は、420百万ユーロである。

(44.2) 担保

提供された担保

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
長期金融資産	169	187
内、住宅用建物のローン実行のための資産に関するもの	87	74
内、保証金の支払に関するもの	76	84
短期金融資産	39	43

内、USクロスボーダー・リース（QTEリース）取引に関するもの	7	7
内、保証金の支払に関するもの	14	12

提供された担保は、主にその他の金融資産に関連している。

(44.3) デリバティブ金融商品

公正価値ヘッジ

2018年12月31日時点で、前年度と同様に、公正価値ヘッジは存在しなかった。報告日時点で、金利スワップの引戻しにより、帳簿価額は21百万ユーロ（前年度：32百万ユーロ）調整され、長期金融負債に含まれている。帳簿価額の調整は、債務の残存期間（2022年まで）にわたり実効金利法を用いて償却され、かつ将来の支払利息を減少させることになる。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループは、将来の外貨建営業収益及び費用により生じるキャッシュ・フロー・リスクをヘッジするため、為替予約及び通貨スワップを利用している。報告日現在、為替予約及び通貨スワップの公正価値は、0百万ユーロ（前年度：46百万ユーロ）であった。ヘッジ対象項目は、2023年度までにはキャッシュ・フローへ影響を及ぼすであろう。

前年度同様、報告日時点で金利リスク及び商品リスクに関するキャッシュ・フロー・ヘッジは行われていなかった。

報告日時点で資本の部に認識されたオープンヘッジ手段に係る損益は、0百万ユーロであった。ヘッジについて非有効部分は認識されなかった。会計年度において、通貨リスクに関するキャッシュ・フロー・ヘッジから生じた61百万ユーロの実現利益及び26百万ユーロの実現損失は、ヘッジ対象項目を純損益に計上したため、その他の包括利益に計上された。また、5百万ユーロの実現損失は材料費に計上された。

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金

（単位：百万ユーロ）

	2017年	2018年
1月1日現在残高	11	33
有効なヘッジに係る損益	36	-15
ヘッジ対象項目の認識による組替	-14	-30
為替換算調整勘定への組替	0	6
12月31日現在残高	33	-6

キャッシュ・フロー・ヘッジの帳簿価額及び当期中の非有効性の判断に関する公正価値の変動は、以下のとおりである。

ヘッジ対象為替リスク

（単位：百万ユーロ）

	帳簿価額	非有効性の判断に関する公正価値の変動	想定元本
2018年12月31日			
為替予約			

デリバティブ資産 ⁽¹⁾	14	4	525
デリバティブ負債 ⁽²⁾	-14	-14	546

(1) 純損益を通じて公正価値で測定される資産。

(2) 純損益を通じて公正価値で測定される負債。

原取引の価値の変動（10百万ユーロ）及びヘッジ取引の価値の変動（-10百万ユーロ）が相殺されたため、非有効性は認識されなかった。

ヘッジ取引に関する情報

（単位：百万ユーロ）

	非有効性の判断に 関するヘッジ取引 期間の価値の変動	ヘッジ剰余金のレベル	
		有効なヘッジ	終了したヘッジ
2018年12月31日			
為替リスクのヘッジ (キャッシュ・フロー・ヘッジ)			
指定された構成要素	10	0	-6
指定されていない構成要素			

純投資ヘッジ

海外事業の換算により生じる為替リスクは、2018年末時点では、もはやヘッジされていない。報告日現在、為替換算調整勘定には、終了した純投資ヘッジにより生じたプラスの25百万ユーロがまだ存在した。

（44.4）当グループが利用している金融商品に関する追加開示

当グループでは金融商品をそれぞれの貸借対照表の項目に従って分類している。以下の表は、2017年12月31日時点のIAS第39号上のカテゴリーから、2018年1月1日時点の期首残高及び2018年12月31日時点の期末残高におけるIFRS第9号上のカテゴリーへの金融商品の調整、並びにそれぞれの報告日時点の公正価値を示している。

IFRS第9号に準拠した帳簿価額の調整

（単位：百万ユーロ）

	2017年12月31日			
	帳簿価額	IAS第39号に準拠 した帳簿価額	IAS第39号の範囲 外のその他金融商 品 ⁽¹⁾	IFRS第7号に準拠 した公正価値
資産の部				
簿価	12,317	12,272	45	518
貸付金及び受取債権	12,303	12,258	45	504
長期金融資産	504	466	38	504
売掛金	8,218	8,218		該当なし
短期金融資産	76	69	7	該当なし
その他の流動資産	370	370		該当なし
減算 現金及び現金同等物	3,135	3,135		該当なし
売却可能金融資産 ⁽²⁾	14	14		14
長期金融資産	14	14		14

取得原価で測定された資産				
長期金融資産				
短期金融資産				
その他の流動資産				
公正価値	791	791		791
売却可能金融資産 ⁽²⁾	545	545		545
長期金融資産	45	45		45
短期金融資産	500	500		500
純損益を通じて公正価値で測定される資産	246	246		246
長期金融資産	170	170		170
負債性金融商品				
資本性金融商品				
公正価値オプション	156	156		156
ヘッジとして指定されたデリバティブ	14	14		14
短期金融資産	76	76		76
負債性金融商品	0	0		0
トレーディング	16	16		16
ヘッジとして指定されたデリバティブ	60	60		60
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産				
IFRS第7号の範囲外	2,045			該当なし
その他の流動資産	1,814			該当なし
その他の非流動資産	231			該当なし
資産合計	15,153	13,063	45	

	IFRS第9号への調整		
	組替え	調整 / 減損損失	2018年1月1日 帳簿価額
資産の部			
簿価	-40	-44	12,233
貸付金及び受取債権	-950	-42	11,311
長期金融資産	-504		
売掛金		-42	8,176
短期金融資産	-76		
その他の流動資産	-370		
減算 現金及び現金同等物			3,135
売却可能金融資産 ⁽²⁾	-14		
長期金融資産	-14		
取得原価で測定された資産	924	-2	922
長期金融資産	478	-2	476
短期金融資産	76		76
その他の流動資産	370		370
公正価値	30		821
売却可能金融資産 ⁽²⁾	-545		
長期金融資産	-45		
短期金融資産	-500		
純損益を通じて公正価値で 測定される資産	528		774
長期金融資産	28		198
負債性金融商品	183		183
資本性金融商品	1		1
公正価値オプション	-156		0
ヘッジとして指定され たデリバティブ			14
短期金融資産	500		576
負債性金融商品	500		500
トレーディング			16
ヘッジとして指定され たデリバティブ			60
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される資産	47		47
IFRS第7号の範囲外	10		2,055
その他の流動資産			1,814
その他の非流動資産	10		241
資産合計	0	-44	15,109

	2018年12月31日			
	帳簿価額	IFRS第9号に準拠した帳簿価額	IFRS第9号の範囲外のその他金融商品 ⁽¹⁾	IFRS第7号に準拠した公正価値
資産の部				
簿価	12,288	12,181	107	
貸付金及び受取債権	11,264	11,264		
長期金融資産				
売掛金	8,247	8,247		該当なし
短期金融資産				
その他の流動資産				
減算 現金及び現金同等物	3,017	3,017		該当なし
売却可能金融資産 ⁽²⁾				
長期金融資産				
取得原価で測定された資産	1,024	917	107	493
長期金融資産	499	404	95	493
短期金融資産	100	88	12	該当なし
その他の流動資産	425	425		
公正価値	1,074	1,074		1,074
売却可能金融資産 ⁽²⁾				
長期金融資産				
短期金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定される資産	1,031	1,031		1,031
長期金融資産	188	188		188
負債性金融商品	187	187		187
資本性金融商品	1	1		1
公正価値オプション				
ヘッジとして指定されたデリバティブ				
短期金融資産	843	843		843
負債性金融商品	800	800		800
トレーディング	29	29		29
ヘッジとして指定されたデリバティブ	14	14		14
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産	43	43		43
IFRS第7号の範囲外	2,297			該当なし
その他の流動資産	1,944			該当なし
その他の非流動資産	353			該当なし
資産合計	15,659	13,255	107	

(1) リース受取債権又は負債に関係する。

(2) 公正価値は帳簿価額と同額とみなす。

IFRS第9号に準拠した帳簿価額の調整

(単位：百万ユーロ)

	2017年12月31日			
	帳簿価額	IAS第39号に準拠した帳簿価額	IAS第39号の範囲外のその他金融商品 ⁽¹⁾	IFRS第7号に準拠した公正価値
資本及び負債の部				
簿価	13,454	13,273	181	6,576
その他の金融負債	13,454	13,273	181	6,576
長期金融負債 ⁽²⁾	5,142	4,983	159	5,622
その他の非流動負債	86	86		86
短期金融負債	864	842	22	868
買掛金	7,343	7,343		該当なし
その他の流動負債	19	19		該当なし
負債（公正価値）	44	44		44
アーン・アウト債務	10	10		10
長期金融負債 ⁽²⁾	6	6		6
短期金融負債	4	4		4
トレーディング	6	6		6
長期金融負債				
短期金融負債	6	6		6
ヘッジとして指定されたデリバティブ	28	28		28
長期金融負債 ⁽²⁾	3	3		3
短期金融負債	25	25		25
IFRS第7号の範囲外	4,569			該当なし
その他の非流動負債	186			該当なし
その他の流動負債	4,383			該当なし
資本及び負債合計	18,067	13,317	181	-

	IFRS第9号への調整		
	組替え	調整／減損損失	2018年1月1日 帳簿価額
資本及び負債の部			
簿価			
その他の金融負債			
長期金融負債 ⁽²⁾			
その他の非流動負債			
短期金融負債			
買掛金			
その他の流動負債			
負債（公正価値）			
アーン・アウト債務			
長期金融負債 ⁽²⁾			
短期金融負債			
トレーディング			
長期金融負債			
短期金融負債			
ヘッジとして指定されたデリバティブ			
長期金融負債 ⁽²⁾			
短期金融負債			
IFRS第7号の範囲外			
その他の非流動負債			
その他の流動負債			
資本及び負債合計			

	2018年12月31日			
	帳簿価額	IFRS第9号に準拠した帳簿価額	IFRS第9号の範囲外のその他金融商品 ⁽¹⁾	IFRS第7号に準拠した公正価値
資本及び負債の部				
簿価	24,322	14,463	9,859	6,406
その他の金融負債	24,322	14,463	9,859	
長期金融負債 ⁽²⁾	13,868	6,112	7,756	6,339
その他の非流動負債	67	67		67
短期金融負債	2,556	453	2,103	該当なし
買掛金	7,422	7,422		該当なし
その他の流動負債	409	409		該当なし
負債(公正価値)	38	38		38
アーン・アウト債務	15	15		15
長期金融負債 ⁽²⁾				
短期金融負債	15	15		15
トレーディング	9	9		9
長期金融負債	1	1		1
短期金融負債	8	8		8
ヘッジとして指定されたデリバティブ	14	14		14
長期金融負債 ⁽²⁾	0	0		0
短期金融負債	14	14		14
IFRS第7号の範囲外	4,161			該当なし
その他の非流動負債	138			該当なし
その他の流動負債	4,023			該当なし
資本及び負債合計	28,521	14,501	9,859	-

(1) リース受取債権又は負債に関係する。

(2) ドイツポスト・アーゲー及びドイツポスト・ファイナンスB.V.発行に係る社債で、長期金融負債に含まれるのは、償却原価で計上される。引戻し金利スワップの帳簿価額は、必要に応じて調整された。ドイツポスト・ファイナンスB.V.発行に係る社債の一つは、報告日付で公正価値ヘッジとして指定された。基礎調整は、IAS第39号に従って、ヘッジの有効部分について処理された。したがって、当該社債は、公正価値又は償却原価で完全に処理されてはいない。ドイツポスト・アーゲーが2017年12月に発行した転換社債は、報告日付で956百万ユーロの公正価値を有していた。負債要素の公正価値は、報告日付で938百万ユーロだった。

金融商品の活況な市場（例えば、株式市場）が存在する場合には、その公正価値は、報告日現在の市場価額又は相場価額を参照し決定される。活発な市場における公正価値がない場合には、類似商品の活発な市場における相場価額、又は一般的に認識された評価手法により公正価値が算定される。使用される評価手法には、当該金融商品の公正価値を算定するための主要な要素を組み入れ、報告日現在の市況から導き出される評価パラメーターを用いている。相手方から生じるリスクは、相手方が署名した現在のクレジット・デフォルト・スワップに基づき分析される。その他の長期受取債権の公正価値は、現在の金利パラメーターを考慮した当該資産に関する支払額の現在価値に相当する。

現金及び現金同等物、売掛金及びその他の受取債権は、支払期日までの残存期間が圧倒的に短い。その結果、これらの報告日現在の帳簿価額は、その公正価値とほぼ等しい。また、買掛金及びその他の負債も、支払期日までの残存期間が短い。そのため、これらの算定価額は、その公正価値とほぼ等しい。

2017年12月31日までの公正価値で測定された売却可能金融資産は、資本性金融商品及び負債性金融商品に関連していた。これらは、2018年1月1日時点で、新しいIFRS第9号上のカテゴリーに組替えられた。

・日々利用可能な500百万ユーロのマネー・マーケット・ファンドは、回収及び売却のために保有する(hold-to-collect-and-sell)事業モデルに割り当てられ、またSPPI要件を満たしているかが不明確であるため、純損益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)負債性金融商品のカテゴリーに割り当てられた。

・48百万ユーロの資本性金融商品への投資は、純損益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)資本性金融商品及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVOCI)資本性金融商品のカテゴリーに割り当てられた。会計年度において、重要な資本性金融商品は売却されなかった。さらなる詳細については、注記7を参照のこと。

2017年12月31日まで、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産には、一貫性のない会計を避けるため、公正価値オプションを適用した証券が含まれていた。資産には活発な市場が存在し、かつ当該資産の価格は公正価値で認識されていた。2018年1月1日時点で、当該金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)負債性金融商品に関するIFRS第9号上のカテゴリーに割り当てられた。

以下の表では、公正価値で認識される金融商品及び公正価値の開示が要求される金融商品を表している。各分類は、公正価値ヒエラルキーに基づきレベル別に記載されている。

IFRS第7号第29項aに基づく簡略化オプションは、主に満期の短い現金及び現金同等物、売掛金、その他の資産、買掛金及びその他の負債について行使された。報告日時点におけるこれらの帳簿価額は、公正価値とほぼ等しい。

金融資産及び負債(2018年12月31日)

(単位:百万ユーロ)

分類	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽²⁾	レベル3 ⁽³⁾	合計
長期金融資産	231	398	0	629
短期金融資産	800	43	0	843
金融資産	1,031	441	0	1,472
長期金融負債	5,687	652	0	6,339
短期金融負債	9	21	15	45
金融負債	5,696	673	15	6,384

(1)活発な市場における同一の金融商品の見積価額。

(2)直接的又は間接的に観察可能である見積価額以外のインプット。

(3)観察可能な市場データに基づかないインプット。

金融資産及び負債(2017年12月31日)

(単位:百万ユーロ)

分類	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽²⁾	レベル3 ⁽³⁾	合計
長期金融資産	201	480	0	681
短期金融資産	500	76	0	576
金融資産	701	556	0	1,257
長期金融負債	5,315	151	6	5,472
短期金融負債	519	31	4	554

金融負債	5,834	182	10	6,026
-------------	-------	-----	----	-------

- (1)活発な市場における同一の金融商品の見積価額(未調整)。
- (2)直接的又は間接的に観察可能である見積価額以外のインプット。
- (3)観察可能な市場データに基づかないインプット。

レベル1は、主に、公正価値で測定される資本性金融商品及び負債性金融商品並びに償却原価で測定される負債性金融商品で構成され、これらの公正価値は、見積市場価格に基づき決定することができる。

償却原価で測定される金融資産及び金融債務に加え、商品、金利及び通貨のデリバティブがレベル2において報告される。デリバティブの公正価値は、通貨、金利及び商品の先物レートを考慮して割引かれた予想される将来のキャッシュ・フローに基づいて算定される（マーケット・アプローチ）。そのため、市場で観察可能な相場価格（為替レート、金利及び商品価額）は、市場における通常の情報プラットフォームから取り込まれ、資金管理システムに入力される。この相場価格には、活発な市場での同様な商品の実際の取引が反映されている。仮に通貨オプションが用いられる場合は、ブラック・ショールズのオプションプライシングモデルを用いて測定される。デリバティブ測定に使用される重要な変数は、全て市場で観察可能である。

レベル3には、主に、株式投資の公正価値及びM&A取引に関連して後になされる支払が含まれる。これらは、妥当な仮定を考慮に入れ、定評のある評価モデルを用いて測定される。財務比率は、資産及び債務の公正価値に大きな影響を及ぼす。財務比率の上昇が公正価値の上昇をもたらす反面、財務比率の低下は公正価値の減少につながる。

2018会計年度には、金融商品のレベル間移動はなかった。報告日現在、レベル3に分類されている金融商品の純利益及び純損失への影響は、以下の表のとおりである。

観察不可能なインプット（レベル3）

（単位：百万ユーロ）

	2018年1月1日	利益及び損失 (純損益に計上済)	利益及び損失 (OCIに計上済)	追加	処分	為替換算効果	2018年12月31日
資産							
資本性金融商品	0	0	0	0	0	0	0
負債							
負債性金融商品	10	0	0	12	-7	0	15
デリバティブ							
内、株式デリバティブ	0	0	0	0	0	0	0
	2017年1月1日	利益及び損失 (純損益に計上済)	利益及び損失 (OCIに計上済)	追加	処分	為替換算効果	2017年12月31日
資産							
資本性金融商品	0	0	0	0	0	0	0
負債							
負債性金融商品	15	0	0	0	-5	0	10
デリバティブ							
内、株式デリバティブ	0	0	0	0	0	0	0

2017年において、IAS第39号の各測定カテゴリーに従って分類された金融商品の純利益及び純損失は以下のとおりであった。

測定カテゴリー別の純利益及び純損失

(単位：百万ユーロ)

	2017年
貸付金及び受取債権	-147
売却可能金融資産	
OCIに計上済の純利益(+) / 純損失(-)	2
純損益に組替えされた純利益(+) / 純損失(-)	1
純損益に計上済の純利益(+) / 純損失(-)	-7
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債	
トレーディング	-1
公正価値オプション	0
その他の金融負債	-5

2018年以降、金融商品の純利益及び純損失は、IFRS第9号上のカテゴリーに従って表示されている。

測定カテゴリー別の純利益及び純損失

(単位：百万ユーロ)

	2018年
金融資産の純利益及び純損失	
償却原価で測定される負債性金融商品 純損益に計上済の純利益(+) / 純損失(-)	-138
純損益を通じて公正価値(FVTPL)で測定される負債性金融商品 純損益に計上済の純利益(+) / 純損失(-)	-11
金融負債の純利益 / 純損失	
純損益を通じて公正価値(FVTPL)で測定される負債性金融商品 純損益に計上済の純利益(+) / 純損失(-)	0
償却原価で測定される負債性金融商品 純損益に計上済の純利益(+) / 純損失(-)	9

純利益及び純損失は、主に、金融商品の公正価値での測定、減損及び処分(処分益 / 損)の影響を含む。配当金及び利息は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品としては考慮されていない。純損益を通じて公正価値で測定されない金融商品に関して取決められた利息及び手数料による収益及び費用については、開示された損益計算書に記載されている。

以下の表は、報告日現在、基本相殺契約又は金融資産及び金融負債に関する同様の契約に基づく相殺契約の影響を表している。

相殺 - 資産

(単位：百万ユーロ)

				貸借対照表で相殺されていない資産と負債		合計
	資産の総額	相殺された負債の総額	相殺された資産の計上済正味金額	相殺基準を満たさない負債	受領した担保	
2018年12月31日時点						
金融資産デリバティブ ⁽¹⁾	43	0	43	9	0	34

売掛金	8,382	135	8,247	0	0	8,247
基金	579	579	0	0	0	0
2017年12月31日時点						
金融資産デリバティブ ⁽¹⁾	89	0	89	34	0	55
売掛金	8,301	83	8,218	0	0	8,218
基金	871	871	0	0	0	0

(1) M&A取引に基づくデリバティブは除く。

相殺 - 負債

(単位：百万ユーロ)

				貸借対照表で相殺されていない資産と負債		
	負債の総額	相殺された資産の総額	相殺された負債の計上済正味金額	相殺基準を満たさない資産	提供された担保	合計
2018年12月31日時点						
金融負債デリバティブ ⁽¹⁾	23	0	23	9	0	14
買掛金	7,557	135	7,422	0	0	7,422
基金	588	579	9	0	0	9
2017年12月31日時点						
金融負債デリバティブ ⁽¹⁾	34	0	34	34	0	0
買掛金	7,426	83	7,343	0	0	7,343
基金	877	871	6	0	0	6

(1)M&A取引に基づくデリバティブは除く。

法的強制力のある相殺権を有し、報告日時点で純額ベースでの決算を意図している場合に限り、金融資産及び金融負債は、相殺契約（基本相殺契約）に基づいて相殺される。

通常の営業過程で相殺権が執行可能でない場合、金融資産及び金融負債は、報告日時点での総額で貸借対照表に認識される。基本相殺契約により、法的措置を取らなければ執行できない条件付き相殺権が付与される。

キャッシュ・フロー及び公正価値リスクをヘッジするためドイツポスト・アーゲーは、多数の金融サービス機関と金融デリバティブ取引を行った。これらの契約は、金融デリバティブ取引の標準基本契約の対象となる。この契約は、条件付き相殺権を付与しており、その結果、報告日時点の金融デリバティブ取引の総額が認識される。条件付き相殺権は、表のとおりである。

郵便配達関連のサービスから生じる決済プロセスは、万国郵便条約及び欧州相互報酬条約（IRA-E条約）の対象となる。これらの契約は、特に決済条件が、指定された契約の公的郵便事業者に対し法的拘束力を有する。契約の当事者間の年度内の輸入及び輸出は、年次決算報告書で要約され、最終年次報告書に純額ベースで記載される。万国郵便条約及びIRA-E条約の対象となる売掛金及び買掛金は、報告日に純額ベースで記載される。さらに、通常の営業過程で相殺権が存在する場合、基金が純額ベースで記載される。金融資産及び金融負債は、報告日時点での総額で貸借対照表に認識される。表は、相殺前及び相殺後の、売掛金及び買掛金を示す。

(45) 偶発債務及びその他の金融債務

引当金及び負債に加え、当グループは偶発債務及びその他の金融債務を負っている。オペレーティング・リース債務は、2018年1月1日以降、IFRS第16号の要件に従って計上されている。注記4を参照のこと。偶発債務の内訳は、以下の表のとおりである。

偶発債務

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
保証債務	92	102
保証	95	21
訴訟リスクによる債務	96	304
その他の偶発債務	644	561
合計	927	988

本年度において、税務関連の債務は、その他の偶発債務から訴訟リスクによる債務に組替えされた。

その他の偶発債務には、米国における潜在的な和解金支払義務も含まれており、これは主に、米国で講じた再編措置の過程で負った和解金支払債務について再見積りをしたことにより2014年に生じたものである。また、この債務に加えて、その他の税務関連の債務も含まれている。注記46を参照のこと。

非流動資産に対する投資に係る購入債務等のその他の金融負債は、1,366百万ユーロ（前年度：254百万ユーロ）に及んだ。

(46) 訴訟

ドイツポスト・アーゲー及びその子会社が提供する郵便サービスの多くは、ドイツ郵便法（PostG - Postgesetz）に従い、ドイツ連邦ネットワーク庁（Bundesnetzagentur）による特定業種の規制の対象となっている。規制当局として、ドイツ連邦ネットワーク庁は、当該料金に関する承認及び見直しを行い、ダウンストリーム・アクセスの条件を設定し、また、市場濫用行為に対応するための特別監視権限を有する。これらの一般的な規制リスクは、当局により否定的な判断がなされた場合には、売上高及び利益の減少につながる可能性がある。

想定される法的リスクとしては、特に、2016年から2018年までの料金の上限設定手続の下、ドイツ連邦ネットワーク庁が行った料金の上限設定に関する決定及び料金の承認に対し、組合が行政裁判所に提起した係属中の上訴が挙げられる。申立ては、第一審裁判所であるケルン行政裁判所が2018年12月4日に下した判決により棄却された。原告は、ドイツ連邦ネットワーク庁による決定及び承認は、いずれも様々な理由により違法であると主張し、連邦行政裁判所に「飛越上告」を行った。ドイツ連邦ネットワーク庁及びドイツポスト・アーゲーは、原告の見解とは異なる立場をとっている。

2011年6月14日に、ドイツ連邦ネットワーク庁は、ドイツポスト・アーゲーの子会社であるファースト・メイル・デュッセルドルフGmbHとドイツポスト・アーゲーが、ドイツ郵便法上の割引及び差別禁止に関する規定に違反したと判断した。両社は、指摘された違反事項を治癒するよう指導を受けた。両社は、当該決定に対して、不服を申立てた。加えて、ファースト・メイル・デュッセルドルフGmbHは、裁判手続で結論が出るまでの間、上記ドイツ連邦ネットワーク庁の決定を差止めるよう申し立てた。ケルン行政裁判所及びミンスター上級行政裁判所は、共に申立てを棄却した。ファースト・メイル・デュッセルドルフGmbHは、2011年末に郵便配達の営業を停止し、2011年12月19日に上記申立てを取下げた。これに対して、ドイツポスト・アーゲーによるドイツ連邦

ネットワーク庁の決定に対する不服申立ては、依然として継続している。ケルン行政裁判所において、2019年3月26日に口頭審理が予定されている。

2012年4月30日の決定で、ドイツ連邦ネットワーク庁は、同一の送り状及び異なる量が入っている送り状の輸送に対し異なる料金を請求することにより、ドイツポスト・アーゲーがドイツ郵便法の差別禁止に関する規定に違反したと判断した。ドイツポスト・アーゲーは、当該決定に係る差別を直ちに、遅くとも2012年12月31日までに停止するように求められた。この決定は、2013年1月1日に実施された。ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦ネットワーク庁の法的見解を共有しておらず、当該決定に対し不服申立てをした。

2016年6月28日の決定で、ドイツ連邦ネットワーク庁は、Dialogpostの「Impulspost」サービスがドイツ郵便法の価格基準を満たしていないと判断した。同庁は直ちに価格を調整するよう命じた（調整要求）。同庁によれば、当該価格は当該サービスを効率的に提供するための費用を含んでおらず、かつ反競争効果を有するものであった。2016年7月26日、ドイツポスト・アーゲーが同日時点で未だに調整要求に応じていなかったため、同庁はドイツポストに対し、当該価格を課すことを禁じ、当該価格が無効であると宣言した（禁止命令）。ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦ネットワーク庁の法的見解を共有しておらず、同庁の命令に対しコロン行政裁判所において不服申立てを行った。

2016年7月14日付の判決で、欧州連合一般裁判所（EGC）は、ドイツ連邦共和国が提起した訴訟において、2012年1月25日付の欧州委員会による国家補助に関する決定を破棄した。更なる詳細については、2015年度及び2016年度有価証券報告書の注記「訴訟」を参照のこと。EGCの判断は、法的効力を有する。よって、欧州委員会による国家補助に関する決定は終局的に無効であり、国家補助に関する決定に基づき主張されていた国家補助の返金義務に関する根拠はもはや存在しない。国家補助に関する決定を実施することを目的として信託口座に378百万ユーロが預託されていたが、これは利用可能となった。ドイツポスト・アーゲーが2011年「効力範囲の拡大に関する決定（“Ausweitungsbeschluss”）」について提起した訴訟は係属中である。この訴訟の主題は、2011年付の欧州委員会による決定の有効性に関する手続上の事項にかかるものであり、当該決定は、国家補助に関する手続に対する効力範囲の拡大に関するものである。この係属中の訴訟において、欧州委員会は、1999年に開始された国家補助に関する手続のうち一部はまだ終結しておらず、したがって、新たに最終的な決定を下すことにより、当該手続を終結させることができるとする旨の法的見解を示した。欧州委員会は、当該決定について想定される内容の詳細を何ら提示していない。一方、ドイツポスト・アーゲーの法的見解では、1999年に開始された手続は、2002年6月19日付の欧州委員会による国家補助に関する判断により、全面的に終結している。この見解は、2013年10月24日付の欧州司法裁判所による判断により明示的に肯定されている。2012年1月25日付の欧州委員会による国家補助に関する決定は、引き続き終局的に無効である。

2010年7月1日以降、該当する税額免除に関する規定の改正の結果、VATの免除は、個別に交渉された合意の対象ではない、又は、特別条件（割引等）が定められていないドイツ国内における特定のユニバーサル・サービスのみに対して適用されている。一定の商品に課されるVATの処理について、ドイツポスト・アーゲーと税務当局は異なる見解を有している。この問題を解決するために、ドイツポスト・アーゲー及び競合他社は法的手続を開始しており、当該法的手続は、ドイツ国内の税務裁判所及び欧州司法裁判所に係属している。注記45を参照のこと。

2014年6月30日、DHLエクスプレス・フランスは、フランス競争当局より、2010年6月に分社化された事業である国内エクスプレス事業における燃油サーチャージ及び価格操作に関する反競争行為を主張する異議申立てを受領した。フランス競争当局は、2015年12月15日に決定を下した。DHLに罰金を科すとの決定は、2018年7月19日にパリ控訴院により確定され、DHLエクスプレス・フランスは、これについて破毀院（最高裁判所）に上告している。

前述の係属中又は公表されている法的手続に鑑み、財務諸表においては、それらに関する更なる詳細は示されていない。

(47) 株式報酬

ドイツポスト・アーゲーの株価の仮定及び従業員変動に関する仮定は、役員向け株式報酬の価値を測定する際に考慮される。各仮定は、四半期ごとに見直される。人件費は、権利付与期間（売却禁止期間）にわたり、提供されたサービスの報酬として、案分計算で収益又は損失に認識される。

(47.1) 役員向け株式報酬（シェア・マッチング・スキーム）

役員向け株式報酬制度（シェア・マッチング・スキーム）に基づき、一定の役員は、本会計年度の変動報酬の一部として、ドイツポスト・アーゲー株式を翌年受け取ることになり（繰延インセンティブ株式）、全ての当グループの役員は個別に、会計年度の変動報酬を更に株式に転換することにより株式割合を増加させることができる（投資株式）。当該役員は、当グループに雇用されていなければならない4年間の売却禁止期間後、また同量のドイツポスト・アーゲー株式を受け取る（対応株式）。役員の関連のボーナス部分については、転換行動に対し想定がされている。株式報酬の手配は毎年行われ、当該年度の12月1日（2015会計年度から適用；2014年までは1月1日だった。）及び翌年の4月1日が毎年、トランシェの付与日に設定されている。インセンティブ株式及びマッチング株式が持分決済型の株式報酬に分類されているのに対して、投資株式は複合金融商品であり、負債及び資本部分は別々に測定されなければならない。しかし、IFRS第2号37項に基づき、負債部分のみが、シェア・マッチング・スキームの条項により測定される。そのため、投資株式は、現金決済型の株式報酬として取り扱われる。

シェア・マッチング・スキームに基づく費用のうち、34百万ユーロ（前年度：30百万ユーロ）は持分決済型株式報酬にかかるものであり、31百万ユーロ（前年度：25百万ユーロ）は関連マッチング株式の繰延にかかるものである。

上記の権利の付与及び決済に関する更なる情報については、注記33及び34を参照のこと。

シェア・マッチング・スキーム

	2013年 トランシェ	2014年 トランシェ	2015年 トランシェ	2016年 トランシェ	2017年 トランシェ	2018年 トランシェ
インセンティブ株式 及び関連マッチング 株式発行日	2013年 1月1日	2014年 1月1日	2015年 12月1日	2016年 12月1日	2017年 12月1日	2018年 12月1日
投資株式につき付与 されたマッチング株 式発行日	2014年 4月1日	2015年 4月1日	2016年 4月1日	2017年 4月1日	2018年 4月1日	2019年 4月1日
期間	63ヶ月	63ヶ月	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月
満期	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
発行価額（公正価 値）						
インセンティブ株 式と関連するマッ チング株式	17.02ユーロ	25.91ユーロ	27.12ユーロ	29.04ユーロ	39.26ユーロ	28.78ユーロ
投資株式に付与さ れるマッチング株 式	27.18ユーロ	29.12ユーロ	23.98ユーロ	31.77ユーロ	34.97ユーロ	33.00ユーロ ⁽¹⁾
繰延インセンティブ 株式の数	337,000	332,000	366,000	320,000	256,000	211,000 ⁽²⁾
マッチング株式の数 (予想)						
繰延インセンティ ブ株式	該当なし	299,000	329,000	288,000	230,000	190,000
投資株式	該当なし	596,000	848,000	901,000	864,000	733,000

発行されたマッチング株式	871,000					
--------------	---------	--	--	--	--	--

(1)予想暫定価額（2019年4月1日に決定される。）

(2)予想数

(47.2) 取締役向け長期インセンティブ制度（2006年LTIP）

当社は、2006会計年度以降、当社の長期インセンティブ制度（LTIP）の一環として、株式評価益権（SAR）を発行することにより、当社の長期的な株価変動に連動する現金報酬を、取締役に対して付与している。取締役は、LTIPに参加するために、各トランシェの付与日までに、年間基本給与の10パーセントを主に株式に投資しなければならない。

付与されたSARについては、4年間の待機期間の終了時までに絶対的業績目標又は相対的業績目標が達成されることを条件として、当該待機期間が経過した後に、その一部又は全部を行使することができる。SARは、当該待機期間の満了後2年間以内に行使されなければならない（行使期間）。行使されないSARは、失効する。

付与されたSARの行使可能性に関する判断及び行使可能な場合にはその数量に関する判断は、株価に基づく4つの絶対的業績目標及びベンチマーク指数に基づく2つの相対的業績目標に基づき行われる。絶対的業績目標について、付与されたSARの6分の1は、待機期間終了時のドイツポスト株式の終値が発行価格を最低10パーセント、15パーセント、20パーセント又は25パーセント上回る場合に獲得される。2つの相対的業績目標はどちらも、ストックス欧州600指数（ダウ欧州株価指数（SXXP）、ISINコード EU0009658202）に関連する株式の業績と相關関係にある。これは、株価が業績指標と等しい場合又は指標を最低10パーセント上回った場合に達成される。業績の判断は、基準期間中及び業績期間中のドイツポスト株式の平均価格又は平均指標を比較することにより行われる。基準期間とは、付与日直前の連続20取引日をいい、業績期間とは、待機期間終了前の60取引日をいう。平均（終値）価格は、ドイツ証券取引所のクセトラ取引システムにおけるドイツポスト株式の平均終値をいう。

絶対的業績目標又は相対的業績目標が待機期間満了日までに達成されなかった場合、該当するSARは代替品や補償なしに失効する。各SARを使用した取締役は、行使日前の直近5取引日におけるドイツポスト株の平均終値とSARの行使価格の差額を現金で受領する権利を有する。

2006 LTIP

	2013年 トランシェ	2014年 トランシェ	2015年 トランシェ	2016年 トランシェ	2017年 トランシェ	2018年 トランシェ
発行日	2013年 8月1日	2014年 9月1日	2015年 9月1日	2016年 9月1日	2017年 9月1日	2018年 9月1日 ⁽¹⁾
発行価格	20.49 ユーロ	24.14 ユーロ	25.89 ユーロ	28.18 ユーロ	34.72 ユーロ	31.08 ユーロ
待機期間満了日	2017年 7月31日	2018年 8月31日	2019年 8月31日	2020年 8月31日	2021年 8月31日	2022年 8月31日

⁽¹⁾2018年11月1日の付与日時点（ジョン・ギルバート）、発行価格は28.69ユーロだった。待機期間は、2022年10月31日に終了する。

取締役が受領したSARは合計1,191,840（前年度：2,003,970）であり、発行日時点での総価値は5.43百万ユーロ（前年度：7.19百万ユーロ）であった。取締役に対する株式報酬の詳細は、注記48.2に記載されている。

(47.3) 役員向け株式評価益権（SAR）制度

2006年7月から2013年8月まで、選ばれた役員が、SAR制度の下、SARの年次トランシェを受領した。これにより、要求された実績目標が達成された場合に、役員に対し、ドイツポスト株式の各株価と固定された発行価格との差額を一定期間内に現金で受け取る権利が与えられた（取締役に関しては、2006年LTIP開示を参照）。2013年にSARが発行されて以来、株価が好調なため、関連する業績目標は、2017年7月31日の待機期間

満了時点で全て満たされた。したがって、本トランシェに基づく全てのSARは、行使可能であった。大半の役員は、最短で2017年に当該SARを行使した。2014年より、SARは、役員に対してSAR制度に基づき発行されなくなった。役員向けのパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）がSAR制度に置き換わる。現存のトランシェに関する詳細は、以下の表に記載されている。

SAR 制度

	2012年 トランシェ	2013年 トランシェ
発行日	2012年7月1日	2013年8月1日
発行価格	13.26ユーロ	20.49ユーロ
待機期間満了日	2016年6月30日	2017年7月31日
行使期間満了日	2018年6月30日	2019年7月31日

SAR制度及び2006年LTIPの公正価値は、確率的シミュレーション・モデルを使用して決定された。その結果、報告日時点での500万ユーロの収益（前年度：730万ユーロの費用）及び80万ユーロの引当金（前年度：730万ユーロ）が計上された。引当金のうち600万ユーロ（前年度：630万ユーロ）は、取締役会に起因するものであった。引当金全体のうち500万ユーロ（前年度：320万ユーロ）は、報告日現在行使可能な取締役会に起因する権利に係るものである。

(47.4) 役員向けパフォーマンス・シェア・プラン

2014年5月27日の定時株主総会は、役員向けのパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）の導入を決議した。この制度は、従前の役員向けの株式報酬制度（SAR制度）に置き換わる。SAR制度が現金決済の株式報酬であったのに対し、PSPにおいては、待機期間満了後に参加者に対して株式が発行される。PSPにおいては、待機期間満了後における株式付与もまた、要求されている業績目標の達成に連関付けられている。PSPにおける業績目標は、取締役向けLTIPにおける業績目標と同一である。

パフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）は、2014年9月1日、PSPに基づき、選ばれた役員に対して初めて発行された。取締役がPSPに参加することは計画されていない。取締役向けの長期インセンティブ制度（2006年LTIP）は、引き続き変更はない。

2018年12月31日付連結財務諸表においては、合計で2600万ユーロ（前年度：2500万ユーロ）が本制度のために資本剰余金に追加され、同額が人件費において計上された。

PSPの価値は、オプション価格設定モデルに基づく保険数理法を用いて算出される（公正価値算出）。

パフォーマンス・シェア・プラン

	2014年 トランシェ	2015年 トランシェ	2016年 トランシェ	2017年 トランシェ	2018年 トランシェ
付与日	2014年9月1日	2015年9月1日	2016年9月1日	2017年9月1日	2018年9月1日
行使価格	24.14ユーロ	25.89ユーロ	28.18ユーロ	34.72ユーロ	31.08ユーロ
待機期間満了日	2018年8月31日	2019年8月31日	2020年8月31日	2021年8月31日	2022年8月31日
リスク無し金利	0.11%	-0.10%	-0.62%	-0.48%	-0.39%
ドイツポスト株式の当初配当率	3.52%	3.28%	3.73%	3.31%	3.70%
ドイツポスト株式の配当率の変動幅	23.46%	24.69%	23.94%	23.03%	22.39%

ダウ・ジョーンズ EUROストックス600 指数の配当率の変動幅	10.81%	16.40%	16.83%	16.34%	16.29%
ドイツポスト株式のダウ・ジョーンズEUROストックス600指数に対する共変性	1.74%	2.94%	2.93%	2.78%	2.66%
数量					
2018年1月1日時点での発行済み権利	3,779,940	3,802,410	3,619,692	3,053,046	0
付与権利	0	0	0	0	3,344,166
失効権利	1,335,404	196,638	177,384	117,372	24,858
待機期間終了時に決済された権利	2,444,536	-	-	-	-
2018年12月31日時点での発行済み権利	0	3,605,772	3,442,308	2,935,674	3,319,308

今後の配当金は、各算出期間における配当金分配の緩やかな増加に基づき考慮されている。

2018年12月31日時点での発行済みPSUの平均残余満期は25ヶ月であった。

(48) 関連当事者に関する開示

(48.1) 関連当事者に関する開示（会社及びドイツ連邦共和国）

当グループによって支配されているか、当グループが重要な影響力を行使できる以下の会社は全て、株式保有リストに掲載されており、当該リストはdpdhl.com/en/investorsにおいて閲覧可能である。

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦共和国（以下「連邦共和国」という。）及び連邦共和国が支配するその他の会社との間で、様々な関係を有している。

連邦共和国は、ドイツポスト・アーゲーの顧客であり、当社のサービスを利用している。ドイツポスト・アーゲーは、独立した個別の顧客として、国家当局及びその他の政府機関と直接事業関係を持つ。これらの顧客に提供されるサービスは、ドイツポスト・アーゲーの収益全体に対して重要でない。

ドイツ復興金融公庫との関係

KfWは、連邦共和国がドイツポスト・アーゲーやドイツテレコム・アーゲー等の会社を民営化し続ける支援を行っている。1997年に、KfWは、連邦共和国とともに国有企業を民営化する手段として、「プレイスホルダー・モデル」を開発した。このモデルの下では、連邦共和国は、これらの国有企業を完全に民営化する目的で、KfWに対し、自己の投資持分の全部又は一部を売却する。このモデルに基づき、KfWは、1997年以来、数回にわたりドイツポスト・アーゲー株式を連邦共和国から購入し、これらの株式を用いて資本市場取引を行ってきた。KfWは、現在ドイツポスト・アーゲーの株式資本のうち20.5パーセントを保有している。したがって、ドイツポスト・アーゲーは、連邦共和国の関連企業として見られている。

ドイツ連邦郵便通信省との関係

ドイツ連邦郵便通信庁（以下「同庁又はBAnstPT」という。）は、政府機関であり、技術的にも法的にもドイツ連邦財務省の監督下に置かれている。同庁は、ドイツポスト・アーゲー、ドイツ・ポストバンク・アーゲー及びドイツテレコム・アーゲー向けの社会的施設・制度（郵便公務員健康保険基金、保養プログラム、Postbeamtenversorgungskasse（PVK：郵便公務員向け年金基金）、Versorgungsanstalt der Deutschen

Bundespost (VAP: ドイツ・ブンデスポスト補足年金基金) 及び福祉サービス等) の管理を引き続き行っている。これら業務は、代理契約に基づいて行われる。2018年度は、ドイツポスト・アーゲーは、同庁が提供したサービスに関連して、129百万ユーロ (前年度: 114百万ユーロ) を分割払い請求された。PVK及びVAPに関する更なる情報は、注記7及び39を参照のこと。

ドイツ連邦財務省との関係

2001会計年度において、ドイツ連邦財務省及びドイツポスト・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーが付与した住宅手当に関連し、誤った住宅助成金の削減に係るドイツ法 (*Gesetze über den Abbau der Fehlsubventionierung im Wohnungswesen*) に基づく清算金の徴収によりドイツポスト・アーゲーが受領した利益の移譲に関する条項を定めた契約を締結した。当該契約は2018年初頭に修正され、当該修正は2017年1月1日に遡及して有効となった。その結果、連邦共和国に対する月賦払いはもはや行っていない。代わりに、毎年検討後に連邦共和国に対して一括払いを行っている。2017年度の請求金額は、10万ユーロ未満であった。

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦財務省との間で、ドイツ連邦機関への公務員の転籍に関する契約を2004年1月30日付で締結した。この契約に基づき、公務員はまず転籍を前提として6ヶ月間派遣され、審査に通った場合は恒久的に転籍となる。恒久的な転籍時に、ドイツポスト・アーゲーは、連邦共和国に発生した費用に対して、定額の手数料を支払う。2018年度において、この計画により、22名 (前年度: 45名) が恒久的に転籍し、22名 (前年度: 3名) が2019年における恒久的な転籍を目的として派遣されている。

ドイツ連邦職業紹介所との関係

ドイツポスト・アーゲー及びドイツ連邦職業紹介所との間で、ドイツ連邦職業紹介所へのドイツポスト・アーゲー公務員の転籍に関する契約を2009年10月12日付で締結した。2018年において、この契約に基づき、35名 (前年度: 22名) が恒久的に転籍した。

ドイツテレコム・アーゲー及びその子会社との関係

連邦共和国は、直接的及び間接的 (KfWを通し) にドイツテレコム・アーゲー株を約32パーセント保有している。2017年度末において、過半数に満たない株主持分しか有しないにもかかわらず、連邦共和国は、定時株主総会へ平均的に出席する株主のなかでは安定的多数を占めていたため、ドイツテレコム・アーゲーと連邦共和国は支配関係にあった。これは、2018会計年度についてはもはや該当しない。したがって、ドイツテレコム・アーゲーは、IAS第24号に従って報告すべきドイツポスト・アーゲーの関連当事者ではない。

ドイツバーン・アーゲー及びその子会社との関係

ドイツバーン・アーゲーは、連邦共和国により完全に保有されている。この支配関係により、ドイツバーン・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーの関連当事者である。ドイツポスト・DHLグループは、ドイツバーン・アーゲー・グループとの間に様々なビジネス関係を築いている。これらは、主に輸送サービス契約から成る。

年金基金との関係

ドイツポスト年金トレウハンド GmbH & Co. KG、ドイツポスト職業年金保障 e.V. & Co. オブイエクト・グローナウ KG、及びドイツポスト・グルンドシュトゥックス・ファーミートウンゲスゲゼルシャフト・ベーター mbH オブイエクト・ライプツィヒ KGが法的所有者であり、公正価値が1,424百万ユーロ (前年度: 1,590百万ユーロ) の不動産 (年金資産として相殺可能) は、ドイツポスト・インモビリエン GmbHに賃貸されている。ドイツポスト・インモビリエン GmbHに対する2018年度の賃料は、94百万ユーロ (前年度: 101百万ユーロ) であった。賃料は、常に支払期日どおりに支払われていた。ドイツポスト年金トレウハンド GmbH & Co. KGは、ドイツ

ポスト年金ファンド・アーゲーの株式全てを保有する。年金基金に関する更なる情報は、注記7及び39を参照のこと。

非連結会社、持分法が適用される投資及び共同支配事業との関係

当グループは、通常の事業活動の一環として、その連結子会社に加え、当グループの関連当事者とみなされる非連結会社、持分法が適用される投資及び共同支配事業と直接的及び間接的な関係を有している。これらの活動の一環として、非連結会社との間の商品及びサービスの提供に係る全ての取引は、独立企業間の取引として、市場における標準的な条件で行われた。

2018会計年度における主要な関連当事者との取引の結果は、連結財務諸表では以下の項目のとおりであった。

(単位：百万ユーロ)

	持分法が適用される投資 に対する / から		非連結会社 に対する / から	
	2017年	2018年	2017年	2018年
受取債権	4	5	3	7
貸付金	0	0	16	27
内部銀行業務による受取債権	3	5	4	0
金融負債	15	9	8	31
買掛金	2	1	2	0
収益 ⁽¹⁾	0	2	3	7
費用 ⁽²⁾	1	1	14	14

(1) 売上高及びその他の営業収益に関するもの。

(2) 材料費及び人件費に関するもの。

ドイツポスト・アーゲーは、これらの会社に対して8百万ユーロ（前年度：16百万ユーロ）のコミットメントレターを発行した。このうち3百万ユーロ（前年度：11百万ユーロ）は持分法が適用される投資、1百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）は共同支配事業、及び4百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）は非連結会社に対するものだった。

(48.2) 関連当事者に関する開示（個人）

IAS第24号に基づき、当グループは、当グループと関連当事者又はその家族との間の取引についても報告を行っている。関連当事者とは、取締役、監査役及びその家族であると定義されている。2018会計年度において、報告対象の取引又は関連当事者との間の法的取引は、存在しなかった。特に当社は、関連当事者に対していかなる貸付も行わなかった。

IAS第24号により開示が求められている当グループの主要な経営幹部の報酬は、現職の取締役及び監査役の報酬により構成されている。現職の取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
短期従業員給付(株式報酬を除く)	14	14
退職後給付	2	3
退職給付	0	4
株式報酬 ⁽¹⁾	30	-34
合計	46	-13

(1) 現在の株価変動に起因する、2018会計年度におけるSAR引当金の戻入れに係る利益。

前述の、監査役会における業務の報酬以外にも、監査役会の一員となった従業員代表で、かつ当グループに雇用されている者は、会社における通常業務に対する従業員としての給与も受領する。給与額は、当該従業員の会社における職分又は職務に応じて決定される。

退職後給付は、現職の取締役における年金引当金により生じた勤務費用として認識される。かかる負債は、報告日現在、41百万ユーロ（前年度：35百万ユーロ）に及ぶ。

株式報酬の金額は、2017会計年度及び2018会計年度に認識された株式報酬費用に関係している。更なる詳細は、注記47.2及び48.3を参照のこと。費用の内訳は、以下の表のとおりである。

株式報酬

（単位：千ユーロ）

	2017年	2018年
	SAR	SAR
Dr. フランク・アペル（会長）	13,726	-18,183
ケン・アレン	6,169	-5,769
Dr. h.c.ユルゲン・ゲルデス（2018年6月12日まで）	6,726	-6,161
ジョン・ギルバート	2,422	-2,916
メラニー・クライス	1,085	-1,271
Dr. トマス・オギルヴィー（2017年9月1日から）	57	-39
ティム・シャールヴァート（2017年6月1日から）	57	-39
株式報酬⁽¹⁾	30,242	-34,378

(1) 現在の株価変動に起因する、2018会計年度におけるSAR引当金の戻入れに係る利益。

[次へ](#)

(48.3) ドイツ商法に基づく報酬に関する開示

取締役に対する報酬

2018会計年度の取締役に対する報酬の総額は、11.4百万ユーロ（前年度：11.6百万ユーロ）となった。8.1百万ユーロ（前年度：7.6百万ユーロ）は業績非連動部分であり、3.3百万ユーロ（前年度：4.0百万ユーロ）は業績連動部分として支払われた年間賞与に起因するものであった。0.6百万ユーロの追加の年間賞与は、中期部分（繰延）に移動された。2018会計年度において、取締役は、発行日時点の評価額が5.4百万ユーロ（前年度：7.2百万ユーロ）の合計1,191,840（前年度：2,003,970）個の株式評価益権を受領した。

退職した取締役

退職した取締役又はその扶養遺族に支払われた給付金の総額は、9.6百万ユーロ（前年度：7.0百万ユーロ）となった。IFRSに基づき算定された現在の年金のための確定給付債務（DBO）は、94百万ユーロ（前年度：95百万ユーロ）であった。

監査役に対する報酬

2018会計年度の監査役に対する報酬の総額は、2.7百万ユーロ（前年度：2.6百万ユーロ）であった。このうち2.4百万ユーロは、過年度と同様に固定部分であり、かつ0.3百万ユーロ（前年度：0.2百万ユーロ）は出席手当部分であった。

取締役及び監査役に対する報酬の内訳のさらなる詳細は、当グループの経営報告書の一部を構成する報酬報告書に記載されている。

取締役会及び監査役会による株式持分

2018年12月31日現在において、ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会によって保有されている株式は、ドイツポスト・アーゲーの資本金の1パーセントに満たなかった。

報告対象の取引

当社の有価証券に関係し、市場濫用規則（EU）No 596/2014の第19条に基づいてドイツポスト・アーゲーに対し通知されている、取締役及び監査役の取引は、当社のウェブサイトdpdh.com/en/investorsで閲覧可能である。

(49) 会計監査人の報酬

連結財務諸表の会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース GmbH監査法人に対する手数料は、11百万ユーロとなり、費用として計上された。

会計監査人の報酬

（単位：百万ユーロ）

	2018年度
監査業務	11
その他保証業務 ⁽¹⁾	0
税務助言業務	0
その他業務	0
合計	11

(1) 1百万ユーロ未満は切り捨てられた。

監査業務の項目は、連結財務諸表の監査、並びに、ドイツポスト・アーゲー及びそのドイツ国内の子会社が作成した年次財務諸表の監査に関する手数料等を含む。新しい会計基準の実施を伴う半期報告書の監査費用、及び内部統制システムの監査等、法定の監査業務の範疇を超える任意監査に関する手数料も、本項目に計上される。

その他保証業務は、とりわけ、コンフォート・レター及び内部統制システムに関する証明書の発行費用に関連する。

(50) ドイツ商法及び地方の外国法に基づく免除

2018会計年度において、以下のドイツ子会社は、ドイツ商法 (Handelsgesetzbuch) 第264条第3項、同法第264条B及び同法第291条に基づく簡略化オプションを使用した。

- ・ Agheera GmbH
- ・ アルバート・シャイド GmbH
- ・ CSG GmbH
- ・ CSG.PB GmbH
- ・ CSG.TS GmbH
- ・ ダンツァス・ドイツランド・ホールディング GmbH
- ・ ドイツポスト・アドレス・ベタイリゲングスゲゼルシャフト mbH
- ・ ドイツポスト・アゼクランツ・フェルミットルングス GmbH
- ・ ドイツポスト・ベタイリゲンゲン・ホールディング GmbH
- ・ ドイツポスト・カスター・サービス・センター GmbH
- ・ ドイツポスト DHL ベタイリゲンゲン GmbH
- ・ ドイツポスト DHL コーポレート・リアルエステート・マネジメント GmbH
- ・ ドイツポスト DHL コーポレート・リアルエステート・マネジメントGmbH & Co. Logistikzentren KG
- ・ ドイツポスト DHL エクスプレス・ホールディング GmbH
- ・ ドイツポスト DHL リサーチ・アンド・イノベーション GmbH
- ・ ドイツポスト・ダイアローグ・ソリューションズ GmbH
- ・ ドイツポスト・ディレクト GmbH
- ・ ドイツポスト・イーポスト・ディベロブメント GmbH
- ・ ドイツポスト・イーポスト・ソリューションズ GmbH
- ・ ドイツポスト・フリート GmbH
- ・ ドイツポスト・インモビリエン GmbH
- ・ ドイツポスト InHaus サービス GmbH
- ・ ドイツポスト・インベストメンツ GmbH
- ・ ドイツポスト ITプリーフ GmbH
- ・ ドイツポスト IT サービス GmbH
- ・ ドイツポスト・モビリティ GmbH
- ・ ドイツポスト・ショップ・エッセン GmbH
- ・ ドイツポスト・ショップ・ハノーバー GmbH
- ・ ドイツポスト・ショップ・ミュンヘン GmbH
- ・ DHL エアウェイズ GmbH

- ・ DHL オートモーティブ GmbH
- ・ DHL オートモーティブ・オフェナウ GmbH
- ・ DHL コンサルティング GmbH
- ・ DHL デリバリー・アウグスブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・バイロイト GmbH
- ・ DHL デリバリー・ベルリン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ボン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ブラウンシュヴァイク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ブレーメン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ドルトムント GmbH
- ・ DHL デリバリー・ドレスデン GmbH
- ・ DHL デリバリー・デュースブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・デュッセルドルフ GmbH
- ・ DHL デリバリー・エアフルト GmbH
- ・ DHL デリバリー・エッセン GmbH
- ・ DHL デリバリー・法兰克フルト GmbH
- ・ DHL デリバリー・ライプツィヒ GmbH
- ・ DHL デリバリー・フライゼン
- ・ DHL デリバリー・ギーセン GmbH
- ・ DHL デリバリー GmbH
- ・ DHL デリバリー・ゲッティンゲン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ハーゲン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ハレ GmbH
- ・ DHL デリバリー・ハンブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ハノーファー GmbH
- ・ DHL デリバリー・ヘルフォルト GmbH
- ・ DHL デリバリー・カールスルーエ GmbH
- ・ DHL デリバリー・カッセル GmbH
- ・ DHL デリバリー・キール GmbH
- ・ DHL デリバリー・コブレンツ GmbH
- ・ DHL デリバリー・ケルン・ヴェスト GmbH
- ・ DHL デリバリー・ライプツィヒ GmbH
- ・ DHL デリバリー・ルーベック GmbH
- ・ DHL デリバリー・マクデブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・マインツ GmbH
- ・ DHL デリバリー・マンハイム GmbH
- ・ DHL デリバリー・ミュンヘン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ムンスター GmbH
- ・ DHL デリバリー・ノイプランデンブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ニュルンベルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・オルデンブルク GmbH

- ・ DHL デリバリー・ラーベンスブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ロイトリンゲン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ローゼンハイム GmbH
- ・ DHL デリバリー・ザールブリュッケン GmbH
- ・ DHL デリバリー・シュトラウビング GmbH
- ・ DHL デリバリー・シュトゥットガルト GmbH
- ・ DHL デリバリー・ヴィースバーデン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ヴュルツブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ツヴィッカウ GmbH
- ・ DHL エクスプレス・カスター・サービス GmbH
- ・ DHL エクスプレス・ジャーマニー GmbH
- ・ DHL エクスプレス・ネットワーク・マネジメント GmbH
- ・ DHL ファッション・リテイル・オペレーションズ GmbH
- ・ DHL フードロジスティックス GmbH
- ・ DHL フレイト・ジャーマニー・ホールディング GmbH
- ・ DHL フレイト GmbH
- ・ DHL グローバル・フォワーディング GmbH
- ・ DHL グローバル・フォワーディング・マネジメント GmbH
- ・ DHL グローバル・マネジメント GmbH
- ・ DHL ホーム・デリバリー GmbH
- ・ DHL ハブ・ライプチヒ GmbH
- ・ DHL インターナショナル GmbH
- ・ DHL インベントリー・ファイナンス・サービス GmbH
- ・ DHL パケット GmbH
- ・ DHL パケットツェントルム・オーヴェルトハウゼン GmbH
- ・ DHL ソリューションズ・ファッション GmbH
- ・ DHL ソリューションズ GmbH
- ・ DHL ソーティング・センター GmbH
- ・ DHL サプライ・チェーン(ライプチヒ) GmbH
- ・ DHL サプライ・チェーン・マネジメント GmbH
- ・ DHL サプライ・チェーン VAS GmbH
- ・ DHL トレード・フェアーズ・アンド・イベント GmbH
- ・ エルスト・エンド・オブ・ランウェイ・デベロップメント・ライプチヒ GmbH
- ・ エルスト・ロジスティック Entwicklungsgesellschaft MG GmbH
- ・ ヨーロピアン・エア・トランスポーツ・ライプチヒ GmbH
- ・ ゲルラッハ・ツォルディエンシュト GmbH
- ・ インターサーブ・ゲゼルシャフト・フュア・ペルゾナル・ウント・ベラテルディーンストライストゥンגן mbH
- ・ it4logistics GmbH
- ・ Saloodo! GmbH
- ・ ストリートスクーター GmbH

・yunexux GmbH

次の英国所在の会社は、英國商法第479条Aに基づいて監査免除を利用している。

- ・DHL エクセル・サプライ・チェーン・リミテッド
- ・エクセル・フレイト・マネージメント(UK)リミテッド
- ・エクセル・インベストメンツ・リミテッド
- ・エクセル・オーバーシーズ・リミテッド
- ・フレイト・インデムニティ・アンド・ギャランティ・カンパニー・リミテッド
- ・ナショナル・キャリアーズ・リミテッド
- ・オーシャン・グループ・インベストメンツ・リミテッド
- ・オーシャン・オーバーシーズ・ホールディングス・リミテッド
- ・パワー・ヨーロッパ・デベロップメント No.3 リミテッド
- ・パワー・ヨーロッパ・オペレーティング・リミテッド

(51) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法第161条で要求されている、2018会計年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。この遵守宣言は、インターネット上のアドレスdcgk.de及び dpdh1.com/en/investorsにて閲覧可能である。

(52) 報告日後の重要な事象及びその他開示

2019年1月現在の新たなセグメント構造

取締役の責任及びセグメントに関する以下の変更は、2019年1月1日時点で有効となった。ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部は、国内事業部と国際事業部に分離され、それぞれ別の取締役が指揮を執っている。国内事業部は、ポスト・アンド・パケット・ドイツランドに改名され、当グループの最高経営責任者の暫定的な指揮の下に留まる。新しいDHL eコマース・ソリューション事業部も、当グループをグローバルなeコマース市場に最適な形で連携させるために創設されている。ケン・アレン氏は、CSIの主任としての職務に加え、この新たな事業部の担当者として責任を負っている。ジョン・ピアソン氏は、2019年1月1日からエクスプレス事業部の指揮を執っている。

報告日後において、その他の重要な事象は特にない。

責任声明

我々の知る限り、適用される報告原則に基づき、本連結財務諸表は、当グループの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正適正であり、また、当グループの経営報告書は、当グループで予想される展開に関連する重要な機会及びリスクの記載とともに、当グループの事業及び状態の展開及びパフォーマンスの公正なレビューを含んでいる。

ポン、2019年2月15日
ドイツポスト・アーゲー取締役会

Dr. フランク・アペル

ケン・アレン

ジョン・ギルバート

メラニー・クライス

Dr. トーマス・オギルヴィー

ジョン・ピアソン

ティム・シャールヴァート

(2) 【個別財務諸表】

(イ) 貸借対照表

資産の部

	注記	2017年12月31日現在		2018年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
A 非流動資産					
無形固定資産	18	178	219	201	248
有形固定資産	19	2,855	3,519	3,106	3,829
長期金融資産	20	15,371	18,948	15,532	19,146
		18,404	22,687	18,839	23,223
B 流動資産					
棚卸資産	21	61	75	64	79
受取債権及びその他の資産	22	14,730	18,158	15,307	18,869
有価証券	23	507	625	807	995
現金及び現金同等物	24	1,756	2,165	1,601	1,974
		17,054	21,022	17,779	21,916
C 前払費用					
	25	204	251	246	303
		35,662	43,961	36,864	45,442

資本及び負債の部

	注記	2017年12月31日現在		2018年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
A 資本	26-29				
資本金	27	1,229	1,515	1,237	1,525
自己株式		-5	-6	-4	-5
資本金		1,224	1,509	1,233	1,520
(条件付資本金 158百万ユーロ)					
資本剰余金	28	4,443	5,477	4,612	5,685
利益剰余金	28	4,373	5,391	4,395	5,418
当期末処分利益	29	6,103	7,523	5,653	6,968
		16,143	19,899	15,893	19,591
B 引当金	31-33	4,308	5,310	5,138	6,334
C 負債	34	15,161	18,689	15,776	19,447
D 繰延収益	35	50	62	57	70
		35,662	43,961	36,864	45,442

(口) 損益計算書

	注記	1月1日から12月31日			
		2017年		2018年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
1 売上高	36	14,333	17,668	14,353	17,693
2 その他のサービス	37	27	33	47	58
3 その他の営業収益	38	1,008	1,243	562	693
		15,368	18,944	14,962	18,444
4 材料費	39				
a) 消耗品、貯蔵品及び 再販目的で購入した商品		256	316	259	319
b) サービス費用		4,394	5,416	4,638	5,717
小計 (a+b)		4,650	5,732	4,897	6,037
5 人件費	40				
a) 賃金、給料及び諸手当		5,893	7,264	6,417	7,910
b) 社会保険料、退職給付費用及び その他給付		1,541	1,900	1,629	2,008
小計 (a+b)		7,434	9,164	8,046	9,918
6 無形固定資産償却費及び有形固定資産の減価償却費	41	259	319	274	338
7 その他の営業費用	42	1,867	2,301	1,631	2,011
		14,210	17,517	14,848	18,303
8 財務損益純額	43	925	1,140	1,000	1,233
9 法人所得税	44	-197	-243	-155	-191
10 税引後損益		1,886	2,325	959	1,182
11 当期純利益		1,886	2,325	959	1,182
12 前期末処分利益の繰越	45	4,217	5,198	4,694	5,786
13 利益剰余金の引出	28	27	33	0	0
14 資本剰余金への振替	28	27	33	0	0
15 当期末処分利益	29	6,103	7,523	5,653	6,968

(八) ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記

表示の方針

(1) 会社を特定するための開示

当社の名称は、ドイツポスト・アーゲーといい、登記上の事務所はドイツのボンにある。ドイツポスト・アーゲーは、ボン地方裁判所で商業登記され、登記番号はNo.HRB6792である。

(2) 会計の準拠法

ドイツポスト・アーゲー (DPAG) は、ドイツ商法第267条において定義されている大企業である。2018年12月31日に終了した事業年度の年次財務書類は、ドイツ商法（第238条以下及び第264条以下）及び株式会社法の会計及び報告規則に準拠して作成されている。

ドイツポスト・DHLグループの親会社として、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ商法第315e条第1項に準拠して国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に基づき連結財務諸表を作成している。このため、連結財務諸表はドイツ商法に準拠して作成されているものではない。

当社は、連結財務諸表に含まれる最大と最小の数の会社の連結財務諸表を作成する。

連結財務諸表は、連邦官報に掲載されている。

会計年度は暦年である。

(3) 貸借対照表及び損益計算書の表示形式

損益計算書は、総費用形式（費用種類別）で作成されている。金額は、百万ユーロ（€m）単位で表されている。

表示の明瞭性を向上させるために、貸借対照表及び損益計算書の見出しあり、統合された形式で表示されており、注記において分析・説明されている。

会計方針

以下に詳述されている会計方針の適用については、基本的には前年度から変更されていない。会計方針又は表示の方針で、記載されていない変更項目については、該当する項目において説明がなされる。

(4) 無形固定資産

取得した無形固定資産は、取得に要した付随費用を含む原価で計上し、定額法による償却及び減損損失により減価されている。減損損失は、当該資産が長期にわたって減損すると予想される場合に認識される。耐用年数は5年であるが、契約期間がそれよりも短い場合には、適宜短縮されている。

ドイツ商法第248条第2項に基づくオプションは、自己創設の無形固定資産のために行使されている。これらは、2010年1月1日から原価（開発費用）で計上されており、通常5年又はそれよりも長い耐用年数にわたって償却される。

費用には、商品の消費及びサービスの利用に起因する直接帰属原価、並びに開発プロセスに起因する間接材料費、人件費、減価償却費及び償却費が含まれている。

(5) 有形固定資産

1年を超えて営業活動に使用される有形固定資産は、購入に係る付随費用を含む取得原価又は製造原価で計上され、定額法により減価されている。

直接費に加え、製造原価には材料費及び間接製造費が適切な割合で含まれている。借入費用は資産計上されていない。

以下の耐用年数が適用される。

耐用年数

建物	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 20年
ITシステム	4 - 5年
その他の営業用及び事務用機器	8 - 10年
取得原価が250～1,000ユーロの少額資産（2017年12月31日まで：150～1,000ユーロ）	5年

有形固定資産は、減価償却を行っている。各資産の公正価値が帳簿価額に満たない場合で、それが一時的なものではないと見込まれる場合に、減損損失を計上している。

受領した補助金は、繰延収益に計上され、当該有形固定資産の耐用年数にわたり戻入れられる。

ドイツ所得税法第6条第2a項において定義されている年次プール資産は、投入税控除後の取得原価が250ユーロ（2017年12月31日までは150ユーロ）超1,000ユーロ以下の少額資産に関して計上される。年次プール資産は5年間にわたり減価償却され、収益から差し引かれる。かかる5年間の終了前に営業用資産を処分した場合、年次プール資産は減じない。投入税控除後の取得原価が250ユーロ（2017年12月31日までは150ユーロ）未満の資産は、取得年度に営業費用として全額認識する。

(6) 長期金融資産

関連会社株式その他の株式投資及び長期有価証券は、取得原価で計上されるか、又はこれらの価値が長期間損なわれることが想定される場合には、より低い公正価値で計上される。永続的な減損の原因が消滅した場合には、減損損失は、取得原価を上限として、公正価値に至るまで戻入れられる。

外国の関連会社に対する外貨建ての株式及びその他の株式投資は、取得日の為替レートで換算される。新たに取得された会社に係る為替リスクがヘッジされている場合、後者はヘッジ・レートで計上される。

市場金利を下回る金利又は無利息の長期貸付金は、貸付日の現在価値で計上されている。その他の貸付金は、元本金額で計上されている。割引された貸付金について戻し入れられた利息費用は、貸付金に追加計上される。

(7) 棚卸資産

貨物郵送センターの郵便切手、及びコンペア・システム及び仕分けシステムに関するスペアパーツは、棚卸資産に固定価格で計上されている。その他の消耗品及び貯蔵品は、貸借対照表の基準日における現在の移動平均価格、加重平均価格で計上される。再販目的購入商品は、取得原価又は移動平均価格で評価される。低価法を適用し、必要に応じて、適切な評価引当金が計上されている。仕掛品は、取得原価で評価され、前受金は、支払金額の総額で評価する。

(8) 受取債権及びその他の資産

受取債権及びその他の資産は、個別の評価引当金を控除した後の元本金額で計上される。

一般的な取引先の債務不履行リスクについては、一般的な貸倒引当金により、過去の実績に基づいて考慮している。

(9) 有価証券

流動資産に分類される有価証券は、貸借対照表日において、取得原価又は公正価値のいずれか低い金額にて計上されている。

(10) 現金及び現金同等物

銀行預金、手許現金及び小切手は、額面元本で計上される。外貨建ての現金は、決算日の仲値で測定されている。

(11) 前払費用

貸借対照表日以前の支出のうち、貸借対照表日後の特定の期間の費用にあたるものは、前払費用として計上されている。

当社は、ドイツ商法第250条第3項に定めるオプションを行使し、割引額を資産として計上している。

負債の決済金額と発行価額の差額は、前払費用に含まれており、負債の期間にわたって、償却される。

(12) 資本

資本金は、想定元本で計上している。

(13) 引当金

引当金は、保守的な経営判断によって決定された決済金額にて計上されている。満期までの残存期間が1年を超える他の引当金は、各残存期間に応じて、直近の7会計年度の平均市場金利で割り引かれている。

年金及びこれに類する債務の引当金は、保険数理報告に基づいて設定されている。年金引当金は予測単位積立方式を用いて算定されている。2018年1月1日から、クラウス・ヒューベック教授が発行した2018 Gの生命表（前年度：Heubeck 2005 Gの生命表）が、引当金の算出に使用されている。賃金及び年金の上昇並びに職員の離職率が考慮されている。引当金は、ドイツ中央銀行が公開する直近10年の平均市場金利での割引を反映した決済金額にて計上されている。満期までの残存期間である15年は、ドイツ商法第253条第2項第2文に基づき推定されている。

当社は、商法典施行法第28条第1項に定める引当金としての間接年金債務を計上するためにオプションを行使した。

ドイツ会計基準近代化法の算定基準により、2010年1月1日付で年金引当金を追加することが義務付けられた。この額を15年間にわたり案分して割り当てるオプションが行使された。年間追加合計額は、その他の営業費用において計上される。

ドイツ商法第246条第2項第2文に従い、他の債権者が利用することができない資産及び年金債務又は類似する長期債務から生じる負債のためにのみ使用される資産は、公正価値で計上され、年金資産として、関連する引当金と相殺される。

年金資産の公正価値が取得原価を超える場合は、当該超過額については、ドイツ商法第268条第8項に従って、配当の制限を受ける。

上記は、労働時間預金(Working Time Credits)を蓄積し、給与の一部を繰延する従業員によって出資される労働時間口座(Working Time Account)にも適用される。同口座は、外部積立の債務として分類される。引当金の価値は、ドイツポスト・アーゲーが出資する年金資産の価値の変動に左右され、公正価値で算出される。

年金引当金には、連帯債務に関する取決めに基づき負担した年金債務も含まれる。

税金引当金及びその他の引当金は、保守的な経営判断に従って債務を決済するために必要な金額にて計上されている。予測可能なリスクについては、引当金を算定する際に適切な方法で考慮される。満期までの残存期間が

1年を超える引当金は、報告日現在において、ドイツ連邦銀行が発行した割引率により割り引かれる。当該割引率は、当該満期の直近の7会計年度の平均市場レートである。

ドイツポスト・アーゲーは、様々な条件で部分的な退職契約を締結している。これらは、「ロック・モデル」及び「継続的短縮労働時間モデル」の双方に基づいている。また、部分的な退職手当が支払われている。そのため、2つのタイプの義務が生じており、双方ともに、数理計算上の原則に従って現在価値で算定され、相互に個別に認識される。

(14) 負債

負債は、決済価額で計上されている。償還価額が発行価額を上回る場合、差額は、負債の期間にわたって配賦され、負債計上される。

(15) 繰延収益

貸借対照表日前の収入のうち、貸借対照表日後の特定の期間の収益にあたるものは、繰延収益として計上されている。

(16) 外貨為替換算

外貨建取引は、当初の計上日の約定為替レートで換算されている。

貸借対照表項目は、以下のとおり評価される。

外貨建長期受取債権は、受取債権の計上時点でのオファーレート又は報告日時点での仲値を用いた低価法で計上されている（減損原則）。外貨建ての短期債権（1年以内の満期）及び現金資金又はその他の外貨建短期資産は、貸借対照表日における仲値で換算されている。

外貨建長期負債は、報告日時点の仲値を用い（減損原則）、計上時のビッドレート又はこれより高い最終為替レートで計上されている。外貨建ての短期負債（1年以内の満期）は、貸借対照表日における仲値で換算されている。

ヘッジ会計の適用並びにヘッジの計上及び評価については、注記(49)において説明する。

(17) 繰延税金

繰延税金は、資産、負債、前払費用及び繰延収益に関する、ドイツ商法に基づく財務書類上の計上金額と、将来返還される税務会計上の計上金額との間の差異に起因するものである。ドイツポスト・アーゲーでは、当社の貸借対照表項目に関する差異、並びにその連結納税グループの企業及びドイツポスト・アーゲーが持分を有するパートナーシップに関する差異の双方を対象としている。税務上の繰越欠損金は、今後5年間の間に利用されることが見込まれる場合、一時差異と併せて考慮される。

繰延税金は実効税率30.5パーセントにより計算され、差異解消が見込まれる時点のレートである。繰延税金負債は、繰延税金資産と相殺される。当社は、ドイツ商法第274条第1項第2文において規定されたオプションを使用し、その結果、貸借対照表において繰延税金資産（純額）を計上していない。

貸借対照表の開示

資産の開示

(18) 無形固定資産

無形固定資産の変動及び内訳は、非流動資産変動表（別紙1）に表示されている。自社開発のソフトウェアに係る開発費用は、資産勘定に計上している。

開発費用の中で合計47百万ユーロが、報告期間における自社開発の無形固有資産として資産計上された。これは、非常に多くの個別プロジェクトと関連している。

(19) 有形固定資産

有形固定資産の変動及び内訳は、非流動資産変動表（別紙1）に表示されている。

土地及び建物への70百万ユーロの追加は、主に、賃貸借物件の改良、郵便及び貨物便センターにおける建物、並びに多数の運営施設に施された外部設備の増築工事に関連する。

その他の機器、営業用及び事務用機器に対する255百万ユーロの投資額は、主として電気自動車に帰属するものである。

建設仮勘定への123百万ユーロの追加は、主に、郵便及びパーセルセンター並びに運搬及び仕分システムへの投資に関連する。

(20) 長期金融資産

長期金融資産の変動は別紙1（非流動資産変動表）に表示されている。株式保有リストは、注記別紙3に含まれている。

長期金融資産の内訳は以下のとおりである。

（単位：百万ユーロ）

	12月31日現在	
	2017年	2018年
関連会社に対する株式	7,169	7,319
関連会社に対する貸付金	8,129	8,141
長期有価証券	69	69
その他の貸付金	4	3
	15,371	15,532

関連会社に対する株式は、関連会社における資本の増加により150百万ユーロ増加した。

2018年12月31日時点における関連会社に対する貸付金は、主にドイツポスト・ベタリリゲンゲン・ホールディング GmbHに対する貸付金（6,400百万ユーロ）、DHLグローバル・マネジメント GmbHに対する貸付金（1,400百万ユーロ）及びドイツポスト・フリート GmbHに対する貸付金（323百万ユーロ）に関するものである。

長期有価証券は、子会社における年金引当金の確保に資する基金単位を含んでいる。この項目は、主に確定利付証券から成る国際的な複合資産基金と関連している。有価証券は取得原価で計上されている。

住宅用建物のローン（2百万ユーロ）は、その他の貸付金として報告されている。

(21) 棚卸資産

（単位：百万ユーロ）

	12月31日現在	
	2017年	2018年
消耗品及び貯蔵品	29	32
再販目的購入商品	32	32
	61	64

消耗品及び貯蔵品の項目は、事務用機器、貯蔵品、スペアパーツ及びその他のメンテナンス用機器から構成されている。

再販目的購入商品の項目は、切手収集関連商品、及びその他の商品から構成される。

(22) 受取債権及びその他の資産

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2017年	2018年
売掛金	387	439
関連会社に対する受取債権 内、売掛金35百万ユーロ(前年度：20百万ユーロ)	13,839	14,170
その他の資本投資先に対する受取債権 内、売掛金0(前年度：0)	8	9
その他の資産	496	689
	14,730	15,307

関連会社に対する受取債権4,424百万ユーロ（前年度：4,520百万ユーロ）は、グループ内銀行業務による受取債権に、1,779百万ユーロ（前年度：1,242百万ユーロ）は利益譲渡契約に対する受取債権に関連している。

また、関連会社に対する短期貸付債権は、7,932百万ユーロ（前年度：8,057百万ユーロ）に減少した。

(23) 有価証券

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2017年	2018年
その他の有価証券	507	807

増加は、マネー・マーケット・ファンドの購入に起因した。

(24) 現金及び現金同等物

貸借対照表日付で報告された1,601百万ユーロ（前年度：1,756百万ユーロ）の現金及び現金同等物は、保有現金、未達現金及び銀行預金から成る。

(25) 前払費用

報告日における前払費用246百万ユーロ（前年度：204百万ユーロ）は、主として公務員給与に関連するものである。

この項目には、発行された社債における61百万ユーロの割引額も含まれている。

資本及び負債の開示

(26) 資本

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2017年	2018年
資本金	1,229	1,237

自己株式	-5	-4
資本金合計	1,224	1,233
資本剰余金	4,443	4,612
利益剰余金		
その他の利益剰余金	4,373	4,395
当期末処分利益	6,103	5,653
	16,143	15,893

2018年12月31日現在、資本は前年度と比較して合計250百万ユーロ減少した。資本の詳細は以下に記載されている。

(27) 資本金

株式資本

株式資本は、2018年12月31日現在、1,236,506,759株（前年度：1,228,707,545株）の記名式株式（無額面）で構成されている。転換社債の行使及び役員向けパフォーマンス・シェア・プランに関する新株発行により、条件付資本は総額7,799,214ユーロ増加した。

2018年12月31日現在、株主の構成は、以下のとおりであった。3,629,000株（0.29パーセント）の自己株式を含む、982,645,000株（79.5パーセント）は浮動株であった。KfWのドイツポスト・アーゲー持分は、253,861,000株（20.5パーセント）であった。

当社に保有されている自己株式の額面は、当社の貸借対照表上の株式資本から控除された。

ドイツ証券取引法第33条及び第40条に基づく議決権の変動に関する通知は、注記別紙4a及び4bに掲載される。

2018年12月31日現在の授権資本／条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)		
	百万ユーロ	目的
2017年授権資本	160	現金／現物出資による株式資本増加(2022年4月27日まで)
2011年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)	-	オプション／転換権の発行(2016年5月24日まで)
2014年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)	38	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行(2019年5月26日まで)
2017年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)	75	オプション／転換権の発行(2022年4月27日まで)
2018年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)/1	12	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行(2021年4月23日まで)
2018年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)/2	33	オプション／転換権の発行(2021年4月23日まで)

2017年授権資本

2017年4月28日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、現金及び／又は現物出資と引き換えに、160百万株を上限として記名式無額面の新株を発行し、それにより当社の株式資本を増加させる権限が付与された。当該権限は、全部又は一部の金額について行使されうる。株主は通常、新株引受権を有している。但し、取締役会は、監査役会の承認を条件に、権限の対象となる株式については株主の新株引受権を適用しないようにすることができる。報告期間において、当該権限は行使されなかつた。

2011年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2011年5月25日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2016年5月24日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額10億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行する権限が付与された。これにより、取締役会は、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、75百万ユーロを超えることはない。当該権限は全て、2012年12月に、10億ユーロの転換社債を発行することにより行使された。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロまで増加した。2015年から2018年までに、48.6百万株の新株引受権が発行された。名目価額0.7百万ユーロの発行済社債は、2018年3月27日に償還された。

2014年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2014年5月27日の定時株主総会決議により、取締役会は、記名式無額面の新株を最大で40百万株発行することによって株式資本を条件付きで最大40百万ユーロ増加する権限が付与された。条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対しパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）を付与することになる。条件付資本の増加は、付与されたPSUに基づき株式が発行される場合に限り実施されるものであり、当社は、PSUを現金支払又は自己株式の交付によって決済しない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。株式資本は、条件付きで最大40百万ユーロまで増加した。2018年第3四半期において当該権限が行使され、パフォーマンス・シェア・プランの2014年トランシェに基づく権利が処理された。条件付資本の増加により、2018年9月に2.4百万株の新株が役員に対して発行された。2014年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）は、37.6百万ユーロである。

2017年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2017年4月28日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行する権限が付与された。これにより、取締役会は、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、75百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。当該権限の一部は、2017年12月に、元本総額10億ユーロの2017年／2025年転換社債を発行することにより行使された。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロまで増加した。報告期間において、当該権限のさらなる行使はなされなかった。

2018年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）／1

2018年4月24日の定時株主総会決議により、最大で12百万株の記名式無額面株式を発行することによって、株式資本は条件付きで最大12百万ユーロ増加した。条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対してPSUを付与することになる。株式は、上記の権限付与に係る決議に基づき、受給者に対して発行される。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。報告期間において、当該権限は行使されなかった。

2018年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）／2

最大で33百万株の記名式無額面株式の発行により、株式資本は条件付きで最大33百万ユーロ増加した。条件付資本の増加によって、2018年4月24日付の定時株主総会による権限付与に係る決議に従い、当社又は当グループ会社が発行した社債の所有者に対して、オプション若しくは転換権を付与するか、又は転換義務を履行して現金支払の代わりに株式を交付することとなる。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。報告期間において、当該権限は行使されなかった。

自己株式を取得する権限

2017年4月28日の定時株主総会決議により、当社は、2022年4月27日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントまで、自己株式を取得する権限が付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会決議で言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。この権限に基づき取得された自己株式（株主の新株引受権を除く）は、ドイツ国外の証券取引所における上場のために引き続き使用される可能性がある。さらに、取締役会は、デリバティブを用いて自己株式を取得する権限を引き続き有する。

シェア・マッチング・スキーム

シェア・マッチング・スキームの2017年トランシェを決済するため、2018年3月に、1,284,619株が、総額46百万ユーロ（一株当たりの平均価格：36.20ユーロ）で取得された。2018年4月に、合計1,213,609株が、適格従業員に対して発行された。

長期役員報酬プログラムを提供するために、2016年 / 2017年株式買戻プログラムの一環として、自己株式が市場で取得された。2018年4月、当該株式は、2013年トランシェに基づくマッチング株式に係る支払分を決済するために使用された。合計870,551株が、適格従業員に対して発行された。

シェア・マッチング・スキームに基づく支払分を決済するために必要のない自己株式（71,870株）は、市場にて売却された。

パフォーマンス・シェア・プラン

パフォーマンス・シェア・プランの2014年トランシェに基づく支払分を決済するために、条件付資本の増加が9月に実施された。また、特に2016年 / 2017年株式買戻プログラムの一環として市場で取得された自己株式13,520株が、適格従業員に対して発行された。

自己株式の変動に関する詳細については、別紙5のとおり。

(28) 剰余金

資本剰余金

シェア・マッチング・スキーム

2009年に導入されたシェア・マッチング・スキームに基づき、適格従業員の短期変動報酬の構成要素の一部（ボーナス）がドイツポスト・アーゲー株式の形で支払われている（インセンティブ株式）。また、全ての適格従業員は、自己の変動報酬の追加部分を株式に転換することにより、自らが取得する持分構成を個別に増加することができる（投資株式）。4年にわたる売却禁止期間の満了後、適格従業員は、同数のドイツポスト・アーゲー株式をさらに付与される（マッチング株式）。

当会計年度中に取得された繰延インセンティブ株式の請求に対応するため、ドイツ商法第272条第2項第2号に従って、資本剰余金が2百万ユーロ増加した。これらの権利は、翌年の4月に自己株式を交付することにより決済される。前年度に要求された請求（2百万ユーロ）は、インセンティブ株式が決済された時点で、報告期間の資本剰余金から控除された。

取得されたが未決済のマッチング株式に係る請求のため、ドイツ商法第272条第2項第2号に従って、2百万ユーロが報告期間の資本剰余金に加えられた。

シェア・マッチング・スキームに基づく自己株式の取得価額と発行価額における差異のため、7百万ユーロが資本剰余金に加えられた（ドイツ商法第272条第2項第1号）。

パフォーマンス・シェア・プラン

2014年に、当時の株式評価益権（SAR）プログラムが、新たに導入されたパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）に置き換えられた。パフォーマンス・シェア・ユニットは、当社の株式に係る、待機期間終了時に決済される株価に基づく権利である。

2014年トランシェに係る権利の決済により、資本剰余金が50百万ユーロ（ドイツ商法第272条第2項第1号）及び8百万ユーロ（ドイツ商法第272条第2項第2号）増加した。

2012年 / 2019年転換社債

2012年 / 2019年転換社債に関する転換権が行使されたことにより、資本剰余金が102百万ユーロ増加した（ドイツ商法第272条第2項第1号）。

利益剰余金

シェア・マッチング・スキーム

シェア・マッチング・スキームに基づく支払分を決済するために報告期間において取得した株式（インセンティブ株式及び／又は投資株式）により、利益剰余金は45百万ユーロ減少した。適格従業員に対する株式の発行により、報告期間における利益剰余金は41百万ユーロ増加した。

2013年トランシェの下、マッチング株式に対する権利行使を可能とするために、特に2016年 / 2017年株式買戻プログラムの一環として、自己株式が市場で取得された。シェア・マッチング・スキームに基づく支払分を決済するために当該自己株式を発行したことにより、報告期間における利益剰余金は30百万ユーロ増加した。

シェア・マッチング・スキームに基づく支払分を決済するために必要のない自己株式は、市場にて売却された。これにより、利益剰余金は3百万ユーロ増加した。

利益剰余金は7百万ユーロ減少したが、これは、シェア・マッチング・スキームに基づく自己株式の取得価額と発行価額との差額によるものである。

パフォーマンス・シェア・プラン

パフォーマンス・シェア・プランの2014年トランシェに基づく支払分を決済するために、条件付資本の増加が9月に実施された。また、自己株式13,520株が、適格従業員に対して発行された。これにより、報告期間において利益剰余金は0.4百万ユーロ増加した。

利益剰余金の変動に関する詳細については、別紙5のとおり。

(29) 当期末処分利益

2018年4月24日の定時株主総会において、2017会計年度について当期末処分利益の6,103百万ユーロのうち1,409百万ユーロの配当を行い、4,694百万ユーロを翌年度に繰り越すことが決議された。当該配当金は、2018会計年度において支払われた。

当会計年度の純利益959百万ユーロを含め、2018年の当期末処分利益は、5,653百万ユーロとなる。

(30) 配当制限のある金額

2018年12月31日時点の配当制限のある金額は、自社開発のソフトウェアの資本化、年金資産の公正価値の測定及び年金引当金の現在価値の計算方法の差異（7年平均割引率から10年平均割引率へ）に関連している。

配当制限のある金額

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日	2018年12月31日
自社開発のソフトウェア	53	69
年金資産及びその費用の公正価値における差異	75	19
年金引当金の現在価値の計算における7年平均割引率及び10年平均割引率の使用による差異	822	939
繰延税金資産	56	38
	1,006	1,065

配当制限のある金額は、分配可能な剰余金の範囲内に収まっている。

(31) 引当金

引当金は、年金引当金、税金引当金、及びその他の引当金に分類される。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日	2018年12月31日
年金及びこれに類する債務に係る引当金	2,599	3,210
税金引当金	342	401
その他の引当金	1,367	1,527
引当金合計	4,308	5,138

(32) 年金及びこれに類する債務の引当金

年金及びこれに類する債務の引当金は、ドイツポスト・アーゲーの現在の従業員及び年金受給者に対するドイツポスト・アーゲーの債務総額3,198百万ユーロ（前年度：2,588百万ユーロ）に関連する。

さらに、子会社において発生し、ドイツポスト・アーゲーが連帯債務に関する取決めに基づき負担した、12百万ユーロ（前年度：11百万ユーロ）に相当する義務が、本項目において報告されている。

ドイツポスト・アーゲーの現在の従業員及び年金受給者に対する年金引当金は次の項目に分類される。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日	2018年12月31日
間接給付債務の引当金		
給付債務*	54	106
未認識の差異(BiIMoG)	-6	-5
	48	101
直接給付債務の引当金		
給付債務*	2,771	3,295
未認識の差異(BiIMoG)	-231	-198
	2,540	3,097
年金引当金の合計		
給付債務*	2,825	3,401
未認識の差異(BiIMoG)	-237	-203
	2,588	3,198

*年金資産と相殺済み		
------------	--	--

年金引当金は、第1にドイツポスト・アーゲーに対して直接給付請求権を有する給与制従業員及び時給制労働者に対する直接給付債務、第2に労使協定の対象となる従業員に対する間接給付債務に関連している。

ドイツ会計基準近代化法導入に伴う再計算により、保険数理報告(Heubeck 2005 Gの生命表、予測単位積立方式)に基づく2010年1月1日現在の年金引当金は、総額で507百万ユーロが組入れられた。このうち280百万ユーロは、直接給付債務に起因するものであり、227百万ユーロは間接給付債務に起因するものであった。ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ商法典施行法第67条第1項に従い、この組入れられた金額を15年にわたり配賦している。1年当たりの組入れ総額は34百万ユーロとなり、その他の営業費用に計上されている。

年金引当金に関連して発生した689百万ユーロの合計支払利息は、年金資産／資産による費用10百万ユーロを含んでいた。

間接給付債務

間接給付債務は、ドイツ・ブンデスピスト補足年金基金(VAP)、及びDPペンジオンフォンズ・アーゲーを通じて支給され、積立てられる。資産に対する給付債務の相殺後、間接給付債務について101百万ユーロの引当金が純額で認識された。

給与制従業員及び時給制労働者に対する間接給付債務に対して、貸借対照表日現在、適切な引当金が計上された。

直接給付債務

2018年12月31日現在、直接給付債務の引当金は3,097百万ユーロである。

報告日現在、ドイツポスト・アーゲーのドイツ商法第246条第2項第2文にて定義される年金資産は、合計3,756百万ユーロ（公正価値）であった。当該年金資産は、198百万ユーロの未認識の差異を差し引いた7,051百万ユーロの債務と相殺された。年金資産の費用は合計3,729百万ユーロであった。

連帯責任に関する取決めに基づく債務引受

前年度において、ドイツポスト・アーゲーは、子会社と契約を締結し、子会社における個人年金債務の連帯責任の引受けを行った。当該債務は、報告日現在、合計12百万ユーロであった。

間接給付債務及び直接給付債務並びにドイツポスト・アーゲーが引き受けた債務は、2016年12月31日時点で初めてドイツ商法典第253条第2項に基づき、10年平均割引率を使用する当社のために計算された。2015年12月31日時点における早期の適用オプションは実行されなかった。7年平均割引率と10年平均割引率を使用することで生ずる給付債務の算出額の差異は939百万ユーロである。

割引率の変更により生じた収益／費用は決算報告に反映される。年金引当金は以下の想定に基づき計算された。

	2017年12月31日	2018年12月31日
賃金及び給与の年次増加	1.0-2.5%	1.0-2.5%
年金の年次増加	1.0-2.0%	1.0-2.0%
社員の離職率平均値	1%	1%
割引率	3.68%	3.21%

(33) 税金引当金及びその他の引当金

税金引当金及びその他の引当金の項目は次のとおり構成される。

	(単位：百万ユーロ)	
	2017年 12月31日	2018年 12月31日
1 税金引当金	342	401
2 その他の引当金		
a) 従業員関連引当金		
リストラクチャリング	124	491
超過勤務及びその他の有給休暇	118	102
有給休暇	104	97
賞与	114	82
変動型の給与及び賃金	130	48
ストックオプション	77	22
その他	116	85
b) その他の引当金		
債務の引受け	171	209
郵便切手	173	137
未決済仕入先請求書	45	54
デリバティブ	63	48
その他	132	152
小計	1,367	1,527
引当金合計	1,709	1,928

税金引当金

税金引当金は、本年度中の税金支払及び継続中の外部税務監査により判明する可能性のある未払税金滞納（これらの滞納に起因する金利を含む。）に関するものである。

再編

本項目には、主に2018年における公務員向けの早期退職制度から生じた352百万ユーロの費用が含まれている。これに加えて、本項目は、主に部分退職手当及び退職金に関する引当金を含む。

2018年、取締役会は、間接部門における公務員の早期退職に適用される制定法上の取決めを、当該目的について合意された予算の範囲内で適用することを決議した。公務員の早期退職により生じた追加の費用については、連邦郵便通信庁ブンデスポスト (BAnst-PT) に払い戻さなくてはならない。当会計年度において、引当金は、予想される制度の利用率に基づき認識された。

2011年末、ドイツポスト・アーゲーは、団体協定により、部分的退職と時間賃金を組み合わせたモデルである特別退職モデルを導入した。当該モデルの部分退職において生じる支払は、引当金として認識される。引当金は、従業員の労働時間口座に対する支払のために認識された。

年金債務保険（ドイツ商法第246条第2項の意味の範囲内である年金資産）は、労働時間口座から生じる債務である。労働時間口座のために必要とされる引当金及び年金負債保険に基づく受取債権は互いに相殺される。

次の表は、相殺の根拠を示す。

(単位：百万ユーロ)

	2017年12月31日	2018年12月31日
デモクラフィック・ファンド／労働時間口座に基づく債務の決済額に基づく債務	-475	-556
保険の公正価値	475	556
年金資産の退職給付債務超過額	0	0

参加する従業員による支払が保険会社に対して直接移転されるため、取得費用は負っていない。

報告期間において年金資産から得られる収益は11百万ユーロであった（前年度：11百万ユーロ）。

債務の引受け

前年度において、ドイツポスト・アーゲーは、多くの子会社に対し、当該子会社の一部の年金債務について内部的に責任を負うことを約束する旨の契約を締結した。ドイツポストが引き受けた債務は、報告日現在、209百万ユーロであった。

長期引当金は、ブンデスバンクが発表する割引率によりこれらの債務の平均残存期間について総額で割り引かれている。

郵便切手

郵便切手に対する引当金は、報告日までに販売されたがそれに対応するサービスが提供されていない切手に関する。2018会計年度において、前年の同引当金の173百万ユーロの利用が想定された。2015年に作成された外部の専門家の報告及び当社の内部情報を基にして作成された定期的更新に基づき、137百万ユーロが同引当金に追加された。

(34) 負債

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2017年	2018年
社債 内、転換社債1,000(前年度：1,111)	4,875	5,007
銀行に対する負債額	121	672
買掛金	934	878
関連会社に対する債務 内、買掛金96(前年度：46)	8,632	8,339
その他の資本投資先に対する債務 内、買掛金0(前年度：0)	30	24
その他の負債 内、税金関連305(前年度：278) 内、社会保険料関連3(前年度：2)	569	856
	15,161	15,776

負債の満期日構成は、「負債の満期日構成」(別紙2)に表示されている。

2018年12月31日現在、その他の借入については、担保による保証がなされていない。

2012年12月に発行された転換社債は、2018年3月31日までにほぼ完全に転換された（110百万ユーロ）。残りの1百万ユーロは、額面価額で償還された。

2013年 / 2018年社債は、2018年10月に予定通り償還された（500百万ユーロ）。

2018年12月には、750百万ユーロの社債が発行された。この社債の満了時期は2028年12月であり、利回りは1.625パーセントである。

発行価額及び償還価額（割引発行）の差額の7百万ユーロは、前払費用として認識される。

発行された社債に関する詳細は、以下の表のとおりである。

	利率(%)	金額(単位:百万ユーロ)
2012年 / 2020年社債	1.875	300
2012年 / 2024年社債	2.875	700
2013年 / 2023年社債	2.750	500
2016年 / 2021年社債	0.375	750
2016年 / 2026年社債	1.250	500
2017年 / 2027年社債	1.000	500
2018年 / 2028年社債	1.625	750
2017年 / 2025年転換社債 ⁽¹⁾	0.050	1,000

(1) 転換割増率 40パーセント

転換価格 55.69ユーロ

2017年 / 2025年転換社債に係る変更は、以下の表のとおりである。

2017年 / 2025年転換社債における変更	価格 (単位:ユーロ) ⁽¹⁾	社債転換率 ⁽²⁾	現金配当 (単位:ユーロ)
発行	55.69	1,795.6771	
2018年調整後	55.61	1,798.1264	1.15

⁽¹⁾丸められていない転換価格は、元本(100,000ユーロ)を調整後の換算率で除したものと一致する。

⁽²⁾算定機関:コニー・エックス・アドバイザーズ・リミテッド

銀行に対する負債額は、約束手形(500百万ユーロ)及び住居用建物ローン債権の売却による債務から主に構成されている。

ドイツポスト・アーゲーは、受託者として住居用建物ローン債権を管理している。受け取った金銭は、確定利息及び元本支払スケジュールに従って、ローン債権の購入者(銀行)に送金される。

既存のローン債権について借主が約定外の返済を行うことがあるため、そのローン債権資金の一部は、確定利息及び元本支払スケジュールに従ってドイツポスト・アーゲーにまず留保され、一定期間経過後にローン債権の購入者に対して送金される。そのため、銀行に対する債務には、約定外の返済の80百万ユーロ(前年度:99百万ユーロ)が含まれている。

関連会社に対する債務は主に、グループ内の社内銀行取引8,226百万ユーロ(前年度:8,529百万ユーロ)から構成される。

受領した239百万ユーロの購入価格の支払に対応する項目は、不動産の売却に関する前提条件により、他の負債において認識されている。

(35) 繰延収益

繰延収益

2015年、当社は、子会社の年金約定に関する支払債務を、支払と引き換えに、債務引受の形で取得した。HGBによる清算金の額と、IFRSによる清算金の額の差額(34百万ユーロ)が繰延収益として計上され、想定される平均的な債務の残存期間にわたって、定額法を用い、戻入される。2018年12月31日現在において、繰延収益として認識された額は27百万ユーロであった。

これとは別に、繰延収益は、電気自動車の投資に係る補助金を多く含む。

損益計算書の開示

(36) 売上高

ポスト-eコマース-パーセル事業部

業務部別売上高

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
郵便業務部		
メール・コミュニケーション	5,318	5,153
ダイアログ・マーケティング	2,217	2,087
その他	1,871	1,922
eコマース-パーセル業務部		
パーセル・ジャーマニー	3,956	4,213
パーセル・ヨーロッパ	7	6
DHL・eコマース	9	7
その他	378	368
ポスト-eコマース-パーセル事業部総売上高	13,756	13,756
その他の売上		
職員による弁済	186	167
賃貸及びリース収益	70	68
サービス品質保証	73	42
ITサービスによる収益	6	38
その他	242	282
その他の売上の小計	577	597
	14,333	14,353

製品割当の変更に伴い、過年度の金額について調整が行われた。

地域別売上高

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
ドイツ	13,677	13,567
EU(ドイツを除く)	429	488
ヨーロッパ(EUを除く)	47	56
アメリカ大陸	117	159
アジア・太平洋	54	73
その他の地域	9	10
	14,333	14,353

(37) その他のサービス

その他のサービスは47百万ユーロ(前年度:27百万ユーロ)であった。これは主に自社開発の無形固定資産の計上に関連する業績に対応するものである。この計上は、2010年1月1日から認められている。

[次へ](#)

(38) その他の営業収益

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
為替差益	557	310
デリバティブ収益	101	63
引当金の戻入益	81	53
手数料と償還金	37	34
非流動資産の処分による収益	25	15
株式投資の評価益	120	0
その他	87	87
	1,008	562

その他の営業収益は主に為替差益（310百万ユーロ）、デリバティブ収益（63百万ユーロ）及び引当金の戻入れ（53百万ユーロ）に関するものである。

(39) 材料費

材料費は、消耗品、貯蔵品及び再販目的で購入した商品に係る費用、並びにサービス費用から構成されている。

消耗品、貯蔵品及び再販目的で購入した商品

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
燃料及び電熱材料	98	100
業務用貯蔵品費	83	86
再販目的で購入した商品	49	42
スペアパーツ及び修理材料	26	31
	256	259

サービス費用

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
書簡及び小包の配達に対する費用	2,077	2,242
手数料	579	600
賃借及びリース費用(光熱費を含む)	571	581
ITサービス費	158	235
修繕費	139	155
プロプライエタリ・ソフトウェア開発費	115	135
小売店舗代理店契約	116	71
その他	639	619
	4,394	4,638

その他は、その殆どが関連会社との代理店契約の費用からなる。

2018会計年度における、ドイツ商法典第285条第22号に基づくIT開発関連費用は135百万ユーロが計上され、そのうち47百万ユーロが資本計上された。

(40) 人件費／従業員

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
賃金、給与及び諸手当	5,893	6,417
社会保険料、退職給付費用及びその他給付 内、退職給付費用567百万ユーロ(前年度：533百万ユーロ)	1,541	1,629
	7,434	8,046

賃金、給与及び諸手当は前年比で524百万ユーロ増加した。この人件費の増加は、主として2018会計年度に実施された早期退職制度400百万ユーロによるものであった。さらに、2018年において、退職金制度に関して61百万ユーロの費用が発生した。

社会保険料、退職給付費用及びその他給付は88百万ユーロ増加した。これは、主として社会保険料の増額及び年金引当金の増額によるものであった。

年金引当金の増額には、クラウス・ヒューベック教授が発行した新しい2018 Gの生命表（前年度：クラウス・ヒューベック教授が発行した2005 Gの生命表）の適用によって生じた78百万ユーロの一時費用が含まれる。企業年金の一括払いを受けるためのオプションが給与制従業員の一定のグループに付与されたことにより、この項目は62百万ユーロ減少した。

2000会計年度以降、ドイツポスト・アーゲーは、現職公務員の年金給付対象となる報酬総額、及び休職中の公務員の想定報酬総額の33パーセント相当額をPostbeamtenversorgungskasse (PVK – 郵便公務員向け年金基金)に拠出する法的義務を負っている。そして、連邦郵便通信庁ブンデスピストが、PVKの役割を担っている。

PVKが常に債務を履行できる立場にあることについては、ドイツ連邦政府が保証する責任を持つ。

報告期間におけるBAnst-PT連邦郵便通信庁ブンデスピストへの拠出金は449百万ユーロであり、前年度における拠出金は461百万ユーロであった。

報告対象期間の従業員のグループ別に分類された平均従業員数は、以下のとおりである。

(単位：人)

	2017年	2018年
給与制従業員及び時間給労働者	136,431	142,829
公務員	30,468	28,718
	166,899	171,547

当会計年度において、給与制従業員及び時間給労働者の数は6,398人増加し、公務員の数は1,750人減少した。

報告日現在、常勤従業員相当に換算した従業員数は、合計145,628名（前年度：142,257名）であった。

1995年1月1日以降、新入社員は公務員という身分を与えられていない。当該日時点で公務員としての身分を有していた従業員は、生涯を通じて公務員であり、公務員に対する諸規則の適用対象となり続ける。

(41) 無形固定資産の償却費及び有形固定資産の減価償却費

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年

無形固定資産の償却費	57	50
有形固定資産の減価償却費		
土地及び建物	40	45
技術設備及び機械	63	67
その他の事務用機器	99	112
	259	274

報告期間において評価減は認識されなかった。（前年度：0百万ユーロ）

(42) その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
為替差損	562	292
広告宣伝費	248	226
ドイツポスト・フリートGmbHのサービス・レベル契約	246	267
連邦郵便通信庁及び美術館基金費用	145	182
交通費及び研修費用並びに交際費	95	99
報酬支払	65	80
その他営業税	55	57
法的、コンサルティング、監査費用	50	45
(BiMoGによる年金引当金に加えて) ドイツ商法典施行法第67条(1)及び(2)に基づく費用	34	34
デリバティブ費用	83	31
その他	284	318
	1,867	1,631

他の営業費用の減少は、主として為替差損項目によるものであった。

その他には、清掃及び輸送費、保険料、寄付金及び通信費等が含まれる。

(43) 財務損益純額

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2018年
共同利益契約に基づく収益 内、関連会社から1,779 (前年度：1,236)	1,236	1,779
株式投資より生じた収益 内、関連会社から0 (前年度：40)	40	0
純投資収益	1,276	1,779
その他の受取利息及び類似収益 内、関連会社から80 (前年度：91)	114	100
長期貸付金より生じた収益 内、関連会社から16 (前年度：16)	16	16
支払利息及び類似費用 内、関連会社による39 (前年度：48) 内、時間の経過による割引分による734 (前年度：326)	481	895
利息収益純額	-351	-779

財務損益純額	925	1,000
--------	-----	-------

財務損益純額は純投資収益及び利息収益純額からなる。

純投資収益の変動は、主に、共同利益契約に基づくドイツポストBeteiligungen Holding GmbHに起因する収益が543百万ユーロ増加したことによるものである。

利息収益純額の減少は、年金引当金に係る時間の経過による割引分によって生じた支払利息の増加によるものである。

報告期間における年金引当金に係る時間の経過による割引分によって生じた679百万ユーロの支払利息は、年金資産／資産から生じた費用により10百万ユーロ増加した。

年金資産が公正価値で測定されたため、利息収益純額は53百万ユーロの過年度収益を含む。

(44) 法人所得税

155百万ユーロの費用が、報告期間における法人所得税について開示された。報告期間に帰属する費用は127百万ユーロであった。前年度に関連する費用は28百万ユーロであった。

繰延税金資産と繰延税金負債（純額表示法）の相殺により、貸借対照表日現在において、繰延税金資産（純額）となった。当社は、ドイツ商法第274条第1項第2文に定める選択適用により、貸借対照表上に繰延税金資産は計上されていない。

繰延税金資産は主に、財務書類上の年金引当金その他の引当金及び負債の帳簿価額とこれらの課税標準額の差額に起因するものである。繰延税金資産は、当社の予想で今後5年以内に使用すると見込まれている繰越欠損金についても計上された。繰延税金は税率30.5パーセントで計算されている。

(45) 前期末処分利益の繰越

前期末処分利益の繰越是4,694百万ユーロであった。

(46) 利益処分

定時株主総会により決議された前年度の当期末処分利益に係る利益処分の概要は、以下のとおりである。

（単位：百万ユーロ）

	12月31日現在	
	2017年	2018年
前年度当期末処分利益	5,487	6,103
配当金として分配	1,270	1,409
未処分利益の繰越	4,217	4,694

2018会計年度の当期末処分利益5,653百万ユーロに基づき、取締役会は配当権付無額面株式ごとに1.15ユーロを配当することを提案する予定である。これは、合計配当額1,419百万ユーロに相当する。合計配当予定額を控除した4,234百万ユーロの残額は、新たな勘定に繰り越される。

最終的な配当金総額は、定時株主総会の開催日に当期末処分利益の処分について決議した時点における配当権付株式数に基づくものとする。

次へ

その他の開示

(47) オフ・バランスシート項目

信託活動

2018年12月31日現在における信託活動は、住宅建設促進貸付金の管理及びドイツ社会保障法（SGB）第6巻第119条に基づいて同意した年金保険基金（郵政年金サービス）による現金給付に係る責務に関連している。

2018年12月31日現在における郵政年金サービスの信託資産は、92百万ユーロ（前年度：53百万ユーロ）である。

住宅建設促進のための信託資産は、91百万ユーロ（前年度：110百万ユーロ）である。

2018年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーが売却した海外決済からの受取債権により、ポストバンク・ファクタリングGmbHの信託資産164百万ユーロ（前年度：222百万ユーロ）の管理を現在も行っている。またドイツポスト・アーゲーは、HSBC トリンカウス・ウント・バークハート・アーゲーの信託資産32百万ユーロの管理を初めて行った。これらの資産は、事業顧客に対する受取債権の売却によって生じたものである。

これらの取引は、将来においてドイツポスト・アーゲーに重大な利益又はリスクをもたらすものではない。

その他の金融債務

貸借対照表日現在、その他の金融債務は、2,557百万ユーロであった。この内、2,303百万ユーロに相当する債務は、関連会社に対するものである。それ以外にその他の関係会社に対する金融債務又は除去債務に起因する金融債務は存在しない。

前年度は、その他の金融債務は、2,509百万ユーロであり、その内、関連会社に対するものが2,240百万ユーロであった。

以下の概要は、その他の金融債務の満期までの期間を示している。

（単位：百万ユーロ）

その他の金融債務	総額	満期までの期間		
		1年以下	1年超5年以下	5年超
総額	2,557	934	977	646
うち除去債務	0			
うち関連会社に対するもの	2,303	738	945	620
うちその他の関係会社に対するもの	0			

その他の金融債務は、主に長期の賃貸借契約及びリース契約によるものである。当グループのリースモデルに基づき、ドイツポスト・アーゲーの不動産は、当グループの不動産のリースを集中的に扱っているドイツポスト・インモビリエンGmbHから全てリースしている。

(48) 偶発債務

ドイツポスト・アーゲーは、当グループの会社、関連企業及びジョイント・ベンチャーが締結する貸付、貸借、供給、納入及び業務委託に関する合意を担保するため、多くのコンフォート・レター、担保及び保証を提供している。これは、当グループが各地でより有利な契約条件を得ることを可能とした。

ドイツポスト・アーゲーは、過去の実績及び当社の流動性に関する状況の継続的な監視を受け、支払を要求されているコンフォート・レター、担保及び保証に関するリスクは極めて低いと考えられるという意見である。したがって、貸借対照表においてこれらの偶発債務に関する負債を認識する必要性はなかった。

ドイツ民法(BGB)第765条に基づく保証に関する偶発債務は、全て関連会社によるものであるが、その金額は843百万ユーロ(前年度：693百万ユーロ)であった。

7,583百万ユーロ(前年度：7,295百万ユーロ)になる保証、及び、総額で302百万ユーロ(前年度：273百万ユーロ)になるコンフォート・レターが発行された。これらの金額のうち、総額で7,568百万ユーロ(前年度：7,211百万ユーロ)になる保証、及び、総額で298百万ユーロ(前年度：259百万ユーロ)になるコンフォート・レターが関連会社に対して発行された。さらに、上記の数字には、除去債務について特別に提供された、105百万ユーロ(前年度：239百万ユーロ)の偶発債務(専ら関連会社への保証)も含まれる。

前述の偶発債務に加え、ドイツポスト・アーゲーは、財務諸表の開示免除を受けるため、オランダにおける23の子会社についての連帯責任に関する宣言(オランダ法Verklaringen第403条)を行った。当該宣言は、当該子会社の全ての法的取引を対象とするものである。

(49) ヘッジに関する方針及びデリバティブ

ドイツポスト・アーゲーは、国際的に活動する企業として、為替レート、金利又は市況商品価格の変動等による金融リスクに必然的にさらされている。そこで、そのリスク管理システムを集中化させるため、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツポストDHLのグループ内部における銀行の役割を受けた。この銀行の立場として、グループ会社の地位をヘッジするために、グループにおける金融リスクをできる限り集中し、諸銀行との間で外部ヘッジ取引を結び、その一部を内部でグループ会社に移行させた。一次金融商品及びデリバティブ金融商品は、為替レート、金利及び市況商品価格の変動から生じるリスクを減殺するために利用されている。

2018年12月31日の時点における利用しているデリバティブ商品、並びにその想定元本及び公正価値の概要は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	想定元本			公正価値(正味残高)		
	関連会社	第三者	合計	関連会社	第三者	合計
金利関連商品						
金利スワップ 内、公正価値がプラスであるもの 内、公正価値がマイナスであるもの	500	0	500	-38 0 -38	0 0 0	-38 0 -38
通貨取引						
為替予約 内、公正価値がプラスであるもの 内、公正価値がマイナスであるもの	0	3,358	3,358	0 0 0	23 43 -20	23 43 -20
商品価格取引						
商品価格スワップ 内、公正価値がプラスであるもの 内、公正価値がマイナスであるもの	0	14	14	0 0 0	-3 0 -3	-3 0 -3
合計			3,872			-18

想定元本は、各取引の絶対額合計をもって算出されている。グループ内取引(グループ内銀行機能)と銀行との対外的な取引は区別されている。公正価値は、残高の評価により生じるデリバティブの種類毎の正味未実現損益をもって算出されている。

為替予約の公正価値は、先物プレミアム及びディスカウントを考慮に入れ、時価に基づき算定された。金利スワップの公正価値は、予想されるキャッシュ・フローの割引現在価値に基づき、未払利息を加味し、算出された。これらの商品の公正価値は、当グループの財務管理システムを利用して算定された。商品価格スワップの公正価値に関する情報は、当初ヘッジ取引を行っていた銀行から提供された。

ドイツ商法の下では、一般に、デリバティブは、貸借対照表において認識されない未履行の契約を表す。未履行の契約は、ドイツ商法に基づき、不同原則 (principle of imparity) に従って測定される。予想損失に対する引当金は、未履行契約による未実現損失を反映するために設定される。その一方で、未実現利益は認識されない。したがってデリバティブに関しては、通常、貸借対照表日現在の負の公正価値に係る予想損失に対する引当金が報告される。

この基本原則の例外として、一定の条件の下では、ドイツ商法第254条に基づき、デリバティブにヘッジ会計が用いられることがある。ヘッジ会計が用いられる場合、資産、負債、未履行の契約又は蓋然性の高い取引は、同程度のリスクの発生による価値の変動又は支払フローを差引相殺するために金融商品と組み合わせられる。「総額ヘッジプレゼンテーション法」又は「純額ヘッジプレゼンテーション法」のいずれかが使用される。総額ヘッジプレゼンテーション法が使用される場合、デリバティブの公正価値は、損益計算書において認識される。純額ヘッジプレゼンテーション法が使用される場合、簿価については、有効なヘッジ関係がもたらす公正価値の変動を反映するための調整が行われない。

ドイツポスト・アーゲーは、報告日の時点において以下の場合、ヘッジ会計を適用している。

純額1,921百万ユーロの外部の銀行残高、内部の銀行残高及びローンによる外貨建金融債権及び負債（計上されたヘッジ対象項目）は、通貨リスクをヘッジして各通貨に関する均一なポートフォリオのヘッジを形成するため、総額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、純額が-1,921百万ユーロの為替予約（ヘッジ手段）に組み込まれた。ヘッジされたリスクは17百万ユーロであった。総額ヘッジプレゼンテーション法が用いられている場合、プラス・マイナスにかかわらず、問題となるデリバティブの公正価値は、貸借対照表のその他の資産／その他の負債の項目として計上されている。

該当するポートフォリオは、継続的に調整されている。必要に応じて、満期を迎えるヘッジ手段は、新たなヘッジ手段により延長されている。ヘッジ対象項目とヘッジ手段の満期日が異なるため、貸借対照表のヘッジ対象項目の簿価が-1百万ユーロ減少しているが、これに対応する、17百万ユーロのプラスの公正価値純額であるヘッジ手段と相殺されている。対応するその他の営業収益及び費用項目は、損益計算書において認識された。ヘッジの有効性は、重要事項マッチ法を用いて予め評価されるとともに、累積ドル相殺法を用いて遡及的に測定され、スポット価格に起因する価値の変動のみが計上されている。ヘッジ対象項目の主な測定の性質がヘッジ取引と合致していることから、ヘッジの有効性は、100パーセントになると見込まれている。

スポット価格による価値の変動に起因しないヘッジ手段の公正価値の一部につき、1百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上され、したがって、ヘッジされる関係はない。

ヘッジ会計は、以下については、適用されなかった。

2019年に満期となる1,071百万ユーロ（公正価値純額：0百万ユーロ。なお、プラスの公正価値（14百万ユーロ）及びマイナスの公正価値（-14百万ユーロ）を含む。）の外部通貨取引は、対象となるリスクがドイツポスト・アーゲーに起因するものではなく、当グループのその他の会社に起因するものであるため、ヘッジ関係には含まれていない。これらの取引のマイナスの公正価値に関し、14百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

2022年に満期となる500百万ユーロ（公正価値：-38百万ユーロ。なお、未払利息-8百万ユーロを含む。）の内部利子率スワップに関し、30百万ユーロの予想損失に対する引当金が計上された。

14百万ユーロ（公正価値純額：-3百万ユーロ）の外部商品価格スワップについては、関連するリスクが、主としてドイツポスト・アーゲーに起因するものではなく、当グループのその他の会社に起因するものであるため、

ヘッジを認識していない。したがって、これらの取引について、予想損失額に対する引当金3百万ユーロが計上された。

2018年12月31日現在、デリバティブにおける予想損失に対する総引当金は、48百万ユーロである（前年度：63百万ユーロ）。

(50) 株式保有リスト

ドイツ商法第285条第11号、第11a号及び第11b号により作成が要求される株式保有リストは、別紙3に掲載されている。

(51) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法 (Aktiengesetz (AktG)) 第161条により要求される2018会計年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。遵守宣言は、インターネット上www.corporate-governance-code.de及び当社のホームページ上www.dpdhl.comで常時閲覧可能である（ドイツ株式会社法第161条第2項）。

(52) 会計監査人の報酬

会計監査人の報酬に関する情報は、ドイツポスト・アーゲーの連結財務諸表において開示されていることからドイツ商法第285条第17号の免除規定により、ここでは開示していない。

その他の保証サービスについて0.4百万ユーロが使用された。これは特に、コンフォート・レター及び内部統制システムに関する証明書の発行費用に関連している。

(53) 後発事象

貸借対照表日の基準日後、ドイツポストの経営成績、財務状態及び純資産に重大な影響を及ぼす事象は生じていない。

[次へ](#)

(54) 取締役会及び監査役会

取締役の報酬

2018会計年度の取締役に対する報酬の総額は、11.37百万ユーロ（前年度：11.57百万ユーロ）となった。8.12百万ユーロ（前年度：7.57百万ユーロ）は業績非連動部分であり、3.25百万ユーロ（前年度：4.0百万ユーロ）は業績連動部分として支払われた年間賞与に起因するものであった。0.58百万ユーロの追加の年間賞与は中期部分（繰延）に移動され、持続可能性の指標である必要EACが達成されることを条件として、2021年に支払われる予定である。

2018会計年度において、取締役は、発行日時点の評価額が5.43百万ユーロ（前年度：7.19百万ユーロ）の合計1,191,840個の株式評価益権を受領した。

現取締役の報酬

各現取締役の報酬(2018会計年度)

(単位：ユーロ)

	年間基本給与	諸手当	2018年度年間賞与(支払済)	2016年度中期部分の支払	2018年度中期部分へと移動された年間賞与部分 ⁽¹⁾	付与日における株式評価益権の価値
フランク・アペル(会長)	2,060,684	52,889	0 ⁽²⁾	950,662	0 ⁽²⁾	1,545,533
ケン・アレン	1,005,795	102,716	195,124	482,147	195,124	922,035
ユルゲン・ゲルデス (2018年6月12日まで)	452,608	18,053 ⁽³⁾	36,888	478,406	36,888	-
ジョン・ギルバート	930,000	264,539	122,295	389,263	122,295	852,553
メラニー・クライス	930,000	17,003	0 ⁽⁴⁾	364,964	0 ⁽⁴⁾	867,978
トーマス・オギルヴィー	715,000	14,896	96,275	-	96,275	595,836
ティム・シャールヴァート	715,000	53,390 ⁽⁵⁾	129,773	-	129,773	643,506

(1) 持続可能性に関する指標が達成された場合、2021年に支払われる。

(2) 監査役会の承認を得た上で、フランク・アペル氏は、2018会計年度の目標達成の決定による年間賞与（繰延を含む。）を放棄した。

(3) ゲルデス氏は、雇用契約に基づく権利に対する報酬として、4,288,805ユーロの支払も受けている。

(4) 監査役会の承認を得た上で、メラニー・クライス氏は、2018会計年度の目標達成の決定による年間賞与（繰延を含む。）を放棄した。

(5) シャールヴァート氏は、以前の雇用主により付与された長期報酬請求権の消滅の補償として783,460ユーロの支払も受けている。

各現取締役の報酬(2017会計年度)

(単位：ユーロ)

	年間基本給与	諸手当	2017年度年間賞与(支払済)	2015年度中期部分の支払	2017年度中期部分へと移動された年間賞与部分 ⁽¹⁾	付与日における株式評価益権の価値
フランク・アペル(会長)	1,978,911	35,294	952,351	288,300	952,351	1,962,574
ケン・アレン	1,000,913	98,197	487,945	203,680	487,945	1,005,810
ユルゲン・ゲルデス	1,005,795	36,289	464,074	167,256	464,074	1,005,810
ジョン・ギルバート	912,500	173,167	434,806	156,406	434,806	930,011
メラニー・クライス	871,667	17,029	405,892	120,656	405,892	860,006

トマス・オギルヴィー (2017年9月1日から)	238,333	3,159	116,188	-	116,188	715,020
ティム・シャールヴァート (2017年6月1日から)	417,083	29,812 ⁽²⁾	196,780	-	196,780	715,020

⁽¹⁾ 持続可能性に関する指標が達成された場合、2020年に支払われる。

⁽²⁾ シャールヴァート氏は、以前の雇用主により付与された長期報酬請求権の消滅の補償として750,664ユーロの支払も受けている。

拠出ベース年金契約

拠出ベース年金契約の内訳(2018会計年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約		
	2018年度拠出総額	2018年12月31日 現在の価値	2018会計年度の年金債務に 関する人件費
ケン・アレン	352,028	3,255,171	302,410
ジョン・ギルバート	325,500	1,112,362	225,078
メラニー・クライス	325,500	1,530,124	282,594
トマス・オギルヴィー	250,250	333,981	197,822
ティム・シャールヴァート	250,250	376,006	228,498
合計	1,503,528	6,607,644	1,236,402

拠出ベース年金契約の内訳(2017会計年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約		
	2017年度拠出総額	2017年12月31日 現在の価値	2017年度年金債務に関する 業務費用
ケン・アレン	341,775	2,795,087	320,744
ジョン・ギルバート	301,000	764,392	209,886
メラニー・クライス	301,000	1,118,052	220,871
トマス・オギルヴィー (2017年9月1日から)	83,417	105,780	99,891
ティム・シャールヴァート (2017年6月1日から)	145,979	128,758	125,064
合計	1,173,171	4,912,069	976,456

最終給与に基づく既存年金契約

最終給与に基づく既存年金契約の内訳(2018会計年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約			
	2018年12月31日 現在の年金給付割合	最高年金給付割合	2018会計年度の年金債 務に関する人件費	2018年12月31日 現在の価値

フランク・アペル(会長)	50%	50%	816,288	18,042,185
ユルゲン・ゲルデス (2018年6月12日まで)	50%	50%	2,047,716	9,690,179
合計			2,864,004	27,732,364

最終給与に基づく既存年金契約の内訳(2017会計年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約			
	2017年12月31日 現在の年金給付割合	最高年金給付割合	2017会計年度の年金債務 に関する人件費	2017年12月31日 現在の価値
フランク・アペル(会長)	50%	50%	790,601	15,144,741
ユルゲン・ゲルデス	50%	50%	277,610	6,465,974
合計			1,068,211	21,610,715

2018会計年度において、元取締役又はその扶養遺族に対する給付は、9.61百万ユーロ(前年度：7.01百万ユーロ)であった。現在の年金引当金は、84.6百万ユーロ(前年度：80.2百万ユーロ)と認識されている。

監査役の報酬

監査役に支払われる報酬は、当社の定款第17条に基づくものである。当該定款により、前年と同様、監査役には固定年俸70,000ユーロが支払われる。

監査役会の会長及び監査役会の委員会の委員長は、報酬の100パーセントを追加で受領し、監査役会の副会長及び監査役会の委員会の委員は、50パーセントを追加で受領する。もっとも、これは調停委員会及び指名委員会には適用されない。当会計年度の一定期間のみ監査役会及びその委員会に所属していた、又は会長又は副会長として務めた者は、比例案分した報酬を受領する。

前年と同様、監査役は、監査役会の総会又は委員会の会合に出席するたびに、1回につき1,000ユーロの会議出席手当を受領する。また、監査役は、その業務遂行にあたり立替えた現金費用に関する弁済を受けることができる。監査役会の報酬及び立替費用に対して課せられた付加価値税も払い戻される。

2018年の報酬の合計は、2,733,167ユーロ(前年度：2,641,000ユーロ)である。以下の表は、各監査役に支払われた報酬の内容である。

監査役に対して支払われた報酬

(単位：ユーロ)

監査役	2017年			2018年		
	固定報酬	会議出席手当	合計	固定報酬	会議出席手当	合計
Prof. Dr. ヴルフ・フォン・シンメルマン (2018年4月24日まで会長)	315,000	21,000	336,000	91,875	7,000	98,875
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード (2018年4月24日から会長)	72,917	7,000	79,917	253,750	26,000	279,750
アンドレア・コシス (副会長)	245,000	21,000	266,000	245,000	26,000	271,000
ロルフ・バウワーマイスター	140,000	17,000	157,000	140,000	22,000	162,000
Dr. ギュンター・ブロイニヒ (2018年3月17日から)	-	-	-	55,417	5,000	60,417

Dr. マリオ・ダーバーコウ (2018年4月24日から)	-	-	-	49,583	7,000	56,583
イングリッド・デルテンル	70,000	6,000	76,000	94,792	15,000	109,792
ヨルグ・フォン・ドスキー	70,000	6,000	76,000	70,000	10,000	80,000
ヴェルナー・ガッツェー	140,000	16,000	156,000	140,000	19,000	159,000
ガブリエーレ・ギュルツァウ (2018年4月24日から)	-	-	-	49,583	8,000	57,583
トーマス・ヘルト (2018年4月24日から)	-	-	-	74,375	12,000	86,375
マリオ・ヤクバシュ (2018年4月24日から)	-	-	-	49,583	8,000	57,583
Prof. Dr. ヘニング・カゲルマン	105,000	10,000	115,000	105,000	15,000	120,000
トーマス・コチェルニク	175,000	21,000	196,000	175,000	27,000	202,000
アンケ・ケファルト (2018年4月24日まで)	70,000	6,000	76,000	20,417	2,000	22,417
ウルリケ・レナルツ・ピペンバチャー	35,000	4,000	39,000	70,000	10,000	80,000
シモーネ・メンネ	105,000	11,000	116,000	105,000	17,000	122,000
ローランド・エトカー	140,000	15,000	155,000	140,000	19,000	159,000
アンドレアス・シャードラー (2018年4月24日まで)	70,000	6,000	76,000	20,417	1,000	21,417
サビネ・シールマン (2018年4月24日まで)	70,000	6,000	76,000	20,417	2,000	22,417
Dr. ウルリヒ・シュローダー (2018年2月6日まで)	102,083	0	102,083	8,750	0	8,750
Dr. シュテファン・ショルト	140,000	13,000	153,000	140,000	18,000	158,000
ステファン・タウチャー ⁽¹⁾	105,000	13,000	118,000	105,000	18,000	123,000
ヘルガ・チエル(2017年6月30日まで)	52,500	6,000	58,500	-	-	-
シュテファニー・ヴェケッセル	122,500	15,000	137,500	115,208	20,000	135,208
Prof. Dr.-Ing. カトヤ・ヴィント	70,000	6,000	76,000	70,000	10,000	80,000

⁽¹⁾ ステファン・タウチャー氏は、DHL ハブ・ライプツィヒ GmbH 監査役会に所属しているため、年間1,500ユーロを受領する。

当社管理機関 2018会計年度 監査役 2018年12月31日時点での株主代表監査役	
氏名	役職
Dr.ニコラス・フォン・ボムハード (2018年4月24日から会長)	ミュンヘナー・リュックファーヒヘルングス - ゲゼル シャフト・アーゲー(ミュンヘン再保険) 元最高経営 責任者
Prof. Dr. ヴルフ・フォン・シンメルマン (2018年4月24日まで会長)	ドイツ・ポストバンク AG元最高経営責任者
Dr.ギュンター・プロイニヒ (2018年3月17日から)	ドイツ復興金融公庫 (KfWバンケングルッペ) 最高経 営責任者
Dr.マリオ・ダーバーコウ (2018年4月24日から)	フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ アーゲー 経営取締役
英格リッド・デルテンル	欧州放送連合 元会長
ヴェルナー・ガッツェー	連邦財務省の事務次官 (2018年4月3日から) ドイツバーン・ステーション&サービス・アーゲー 最 高経営責任者 (2018年1月1日から2018年4月2日まで)
Prof. Dr.ヘニング・カゲルマン	SAP AG 元最高経営責任者
シモーネ・メンネ	ベーリンガー・イングハイムGmbH 元経営取締役
ローランド・エトカー	ROI フェルヴァルトゥングスゲゼルシャフト mbH 経営 パートナー
Dr.ウルリヒ・シュローダー (2018年2月6日まで)	ドイツ復興金融公庫 (KfWバンケングルッペ) 元最高 経営責任者
Dr.シュテファン・ショルト	フラポート AG 取締役会会長
Prof. Dr.-Ing.カトヤ・ヴィント	SMS group GmbH 経営取締役 (2018年4月1日から) SMS group GmbH (2018年1月15日から) ヤコブ大学ブレーメンgGmbH 執行取締役会 取締役 (2018年1月14日まで)

従業員代表監査役	
氏名	役職
アンドレア・コシス(副会長)	統一サービス産業労働組合の中央幹部会副会長、並びに、連邦郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業の責任者
ロルフ・パウワーマイスター	統一サービス産業労働組合管理組織の郵便事業、共同決定及び青年担当の責任者、並びに、郵便事業グループの責任者
ヨルグ・フォン・ドスキー	ドイツポスト・アーゲー、グループ会長及び当社執行役委員会委員長
ガブリエーレ・ギュルツァウ (2018年4月24日から)	ドイツポスト・アーゲー郵便取扱支店(ハンブルグ)労働評議会議長
トーマス・ヘルト (2018年4月24日から)	ドイツポスト・アーゲー 中央労働評議会議長(2018年6月27日から) ドイツポスト・アーゲー 中央労働評議会副議長
マリオ・ヤクバシュ (2018年4月24日から)	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会副議長
トーマス・コチュルニク	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会議長
アンケ・ケファルト (2018年4月24日まで)	DHLグローバル・フォワーディングGmbH(ハンブルグ)労働評議会議長
ウルリケ・レナルツ・ビエンバチャー	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会副議長
アンドレアス・シャードラー (2018年4月24日まで)	ドイツポスト・アーゲー セールスピスト業務部
サビネ・シールマン (2018年4月24日まで)	ドイツポスト・アーゲー中央労働評議会執行委員
ステファン・タウチャー	全国管理の郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ・アンド・ロジスティックス部の賃金・公務員・社会政策長
シュテファニー・ヴェケッセル	ドイツポスト・アーゲー郵便取扱支店(アウグスブルク)労働評議会副議長

取締役 2018会計年度	
氏名	部門
Dr. フランク・アペル	最高経営責任者 国際事業サービス (2018年4月4日から、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部の責任者でもある。)
ケン・アレン	エクスプレス事業部 (2018年12月31日まで) eコマース・ソリューション事業部 (2019年1月1日から)
Dr. h.c.ユルゲン・ゲルデス (2018年6月12日まで)	コーポレート・インキュベーション (2018年4月4日から 2018年6月12日まで) ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部 (2018年4月3日まで)
ジョン・ギルバート	サプライ・チェーン事業部
メラニー・クライス	ファイナンス
Dr. トーマス・オギルヴィー	人事部 コーポレート・インキュベーション (2018年6月12日から)
ジョン・ピアソン (2019年1月1日から)	エクスプレス事業部
ティム・シャールヴァート	グローバル・フォワーディング/フレート事業部

会社の監査役によって組織されたその他監査役会及び監査機関 株主代表監査役	
氏名	所属
Dr.ニコラス・フォン・ボムハード (2018年4月24日から監査役会会長)	a) 無所属 b) アソラ・ホールディング Ltd.パミューダ(取締役会会長)
Prof. Dr. ヴルフ・フォン・シンメルマン (2018年4月24日まで監査役会会長)	a) アリアンツ・ドイツ・アーゲー(2018年3月2日まで) マキシングベスト・アーゲー b) トムソン・ロイター Corp. (カナダ)(取締役)
Dr.ギュンター・プロイニヒ (2018年3月17日から)	a) ドイツ・ファンドブリーフバンク AG(会長) ドイツ・テレコム AG(2018年3月21日から) b) 無所属
Dr.マリオ・ダーバーコウ (2018年4月24日から)	a) 無所属 b) フォルクスワーゲン・パルチシパソエス Ltda. ⁽¹⁾ (ブラジル)(監査役) フォルクスワーゲン・ホールディング・フィナンシエル S.A. ⁽¹⁾ (フランス)(監査役) フォルクスワーゲン・ファイナンス・ルクセンブルグII S.A. (2018年10月10日付でフォルクスワーゲン・ペイメント S.A.に名称変更) ⁽¹⁾ (ルクセンブルグ)(監査役会会長) ソフトブリッジ-プロジェクトス・テクノロジコス S.A. ⁽¹⁾ ポルトガル(理事会)(2018年4月18日から) Wクレジット Inc. (米国)(取締役) ⁽¹⁾ (2018年10月1日から) フォルクスワーゲン S.A. インスティトゥシオン・デ・バンカ・ムルティプレ ⁽¹⁾ (メキシコ)(監査役) (2018年10月1日から) ⁽¹⁾ フォルクスワーゲンAGグループ指名
イングリッド・デルテンル	a) 無所属 b) ジボダン SA(スイス)(取締役) バンゲ・カントネル・ボウドワ SA(スイス)(取締役) フランス通信社(フランス)(取締役) (2017年9月28日から) サンライズ・コミュニケーションAG(スイス)(取締役) (2018年4月11日から)
ヴェルナー・ガッツェー	a) フルガフェン・ベルリン-プランデンブルグ GmbH PD-ベラーター・デ・オフネンリーヘン・ハンド GmbH (会長) DBネット AG(2018年1月1日から2018年4月2日まで) b) 無所属
Prof. Dr.ヘニング・カゲルマン	a) ドイツ・バンク・アーゲー(2018年5月24日まで) ミュンヘナー・リュックファージヘルシングス - ゲゼルシャフト・アーゲー(ミュンヘン再保険) KUKA AG b) 無所属

シモーネ・メンネ	<p>a) BMW AG スプリンガー・ネイチャー KGaA (2018年4月13日から) b) ジョンソン・コントロールズ・インターナショナル plc (アイルランド) (取締役) (2018年3月7日から) ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ Inc (米国) (取締役) (2019年1月30日から)</p>
ローランド・エトカー	<p>a) 無所属 b) ライニッシュ・ベルギッシュ・フェアラグスゲゼルシャフト mbH (監査役)</p>
Dr.ウルリヒ・シュローダー (2018年2月6日まで)	<p>a) ドイツ・テレコム AG (2018年2月6日まで) b) ルクセンブルグのエネルギー、温暖化及びインフラに係る欧州基金「マルグリット2020」(監査役) (2018年2月6日まで)</p>
Dr.シュテファン・ショルト	<p>a) 無所属 b) フラポート・アウスバウ・シュード GmbH (監査役会会長)⁽²⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース A.S.A. (ギリシャ) (取締役会会長)⁽²⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース B.S.A. (ギリシャ) (取締役会会長)⁽²⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース・マネージメント・カンパニー S.A. (ギリシャ) (取締役会会長)⁽²⁾ フラポート・ブラジル S.A.エアロポルト・デ・ポルト・アレグレ (ブラジル) (監査役会会長)⁽²⁾ フラポート・ブラジル S.A.エアロポルト・デ・フォルタレザ (ブラジル) (監査役会会長)⁽²⁾ (⁽²⁾) フラポート AGグループ指名</p>
Prof. Dr.-Ing.カトヤ・ヴィント	<p>a) フラポート AG b) 無所属</p>

従業員代表監査役	
氏名	所属
ヨルグ・フォン・ドスキー	a) PSD バンク・ミュンヘン eG b) 無所属
アンドレアス・シャードラー (2018年4月24日まで)	a) PSD バンク・コーン eG (会長) b) 無所属
ステファン・タウチャー	a) DHL ハブ・ライツィヒ GmbH (副会長) b) 無所属

- a) 法律上必要なその他の監査役会の所属
b) ドイツ及び外国会社で監査機関に相当する機関の所属

当社の取締役によって組織された監査役会その他監査機関	
氏名	所属
フランク・アペル	a) アディダス AG b) 無所属
ケン・アレン	a) 無所属 b) DHLシノトランス・インターナショナル・エア・ケーリエ Ltd. (中国) (取締役) ⁽³⁾ (⁽³⁾ グループによる指名

- a) 法律上必要な監査役会の所属
b) ドイツ及び外国会社で監査機関に相当する機関の所属

注記別紙1

非流動資産変動表(2018年1月1日から2018年12月31日の期間)

(単位：百万ユーロ)

	取得及び製造原価				
	2018年1月1日 現在	追加	組替	処分	2018年12月31日 現在
1 無形固定資産					
自社開発ソフトウェア	188	47	0	0	235
購入した特許権、工業所有権及び類似の権利・資産、並びに当該権利に係るライセンス	334	13	13	1	359
前払金	18	16	-13	3	18
無形固定資産計	540	76	0	4	612
2 有形固定資産					
土地、土地権及び建物（第三者の土地における建物を含む。）	2,902	70	22	2	2,992
技術設備及び機械	2,403	31	34	25	2,443
その他の機器、営業用及び事務用機器	1,259	255	4	83	1,435
前払金及び建設仮勘定	82	123	-60	2	143
有形固定資産計	6,646	479	0	112	7,013
小計(無形固定資産及び有形固定資産)	7,186	555	0	116	7,625
3 長期金融資産					
関連会社に対する株式	7,341	150	0	0	7,491
関連会社に対する貸付金	8,129	99	0	87	8,141
長期有価証券	69	0	0	0	69
その他貸付金	4	0	0	1	3
長期金融資産計	15,543	249	0	88	15,704
非流動資産計	22,729	804	0	204	23,329

注記別紙1(続き)

(単位：百万ユーロ)

	償却費 / 減価償却費						帳簿価額	
	2018年1月 1日現在	償却費 / 減価償却費	評価	組替	処分	2018年12月31 日現在	2018年1月 1日現在	2018年12月 31日現在
1 無形固定資産								
自社開発ソフトウェア	112	24	0	0	0	136	76	99
購入した特許権、工業所 有権及び類似の権利・資 産、並びに当該権利に係 るライセンス	250	26	0	0	1	275	84	84
前払金	0	0	0	0	0	0	18	18
無形固定資産計	362	50	0	0	1	411	178	201
2 有形固定資産								
土地、土地権及び建物 (第三者の土地における 建物を含む)	1,423	45	0	0	1	1,467	1,479	1,525
技術設備及び機械	1,532	67	0	0	25	1,574	871	869
その他の機器、営業用及 び事務用機器	836	112	0	0	82	866	423	569
前払金及び建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	82	143
有形固定資産計	3,791	224	0	0	108	3,907	2,855	3,106
小計(無形固定資産及び有形 固定資産)	4,153	274	0	0	109	4,318	3,033	3,307
3 長期金融資産								
関連会社に対する株式	172	0	0	0	0	172	7,169	7,319
関連会社に対する貸付金	0	0	0	0	0	0	8,129	8,141
長期有価証券	0	0	0	0	0	0	69	69
その他貸付金	0	0	0	0	0	0	4	3
長期金融資産計	172	0	0	0	0	172	15,371	15,532
非流動資産計	4,325	274	0	0	109	4,490	18,404	18,839

注記別紙2

負債の満期日構成(2018年12月31日現在)

(単位：百万ユーロ)

	2017年12月31日現在残高			2018年12月31日現在残高			合計	
	支払期限 が1年以 内	内、 1年以降	内、 5年以降	合計	支払期限 が1年以 内	内、 1年以降	内、 5年以降	
社債	503	4,372	3,200	4,875	0	5,007	3,450	5,007
内、転換社債1,000百万ユーロ (2017年12月31日：1,111百万ユーロ)								
銀行に対する負債額	39	82	30	121	105	567	22	672
買掛金	934	0	0	934	878	0	0	878
関連会社に対する債務	8,632	0	0	8,632	8,339	0	0	8,339
内、買掛金96百万ユーロ (2017年12月31日：46百万ユーロ)								
その他の資本投資先に対する債務	30	0	0	30	24	0	0	24
内、買掛金0百万ユーロ (2017年12月31日：0百万ユーロ)								
その他の負債	559	10	1	569	777	79	1	856
内、税金関連305百万ユーロ (2017年12月31日：278百万ユーロ)								
内、社会保険料関連3百万ユーロ (2017年12月31日：2百万ユーロ)								
合計	10,697	4,464	3,231	15,161	10,123	5,653	3,473	15,776

[次へ](#)

注記別紙3

株式保有リスト

連結財務諸表に含まれる関連会社(アフィリエーテッド・カンパニー)					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千単位)	純収益 (千単位)
ヨーロッパ					
ABIS GmbH	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	33	2,223
Agheera GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Albert Scheid GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	1,022	0
AO DHL International	Russia, Moscow	100.00	EUR	9,823	28,819
Cargus Express Curier S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	18,608	360
CSG GmbH	Germany, Bonn	51.00	EUR	13,838	0
CSG.PB GmbH	Germany, Neu-Isenburg	100.00	EUR	26	0
CSG.TS GmbH	Germany, Neu-Isenburg	100.00	EUR	4,012	0
Dahlia Propco SASU	France, Le Bourget	100.00	EUR	10	0
Danmar Lines AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	33,787	-2,480
Danzas Deutschland Holding GmbH	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	4,025	0
Danzas Fashion Service Centers B.V.	Netherlands, Waalwijk	100.00	EUR	840	4
Danzas Grundstücksverwaltung Frankfurt GmbH	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	26,600	-363
Danzas Holding AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	185,047	80,951
Danzas Verwaltungs GmbH	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	18,303	-4,648
Danzas, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	738,577	18,067
Delivered on Time Limited	United Kingdom, Chertsey	100.00	EUR	651	-438
Deutsche Post (Komerca) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	7,424	-118
Deutsche Post Adress Beteiligungsgesellschaft mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	416	0
Deutsche Post Adress Geschäftsführungs GmbH	Germany, Bonn	51.00	EUR	52	-9
Deutsche Post Adress GmbH & Co. KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	20,027	18,183
Deutsche Post Assekuranz Vermittlungs GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	51	0
Deutsche Post Beteiligungen Holding GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,718,500	0

Deutsche Post Customer Service Center GmbH	Germany, Monheim	100.00	EUR	43	0
Deutsche Post DHL Beteiligungen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,507,025	0
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	51	0
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH & Co. Logistikzentren KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	51,704	-2,757
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH & Co. Objekt Weißenhorn KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	20	-4
Deutsche Post DHL Express Holding GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	8,843,025	0
Deutsche Post DHL Research and Innovation GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	7,500	0
Deutsche Post Dialog Solutions GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,126	0
Deutsche Post Direkt GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	60	0
Deutsche Post E-Post Development GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post E-POST Solutions GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	2,631	0
Deutsche Post Finance B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	50,217	-2,418
Deutsche Post Fleet GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	511,115	0
Deutsche Post Global Mail (France) SAS	France, Issy-les-Moulineaux	100.00	EUR	9,554	2,516
Deutsche Post Global Mail (Netherlands) B. V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	1,828	-55
Deutsche Post Global Mail (UK) Limited	United Kingdom, Croydon	100.00	EUR	49,907	13,532
Deutsche Post Immobilien GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post InHaus Services GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,657	0
Deutsche Post International B.V.	Netherlands, Amsterdam	100.00	EUR	9,532,790	371,454
Deutsche Post Investments GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post IT BRIEF GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	11,160	0

Deutsche Post IT Services GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	39,229	0
Deutsche Post Mobility GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	16,055	0
Deutsche Post Reinsurance S.A.	Luxembourg, Luxembourg	100.00	EUR	16,693	490
Deutsche Post Shop Essen GmbH	Germany, Essen	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Shop Hannover GmbH	Germany, Hanover	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Shop München GmbH	Germany, Munich	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Zahlungsdienste GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,651	0
DHL (Cyprus) Ltd.	Cyprus, Nikosia	100.00	EUR	3,315	184
DHL Air Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	207,279	15,372
DHL AirWays GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	2,032	0
DHL Automotive GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	4,091	0
DHL Automotive Offenau GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	275	0
DHL Automotive s.r.o.	Czech Republic, Neprevazka	100.00	EUR	6,215	-2,943
DHL Aviation (France) SAS	France, Le Bourget	100.00	EUR	2,781	777
DHL Aviation (Netherlands) B.V.	Netherlands, Amersfoort	100.00	EUR	-18,863	698
DHL Aviation (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	20,302	4,137
DHL Aviation NV/SA	Belgium, Steenokkerzeel	100.00	EUR	26,471	3,269
DHL Consulting GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Copenhagen HUB Denmark A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	64	-3
DHL Delivery Augsburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Bayreuth GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Berlin GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	75	0
DHL Delivery Bonn GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Braunschweig GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Bremen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Dortmund GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Dresden GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Duisburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Düsseldorf GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0

DHL Delivery Erfurt GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Essen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Frankfurt GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Freiburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Freising GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Gießen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Göppingen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Hagen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Halle GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Hamburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	50	0
DHL Delivery Hannover GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Herford GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Karlsruhe GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Kassel GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Kiel GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Koblenz GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Köln West GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Leipzig GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Lübeck GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Magdeburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Mainz GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Mannheim GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery München GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Münster GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Neubrandenburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Nürnberg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Oldenburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Ravensburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Reutlingen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Rosenheim GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Saarbrücken GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Straubing GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Stuttgart GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Wiesbaden GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Würzburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Zwickau GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0

DHL Distribution Holdings (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	171,204	31
DHL Ekspres (Slovenija), d.o.o.	Slovenia, Trzin	100.00	EUR	403	405
DHL Exel Slovakia, s.r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	3,434	694
DHL Exel Supply Chain (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	-6,519	-289
DHL Exel Supply Chain (Spain), S.L.U.	Spain, Madrid	100.00	EUR	44,878	7,608
DHL Exel Supply Chain (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	457	-2,364
DHL Exel Supply Chain Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	778,029	-3,725
DHL Exel Supply Chain Portugal, S.A.	Portugal, Alverca	100.00	EUR	8,785	-251
DHL Exel Supply Chain Trade (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	1,523	82
DHL Express (Austria) GmbH	Austria, Guntramsdorf	100.00	EUR	16,326	5,386
DHL Express (Czech Republic) s.r.o.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	14,512	7,234
DHL Express (Denmark) A/S	Denmark, Broendby	100.00	EUR	74,309	6,466
DHL Express (Finland) Oy	Finland, Helsinki	100.00	EUR	4,258	1,931
DHL Express (Hellas) S.A.	Greece, Athens	100.00	EUR	3,312	816
DHL Express (Iceland) EHF	Iceland, Reykjavik	100.00	EUR	2,776	496
DHL Express (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	10,503	2,586
DHL Express (Italy) S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	84,787	24,643
DHL Express (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Contern	100.00	EUR	4,274	566
DHL Express (Norway) AS	Norway, Oslo	100.00	EUR	13,247	4,410
DHL Express (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	13,081	724
DHL Express (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	8,903	9,642
DHL Express (Slovakia), spol. s r. o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	4,227	564
DHL Express (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	9,191	5,375
DHL Express (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	6,769	379
DHL Express Bulgaria EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	4,627	833
DHL Express Customer Service GmbH	Germany, Monheim am Rhein	100.00	EUR	25	0
DHL Express Estonia AS	Estonia, Tallinn	100.00	EUR	12,808	2,253
DHL Express Germany GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,618	0

DHL Express Hungary Forwarding and Services LLC	Hungary, Budapest	100.00	EUR	5,018	1,116
DHL Express Macedonia d.o.o.e.l.	Macedonia, Skopje	100.00	EUR	1,596	322
DHL Express Network Management GmbH	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	25	0
DHL Express Portugal, Lda.	Portugal, Moreira da Maia	100.00	EUR	15,248	1,373
DHL Express Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	46,424	8,318
DHL Fashion Retail Operations GmbH	Germany, Mönchengladbach	100.00	EUR	21,628	0
DHL Finance Services B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	11,515	2,131
DHL FoodLogistics GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	258	0
DHL Freight (Belgium) NV	Belgium, Grimbergen	100.00	EUR	4,343	357
DHL Freight (France) SAS	France, Marne-la-Vallée	100.00	EUR	2,778	-2,898
DHL Freight (Netherlands) B.V.	Netherlands, Tiel	100.00	EUR	-26,570	-2,073
DHL Freight (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	33,033	10,663
DHL Freight d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	773	149
DHL FREIGHT d.o.o. Belgrade	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	1,116	257
DHL Freight Finland Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	7,290	3,219
DHL Freight Germany Holding GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	383,550	0
DHL Freight GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	10,737	0
DHL Freight Hungary Forwarding and Logistics LLC	Hungary, Budapest	100.00	EUR	8,763	1,242
DHL Freight Spain, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	7,914	1,939
DHL GBS (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	20,376	4,764
DHL Gertner International GmbH	Germany, Altentreptow	51.00	EUR	147	118
DHL Global Forwarding (Austria) GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	17,198	5,202
DHL Global Forwarding (Belgium) NV	Belgium, Machelen	100.00	EUR	3,256	-1,882
DHL Global Forwarding (CZ) s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	17,475	3,135
DHL Global Forwarding (Denmark) A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	11,172	-2,763

DHL Global Forwarding (Finland) Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	4,297	814
DHL Global Forwarding (France) SAS	France, Villepinte	100.00	EUR	39,745	2,247
DHL Global Forwarding (Ireland) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	18,654	2,338
DHL Global Forwarding (Italy) S.p.A.	Italy, Milan	100.00	EUR	41,181	11,528
DHL Global Forwarding (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	100.00	EUR	1,489	-162
DHL Global Forwarding (Netherlands) B.V.	Netherlands, Hoofddorp	100.00	EUR	11,021	-1,105
DHL Global Forwarding (Norway) AS	Norway, Skedsmokorset	100.00	EUR	-610	-2,035
DHL Global Forwarding (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	22,321	-402
DHL Global Forwarding (UK) Limited	United Kingdom, Chertsey	100.00	EUR	203,744	8,834
DHL Global Forwarding d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	691	-10
DHL Global Forwarding d.o.o. Belgrade	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	2,032	491
DHL Global Forwarding GmbH	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	7,242	0
DHL Global Forwarding Hellas S.A. of International Transportation and Logistics	Greece, Piraeus	100.00	EUR	7,837	678
DHL Global Forwarding Hungary Kft.	Hungary, Budapest	100.00	EUR	8,671	2,070
DHL Global Forwarding LLC	Russia, Moscow	100.00	EUR	411	-2,662
DHL Global Forwarding Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	10,359	0
DHL Global Forwarding Portugal, Unipessoal, Lda.	Portugal, Moreira da Maia	100.00	EUR	6,259	753
DHL Global Forwarding Sp. z o.o.	Poland, Lodz	100.00	EUR	10,852	6,007
DHL Global Forwarding Spain, S.L.U.	Spain, Madrid	100.00	EUR	23,942	9,849
DHL GLOBAL FORWARDING, logistika, d. o. o.	Slovenia, Brnik	100.00	EUR	3,223	814
DHL Global Mail 000	Russia, Moscow	100.00	EUR	193	-833
DHL Global Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,618,590	0

DHL Global Match (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	-1,409	379
DHL Hauptvogel International GmbH	Germany, Klipphausen	51.00	EUR	548	370
DHL Holding (France) SAS	France, Le Bourget	100.00	EUR	242,642	36,079
DHL Holding (Italy) S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	647,221	74,840
DHL Holdings (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	1	0
DHL Home Delivery GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	179	0
DHL Hub Leipzig GmbH	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	25	0
DHL Information Services (Europe) s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	86,132	7,581
DHL International (Albania) Ltd.	Albania, Tirana	100.00	EUR	441	177
DHL International (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	1,113	-211
DHL International (Romania) S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	4,814	1,811
DHL International (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	125,751	28,040
DHL International B.V.	Netherlands, The Hague	100.00	EUR	48,363	8,328
DHL International Beograd d.o.o.	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	3,783	339
DHL International d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	2,576	305
DHL International Express (France) SAS	France, Le Bourget	100.00	EUR	42,686	15,604
DHL International GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,353,453	0
DHL International Ltd.	Malta, Luqa	100.00	EUR	848	196
DHL International NV/SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	13,563	3,868
DHL International Ukraine JSC	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	2,453	550
DHL International-Sarajevo d.o.o.	Bosnia and Herzegovina, Sarajevo	100.00	EUR	1,122	204
DHL Inventory Finance Services GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Latvia SIA	Latvia, M rupe	100.00	EUR	1,096	326
DHL Leupold International GmbH	Germany, Oberkotzau	51.00	EUR	1,282	467
DHL Logistics (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	17,768	-6,396
DHL Logistics (Slovakia), spol. s r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	3,822	1,320
DHL Logistics (Ukraine) Ltd.	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	988	126

DHL Logistics Bulgaria EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	847	604
DHL Logistics Estonia OÜ	Estonia, Tallinn	100.00	EUR	3	0
DHL Logistics 000	Russia, Chimki	100.00	EUR	-1,492	-2,079
DHL Logistics S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	4,182	2,048
DHL Logistik Service GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	-243	-689
DHL Management (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	29,606	4,510
DHL Management Services Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	9	8
DHL Nordic AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	72,597	-2,651
DHL Paket (Austria) GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	9,989	1,536
DHL Paket GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	45,223	0
DHL Paketzentrum Obertshausen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Parcel (Belgium) NV	Belgium, Ternat	100.00	EUR	4,008	-5,021
DHL Parcel (e-Commerce) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	14,735	5,980
DHL Parcel (Netherlands) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	24,297	16,306
DHL Parcel (Speedpack) NV	Belgium, Brussels	100.00	EUR	70	-5,370
DHL Parcel (Switzerland) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	-1,359	-1,164
DHL Parcel Iberia S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	187,563	-557
DHL Parcel A Coruna Spain, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Alacant Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Araba Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Barcelona Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Bizkaia Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Cantabria Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Castello Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Ciudad Real Spain, S.L.	Spain, Ciudad Real	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Gipuzkoa Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Girona Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Huelva Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Illes Balears Spain, S.L.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Jaén Spain S.L.	Spain, Ciudad Real	100.00	EUR	-	-

DHL Parcel Lugo, Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Madrid Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Malaga Spain S.L.	Spain, Málaga	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Navarra Spain, S.L.	Spain, Navarra	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Pontevedra Spain S.L.	Spain, Vigo	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Sevilla Spain S.L.	Spain, Sevilla	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Support Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Tarragona Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Valencia Spain, S.L.U.	Spain, Picanya	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Valladolid Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Zaragoza Spain, S.L.	Spain, Zaragoza	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Nordic AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	8,571	2,516
DHL Parcel Polska Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	33,194	7,296
DHL Parcel Slovensko spol. s r.o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	911	-3,136
DHL Parcel UK Holding Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	4,935	-4,262
DHL Parcel UK Limited	United Kingdom, Slough	100.00	EUR	48,302	-16,427
DHL Pipelife Logistik GmbH	Austria, Wiener Neudorf	100.00	EUR	-14	-187
DHL Systems Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	10,885	231
DHL Service Central SARL	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	2,285	1,855
DHL Services Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	86,174	35,765
DHL Services Logistiques SAS	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	-18,201	-13,747
DHL Shoe Logistics s. r. o.	Czech Republic, Pohorí nad Ohří	100.00	EUR	4,069	350
DHL Solutions (France) SAS	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	77,493	-546
DHL Solutions Fashion GmbH	Germany, Essen	100.00	EUR	151	0
DHL Solutions GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	9,240	0
DHL Solutions k.s.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	5,136	2,208

DHL Sorting Center GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Stock Express SAS	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	-1,634	-1,887
DHL Supply Chain (Belgium) NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	5,472	-2,471
DHL Supply Chain (Denmark) A/S	Denmark, Greve	100.00	EUR	-19,001	-746
DHL Supply Chain (Finland) Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	5,248	-69
DHL Supply Chain (Ireland) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	3,687	-122
DHL Supply Chain (Italy) S.p.A.	Italy, Milan	100.00	EUR	100,791	7,335
DHL Supply Chain (Leipzig) GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain (Netherlands) B.V.	Netherlands, Tilburg	100.00	EUR	83,536	14,529
DHL Supply Chain (Norway) AS	Norway, Oslo	100.00	EUR	2,143	-2,001
DHL Supply Chain Hungary Limited	Hungary, Ulló	100.00	EUR	131	-622
DHL Supply Chain International Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	4,070	654
DHL Supply Chain Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	519,773	10,727
DHL Supply Chain Management B.V.	Netherlands, Tilburg	100.00	EUR	-28,161	146
DHL Supply Chain Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	2,183	2,158
DHL Supply Chain VAS GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain, s.r.o.	Czech Republic, Pohorelice	100.00	EUR	24,774	6,834
DHL Technical Distribution B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	-2,365	-27
DHL Trade Fairs & Events GmbH	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	626	0
DHL Trade Fairs and Events (UK) Limited	United Kingdom, Chertsey	85.00	EUR	601	57
DHL Voigt International GmbH	Germany, Neumuenster	51.00	EUR	1,310	1,096
DHL Wahl International GmbH	Germany, Bielefeld	51.00	EUR	1,124	330
DHL Worldwide Express Logistics NV/SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	27,707	335
DHL Worldwide Network NV/SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	5,193	1,079
DZ Specialties B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	404,608	9,836

Erste End of Runway Development Leipzig GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	25	0
Erste Logistik Entwicklungsgesellschaft MG GmbH	Germany, Hanover	100.00	EUR	25	0
Eurodifarm S.r.l.	Italy, Casalmaiocco (Lodi)	100.00	EUR	24,878	1,092
European Air Transport Leipzig GmbH	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	1,798	0
Exel (Wommelgem) NV	Belgium, Wommelgem	100.00	EUR	-4,750	-32
Exel France SA	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	91,737	19
Exel Freight Management (UK) Limited	United Kingdom, Chertsey	100.00	EUR	10,720	0
Exel Group Holdings (Nederland) B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	42,620	-258
Exel Holdings Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	654,514	993
Exel International Holdings (Netherlands 1) B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	690,569	0
Exel International Holdings (Netherlands 2) B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	773,052	11,513
Exel Investments Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	208,391	89,900
Exel Investments Netherlands B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	-5,744	-64
Exel Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	948,534	84,785
Exel Logistics Property Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	120,868	4,481
Exel Overseas Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	340,738	13,028
Exel UK Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	36,621	-4,366
F.X. Coughlin B.V.	Netherlands, Duiven	100.00	EUR	5,802	-23
FACT Danmark A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	1,997	535
Freight Indemnity and Guarantee Company Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	19	0
Gerlach & Co Internationale Expediteurs B.V.	Netherlands, Venlo	100.00	EUR	5,069	1,154
Gerlach & Co. NV	Belgium, Antwerp	100.00	EUR	6,812	910

Gerlach AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	6,043	6,663
Gerlach Custom Services UK Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	782	37
Gerlach Customs Services EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	354	70
Gerlach European Customs Services, spol. s r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	400	112
Gerlach European Services S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	304	22
Gerlach Sp. z o.o.	Poland, Gluchowo/Komorniki	100.00	EUR	2,978	831
Gerlach Spol s.r.o.	Czech Republic, Rudna u Prahy	100.00	EUR	3,849	3,011
Gerlach Sweden AB	Sweden, Tullinge	100.00	EUR	732	363
Gerlach Zolldienste GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	102	0
Giorgio Gori (France) SAS	France, Châtenoy-le-Royal	100.00	EUR	2,438	571
Giorgio Gori S.r.l.	Italy, Collesalvetti (Livorno)	100.00	EUR	35,732	10,109
Gori Iberia S.L.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	2,841	1,147
Gori Iberia Transitarios, Limitada	Portugal, Matosinhos	60.00	EUR	776	199
Higgs International Limited	United Kingdom, Chertsey	100.00	EUR	10,125	92
Hull, Blyth (Angola) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	10,326	-195
Hyperion Properties Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	-5,009	0
interServ Gesellschaft für Personal- und Beraterdienstleistungen mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	76	0
it4logistics GmbH	Germany, Potsdam	100.00	EUR	792	0
Joint Retail Logistics Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Karukera Transit SAS	France, Pointe-à-Pitre	100.00	EUR	957	62
Laible AG Speditionen	Switzerland, Schaffhausen	100.00	EUR	-462	-558
LLC DHL Express	Russia, Khimki	100.00	EUR	4,624	6,379
LLC Gerlach Ukraine	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	88	-6
Luftfrachtsicherheit-Service GmbH	Germany, Frankfurt/Main	50.00	EUR	2,567	1,434

McGregor Cory Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	16,215	1,253
Mitradiopharma S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	6,390	327
Mitsafetrans S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	24,202	3,129
National Carriers Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	2
NFC International Holdings (Ireland)	Ireland, Dublin	100.00	EUR	37,836	3
Ocean Group Investments Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Ocean Overseas Holdings Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	448,156	9,385
000 Customs Services	Russia, Khimki	100.00	EUR	635	648
Pharma Logistics B.V.	Netherlands, Rotterdam	100.00	EUR	813	-1
Pharma Logistics NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	17,446	1,028
Power Europe (Cannock) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	1,107	1,113
Power Europe (Doncaster) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	233	226
Power Europe Development Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Power Europe Development No. 3 Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	432	2
Power Europe Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	89	-172
Power Europe Operating Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	8,057	1,760
PPL CZ s.r.o.	Czech Republic, <small>01/08/01</small> any	100.00	EUR	82,950	3,861
PRCO Columbae AB	Sweden, Sundsvall	100.00	EUR	5	0
RISER ID Services GmbH	Germany, Berlin	100.00	EUR	2,598	2,274
Saloodo! GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Scherbauer Spedition GmbH	Germany, Neutraubling	50.00	EUR	4,352	146
SIA DHL Logistics Latvia	Latvia, Marupe	100.00	EUR	3	0
Speedmail International Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	0	0
StarBroker AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	26,833	1,360
StreetScooter GmbH	Germany, Aachen	100.00	EUR	7,378	0
Tradeteam Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	-21,194	-51,613
TRAILAR Limited	United Kingdom, Oldham	100.00	EUR	-28	-28

Trucks and Child Safety Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	42	0
UAB DHL Lietuva	Lithuania, Vilnius	100.00	EUR	7,209	759
UK Mail Group Limited	United Kingdom, Slough	100.00	EUR	26,021	0
Veron Grauer (France) SAS	France, Tremblay-en-France	100.00	EUR	1,823	1,025
Véron Grauer AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	1,341	1,484
Vetsch AG, Internationale Transporte	Switzerland, Buchs	100.00	EUR	507	170
Vetsch Internationale Transporte GmbH	Austria, Wolfurt	100.00	EUR	-	-
yunexus GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
アメリカ大陸					
Advance Logistics Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	27	148
AEI Drawback Services Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	7,861	1,638
Aero Express del Ecuador (TransAm) Ltda.	Ecuador, Guayaquil	100.00	EUR	244	36
Agencia de Aduanas DHL Express Colombia Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,133	-75
Agencia de Aduanas Suppla S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	933	14
AGENCIA DE ADUANAS DHL GLOBAL FORWARDING (COLOMBIA) S.A. NIVEL 1	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,397	261
Air Express International USA, Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	168,175	-47,700
Radix Group International, Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	-	-
Circuit Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	-39	-2
Connect Logistics Services Inc.	Canada, Edmonton	100.00	EUR	4,920	5,049
Danzas Corporation	USA, Miami	100.00	EUR	-50,260	-12,242
DHL (Bahamas) Limited	Bahamas, Nassau	100.00	EUR	1,380	100
DHL (Barbados) Ltd.	Barbados, Christ Church	100.00	EUR	1,933	93
DHL (Bolivia) SRL	Bolivia, Santa Cruz de la Sierra	100.00	EUR	1,423	148
DHL (BVI) Ltd.	British Virgin Islands, Tortola	100.00	EUR	321	45
DHL (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	7,765	-1,785

DHL (Honduras) S.A. de C.V.	Honduras, San Pedro Sula	100.00	EUR	4,747	723
DHL (Jamaica) Ltd.	Jamaica, Kingston	100.00	EUR	1,997	48
DHL (Paraguay) S.R.L.	Paraguay, Asunción	100.00	EUR	3,268	717
DHL (Trinidad and Tobago) Limited	Trinidad and Tobago, Port of Spain	100.00	EUR	1,914	-134
DHL (Uruguay) S.R.L.	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	4,661	568
DHL Arwest (Guatemala) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	1,080	-29
DHL Arwest (Panama) S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	834	-127
DHL Aviation (Americas), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	603,780	26,063
DHL Aviation SCR, S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	596	153
DHL Corporate Services SC México	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	3,612	1,050
DHL Customer Solutions & Innovations (USA) Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	-591	11
DHL Customer Support (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	170	178
DHL Customs (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	-2,009	-368
DHL de Guatemala S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	546	675
DHL Dominicana SA	Dominican Republic, Santo Domingo	100.00	EUR	1,729	148
DHL eCommerce (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	-149	-3,675
DHL Express (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	5,062	1,771
DHL Express (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	7,378	5,107
DHL Express (Canada) Ltd.	Canada, Brampton	100.00	EUR	-61,215	12,359
DHL Express (Chile) Ltda.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	10,344	-102
DHL Express (Ecuador) S.A.	Ecuador, Quito	100.00	EUR	1,561	521
DHL Express (El Salvador) S.A. de C.V.	El Salvador, San Salvador	100.00	EUR	1,813	167
DHL Express (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	395,169	125,849
DHL Express Aduanas Peru S.A.C.	Peru, Callao	100.00	EUR	2,100	488
DHL Express Aduanas Venezuela C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	-37	174
DHL Express Colombia Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	14,658	-1,137

DHL Express México, S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	64,809	27,638
DHL Express Peru S.A.C.	Peru, Callao	100.00	EUR	9,317	2,023
DHL Fletes Aereos, C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	64	-136
DHL Freight USA Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	25,832	-3
DHL Global Forwarding (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	6,271	2,921
DHL Global Forwarding (Brazil) Logistics Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	517	-3,747
DHL Global Forwarding (Canada) Inc.	Canada, Mississauga	100.00	EUR	35,460	1,061
DHL Global Forwarding (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	20,857	816
DHL Global Forwarding (Colombia) S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	11,137	961
DHL Global Forwarding (Ecuador) S.A.	Ecuador, Quito	100.00	EUR	1,689	-907
DHL Global Forwarding (El Salvador) S.A.	El Salvador, San Salvador	100.00	EUR	2,542	67
DHL Global Forwarding (Guatemala) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	8,284	945
DHL Zona Franca (Guatemala) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
Carga Aerea Internacional S.A. (Carinter)	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
Transportes Expresos Internacionales (Interexpreso) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding (Mexico) S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	23,527	10,451
DHL Global Forwarding (Nicaragua) S.A.	Nicaragua, Managua	100.00	EUR	-301	107
DHL Global Forwarding (Panama) S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	-121	632
DHL Holding Panama Inc.	Panama, Panama City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding Aduanas Peru S.A.	Peru, Callao	100.00	EUR	2,193	675
DHL Global Forwarding Deposito Aduanero (Colombia) S.A.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,351	-30

DHL Global Forwarding Management Latin America Inc.	USA, Coral Gables	100.00	EUR	593	0
DHL Global Forwarding Peru S.A.	Peru, Lima	100.00	EUR	6,456	567
DHL Global Forwarding Venezuela, C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	138	2,355
DHL Global Forwarding Zona Franca (Colombia) S.A.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	936	-6
DHL Guadeloupe SAS	Guadeloupe, Baie Mahault	100.00	EUR	-395	168
DHL Holding Central America Inc.	Panama, Panama City	100.00	EUR	42,590	-564
DHL Information Services (Americas), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	5,778	1,519
DHL International Antilles SARL	Martinique, Lamentin	100.00	EUR	780	236
DHL International Haiti SA	Haiti, Port-au-Prince	100.00	EUR	-37	112
DHL Logistics (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	135,103	11,274
DHL Management Cenam S.A.	Costa Rica, Heredia	100.00	EUR	-2,168	2,381
DHL Metropolitan Logistics SC Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	51,188	11,043
DHL Network Operations (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	158,178	3,942
DHL Nicaragua, S.A.	Nicaragua, Managua	100.00	EUR	385	51
DHL of Curacao N.V.	Curaçao, Curaçao	100.00	EUR	800	106
DHL Panama S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	2,256	300
DHL Regional Services, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	-27,275	-1,445
DHL S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	846	-57
DHL Servicios, S.A. de C.V.	Mexico, Cuautitlán Izcalli	100.00	EUR	-81	-53
DHL Sint Maarten N.V.	Sint Maarten, Philipsburg	100.00	EUR	-846	-21
DHL Supply Chain (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	4,520	849
DHL Supply Chain (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	3,606	351
DHL Supply Chain Automotive Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	10,011	4,693

DHL Supply Chain Colombia S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,291	249
DHL Transportes (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	2,562	43
DHL Zona Franca El Salvador S.A.	El Salvador, Antiguo Cuscatlán	100.00	EUR	531	-40
Dimalsa Logistics Inc.	Puerto Rico, San Juan	100.00	EUR	2,862	1,166
DPWN Holdings (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	8,484,873	212,692
EC Logistica S.A.	Argentina, Buenos Aires	51.00	EUR	53	52
EV Logistics	Canada, Vancouver	100.00	EUR	11,745	1,124
Exel Canada Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	-2,359	6,086
Exel Freight Connect Inc.	USA, Wilmington	100.00	EUR	-20	-1,560
Exel Global Logistics Inc.	USA, Palm City	100.00	EUR	-1,915	254
Exel Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	292,974	108,846
Exel Logistics Argentina S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	174	78
Exel Logistics do Nordeste Ltda.	Brazil, Camacari	100.00	EUR	1,415	-622
Genesis Logistics Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	1,278	2,457
Giorgio Gori USA, Inc.	USA, Baltimore	100.00	EUR	12,061	4,396
Global Mail, Inc.	USA, Weston	100.00	EUR	215,854	18,817
Gori Argentina S.A.	Argentina, Mendoza	100.00	EUR	1,344	699
GORI CHILE S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	3,861	596
Harmony Logistics Canada Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	432	443
Hyperion Inmobiliaria S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	3,087	1,972
Hyperion Properties Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	0	0
Ibryl Inc.	Cayman Islands, George Town	100.00	EUR	340	0
International Transportation (USA) 1, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
International Transportation (USA) 2, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
International Transportation (USA) 3, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
Marias Falls Insurance Co., Ltd.	Bermuda, Hamilton	100.00	EUR	65,966	1,312

Matrix Logistics Services Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	-14,558	-1,794
Olimpo Holding S.A.	Brazil, Campinas	90.00	EUR	5,427	103
Polar Air Cargo Worldwide, Inc.	USA, Purchase	49.00	EUR	11,384	0
Polar Transportes Ltda	Brazil, São Paulo	90.00	EUR	8,696	1,781
Relay Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	10	-16
Rio Lopes Transportes Ltda	Brazil, São Paulo	90.00	EUR	6,894	2,504
Saturn Integrated Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	2	23
Serviceuticos Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	721	70
Sky Courier, Inc.	USA, Sterling	100.00	EUR	1,947	898
Standard Forwarding LLC	USA, East Moline	100.00	EUR	10,764	1,265
Suppla Cargo S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,927	906
Suppla S.A.	Colombia, Bogotá	99.99	EUR	35,090	-130
Tafinor S.A.	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	4	0
TCL Supply Chain (Canada) Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	220	455
Tibbett & Britten Group Canada Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	22,230	6,928
Tibbett & Britten Group North America, LLC	USA, Westerville	100.00	EUR	78	2,193
Tracker Logistics Inc.	Canada, Edmonton	100.00	EUR	687	699
Unidock's Assessoria e Logistica de Materiais Ltda.	Brazil, Barueri	100.00	EUR	8,083	1,138
Vensecar Internacional, C.A.	Venezuela, Maiquetia	99.09	EUR	23,710	-424
Vensecar International (Barbados) Inc.	Barbados, Belleville, St.Michael	100.00	EUR	20,691	470
Zenith Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	543	99
アジア・太平洋					
23i Private Limited	Singapore, Singapore	100.00	EUR	4,954	-23
Asia Overnight (Thailand) Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	1,067	80
Blue Dart Aviation Ltd.	India, Mumbai	100.00	EUR	6,158	-507
Blue Dart Express Limited	India, Mumbai	75.00	EUR	89,995	11,338
Danzas (China) Ltd.	China, Hong Kong	100.00	EUR	-4,380	12,288
Danzas AEI (HK) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	-52	0
Danzas AEI Logistics (Shanghai) Co. Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	1,833	93

DANZASMAL Domestic Logistics Services Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	49.00	EUR	1,327	772
Deutsche Post Global Mail (Australia) Pty Ltd.	Australia, Mascot	100.00	EUR	-3,332	-1,083
DHL (Chengdu) Service Ltd.	China, Chengdu	100.00	EUR	888	-4
DHL Air Freight Forwarder Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	49.00	EUR	326	310
DHL Asia Pacific Shared Services Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	100.00	EUR	2,527	692
DHL Aviation (Hong Kong) Ltd.	China, Hong Kong	99.85	EUR	27,576	2,657
DHL Aviation Services (Shanghai) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	40,236	1,257
DHL Distribution (Thailand) Limited	Thailand, Nonthaburi	100.00	EUR	86,234	10,749
DHL eCommerce (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	5,998	155
DHL eCommerce (India) LLP	India, Mumbai	100.00	EUR	-4,261	-15,467
DHL eCommerce (Japan) K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	-2,469	-499
DHL eCommerce (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Puchong	100.00	EUR	-3,276	-5,457
DHL eCommerce (Philippines) Corporation	Philippines, Pasay City	100.00	EUR	170	-1
DHL eCommerce (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	-44,436	-15,652
DHL Exel Logistics (Malaysia) Sdh. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	49.00	EUR	2,723	211
DHL Express (Australia) Pty Ltd.	Australia, Sydney	100.00	EUR	24,260	8,125
DHL Express (Brunei) Sdn. Bhd.	Brunei Darussalam, Bandar Seri Begawan	90.00	EUR	886	76
DHL Express (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	3,958	1,111
DHL Express (Fiji) Ltd.	Fiji, Suva	100.00	EUR	1,035	80
DHL Express (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	21,460	9,623
DHL Express (India) Pvt. Ltd.	India, Mumbai	100.00	EUR	93,319	11,974
DHL Express (Macao) Limited	China, Macao	100.00	EUR	290	114
DHL Express (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	70.00	EUR	5,988	2,591
DHL Express (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	8,004	1,803

DHL Express (Papua New Guinea) Ltd.	Papua New Guinea, Port Moresby	100.00	EUR	330	31
DHL Express (Philippines) Corp.	Philippines, Makati City	100.00	EUR	11,977	1,549
DHL Express (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	168,103	9,871
DHL Express (Taiwan) Corp.	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	17,246	9,517
DHL Express (Thailand) Limited	Thailand, Samutprakarn	100.00	EUR	5,132	210
DHL Express International (Thailand) Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	16,778	1,664
DHL Express Laos Sole Company Limited	Laos, Vientiane	100.00	EUR	3,376	388
DHL Express Lda	East Timor, Dili	100.00	EUR	465	-3
DHL Express Nepal Pvt. Ltd.	Nepal, Kathmandu	100.00	EUR	2,743	-1,726
DHL Global Forwarding (Australia) Pty Ltd.	Australia, Tullamarine	100.00	EUR	28,374	22,116
DHL Global Forwarding (Bangladesh) Limited	Bangladesh, Dhaka	100.00	EUR	3,093	321
DHL Global Forwarding (China) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	119,754	41,911
DHL Global Forwarding (Fiji) Limited	Fiji, Lautoka	100.00	EUR	1,444	465
DHL Global Forwarding (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	17,940	19,848
DHL Global Forwarding (Korea) Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	9,434	5,399
DHL Global Forwarding (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	100.00	EUR	12,866	6,597
DHL Global Forwarding (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	6,135	-220
DHL Global Forwarding (Philippines) Inc.	Philippines, Pasay City	100.00	EUR	2,857	2,164
DHL Global Forwarding (PNG) Limited	Papua New Guinea, Port Moresby	74.00	EUR	1,493	589
DHL Global Forwarding (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	113,837	16,172
DHL Global Forwarding (Singapore) Pte. Ltd., Taiwan Branch	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	5,480	6,089

DHL Global Forwarding (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	11,274	2,591
DHL Global Forwarding (Vietnam) Corporation	Vietnam, Ho Chi Minh City	49.00	EUR	15,258	6,847
DHL Global Forwarding Caledonie	New Caledonia, Noumea	100.00	EUR	3,586	457
DHL Global Forwarding Freight Shared Services (India) LLP	India, Mumbai	100.00	EUR	4,678	0
DHL Global Forwarding Japan K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	12,727	7,441
DHL Global Forwarding Lanka (Private) Limited	Sri Lanka, Colombo	70.00	EUR	-557	-97
DHL Global Forwarding Management (Asia Pacific) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	286,282	28,865
DHL Global Forwarding Myanmar Limited	Myanmar, Rangoon	100.00	EUR	499	227
DHL Global Forwarding Pakistan (Private) Limited	Pakistan, Karachi	100.00	EUR	3,034	-942
DHL Global Forwarding Polynesie S.A.R.L.	French Polynesia, Faaa	100.00	EUR	4,641	454
DHL Holdings (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	32,883	5,613
DHL Incheon Hub Ltd.	South Korea, Incheon	100.00	EUR	7,308	1,130
DHL Information Services (Asia-Pacific) Sdn. Bhd.	Malaysia, Puchong	100.00	EUR	17,947	4,118
DHL INFORMATION SERVICES (INDIA) LLP	India, Mumbai	100.00	EUR	4,012	253
DHL International Kazakhstan, TOO	Kazakhstan, Almaty	100.00	EUR	1,442	198
DHL ISC (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	18,402	3,716
DHL Japan Inc.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	45,623	9,090
DHL Keells (Private) Limited	Sri Lanka, Colombo	50.00	EUR	4,629	2,116
DHL Korea Limited	South Korea, Seoul	100.00	EUR	39,939	5,017
DHL Logistics (Beijing) Co., Ltd.	China, Beijing	100.00	EUR	22,509	7,579
DHL Logistics (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	2,845	921
DHL Logistics (China) Co., Ltd.	China, Beijing	100.00	EUR	55,939	-625

DHL Logistics (Kazakhstan) T00	Kazakhstan, Aksai	100.00	EUR	-2,000	-292
DHL Logistics (Nanjing) Co.,Ltd	China, Nanjing	100.00	EUR	6,385	916
DHL Logistics (Shenzhen) Co., Ltd.	China, Shenzhen	100.00	EUR	3,324	-1,008
DHL Logistics (Zhuhai) Co., Ltd	China, Zhuhai	100.00	EUR	-7,993	-30
DHL Logistics Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	89,457	12,071
DHL Pakistan (Private) Limited	Pakistan, Karachi	100.00	EUR	2,469	-37
DHL Project & Chartering Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	4,407	1,874
DHL Properties (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Shah Alam	69.98	EUR	3,435	-317
DHL SCM K.K.	Japan, Saitama	100.00	EUR	287	240
DHL Sinotrans Bonded Warehouse (Beijing) Co., Ltd.	China, Beijing	100.00	EUR	9,995	2,361
DHL Sinotrans International Air Courier Ltd.	China, Beijing	50.00	EUR	328,530	255,591
DHL Supply Chain (Australia) Pty Limited	Australia, Mascot	100.00	EUR	33,134	13,314
DHL Supply Chain (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	77,026	4,670
DHL Supply Chain (Korea) Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	-1,613	336
DHL Supply Chain (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	100.00	EUR	7,138	1,139
DHL Supply Chain (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	30,629	326
DHL Supply Chain (Taiwan) Co. Ltd.	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	7,756	1,792
DHL Supply Chain (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	25,410	604
DHL Supply Chain (Vietnam) Limited	Vietnam, Ho Chi Minh City	100.00	EUR	5,291	-45
DHL Supply Chain (Vietnam) Transportation JSC	Vietnam, Ho Chi Minh City	51.00	EUR	-5,319	-4,172
DHL Supply Chain India Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	50,229	6,904
DHL Supply Chain K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	17,194	6,742

DHL Supply Chain Management Phils., Inc.	Philippines, Binan City	100.00	EUR	264	61
DHL Supply Chain Myanmar Ltd.	Myanmar, Rangoon	100.00	EUR	37	-120
DHL Supply Chain Phils., Inc.	Philippines, Manila	100.00	EUR	6,335	2,269
DHL Supply Chain Singapore Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	33,411	294
DHL Worldwide Express (Bangladesh) Private Limited	Bangladesh, Dhaka	90.00	EUR	14,087	1,085
DHL-VNPT Express Ltd.	Vietnam, Ho Chi Minh City	51.00	EUR	7,653	1,103
Dongguan DHL Supply Chain Co., Ltd.	China, Dongguan	100.00	EUR	8,246	3,462
Dun Ho Logistics Zhuhai (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	126	0
Exel Consolidation Services Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	2,556	3
Exel Logistics (Chengdu) Co. Ltd	China, Chengdu	100.00	EUR	-13	-39
Exel Logistics (China) Co. Ltd	China, Shanghai	100.00	EUR	-3,704	2,274
Exel Logistics Services Lanka (Private) Ltd.	Sri Lanka, Colombo	100.00	EUR	2,757	483
Ezyhaul (Thailand) Co., Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	60	-54
Ezyhaul Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	3,831	-240
Ezyhaul Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	100.00	EUR	148	-494
Gori Australia Pty Ltd.	Australia, Brighton-Le-Sands	100.00	EUR	6,074	2,388
MSAS Global Logistics (Far East) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	1,131	-3
Mulura Logistics Private Ltd.	Bangalore, India	100.00	EUR	187	-21
PT. Birotika Semesta	Indonesia, Jakarta	0.00	EUR	15,462	-193
PT. DANZAS SARANA PERKASA	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	1,198	257
PT. DHL Global Forwarding Indonesia	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	18,718	310
PT. DHL Supply Chain Indonesia	Indonesia, Jakarta	90.34	EUR	9,033	1,621
Shanghai Danzas Freight Agency Co. Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	4,010	2,652

Shun Hao Supply Chain Management (Wuhan) Co., Ltd.	China, Wuhan	100.00	EUR	0	0
SHUN LOK SUPPLY CHAIN (HK) LIMITED	China, Hong Kong	100.00	EUR	0	0
Skyline Air Logistics Ltd.	India, Mumbai	99.99	EUR	2,481	209
StarBroker (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	30	-4
Trade Clippers Cargo Limited	Bangladesh, Dhaka	100.00	EUR	300	0
Watthanothai Company Ltd.	Thailand, Bangkok	49.00	EUR	367	0
その他の地域					
Air & Ocean General transport, forwarding (shipping), Customs Clearance & Maritime services	Iraq, Baghdad	100.00	EUR	9,905	1,861
Al Dura Al Hamra for General Transport LLC	Iraq, Baghdad	100.00	EUR	37	0
Danzas Bahrain WLL	Bahrain, Manama	40.00	EUR	955	538
DGF Cameroon PLC	Cameroon, Douala	65.00	EUR	814	-84
DHL (Israel) Ltd.	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	14,362	1,581
DHL (Mauritius) Ltd.	Mauritius, Port Louis	100.00	EUR	971	-96
DHL (Namibia) (Pty) Ltd.	Namibia, Windhoek	100.00	EUR	943	23
DHL (Tanzania) Ltd.	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	-377	-88
DHL Aviation (Maroc) SA	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	5,639	1,160
DHL Aviation (Nigeria) Ltd.	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	58	145
DHL Aviation (Pty) Limited	South Africa, Johannesburg	100.00	EUR	5,791	555
DHL Aviation EEMEA B.S.C.(c)	Bahrain, Manama	100.00	EUR	862	26
DHL Aviation Kenya Ltd.	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	16	-1
DHL Egypt WLL	Egypt, Cairo	100.00	EUR	2,792	100
DHL Ethiopian Airlines Logistics Services Share Company	Ethiopia, Addis Ababa	48.98	EUR	325	0
DHL Express (Rwanda) Limited	Rwanda, Kigali	100.00	EUR	410	16
DHL Express Maroc S.A.	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	4,619	1,553
DHL Food Logistics Egypt Ltd.	Egypt, Alexandria	97.20	EUR	613	-103
DHL Freight Tasimacilik ve Lojistik Hizmetleri A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	-2,368	-2,360
DHL Ghana Limited	Ghana, Accra	100.00	EUR	1,013	6

DHL Global Forwarding & Co. LLC	Oman, Muscat	40.00	EUR	7,537	1,598
DHL Global Forwarding (Angola) - Comércio e Transitários, Limitada	Angola, Luanda	100.00	EUR	-75,322	-1,838
DHL Global Forwarding (Congo) SA	Republic of the Congo, Pointe-Noire	100.00	EUR	-4,294	-86
DHL Global Forwarding (Gabon) SA	Gabon, Libreville	99.00	EUR	-1,466	231
DHL Global Forwarding (JSC) - Libya for delivery of goods services	Libya, Tripoli	49.00	EUR	1,176	316
DHL Global Forwarding (Kenya) Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	25	-1,014
DHL Global Forwarding (Kuwait) Company WLL	Kuwait, Safat	49.00	EUR	4,421	1,450
DHL Global Forwarding (Senegal) S.A.	Senegal, Dakar	100.00	EUR	-1,005	92
DHL Global Forwarding (Uganda) Limited	Uganda, Kampala	100.00	EUR	-155	-424
DHL Global Forwarding Abu Dhabi LLC	United Arab Emirates, Abu Dhabi	49.00	EUR	16,506	-163
DHL Global Forwarding Azerbaijan LLC	Azerbaijan, Baku	100.00	EUR	-403	123
DHL GLOBAL FORWARDING COTE D'IVOIRE SA	Ivory Coast, Abidjan	100.00	EUR	-358	-1,526
DHL Global Forwarding Egypt S.A.E.	Egypt, Cairo	100.00	EUR	8,441	2,929
DHL Global Forwarding Lebanon S.A.L.	Lebanon, Beirut	50.00	EUR	2,202	1,212
DHL Global Forwarding Nigeria Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	-410	46
DHL Global Forwarding Qatar LLC	Qatar, Doha	49.00	EUR	4,821	2,159
DHL Global Forwarding SA (Pty) Limited	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	35,187	8,032
DHL Global Forwarding Tasimacilik A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	6,012	2,467
DHL Guinea Ecuatorial, S.L.	Republic of Equatorial Guinea, Malabo	100.00	EUR	-2,839	-1,321

DHL International (Algerie) SARL	Algeria, Algiers	100.00	EUR	2,083	355
DHL International (Angola) - Transportadores Rápidos, (SU) Limitada	Angola, Luanda	100.00	EUR	235	-489
DHL International (Bahrain) WLL	Bahrain, Manama	49.00	EUR	58	22
DHL International R.D. Congo SARL	Democratic Republic of the Congo, Kinshasa	100.00	EUR	-12,523	552
DHL International (Gambia) Ltd.	Gambia, Kanifing	100.00	EUR	-65	79
DHL International (Liberia) Ltd.	Liberia, Monrovia	100.00	EUR	-899	-576
DHL International (Pty) Ltd.	South Africa, Isando	74.99	EUR	12,147	2,188
DHL International (Pvt) Ltd.	Zimbabwe, Harare	100.00	EUR	3,075	396
DHL International (SL) Ltd.	Sierra Leone, Freetown	100.00	EUR	-1,262	-1,124
DHL International (Uganda) Ltd.	Uganda, Kampala	100.00	EUR	906	115
DHL International B.S.C.(c)	Bahrain, Manama	100.00	EUR	720	150
DHL International Benin SARL	Benin, Cotonou	100.00	EUR	893	18
DHL International Botswana (Pty) Ltd.	Botswana, Gaborone	100.00	EUR	524	110
DHL International Burkina Faso SARL	Burkina Faso, Ouagadougou	100.00	EUR	-2,584	-1,411
DHL International Cameroon SARL	Cameroon, Douala	100.00	EUR	-663	-178
DHL International Centrafrique SARL	Central African Republic, Bangui	100.00	EUR	99	41
DHL International Congo SARL	Republic of the Congo, Brazzaville	100.00	EUR	-5,873	-902
DHL International Cote D'Ivoire SARL	Ivory Coast, Abidjan	100.00	EUR	1,883	762
DHL International Gabon SA	Gabon, Libreville	100.00	EUR	-1,737	-1,378
DHL International Guinee SARL	Guinea, Conakry	100.00	EUR	1,007	242
DHL International Iran PJSC	Iran, Tehran	100.00	EUR	1,321	770
DHL International Madagascar SA	Madagascar, Antananarivo	100.00	EUR	345	-264
DHL International Malawi Ltd.	Malawi, Blantyre	100.00	EUR	-170	32
DHL International Mali SARL	Mali, Bamako	100.00	EUR	880	45

DHL International Mauritanie SARL	Mauretania, Nouakchott	100.00	EUR	-1,203	-1,662
DHL International Niger SARL	Niger, Niamey	100.00	EUR	587	-370
DHL International Nigeria Ltd.	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	4,321	1,656
DHL International Reunion SARL	Réunion, Sainte Marie	100.00	EUR	927	287
DHL International Tchad SARL	Chad, Ndjamenia	100.00	EUR	-622	-376
DHL International Togo SARL	Togo, Lomé	100.00	EUR	-218	-252
DHL International Transportation Co WLL	Kuwait, Safat	0.00	EUR	642	49
DHL International Zambia Limited	Zambia, Lusaka	100.00	EUR	-2,277	-226
DHL Lesotho (Proprietary) Ltd.	Lesotho, Maseru	100.00	EUR	187	9
DHL Logistics Ghana Ltd.	Ghana, Accra	100.00	EUR	-72	-185
DHL Logistics Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	-124	0
DHL Logistics Middle East DWC-LLC	United Arab Emirates, Dubai	100.00	EUR	12,190	8,512
DHL Logistics Morocco S.A.	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	-1,369	-1,003
DHL Logistics Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	-677	171
DHL Lojistik Hizmetleri A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	-4,889	-12,964
DHL Mocambique Lda.	Mozambique, Maputo	100.00	EUR	-166	229
DHL Oil + Gas (Angola) Ltda.	Angola, Luanda	49.00	EUR	186	183
DHL Operations BV Jordan Services with Limited Liability	Jordan, Amman	100.00	EUR	755	319
DHL Qatar Limited	Qatar, Doha	49.00	EUR	4,651	5,319
DHL Regional Services Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	0	-55
DHL Regional Services Ltd.	Mauritius, Port Louis	100.00	EUR	-12	0
DHL Senegal SARL	Senegal, Dakar	100.00	EUR	3,237	641
DHL Supply Chain (South Africa) (Pty) Ltd.	South Africa, Germiston	100.00	EUR	13,083	-1,055
DHL Supply Chain Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	4,379	-1,343
DHL Supply Chain Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	1,091	241
DHL Swaziland (Proprietary) Ltd.	Swaziland, Mbabane	100.00	EUR	351	38

DHL Worldwide Express & Company LLC	Oman, Ruwi	70.00	EUR	2,055	423
DHL Worldwide Express (Abu Dhabi) LLC	United Arab Emirates, Abu Dhabi	49.00	EUR	244	20
DHL Worldwide Express (Dubai) LLC	United Arab Emirates, Dubai	49.00	EUR	1,040	166
DHL Worldwide Express (Sharjah) LLC	United Arab Emirates, Sharjah	49.00	EUR	119	0
DHL Worldwide Express Cargo LLC	United Arab Emirates, Dubai	49.00	EUR	71	0
DHL Worldwide Express Ethiopia Private Limited Company	Ethiopia, Addis Ababa	99.85	EUR	3,242	466
DHL Worldwide Express Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	-182	180
DHL Worldwide Express Tasimacilik ve Ticaret A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	20,728	5,920
Document Handling (East Africa) Ltd.	Kenya, Nairobi	51.00	EUR	11	-43
Exel Contract Logistics (Nigeria) Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	-19,357	439
Exel Saudia LLC	Saudi Arabia, Al Khobar	50.00	EUR	27,220	8,584
F.C. (Flying Cargo) International Transportation Ltd.	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	101,345	9,317
Guinet Transit Service SARL	Réunion, Le Port	100.00	EUR	1,085	47
Giorgio Gori International Freight Forwards (Pty) Ltd.	South Africa, Ferndale	100.00	EUR	344	108
Hull, Blyth (Angola) Ltd. (Angolan branch)	Angola, Luanda	100.00	EUR	-7	134
Saudi Advanced Project Logistics Services LLC	Saudi Arabia, Khobar	100.00	EUR	117	0
Sherkate Haml-oNaghil Sarie DHL Kish	Iran, Tehran	100.00	EUR	0	0
SNAS Lebanon SARL	Lebanon, Beirut	90.00	EUR	-2,821	1,036
SNAS Postal Est.	Saudi Arabia, Riyadh	0.00	EUR	29	188
SSA Regional Services (Pty) Ltd.	South Africa, Johannesburg	100.00	EUR	1,423	645
Trans Care Fashion SARL (Morocco)	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	-314	0

Ukhozi Logistics (Pty) Ltd.	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	-33	0
-----------------------------	------------------------	--------	-----	-----	---

[次へ](#)

連結財務諸表に含まれない関連会社（アフィリエーテッド・カンパニー）					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
ASG Leasing Handelsbolag	Sweden, Stockholm	100.00	SEK	5	-
Beteiligungsgesellschaft Privatstraße GVZ Eifeltor GBR	Germany, Grafschaft-Holzweiler	53.54	EUR	-	-
Business Mail Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
Business Post Group Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	4	-
Business Post Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
Compass Point (St Ives) Management Company Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	-1	4
Deutsche Post Altersvorsorge Sicherung e.V. & Co. Objekt Gronau KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	0	-710
Deutsche Post gemeinnützige Gesellschaft für sichere und vertrauliche Kommunikation im Internet mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Grundstücks- Vermietungsgesellschaft beta mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	17	0
Deutsche Post Grundstücks- Vermietungsgesellschaft beta mbH & Co. Objekt Leipzig KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	0	-4,325
Deutsche Post Pensionsfonds AG	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,623	379
Deutsche Post Pensions- Treuhand GmbH & Co. KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	17	-
DHL Pensions Investment Fund Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	GBP	0	0
DHL Trustees Limited	United Kingdom, Bedford	74.00	GBP	0	0
DSC Healthcare Trustees Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	473
Exel (European Services Centre) Unlimited Company	Ireland, Dublin	100.00	GBP	0	0
Exel Secretarial Services Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0

F.X. Coughlin (U.K.) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	14	0
Fashionflow Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0
forum gelb GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Higgs Air Espana S.A.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	-	-
Rosier Distribution Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	GBP	-	-
Siegfried Vögele Institut (SVI) - Internationale Gesellschaft für Dialogmarketing mbH	Germany, Königstein	100.00	EUR	50	0
StreetScooter Schweiz AG	Switzerland, Oensingen	100.00	CHF	111	35
Tankfreight (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	0	0
Tankfreight Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	1	0
Tibbett & Britten Applied Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	-1	0
Tibbett & Britten Dairy Logistics Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	PLN	50	-
Transflash McGregor (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	GBP	717	0
UK Mail Express Parcels and Mail Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
UK Mail Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
UK Today Couriers Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
UNITRANS Deutschland Gesellschaft für Terminverkehre mbH	Germany, Düsseldorf	69.23	EUR	300	-32
Web-Despatch.com Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
Yellow Circle Logistics Limited	United Kingdom, Chertsey	100.00	GBP	-	-
アメリカ大陸					
Deutsche Post World Net USA Inc.	USA, Washington D.C.	100.00	USD	0	0
DHL Express (Belize) Limited	Belize, Belize City	100.00	EUR	-	-
DHL International (Antigua) Ltd.	Antigua and Barbuda, St. Johns	100.00	USD	-	-
Inversiones 3340, C.A.	Venezuela, Caracas	49.00	VES	-	-
Power Packaging, Inc.	USA, Westerville	100.00	USD	0	0

Safe Way Argentina S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	ARS	-	-
Skyhawk Transport Ltd.	Canada, Mississauga	100.00	CAD	0	0
アジア・太平洋					
Concorde Air Logistics Ltd.	India, Mumbai	99.54	INR	49,476	7,410
DHL Aviation (Philippines), Inc.	Philippines, Makati City	100.00	GBP	0	0
DHL Customs Brokerage Corp.	Philippines, Pasay City	100.00	PHP	-	-
DHL Danzas Air & Ocean (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	USD	0	0
DHL Express LLP	Kazakhstan, Almaty	100.00	KZT	-	-
Exel Logistics Delbros Philippines Inc.	Philippines, Manila	60.00	PHP	-	-
PT. Cargotama Multi Servisindo	Indonesia, Jakarta	100.00	IDR	0	0

その他の地域

DANZAS AEI (Private) Ltd.	Zimbabwe, Harare	100.00	USD	-	-
Danzas AEI Intercontinental LTD	Malawi, Blantyre	100.00	MWK	-	-
DHL Air Freight Forwarder (Egypt) WLL	Egypt, Cairo	99.90	EGP	-	-
DHL Global Forwarding DR Congo SARL	Democratic Republic of the Congo, Kinshasa	100.00	EUR	-1,624	-3,380
DHL Logistics Middle East FZE	United Arab Emirates, Dubai	100.00	AED	-	-
Elder Dempster Ltda.	Angola, Luanda	100.00	AOA	485	-
Exel Contract Logistics (SA) (Pty) Ltd.	South Africa, Elandsfontein	100.00	ZAR	-	-
Tibbett & Britten Egypt Ltd.	Egypt, Cairo	50.00	EGP	-	-

ジョイント・ベンチャー（比例連結）

社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Aerologic GmbH	Germany, Leipzig	50.00	EUR	28,756	921

ジョイント・ベンチャー（資本連結）

社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
----	-------	----------	----	--------------	------------

ヨーロッパ					
Danzas DV, LLC	Russia, Yuzhno-Sakhalinsk	50.00	RUB	-12,678	-
Flexible Lifestyle Employment Company Limited	United Kingdom, Bracknell	50.00	GBP	97	10
Health Solutions Team Limited	United Kingdom, Bracknell	50.00	GBP	1,996	0
アジア・太平洋					
Yamato Dialog & Media Co. Ltd.	Japan, Tokyo	49.00	JPY	8,303,338	440,413

関連会社（アソシエーテッド・カンパニー）（持分法により連結財務諸表に計上）					
社名	本社所在地	持分割合（%）	通貨	エクイティ（千ユーロ）	純収益（千ユーロ）
ヨーロッパ					
Cargo Center Sweden AB	Sweden, Stockholm	50.00	SEK	25,660	5,735
Relais Colis SAS	France, Creteil	42.20	EUR	25,883	-213
Resilience360 GmbH	Germany, Bonn	52.48	EUR	25	0
アメリカ大陸					
DHL Aero Expresso S.A.	Panama, Panama City	49.80	EUR	32,984	5,332
Integracion Aduanera S.A.	Costa Rica, San José	51.00	CRC	-	-
アジア・太平洋					
Danzas Intercontinental, Inc. (Philippines)	Philippines, Manila	39.98	PHP	-3,367	-
DHL SPH Supply Chain (Shanghai) Co., Ltd.	China, Shanghai	49.00	CNY	4,013	-987
Dunho WeiHeng (Zhuhai) Supply Chain Management Co., Ltd.	China, Zhuhai City	49.00	CNY	80,196	-104
Myanmar DHL Limited	Myanmar, Rangoon	49.00	MMK	2,120,793	1,506,684
Robotic Wares Private Limited	India, New Delhi	18.80	INR	746,206	-59,153
Tasman Cargo Airlines Pty. Limited	Australia, Mascot	48.98	AUD	9,728	454
Wuhan Jinyu DHL Supply Chain Management Co., Ltd.	China, Wuhan	40.00	CNY	9,284	-335
その他の地域					
Bahwan Exel LLC	Oman, Muscat	44.10	OMR	-	1,338
Danzas AEI Emirates LLC	United Arab Emirates, Dubai	40.00	AED	247,958	85,645

Global - E Online Ltd.	Israel, Kiryat Ono	22.56	USD	-	-13,098
------------------------	--------------------	-------	-----	---	---------

非連結関連会社（アソシエーテッド・カンパニー）

社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Airmail Center Frankfurt GmbH	Germany, Frankfurt/Main	20.00	EUR	4,650	687
Compador Dienstleistungs GmbH	Germany, Berlin	26.00	EUR	0	619
Diorit Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. Vermietungs KG	Germany, Mainz	49.00	EUR	0	21
European EPC Competence Center GmbH	Germany, Cologne	30.00	EUR	595	15
Expo-Dan	Ukraine, Kiev	50.00	UAH	-	-
Gardemoen Perishable Center AS	Norway, Gardemoen	33.33	NOK	10,914	1,366
Jurte Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. Vermietungs KG	Germany, Mainz	24.00	EUR	24	13
production.net AC GmbH	Germany, Aachen	34.20	EUR	410	339
アメリカ大陸					
BITS Limited	Bermuda, Hamilton	40.00	BMD	2,161	234
Consimex S.A.	Colombia, Medellin	29.22	COP	8,816,901	749,205
DHL International (Cayman) Ltd.	Cayman Islands, George Town	40.00	KYD	1,826	146
その他の地域					
DHL Yemen Company Limited (Express Courier)	Yemen, Sanaa	49.00	YER	-29,279	2,688
Drakensberg Logistics (Pty) Ltd.	South Africa, Ladysmith	50.00	ZAR	19,722	1,415

[次へ](#)

注記別紙4a

2018年度におけるドイツ証券取引法第33条以下に基づく議決権変更についての通知⁽¹⁾

通知 基準	通知 基準 は達成した日付	証券取引法第33条、34条 に基づく議決権 ⁽¹⁾		通知の理由： 購入/売却		2018年12月31日時 点での報告		証券取引法第38 条(1)に基づく文 書 ⁽²⁾		証券取引法第38 条(2)に基づく 文書 ⁽²⁾		備考	
		%	日付	%	絶対値	議決権付株式	文書	株式	文書	%	絶対値	%	
通知当事者													株主

1. 2018年2月19日までの通知については、2017年12月31日時点の年次財務書類に対する注記において報告されている。

2. 2018年会計年度において、証券取引法第40条(1)の意味におけるその他の通知は行われなかった。

注記別紙4b

過年度におけるドイツ証券取引法第26条(1)に基づく議決権変更についての通知

	通知基 準	閾値を超えた又 は達成した日付	証券取引法第21,22条に基づ く議決権	
通知当事者	%	日付	%	絶対値
2015年度におけるドイツ証券取引法第26条(1)に基づく議決権変更についての通知				
英国、ロンドン、ブラックロック・グループ・リミテッド	3	2015年10月6日	3.0500	36,936,885
英国、ロンドン、ブラックロック・グループ・リミテッド	3	2015年10月27日	2.9500	35,743,960
2014年度におけるドイツ証券取引法第26条(1)に基づく議決権変更についての通知				
ニューヨーク、ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	5	2014年1月20日	5.2000	62,926,776
ニューヨーク、ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	5	2014年4月28日	4.9900	60,361,715
ジャージー、セント・ヘリア、ブラックロック・ジャージー・インターナショナル・ホールディングスL.P.	5	2014年1月20日	5.2000	62,926,776
ジャージー、セント・ヘリア、ブラックロック・ジャージー・インターナショナル・ホールディングスL.P.	5	2014年4月28日	4.9900	60,361,715
英国、ロンドン、ブラックロック・グループ・リミテッド	5	2014年1月20日	5.0400	60,921,221
英国、ロンドン、ブラックロック・グループ・リミテッド	5	2014年4月14日	4.9900	60,471,892
ニューヨーク、ブラックロック・アドバイザーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド	5	2014年4月30日	4.9800	60,268,201

ブラックロック		2014年9月30日		
<p>ブラックロックがその議決権に係る開示義務についてドイツ法のもと解釈した内容について連邦財務監督機関（BaFin）と連携して実施された調査の後、ブラックロックは2014年9月25日時点の決算における株式保有関係を表明する報告書を提出した。同報告書において、ブラックロックの現在における議決権株式の保有関係の変更は反映されていない。報告書は単にブラックロックが現在市場で保有しているドイツポスト・アーゲーの株式に係る最新情報を示すに過ぎない。更に、同報告書は投資戦略の変更を何ら示すものではない。更に、ブラックロックはブラックロック・グループ会社及びそれらがドイツポスト・アーゲー及びその他の関連するドイツの発行者に対して有する議決権について詳述するプレスリリースをhttp://www.blackrock.com/corporate/en-gb/news-and-insights/predd-releases及びブルームバーグにて公表している。</p>				
2013年度におけるドイツ証券取引法第26条(1)に基づく議決権変更についての通知				
ドイツ、ベルリン、連邦財務省が代表するドイツ連邦 ²	25	2013年4月9日	24.8900	300,894,984
ニューヨーク、ブラックロック・インコーポレーテッド ¹	5	2013年7月16日	5.0100	60,512,289
ニューヨーク、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インコーポレーテッド ¹	5	2013年7月18日	5.0200	60,678,117
ウィルミントン、ブラックロック・ホールドコ2・インコーポレーテッド ¹	5	2013年7月18日	5.0200	60,678,117
ニューヨーク、ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	3	2013年7月22日	3.0600	36,962,694
ジャージー、セント・ヘリア、ブラックロック・ジャージー・インターナショナル・ホールディングスL.P.	3	2013年7月22日	3.0600	36,962,694
ニューヨーク、ブラックロック・アドバイザーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド	5	2013年11月8日	5.0100	60,574,232

1 2014年、2015年、2016年及び2017年における議決権株式の変更に関する追加通知で、証券取引法第40条(1)（2017年12月31日まで：証券取引法第26条(1)）の意味における基準を超えることのなかったもの

2 報告日である2018年12月31日時点で連邦財務省が代表するドイツ連邦が保有する議決権株式の保有率は20.5パーセントに達した。

注記別紙5

		株式数	株式資本の額 (ユーロ)	株式資本の割合 (%)	利益剰余金の変動 (ユーロ)	資本剰余金の変動 (ユーロ)	株式価格 (ユーロ)	日付
2018年1月1日時点の自己株式		4,513,582						
シェア・マッチング・スキームにおいて取得された自己株式								

2017年のインセンティブ株式及び投資株式	1,284,619			0.104%	-45,215,366.47	0.00	36.20	3月17日
2017年のインセンティブ株式及び投資株式 ¹⁾		1,284,619	1,284,619.00	0.104%	-45,215,366.47	0.00	36.20	
取得した自己株式の合計		1,284,619			-45,215,366.47	0.00		
シェア・マッチング・スキームにおいて発行された自己株式								
発行された2013年のマッチング株式(2016/17年取得)	-870,551			-0.070%	30,051,420.52	0.00	35.52	2018年4月1日
売却された残りの2013年のマッチング株式(2016/17年取得)	-860			0.000%	30,088.09	0.00	35.99	2018年4月6日
発行された2012年のマッチング株式 ²⁾		-871,411	-871,411.00	-0.070%	30,081,508.61	0.00	35.52	
発行された2017年のインセンティブ株式及び投資株式	-1,213,609			-0.098%	41,226,297.73	0.00	34.97	2018年4月1日
売却された残りの2017年のインセンティブ株式及び投資株式	-71,010			-0.006%	2,514,324.00	0.00	36.41	2018年4月10日
発行された2017年のインセンティブ株式及び投資株式 ¹⁾		-1,284,619	-1,284,619.00	-0.104%	43,740,621.73	0.00	35.05	
パフォーマンス・シェア・プランにおいて発行された自己株式								
発行された2014年のパフォーマンス・シェア(2016/17年取得)	-13,520			-0.001%	409,791.20	0.00	31.31	2018年9月1日
発行された2014年のパフォーマンス・シェア ³⁾		-13,520	-13,520.00	-0.001%	409,791.20	0.00	31.31	
発行又は売却された自己株式の合計		-2,169,550			74,231,921.54	0.00		
2018年12月31日時点の自己株式		3,628,651						

1) 2017年度賞与-2018年度発行

2) 2013年度賞与-2018年度発行

3) 2014年度賞与-2018年度発行

責任声明

我々の知る限り、適用される報告原則に基づき、当年次財務書類は、ドイツポスト・アーゲーの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正適正な概観を与えており、また、経営報告書は、ドイツポスト・アーゲーで予想される展開に関連する重要な機会及びリスクの記載とともに、ドイツポスト・アーゲーの事業及び状態の展開及びパフォーマンスの公正なレビューを含んでいる。

ポン、2019年2月15日

ドイツポスト・アーゲー

取締役会

Dr. フランク・アペル

ケン・アレン

ジョン・ギルバート

メラニー・クライス

Dr. トーマス・オギルヴィー

ジョン・ピアソン

ティム・シャールヴァート

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

前記連結財務諸表の注記及び個別財務諸表に対する注記を参照。

3 【その他】

(1) 【後発事象】

2019年2月、ドイツポスト・アーゲーは、純支払額653百万ユーロの対価で、中国、香港及びマカオにおけるサプライ・チェーン事業の売却を完了した。

2019年3月、監査役会は、2019年4月1日を効力発生日として、トビアス・メイヤーを取締役に選任した。トビアス・メイヤーは、最高経営責任者としての職務に加えてポスト・アンド・パケット・ドイツランド事業部を管理していたフランク・アペルから、当該事業部の担当取締役としての責務を引き継いだ。

2019年4月10日の判決で、欧州連合一般裁判所は、欧州委員会による2011年の国家補助の手続の拡大に関する決定に対するドイツポスト・アーゲーの法的見解に従って、欧州委員会の当該拡大に関する決定は無効であると判断した。欧州委員会は、2019年6月20日まで、欧州連合一般裁判所の判決に対して不服を申し立てができる。ドイツポスト・アーゲーの訴訟は、欧州委員会の国家補助の手続に関する最後の訴訟であり、この最後の訴訟は欧州委員会の2011年の国家補助の手続の拡大に関する決定の有効性に関する手続上の事項にかかわるものであった（より詳細については、前記「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) リスク」を参照のこと）。2012年1月25日付の欧州委員会による国家補助に関する決定は、すでに、2016年7月14日の判決により、無効であると終局的に判断されている。

ドイツポストは、法律上の手続の範囲内で、2019年6月3日に、書簡郵便及びその他のサービスの新料金の設定について、ドイツ連邦ネットワーク庁の承認を申請した。6月中に承認が得られる見通しであり、承認取得後、新料金が2019年7月1日から2021年12月31日まで適用されることになる。当該申請は、3年以上の価格据え置きを経て、20グラムまでの国内標準書簡についての0.1ユーロから0.8ユーロの値上げなどを含むものである。比較すると、欧州の国内標準書簡の平均的な料金は、最新の31か国に照らして、現在0.97ユーロである。

上記を除き、報告日以降に当グループの純資産、財務状況及び業績に重大な影響を与える重要な事象はない。

(2) 【訴訟】

前記「1 - (1) - (ヘ) 連結財務諸表の注記 - 注記46」を参照のこと。

4 【日本とドイツ（国際財務報告基準）における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

ドイツポスト・アーゲーは、国際財務報告基準に準拠して連結財務諸表を作成しており、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類とは幾つかの相違点がある。その主要な相違点は以下のとおりである。

(1) 【財務書類】

国際財務報告基準に準拠して作成される財務書類は、貸借対照表、損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記から構成されている。国際財務報告基準では連結財務諸表が主要財務書類と見なされている。

日本において、企業会計基準委員会から、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」が公表され、包括利益及びその他の包括利益の表示が求められることとなった。この基準は2011年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されている。

(2) 【損益計算書の表示】

国際財務報告基準では、損益計算書上、売上高、営業損益、財務費用、持分法適用時の関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益に対する持分、税金費用、経常損益、異常及び非継続事業損益項目、非支配株主持分損益、会計方針の変更に伴う影響額及び当期純損益が記載される。

日本においては、売上高、売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費、営業損益、営業外収益（費用）、経常損益、特別損益、税引前当期純利益、法人税等及び当期純利益が記載される。

(3) 【収益の認識】

国際財務報告基準では、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って、約束した財またはサービスの顧客への移転を当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように、収益を認識しなければならない。収益認識にあたり、(1)契約の識別、(2)履行義務の識別、(3)取引価格の算定、(4)取引価格の履行義務への配分、(5)履行義務の充足に基づく収益の認識の5つのステップにより検討する。

日本においては、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り収益を認識する（企業会計原則第二3B）という「実現主義の原則」の規定により、収益を認識する。

ただし、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が、2021年4月1日以後適用され、当基準においては、国際財務報告基準とほぼ同様の方法で収益を認識する（2018年4月1日以後早期適用可能）。

(4) 【リース】

国際財務報告基準では、IAS第17号「リース」に従って、リースはリース開始日にファイナンス・リース若しくはオペレーティング・リースに分類される。ファイナンス・リースは資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て借主に移転するリースである。その他のリースは全てオペレーティング・リースになる。

ただし、2019年1月1日からIFRS第16号「リース」が適用されるが、ドイツポストは2018年から早期適用している。

IFRS第16号「リース」においては、短期リース及び少額資産のリースを除き、すべてのリースについて使用権資産モデルを適用し、資金調達を伴う使用権資産の取得として処理する。

日本においては、ノンキャンセラブル・フルペイアウトの要件を満たすか否かにより、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類される。ファイナンス・リースは、所有権移転リースと所有権移転外リースに分類される。ファイナンス・リースは通常の売買取引に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リースは通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行う。

(5) 【開発費用】

開発費用は、IAS第38号「無形資産」における基準を満たした時に資産計上が要求される。

日本においては、開発段階で発生した費用は発生時に費用計上される。

(6) 【企業結合】

国際財務報告基準では、IFRS第3号「企業結合」に従って、のれんについて、規則的な償却は行わず、毎期1回、減損の兆候があればさらに追加で、減損テストを実施する。

日本においては、企業結合にかかる会計処理について、2006年4月1日以後開始する事業年度より「企業結合に係る会計基準」が適用されている。当該基準は、のれんについて、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することを要求する。但し、のれんの金額に重要性が乏しい場合

には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

(7) 【減損会計】

IAS第36号「資産の減損」では、資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は回収可能価額を測定し、当該回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、差額を減損損失として計上する。回収可能価額を算定するために使用される見積りに変更があった場合には減損損失の戻入れが行われるが、のれんにかかる減損損失は戻入れない。

日本においては、2005年4月1日以後開始する事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準では、資産又は資産グループに減損の兆候が認められ、かつ、固定資産の割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入れは禁止されている。

(8) 【投資不動産】

IAS第40号「投資不動産」に従って、投資不動産は当初取得原価で認識され、その後取得原価（減価償却累計額及び減損損失累計額控除後）若しくは公正価値で計上される。

日本においては、投資不動産について、当初認識後の測定において、公正価値は認められず、その他の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理がされ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理が行われる。

(9) 【退職給付会計】

国際財務報告基準では、IAS第19号「従業員給付」に従って、過去勤務費用は発生した期間において即時に費用として認識し、また、数理計算上の差異は発生した期間において即時にその他の包括利益で認識し、貸借対照表でオンバランスされる。

日本においては、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、従来までオフバランスとされ、平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却されていた。しかし、2012年5月17日に「退職給付に関する会計基準」が公表され、従来までオフバランスであった、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異が、即時にオンバランスされ、その他の包括利益累計額として連結貸借対照表に計上されることとなった。当該基準は2013年4月1日以降開始する事業年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されている。

(10) 【有給休暇引当金】

国際財務報告基準では、IAS第19号に従って有給休暇引当金が計上される。

日本においては、有給休暇についての会計基準は設定されておらず、実務慣行においても有給休暇引当金が計上されることはある。

(11) 【ヘッジ会計】

国際財務報告基準では、IAS第39号「金融商品の認識と測定」に従って、一般に、以下のヘッジが認められている。

(イ) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価する。ヘッジ対象項目については、当該項目のリスクに起因する公正価値の変動部分についてのみ、帳簿価額を修正する。公正価値ヘッジから生じる損益は、ヘッジ手段に関するものもヘッジ対象物に関するものも、損益計算書に計上する。

(口) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価し、有効なヘッジ部分に関する損益については当初資本の部に認識し、その後ヘッジ対象項目の損益認識のパターンと同様の方法で損益計算書に含める。

日本においては、原則として、ヘッジ手段の公正価値の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、資産又は負債として繰り延べる（「繰延ヘッジ」）。これは公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジの両方に適用される。想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる資産又は負債とほぼ同一である金利スワップについては、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理すること（金利スワップの特例処理）が認められている。

第7【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に、最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1【本邦における株式事務等の概要】

当社の株式（以下「当社株式」という。）を取得する者（本項において以下「実質株主」という。）については、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間の外国証券取引口座約款に基づき、実質株主の名義で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）が開設される。当社株式についての売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他当社株式の取引に関する事項は、全てこの取引口座を通じて処理される。

以下は、外国証券取引口座約款に従った、当社株式に関する事務手続の概要である（但し、個別の窓口証券会社の外国証券取引口座約款において、異なる定めがなされている場合には、当該異なる定めに従うものとする。）。

（1）【名義書換取扱場所、株主名簿管理人及び実質株主明細表】

日本には、当社株式の名義書換取扱場所又は株主名簿管理人は存在しない。各窓口証券会社は、自社に取引口座を有する全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には、各実質株主の氏名及び各実質株主のために所有する株式数が記載される。

（2）【株主に対する特典】

なし。

（3）【株式の譲渡制限】

実質株主の行う株式譲渡については、「第1 - 2 外国為替管理制度」で述べた制約を除き、何ら制限はない。

（4）【その他株式事務に関する事項】

（イ）株式の登録

取引口座を通じて保有される当社株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で、当社の登録株主名簿に登録される。

（ロ）事業年度の終了

当社の事業年度は、毎年12月末日に終了する。

（ハ）実質株主明細表の基準日

当社の取締役会は、配当の支払又は新株引受権の付与のため基準日を定めることができる。かかる配当又は新株引受権を受領する資格を有する実質株主を決定するための実質株主明細表の基準日は、通常、当社が定めるドイツにおける上記基準日と同一の暦日となる。

(二) 公告

日本における公告は行われない。

(木) 実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、窓口証券会社に取引口座を開設するときに、窓口証券会社の定めるところにより、口座管理料を支払うほか、必要に応じて実費を支払う。

2 【日本における実質株主の権利行使方法】

(1) 【実質株主の議決権の行使に関する手続】

議決権の行使は、実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が指示をしない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権を行使しない。

(2) 【配当請求等に関する手続】

(イ) 現金配当の交付手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載されている実質株主に支払われる。

(ロ) 株式配当等の交付手続

株式分割の方法により割り当てられた当社株式は、原則として、現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、窓口証券会社は、かかる当社株式を取引口座を通じて処理する。但し、実質株主が特に要請した場合を除き、ドイツにおける取引単位未満の当社株式は売却され、その純手取金が窓口証券会社を通じて実質株主に支払われる。

株式配当により割り当てられた当社株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(ハ) 新株引受権

当社株式について新株引受権が与えられた場合は、新株引受権は、原則として、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 【株式の移転に関する手続】

実質株主は、その所有する株式の振替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は、円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内の外貨による。

窓口証券会社の店頭における当社株式の譲渡は、口座間の振替を口座簿に記録することにより行われ、日本における当社株式の取引が行われた結果として、現地保管機関の株式口座に変更が生じた際に、現地保管機関の定める手続に従い、当該当社株式を振り替えるための口座簿の記録が行われる。

(4) 【本邦における課税】

(イ) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払を受ける配当金については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツ又はその地方公共団体の源泉課税があるときは、この額をドイツにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、()個人の場合は、2037年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、15パーセントの所得税と0.315パーセントの復興特別所得税及び5パーセントの地方税が、()法人の場合は、2037年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、15パーセントの所得税と0.315パーセントの復興特別所得税が源泉徴収される。かかる配当所得について個人は確定申告を要しないが、個人は申告分離課税若しくは総合課税という方法のいずれかにおいて確定申告を行うことを選択できる。

実質株主に支払われた配当につき源泉徴収されたドイツの所得税額については確定申告により外国税額控除が利用できる場合がある。

(ロ) 譲渡損益

当社株式の日本における譲渡に基づく損益についての課税は、日本の会社の上場株式の譲渡損益課税と同様である。

(ハ) 相続税

- (a) 当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。
- (b) 日本国の居住者が相続した当社株式が同時にドイツの相続税の対象となることがあるが、ドイツで徴収された当該相続税については、日本国相続税法の下で外国税額控除が受けられる。
ドイツにおける課税上の取扱いについては、「第1-3 課税上の取扱い」を参照されたい。

(5) 【実質株主に対する諸通知】

当社が株主に対して行う通知及び通信は、当社株式の名義上の株主である現地保管機関又はその名義人に対し行われる。現地保管機関は、同通知及び通信を窓口証券会社に転送し、窓口証券会社は更に実質株主に対して転送する。実費は当該実質株主に請求される。しかし、実質株主がかかる通知及び通信の転送を希望しない場合、又はかかる通知及び通信の内容が重要でない場合、かかる通知及び通信はかかる実質株主に転送されず、窓口証券会社が保管し、実質株主の閲覧に供される。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当なし。

2【その他の参考情報】

当社は、2018年1月1日から本有価証券報告書提出日までの期間において、金融商品取引法第25条1項各号に掲げる次の書類を提出している。

有価証券報告書及び その添付書類	事業年度	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年6月29日、関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度	自 2018年1月1日 至 2018年6月30日	2018年9月28日、関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指標等の情報】

該当なし。

BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Deutsche Post AG, Bonn

VERMERK ÜBER DIE PRÜFUNG DES KONZERNABSCHLUSSES UND DES KONZERNLAGEBERICHTS

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) – bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2018, der Konzerngesamtergebnisrechnung, der Konzerngewinn- und Verlustrechnung, der Konzerneigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzernkapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 sowie dem Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Post AG für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 geprüft. Die im Abschnitt „Sonstige Informationen“ unseres Bestätigungsvermerks genannten Bestandteile des Konzernlageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigelegte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2018 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 und
- vermittelt der beigelegte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Konzernlagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der im Abschnitt „Sonstige Informationen“ genannten Bestandteile des Konzernlageberichts.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Konzernabschlusses haben wir unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungs nachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Aus unserer Sicht waren folgende Sachverhalte am bedeutsamsten in unserer Prüfung:

- 1 Werthaltigkeit der Firmenwerte
- 2 Pensionsverpflichtungen und Planvermögen
- 3 Auswirkungen aus der Erstanwendung des IFRS 16 auf die Bilanzierung von Leasingverhältnissen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir jeweils wie folgt strukturiert:

- 1 Sachverhalt und Problemstellung
- 2 Prüferisches Vorgehen und Erkenntnisse
- 3 Verweis auf weitergehende Informationen

Nachfolgend stellen wir die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

1 Werthaltigkeit der Firmenwerte

- 1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Immaterielle Vermögenswerte“ Firmenwerte in Höhe von €11,2 Mrd. ausgewiesen, die damit rund 22 % der Bilanzsumme und 81 % des bilanziellen Eigenkapitals des Konzerns repräsentieren. Die Firmenwerte werden jährlich zum Bilanzstichtag oder anlassbezogen von der Gesellschaft einem Werthaltigkeitstest („Impairment Test“) unterzogen. Der Werthaltigkeitstest der Firmenwerte erfolgt anhand des Nutzungswerts („Value in use“), der mittels eines Bewertungsmodells nach dem Discounted-Cashflow-Verfahren ermittelt wird. Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße von der Einschätzung der künftigen Zahlungsmittelzuflüsse durch die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sowie des verwendeten Diskontierungszinssatzes abhängig und daher mit einer erheblichen Unsicherheit behaftet, weswegen dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung war.
- 2 Von der Angemessenheit der bei der Berechnung verwendeten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse haben wir uns unter anderem durch Abgleich dieser Angaben mit den aktuellen Budgets aus der von den gesetzlichen Vertretern erstellten und vom Aufsichtsrat der Gesellschaft gebilligten Drei-Jahresplanung sowie durch Abstimmung mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen überzeugt. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ kleine Veränderungen des Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten Nutzungswerts haben können, haben wir auch die bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parameter einschließlich der gewichteten durchschnittlichen Kapitalkosten („Weighted Average Costs of Capital“) geprüft und das Berechnungsschema der Gesellschaft nachvollzogen. Aufgrund der materiellen Bedeutung der Firmenwerte sowie aufgrund der Tatsache, dass die Bewertung derselben auch von volkswirtschaftlichen Rahmenbedingungen abhängt, die außerhalb der Einflussmöglichkeit der Gesellschaft liegen, haben wir ergänzend eigene Sensitivitätsanalysen für die zahlungsmittelgenerierenden Einheiten mit geringer Überdeckung (Nutzungswert im Vergleich zum Buchwert) durchgeführt und festgestellt, dass die jeweiligen Firmenwerte ausreichend durch die diskontierten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse gedeckt sind. Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und –annahmen sind insgesamt nachvollziehbar.
- 3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Firmenwerten sind in Textziffer 22 des Anhangs enthalten.

2 Pensionsverpflichtungen und Planvermögen

- 1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ insgesamt €4,35 Mrd. ausgewiesen. Die Nettopensionsrückstellungen von €4,1 Mrd. (nach Berücksichtigung des aktivisch ausgewiesenen Pensionsvermögen von €0,3 Mrd.) ergeben sich aus dem Barwert der Verpflichtungen in Höhe von €16,7 Mrd. und dem hiermit saldierten und zum Zeitwert bewerteten Planvermögen von €12,6 Mrd. Die Bewertung der Verpflichtungen aus leistungsorientierten Pensionsplänen erfolgt nach der Methode der laufenden Einmalprämien (Projected Unit Credit Method) gemäß IAS 19. Dabei sind insbesondere Annahmen über den langfristigen Gehalts- und Rententrend sowie die durchschnittliche Lebenserwartung zu treffen. Ferner ist der Abzinsungssatz zum Bilanzstichtag aus der Rendite hochwertiger, währungskongruenter Unternehmensanleihen mit vergleichbaren Laufzeiten abzuleiten. Änderungen dieser Bewertungsannahmen sind als versicherungsmathematische Gewinne oder Verluste erfolgsneutral im Eigenkapital zu erfassen. Aus veränderten Bewertungsparametern ergeben sich versicherungsmathematische Gewinne von €0,2 Mrd. Diese Sachverhalte waren aus unserer Sicht von besonderer Bedeutung, da die Bewertung der Pensionsverpflichtungen und des Planvermögens in einem hohen Maße auf den Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basiert.
- 2 Mit der Kenntnis, dass bei geschätzten Werten ein erhöhtes Risiko falscher Angaben in der Rechnungslegung besteht und dass die Bewertungsentscheidungen der gesetzlichen Vertreter eine direkte und deutliche Auswirkung auf den Konzernabschluss haben, haben wir die Angemessenheit der Wertansätze insbesondere der Bewertungsparameter zur Berechnung der Pensionsrückstellungen unter anderem anhand uns vorgelegter Gutachten und unter Einbezug der Fachkenntnisse unserer internen Spezialisten für Pensionsbewertungen beurteilt. Für die Prüfung der Zeitwerte des Planvermögens lagen uns insbesondere Bankbestätigungen, andere Vermögensnachweise und Immobilienbewertungsgutachten vor. Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen hinreichend dokumentiert und begründet sind, um den Ansatz und die Bewertung der betragsmäßig bedeutsamen Pensionsrückstellungen zu rechtfertigen.
- 3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen sind in Textziffer 39 des Anhangs enthalten.

3 Auswirkungen aus der Erstanwendung des IFRS 16 auf die Bilanzierung von Leasingverhältnissen

- 1 In dem Konzernabschluss der Gesellschaft werden zum Bilanzstichtag Nutzungsrechte von €9,5 Mrd. und Leasingverbindlichkeiten von €9,9 Mrd. ausgewiesen. Die Leasingverbindlichkeiten repräsentieren damit 20 % der Bilanzsumme. Im Geschäftsjahr ergaben sich aus der Erstanwendung des neuen Rechnungslegungsstandards zu Leasingverhältnissen (IFRS 16) wesentliche Auswirkungen auf die Eröffnungsbilanzwerte und deren Fortschreibung im Geschäftsjahr. Die Umstellung auf IFRS 16 erfolgte nach dem modifizierten retrospektiven Ansatz. Die Vergleichszahlen der Vorjahresperioden wurden nicht angepasst. Aufgrund des großen Volumens an Leasingverhältnissen und den hieraus resultierenden Transaktionen hat die Gesellschaft konzernweite Prozesse und Kontrollen zur vollständigen und richtigen Erfassung von Leasingverhältnissen eingerichtet. Zudem erforderte die Erstanwendung die Implementierung eines zentralen IT-Systems zur Abbildung der Leasingverhältnisse. Der neue Rechnungslegungsstandard IFRS 16 bedingt für bestimmte Bereiche Schätzungen und Ermessensentscheidungen durch die gesetzlichen Vertreter, deren Angemessenheit im Rahmen unserer Prüfung zu beurteilen war. Dies trifft insbesondere auf Einschätzungen zur Ausübung von Optionen mit Auswirkungen auf die Laufzeit des Leasingverhältnisses zu. Vor diesem Hintergrund, und aufgrund der Komplexität der neuen Anforderungen des IFRS 16, war die Bilanzierung der Leasingverhältnisse im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung.
- 2 Im Rahmen unserer Prüfung haben wir mit Unterstützung unserer internen Spezialisten unter anderem die Angemessenheit und Wirksamkeit der vom Konzern eingerichteten Prozesse und Kontrollen zur Erfassung von Leasingverhältnissen gewürdigt. Dies gilt auch für die Implementierung des zentralen IT-Systems zur Abbildung der Leasingverhältnisse sowie für die erforderlichen Anpassungen der bestehenden Systeme zur Verarbeitung der Transaktionen.

Darüber hinaus haben wir bei unserer Prüfung mit Unterstützung unserer internen Spezialisten die Auswirkungen aus der Erstanwendung des IFRS 16 beurteilt. Gemeinsam haben wir die Implementierungsarbeiten nachvollzogen sowie die Ausgestaltung der eingerichteten Prozesse zur Abbildung der Transaktionen in Einklang mit IFRS 16 und der IT-Systeme zur Unterstützung der Umsetzung der neuen Vorgaben beurteilt. Hierbei haben wir auf Basis von Stichproben Einsicht in Leasingverträge genommen, die Identifizierung von Leistungsverpflichtungen nachvollzogen und gewürdigt, ob diese vollständig und zutreffend in dem neu implementierten zentralen System zur Abbildung von Leasingverhältnissen erfasst wurden. Dabei haben wir insbesondere die Einschätzungen zur Ausübung von Optionen mit Auswirkungen auf die Laufzeit des Leasingverhältnisses anhand von Befragungen von Mitarbeitern der Gesellschaft und durch Einsicht in geeignete Nachweise beurteilt.

Wir konnten uns davon überzeugen, dass die eingerichteten und an IFRS 16 angepassten Systeme und Prozesse sowie die eingerichteten Kontrollen angemessen sind. Ferner konnten wir nachvollziehen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen hinreichend dokumentiert und begründet sind, um die sachgerechte Bilanzierung der Leasingverhältnisse unter erstmaliger Anwendung des IFRS 16 zu gewährleisten.

- 3 Die Angaben der Gesellschaft zur Bilanzierung von Leasingverhältnissen und den Auswirkungen der Erstanwendung von IFRS 16 sind in Textziffer 4 des Konzernanhangs enthalten.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die folgenden nicht inhaltlich geprüften Bestandteile des Konzernlageberichts:

- die in Abschnitt „Erklärung zur Unternehmensführung und Nichtfinanzieller Bericht“ des Konzernlageberichts enthaltene Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f HGB und § 315d HGB
- den gesonderten nichtfinanziellen Bericht nach § 289b Abs. 3 HGB und § 315b Abs. 3 HGB

Die sonstigen Informationen umfassen zudem die übrigen Teile des Geschäftsberichts – ohne weitergehende Querverweise auf externe Informationen –, mit Ausnahme des geprüften Konzernabschlusses, des geprüften Konzernlageberichts sowie unseres Bestätigungsvermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zum Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen

Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmensaktivität zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmensaktivität, sofern einschlägig, anzugeben.

Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmensaktivität zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsysten und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben.

- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmensaktivität sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmensaktivität aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmensaktivität nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.
- holen wir ausreichende geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile.
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsysteem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

SONSTIGE GESETZLICHE UND ANDERE RECHTLICHE ANFORDERUNGEN

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 24. April 2018 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 8. August 2018 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seitdem die Gesellschaft im Geschäftsjahr 2000 erstmals die Anforderungen als Unternehmen von öffentlichem Interesse i.S.d. § 319a Abs. 1 Satz 1 HGB erfüllte als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APRVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

VERANTWORTLICHE WIRTSCHAFTSPRÜFERIN

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

Düsseldorf, 15. Februar 2019
PricewaterhouseCoopers GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Dietmar Prümm
Wirtschaftsprüfer Verena Heineke
Wirtschaftsprüferin

次へ

(訳文)
監査報告書

監査報告書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

連結年次財務書類及び連結事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2018年12月31日付連結貸借対照表、2018年1月1日から12月31日までの事業年度の連結包括利益計算書、連結損益計算書、連結株主資産等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書及び会計・評価方針の概要を含む連結注記表で構成される連結年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは2018年1月1日から2018年12月31日までの事業年度に関する連結事業報告書の監査を行った。尚、以下「その他の情報」で提示する連結事業報告書の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。

監査の結果に基づく私どもの意見において

添付の連結年次財務書類がすべての実質的事項に関してEUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守し、連結の2018年12月31日付の資産及び財政状態及び2018年1月1日から2018年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、

添付の連結事業報告書は全体で連結の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、連結事業報告書は連結年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの監査判断は以下「その他の情報」に提示されている連結事業報告書の部分には及ばない。ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において連結年次財務書類及び連結事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかつたことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則（537/2014, 以下：「EU 監査人規則」）に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して連結年次財務書類及び連結事業報告書の監査を実施した。連結年次財務書類の監査は、さらに国際監査基準（ISA）を考慮して行った。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「連結年次財務書類及び連結事業報告書にかかる監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項fに従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの連結年次財務書類及び連結事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2018年1月1日から2018年12月31までの事業年度の連結年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

1. 暖簾の価値
2. 年金引当金
3. 貸借対照表でのリース契約の表示に関するIFRS第16号の初度適用の影響

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

(1) 事項と問題点

- (2) 監査方法と所見
- (3) 更なる情報への言及

特に重要な監査事項は以下の通りである：

1. 暖簾の価値

1. ドイツポスト・アーゲーの連結年次財務書類の貸借対照表項目「無形資産」として、合計11,200,000,000 ユーロの暖簾が提示される。その金額は貸借対照合計の22%及び貸借対照表上の連結の株主資産の81%に相当する。暖簾について、毎年貸借対照表日に、又は隨時に、会社が減損テストを行う。そのテストは、割引キャッシュフロー法のモデルによって定められる使用価値に基づいて行われる。

その評価の結果は、会社の代表者による将来の資金流入お評価及び適用される割引率に強く影響され、相当な不確実性があるため、重要な監査事項であった。

2. 私どもは、算定の際適用された将来の資金流入の妥当性について、代表者によって作成された、監査役会に承認された3年計画に基づく予算との比較及び一般的若しくは業界特有な期待との調整によって確認を得た。

割引率の比較的小さい変更は使用価値について相当な影響を与える場合があるから、私どもは割引率の決定の際使用された、加重平均資本コストを含むパラメーターを監査し、会社の計算スキームを検討した。

暖簾の根本的重要性のため、さらにその評価は会社の影響範囲を越える、国民経済学的条件にも影響されるため、私どもは補足的に、少ない余剰額の資金生成単位について、独自の感度分析を行い、暖簾が割引された将来の資金流入によって十分にカバーされることを確認した。

代表者が適用した評価パラメーター及び評価の前提は総括的に理解可能である。

3. 暖簾に関する会社の表明は注記表の22号に記載される。

2. 年金引当金

(1) 連結年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務に対する引当金」として、合計4,350,000,000 ユーロの年金引当金が提示される。

4,100,000,000 ユーロの年金引当金（税抜き）は（資産として提示されている300,000,000ユーロを考慮した）、年金資産16,700,000,000ユーロに及ぶ年金債務の現在価値及び12,600,000,000 ユーロに及ぶ年金資産の現在価値の差額である。

成績に基づく年金計画に基づく債務の評価は、IAS 第19条に従い、予測単位積増方式によって行われる。その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。会社の年金資産及び外部の年金基金の資産は、現在の公正価値に基づいて評価されるが、その現在の公正価値の評価は、不確実なところがある。

その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。

更に、貸借対照表日付の割引率は高価かつ通貨適合の、似た満期の社債に基づいて判断されるべきである。

評価前提の変更は保険数学上の利益又は欠損として株主資産において示さなければならない。評価パラメーターの変更によって、200,000,000ユーロの保険数学上の利益が発生する。

年金債務及び年金資産の評価は代表者の評価及び前提に強く影響されるため、私どもの意見では、以上の事情は重要な監査事項である。

(2) 数値の評価の場合、会計に関する間違いのリスクが高まり、代表者による評価判断が連結財務書類に対して直接的かつはっきりとした影響があることを考慮し、私どもは価値、特に年金引当金の計算のための評価パラメーターの妥当性を監査する際、私どもに対して提出された意見を考慮し、私どもの年金評価専門家の専門的知識も考慮した。

年金資産の現在価値の監査のために、金融機関による証明書、その他の財産証明及び不動産評価に関する意見書を参考にした。

監査に基づいて、私どもは、代表者の評価及び前提が合理的でありかつ十分に記録され、重要な年金引当金の適用及び評価を裏付けると確信を得た。

(3) 年金引当金に関する会社の表明は注記表の39号に記載される。

3. 貸借対照表でのリース契約の表示に関するIFRS第16号の初適用の影響

1. 会社の連結決算の起算日現在で、9,500,000,000 ユーロの使用権及び 9,900,000,000 ユーロのリース債務が計上されている。それでリース債務が貸借対照表合計の20%を占める。本事業年度にリース契約に関する新会計基準（IFRS第16号）が初めて適用され、期首残高及びその事業年度中の改訂が大きく影響された。IFRS第16号への変更が修正遡及アプローチに基づいて行われた。前期の比較数値が改訂されていない。リース契約の相当な数量及びそれに基づくトランザクションの完全かつ正確な把握のため、会社がグループ全体に及ぶプロセスならびに監査を設置した。さらに、基準を適用するため、リース契約を表示する中央ITシステムを導入する必要があった。IFRS第16号の新会計基準の下、特定な分野において代表者による評価・裁量に基づく決定が必要であり、私どもがその正当性を監査した。とりわけリース契約期間に関するオプション権行使について監査を行った。

その背景及びIFRS第16号の要件の複雑さを考慮し、私どもが監査において、リース契約の貸借対照表における表示を特に重要視した。

2. 私どもの監査において、私どもが内部の専門家とともに、リース契約の把握のために設置されたプロセス及び監査の正当性及び効率性を評価した。リース契約の把握のために設置されたIT中央システム及びトランザクション処理のための既存システムの必要な調整も評価した。

さらに、私どもは内部の専門家とともに、IFRS第16号の導入による影響を評価した。設置作業を確認し、IFRS第16号に基づくトランザクションの表示のためのプロセス及び新要件の実現を促進するITシステムを評価した。その際、私どもはランダム検査を行い、リース契約の内容を閲覧し、履行義務を確認し、その義務が新しく導入された中央システムで正しく把握されたことについて評価を行った。その際、私どもは会社の従業員への聞き込み及び関連書類の閲覧を行い、リース期間に関するオプション権の行使を評価した。

その結果、私どもは、設置された及びIFRS第16号に合わされたシステム及びプロセスが正当であることの確信を得た。さらに、代表者の判断及びその前提事実が十分に記録され、十分な裏付けを有し、IFRS第16号の導入に伴うリース契約の貸借対照表での適切な表示が保証されていたことを確認した。

3. リース契約の貸借対照表での表示及びIFRS第16号の導入による影響に関する会社の表明が注記表の4号に記載される。

その他の情報

代表者は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の連結事業報告書の部分も含むが、私どもはそれらの内容について監査を行っていない：

連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289条及び第315d条に基づく経営に関する表明「経営に関する表明及び非財務情報に関する報告」

ドイツ商法第289b条3項及び315b条3項に基づく特別非財務情報に関する報告書

その他の情報はさらに、監査された連結財務書類、連結事業報告書及びこの報告書を除く、事業報告書の部分を含む（尚、更なる外部情報へのクロス・リファレンスは含まれない）。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかるその他情報を読み、

当該情報と連結年次財務書類、連結事業報告書若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、

又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもの監査の際、その他の情報に関して重要な虚偽表示があると認める場合、私どもはそれについて報告する義務を負う。尚、そのような報告事項がない。

代表者及び監査役会の連結年次財務書類及び連結事業報告書に対する責任

代表者はEUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守する連結年次財務書類が作成され、連結年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない連結年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

連結年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、連結を清算し又は事業を停止する意図があり、又はそれらに対する現実的な選択肢が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は連結の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して連結年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する連結事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、連結事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供できるのに必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は連結の連結年次財務書類及び連結事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

連結年次財務書類及び連結事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、連結年次財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいるか否か、連結事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して連結年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの連結年次財務書類及び連結事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生し得るものであり、また個別若しくは集合的に連結年次財務書類又は連結事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

連結年次財務書類及び連結事業報告書における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きいが、これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。

事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは連結年次財務書類の監査に関連する内部統制及び連結事業報告書の監査に関連ある装置及び体制を理解するが、それによって、会社のかかる体制の有効性について判断することはない。

代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において連結年次財務書類若しくは連結事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。

連結年次財務書類の全般的な発表、構造及び内容を評価する。その際、表明の内容及び連結年次財務書類の元となる取引及びイベントが連結年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するよう、EUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定に従って表明するか否かを評価する。

連結財務書類及び連結事業報告書を監査するために、私どもは連結の企業から会計情報及事業に関する十分な証拠を求める。私どもは連結財務書類の監査に関する指示、管理及び実行について責任を負い、私どもの監査意見について唯一の責任者である。

連結事業報告書の連結年次財務書類との適合、連結事業報告書の法律の遵守及び連結事業報告書が示す会社の状況を評価する。

連結事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を検討し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項をかかる担当者に伝達するステートメントを交付する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の連結年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を連結年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2018年4月24日の株主総会において連結会計監査人として選任された。私どもは2018年8月28日監査役会によって依頼された。私どもは会社が2000年において初めて商法第319a条1項1号における公益に関わる会社の要件を満了してから継続的にDeutsche Post AG, Bonnの連結公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はヴェレナ・ハイネケである。

2019年2月15日、デュッセルドルフにて
プライスウォーターハウスクーパース・ゲーエムベーハー
公認会計士事務所

ディートマール・プリュム ヴェレナ・ハイネケ
公認会計士 公認会計士

BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Deutsche Post AG, Bonn

VERMERK ÜBER DIE PRÜFUNG DES KONZERNABSCHLUSSES UND DES KONZERNLAGEBERICHTS

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) – bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2017, der Konzerngesamtergebnisrechnung, der Konzerngewinn- und Verlustrechnung, der Konzerneigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzernkapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 sowie dem Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Post AG für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 geprüft. Die im Abschnitt „Sonstige Informationen“ unseres Bestätigungsvermerks genannten Bestandteile des Konzernlageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigelegte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2017 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 und
- vermittelt der beigelegte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Konzernlagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der im Abschnitt „Sonstige Informationen“ genannten Bestandteile des Konzernlageberichts.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Konzernabschlusses haben wir unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Aus unserer Sicht waren folgende Sachverhalte am bedeutsamsten in unserer Prüfung:

- 1 Werthaltigkeit der Firmenwerte
- 2 Pensionsverpflichtungen und Planvermögen
- 3 Latente Steuern auf abzugsfähige temporäre Bewertungsunterschiede und auf Verlustvorträge

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir jeweils wie folgt strukturiert:

- 1 Sachverhalt und Problemstellung
- 2 Prüferisches Vorgehen und Erkenntnisse
- 3 Verweis auf weitergehende Informationen

Nachfolgend stellen wir die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

1 **WERTHALTIGKEIT DER FIRMENWERTE**

- 1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Immaterielle Vermögenswerte“ Firmenwerte in Höhe von €11,2 MRD. ausgewiesen, die damit rund 29 % der Bilanzsumme und 87 % des bilanziellen Eigenkapitals des Konzerns repräsentieren. Die Firmenwerte werden jährlich zum Bilanzstichtag oder anlassbezogen von der Gesellschaft einem Werthaltigkeitstest („Impairment Test“) unterzogen. Der Werthaltigkeitstest der Firmenwerte erfolgt anhand des Nutzungswerts („Value in use“), der mittels eines Bewertungsmodells nach dem Discounted-Cashflow-Verfahren ermittelt wird. Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße von der Einschätzung der künftigen Zahlungsmittelzuflüsse durch die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sowie des verwendeten Diskontierungszinssatzes abhängig und daher mit einer erheblichen Unsicherheit behaftet, weswegen dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung war.
- 2 Von der Angemessenheit der bei der Berechnung verwendeten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse haben wir uns unter anderem durch Abgleich dieser Angaben mit den aktuellen Budgets aus der von den gesetzlichen Vertretern erstellten und vom Aufsichtsrat der Gesellschaft gebilligten Drei-Jahresplanung sowie durch Abstimmung mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen überzeugt. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ kleine Veränderungen des Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten Nutzungswerts haben können, haben wir auch die bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parameter einschließlich der gewichteten durchschnittlichen Kapitalkosten („Weighted Average Costs of Capital“) geprüft und das Berechnungsschema der Gesellschaft nachvollzogen. Aufgrund der materiellen Bedeutung der Firmenwerte sowie aufgrund der Tatsache, dass die Bewertung derselben auch von volkswirtschaftlichen Rahmenbedingungen abhängt, die außerhalb der Einflussmöglichkeit der Gesellschaft liegen, haben wir ergänzend eigene Sensitivitätsanalysen für die zahlungsmittelgenerierenden Einheiten mit geringer Überdeckung (Nutzungswert im Vergleich zum Buchwert) durchgeführt und festgestellt, dass die jeweiligen Firmenwerte ausreichend durch die diskontierten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse gedeckt sind. Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und -annahmen sind insgesamt nachvollziehbar.
- 3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Firmenwerten sind in Textziffer 21 des Anhangs enthalten.

2 **PENSIONSVERPFLICHTUNGEN UND PLANVERMÖGEN**

- 1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ insgesamt €4,5 MRD. ausgewiesen. Die Nettopensionsrückstellungen von €4,3 MRD. (nach Berücksichtigung des aktivisch ausgewiesenen Pensionsvermögen von €0,2 MRD.) ergeben sich aus dem Barwert der Verpflichtungen in Höhe von €17,4 MRD. und dem hiermit saldierten und zum Zeitwert bewerteten Planvermögen von €13,1 MRD. Die Bewertung der Verpflichtungen aus leistungsorientierten Pensionsplänen erfolgt nach der Methode der laufenden Einmalprämien (Projected Unit Credit Method) gemäß IAS 19. Dabei sind insbesondere Annahmen über den langfristigen Gehalts- und Rententrend sowie die durchschnittliche Lebenserwartung zu treffen. Ferner ist der Abzinsungssatz zum Bilanzstichtag aus der Rendite hochwertiger, währungskongruenter Unternehmensanleihen mit vergleichbaren Laufzeiten abzuleiten. Änderungen dieser Bewertungsannahmen sind als versicherungsmathematische Gewinne oder Verluste erfolgsneutral im Eigenkapital zu erfassen. Aus veränderten finanziellen Bewertungsparametern ergeben sich versicherungsmathematische Verluste von €0,3 MRD. Diese Sachverhalte waren aus unserer Sicht von besonderer Bedeutung, da die Bewertung der Pensionsverpflichtungen und des Planvermögens in einem hohen Maße auf den Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basiert.
- 2 Mit der Kenntnis, dass bei geschätzten Werten ein erhöhtes Risiko falscher Angaben in der Rechnungslegung besteht und dass die Bewertungsentscheidungen der gesetzlichen Vertreter eine direkte und deutliche Auswirkung auf den Konzernabschluss haben, haben wir die Angemessenheit der Wertansätze insbesondere der

Bewertungsparameter zur Berechnung der Pensionsrückstellungen unter anderem anhand uns vorgelegter Gutachten und unter Einbezug der Fachkenntnisse unserer internen Spezialisten für Pensionsbewertungen beurteilt. Für die Prüfung der Zeitwerte des Planvermögens lagen uns insbesondere Bankbestätigungen, andere Vermögensnachweise und Immobilienbewertungsgutachten vor. Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen hinreichend dokumentiert und begründet sind, um den Ansatz und die Bewertung der betragsmäßig bedeutsamen Pensionsrückstellungen zu rechtfertigen.

- 3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen sind in Textziffer 38 des Anhangs enthalten.

3 Latente Steuern auf abzugsfähige temporäre Bewertungsunterschiede und auf Verlustvorträge

- 1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden in der Konzernbilanz aktive latente Steuern in Höhe von € 2,3 MRD. (davon entfallen €1,8 MRD. auf steuerliche Verlustvorträge) ausgewiesen. Aus unserer Sicht waren die aktiven latenten Steuern von besonderer Bedeutung, da sie in hohem Maße von der Einschätzung und den Annahmen der gesetzlichen Vertreter abhängig und daher mit Unsicherheiten behaftet sind.
- 2 Im Rahmen unserer Prüfung der Steuersachverhalte haben wir interne Spezialisten aus dem Bereich Tax Accounting in das Prüfungsteam eingebunden. Mit deren Unterstützung haben wir unter anderem die eingerichteten internen Prozesse und Kontrollen zur Erfassung von Steuersachverhalten beurteilt. Ferner haben wir den Ansatz und die Bewertung der latenten Steuern gewürdigt. Die Werthaltigkeit der aktiven latenten Steuern auf abzugsfähige temporäre Differenzen und Verlustvorträge haben wir auf Basis unternehmensinterner Prognosen über die zukünftige steuerliche Ertragssituation der Gesellschaft beurteilt und die Angemessenheit der verwendeten Annahmen gewürdigt. Weiterhin haben wir die Überleitung zum Steuerergebnis nachvollzogen. Die getroffenen Annahmen der gesetzlichen Vertreter zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steuern konnten wir nachvollziehen und stimmen mit den von den gesetzlichen Vertretern getroffenen Einschätzungen überein.
- 3 Die Angaben der Gesellschaft zu den latenten Steuern sind in Textziffer 27 des Anhangs enthalten.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die folgenden nicht inhaltlich geprüften Bestandteile des Konzernlageberichts:

- die in Abschnitt „*Erklärung zur Unternehmensführung und Nichtfinanzieller Bericht*“ des Konzernlageberichts enthaltene Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f HGB und § 315d HGB
- den gesonderten nichtfinanziellen Bericht nach § 289b Abs. 3 HGB und § 315b Abs. 3 HGB

Die sonstigen Informationen umfassen zudem die übrigen Teile des Geschäftsberichts – ohne weitergehende Querverweise auf externe Informationen –, mit Ausnahme des geprüften Konzernabschlusses, des geprüften Konzernlageberichts sowie unseres Bestätigungsvermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zum Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen

Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist. Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmensaktivität zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmensaktivität, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmensaktivität zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darauf hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsysten und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmensaktivität sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmensaktivität aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges

Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungs-nachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmens-tätigkeit nicht mehr fortführen kann.

- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.
- holen wir ausreichende geeignete Prüfungs-nachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile.
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungs-nachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungs-feststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsyste-m, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

SONSTIGE GESETZLICHE UND ANDERE RECHTLICHE ANFORDERUNGEN

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 28. April 2017 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 27. Juli 2017 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seitdem die Gesellschaft im Geschäftsjahr 2000 erstmals die Anforderungen als Unternehmen von öffentlichem Interesse i.S.d. § 319a Abs. 1 Satz 1 HGB erfüllte als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

VERANTWORTLICHE WIRTSCHAFTSPRÜFERIN

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

Düsseldorf, 19. Februar 2018

PricewaterhouseCoopers GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Gerd Eggemann
Wirtschaftsprüfer

Verena Heineke
Wirtschaftsprüferin

[次へ](#)

(訳文)
監査報告書

監 査 報 告 書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

連結年次財務書類及び連結事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2017年12月31日付連結貸借対照表、2017年1月1日から12月31日までの事業年度の連結包括利益計算書、連結損益計算書、連結株主資産等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書及び会計・評価方針の概要を含む連結注記表で構成される連結年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは2017年1月1日から2017年12月31日までの事業年度に関する連結事業報告書の監査を行った。尚、以下「その他の情報」で提示する連結事業報告書の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。

監査の結果に基づく私どもの意見において

添付の連結年次財務書類がすべての実質的事項に関してEUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守し、連結の2017年12月31日付の資産及び財政状態及び2017年1月1日から2017年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、

添付の連結事業報告書は全体で連結の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、連結事業報告書は連結年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの監査判断は以下「その他の情報」に提示されている連結事業報告書の部分には及ばない。ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において連結年次財務書類及び連結事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかつたことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則（537/2014, 以下：「EU 監査人規則」）に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して連結年次財務書類及び連結事業報告書の監査を実施した。連結年次財務書類の監査は、さらに国際監査基準（ISA）を考慮して行った。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「連結年次財務書類及び連結事業報告書にかかる監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項fに従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの連結年次財務書類及び連結事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2017年1月1日から2017年12月31日までの事業年度の連結年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

1. 暖簾の価値
2. 年金引当金
3. 控除可能な評価差額及び繰越欠損金に関する繰り越し税金負債

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

(1) 事項と問題点

- (2) 監査方法と所見
- (3) 更なる情報への言及

特に重要な監査事項は以下の通りである：

1. 暖簾の価値

1. ドイツポスト・アーゲーの連結年次財務書類の貸借対照表項目「無形資産」として、合計11,200,000,000 ユーロの暖簾が提示される。その金額は貸借対照合計の29%及び貸借対照表上の連結の株主資産の87%に相当する。暖簾について、毎年貸借対照表日に、又は隨時に、会社が減損テストを行う。そのテストは、割引キャッシュフロー法のモデルによって定められる使用価値に基づいて行われる。

その評価の結果は、会社の代表者による将来の資金流入お評価及び適用される割引率に強く影響され、相当な不確実性があるため、重要な監査事項であった。

2. 私どもは、算定の際適用された将来の資金流入の妥当性について、代表者によって作成された、監査役会に承認された3年計画に基づく予算との比較及び一般的若しくは業界特有な期待との調整によって確認を得た。

割引率の比較的小さい変更は使用価値について相当な影響を与える場合があるから、私どもは割引率の決定の際使用された、加重平均資本コストを含むパラメーターを監査し、会社の計算スキームを検討した。

暖簾の根本的重要性のため、さらにその評価は会社の影響範囲を越える、国民経済学的条件にも影響されるため、私どもは補足的に、少ない余剰額の資金生成単位について、独自の感度分析を行い、暖簾が割引された将来の資金流入によって十分にカバーされることを確認した。

代表者が適用した評価パラメーター及び評価の前提は総括的に理解可能である。

3. 暖簾に関する会社の表明は注記表の21号に記載される。

2. 年金引当金

(1) 連結年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務に対する引当金」として、合計4,500,000,000 ユーロの年金引当金が提示される。

4,300,000,000 ユーロの年金引当金（税抜き）は（資産として提示されている200,000,000ユーロを考慮した）、年金資産17,400,000,000ユーロに及ぶ年金債務の現在価値及び13,100,000,000 ユーロに及ぶ年金資産の現在価値の差額である。

成績に基づく年金計画に基づく債務の評価は、IAS 第19条に従い、予測単位積増方式によって行われる。その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。会社の年金資産及び外部の年金基金の資産は、現在の公正価値に基づいて評価されるが、その現在の公正価値の評価は、不確実なところがある。

その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。

更に、貸借対照表日付の割引率は高価かつ通貨適合の、似た満期の社債に基づいて判断されるべきである。

評価前提の変更は保険数学上の利益又は欠損として株主資産において示さなければならない。経済上の評価パラメーターの変更によって、300,000,000ユーロの保険数学上の欠損が発生する。

年金債務及び年金資産の評価は代表者の評価及び前提に強く影響されるため、私どもの意見では、以上の事情は重要な監査事項である。

(2) 数値の評価の場合、会計に関する間違いのリスクが高まり、代表者による評価判断が連結財務書類に対して直接的かつはっきりとした影響があることを考慮し、私どもは価値、特に年金引当金の計算のための評価パラメーターの妥当性を監査する際、私どもに対して提出された意見を考慮し、私どもの年金評価専門家の専門的知識も考慮した。

年金資産の現在価値の監査のために、金融機関による証明書、その他の財産証明及び不動産評価に関する意見書を参考にした。

監査に基づいて、私どもは、代表者の評価及び前提が合理的でありかつ十分に記録され、重要な年金引当金の適用及び評価を裏付けると確信を得た。

(3) 年金引当金に関する会社の表明は注記表の38号に記載される。

3. 控除可能な臨時評価差額及び繰越欠損金に関する繰越税金

(1) ドイツポスト・アーゲーの連結財務書類における連結貸借対照表において、2,300,000,000ユーロの繰越税金資産が表明されている（そのうち1,800,000,000ユーロは税金上の繰越欠損金である）。

(2) 私どもの意見で、繰越税金資産は代表者による評価及び前提によって強く影響され、不確実なところがあるため、重要な監査事項である。

税金に関する事情の監査の範囲で、内部の税務会計の専門家を監査チームに加えた。その専門家の支持を得て、私どもは税金に関する事情の把握のための内部過程及びその管理を検討した。更に繰越税金の適用及び評価を検討した。

私どもは、控除可能な臨時評価差額及び繰越欠損金に対する繰越税金の価値を、会社の将来の税金上の収益状況に関する内部の予測に基づいて検討し、前提の妥当性を評価した。税金結果に関する結論を検討した。

代表者の繰越税金の適用及び評価に関する前提が理解可能であり、代表者の評価に適合する。

(3) 会社の暖簾に関する説明は注記表第27号に提示されています。

その他の情報

代表者は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の連結事業報告書の部分も含むが、私どもはそれらの内容について監査を行っていない：

連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289条及び第315d条に基づく経営に関する表明「経営に関する表明及び非財務情報に関する報告」

ドイツ商法第289b条3項及び315b条3項に基づく特別非財務情報に関する報告書

その他の情報はさらに、監査された連結財務書類、連結事業報告書及びこの報告書を除く、事業報告書の部分を含む（尚、更なる外部情報へのクロス・リファレンスは含まれない）。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかるその他情報を読み、

当該情報と連結年次財務書類、連結事業報告書若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、

又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもの監査の際、その他の情報に関して重要な虚偽表示があると認める場合、私どもはそれについて報告する義務を負う。尚、そのような報告事項がない。

代表者及び監査役会の連結年次財務書類及び連結事業報告書に対する責任

代表者はEUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守する連結年次財務書類が作成され、連結年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない連結年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

連結年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、連結を清算し又は事業を停止する意図があり、又はそれらに対する現実的な選択肢が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は連結の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して連結年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する連結事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、連結事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供できるのに必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は連結の連結年次財務書類及び連結事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

連結年次財務書類及び連結事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、連結年次財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいるか否か、連結事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して連結年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの連結年次財務書類及び連結事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生し得るものであり、また個別若しくは集合的に連結年次財務書類又は連結事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

連結年次財務書類及び連結事業報告書における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きいが、これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。

事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは連結年次財務書類の監査に関連する内部統制及び連結事業報告書の監査に関連ある装置及び体制を理解するが、それによって、会社のかかる体制の有効性について判断することはない。

代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において連結年次財務書類若しくは連結事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。

連結年次財務書類の全般的な発表、構造及び内容を評価する。その際、表明の内容及び連結年次財務書類の元となる取引及びイベントが連結年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映する

よう、EUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定に従って表明するか否かを評価する。

連結財務書類及び連結事業報告書を監査するために、私どもは連結の企業から会計情報及事業に関する十分な証拠を求める。私どもは連結財務書類の監査に関する指示、管理及び実行について責任を負い、私どもの監査意見について唯一の責任者である。

連結事業報告書の連結年次財務書類との適合、連結事業報告書の法律の遵守及び連結事業報告書が示す会社の状況を評価する。

連結事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を検討し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項をかかる担当者に伝達するステートメントを交付する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の連結年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を連結年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2017年4月28日の株主総会において連結会計監査人として選任された。私どもは2017年7月27日監査役会によって依頼された。私どもは会社が2000年において初めて商法第319a条1項1号における公益に関わる会社の要件を満了してから継続的にDeutsche Post AG, Bonnの連結公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はヴェレナ・ハイネケである。

2018年2月19日、デュッセルドルフにて

PricewaterhouseCoopers GmbH

公認会計士事務所

ゲルド・エッゲマン ヴェレナ・ハイネケ
公認会計士 公認会計士

BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Deutsche Post AG, Bonn

VERMERK ÜBER DIE PRÜFUNG DES JAHRESABSCHLUSSES UND DES LAGEBERICHTS

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, - bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2018 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungs- methoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Post AG für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 geprüft. Die im Abschnitt „Sonstige Informationen“ unseres Bestätigungsvermerks genannten Bestandteile des Lageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2018 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 und

vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der im Abschnitt „Sonstige Informationen“ genannten Bestandteile des Lageberichts.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäß- ßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Aus unserer Sicht waren folgende Sachverhalte am bedeutsamsten in unserer Prüfung:

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Pensionsrückstellungen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir jeweils wie folgt strukturiert:

Sachverhalt und Problemstellung

Prüferisches Vorgehen und Erkenntnisse

Verweis auf weitergehende Informationen

Nachfolgend stellen wir die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Im Jahresabschluss der Gesellschaft werden unter dem Bilanzposten „Finanzanlagen“ Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von € 7.319 Mio. (19,9 % der Bilanzsumme) ausgewiesen.

Die handelsrechtliche Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen richtet sich nach den Anschaffungskosten und dem niedrigeren beizulegenden Wert. Die beizulegenden Werte werden als Barwerte der erwarteten künftigen Zahlungsströme, die sich aus den von den gesetzlichen Vertretern erstellten Planungsrechnungen ergeben, mittels Discounted-Cashflow- Modellen ermittelt. Hierbei werden auch Erwartungen über die zukünftige Marktentwicklung und Annahmen über die Entwicklung makroökonomischer Einflussfaktoren berücksichtigt. Die Diskontierung erfolgt mittels der individuell ermittelten Kapitalkosten der jeweiligen Finanzanlage. Auf Basis der ermittelten Werte sowie weiterer Dokumentationen ergab sich für das Geschäftsjahr kein Abwertungsbedarf.

Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße abhängig davon, wie die gesetzlichen Vertreter die künftigen Zahlungsströme einschätzen, sowie von den jeweils verwendeten Diskontierungszinssätzen und Wachstumsraten. Die Bewertung ist daher mit wesentlichen Unsicherheiten behaftet. Vor diesem Hintergrund und aufgrund der hohen Komplexität der Bewertung und der wesentlichen Bedeutung für die Vermögens- und Ertragslage der Gesellschaft war dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung.

Im Rahmen unserer Prüfung haben wir unter anderem das methodische Vorgehen zur Bewertung nachvollzogen. Wir haben insbesondere beurteilt, ob die beizulegenden Werte sachgerecht mittels Discounted-Cashflow-Modellen unter Beachtung der relevanten Bewertungsstandards ermittelt wurden. Dabei haben wir uns unter anderem auf einen Abgleich mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen sowie auf Erläuterungen der gesetzlichen Vertreter zu den wesentlichen Werttreibern gestützt, die den erwarteten Zahlungsströmen zugrunde liegen. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ geringe Veränderungen des verwendeten Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten Unternehmenswerts haben können, haben wir uns intensiv mit den bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parametern beschäftigt und das Berechnungsschema nachvollzogen.

Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und zugrunde gelegten Bewertungsannahmen sind unter Berücksichtigung der verfügbaren Informationen aus unserer Sicht insgesamt geeignet, um die Bewertung der Anteile an verbundenen Unternehmen sachgerecht vorzunehmen.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Finanzanlagen sind in Textziffer 20 des Anhangs enthalten.

Pensionsrückstellungen

Im Jahresabschluss der Gesellschaft werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ Pensionsrückstellungen in Höhe von € 3.210 Mio. (8,7 % der Bilanzsumme) ausgewiesen. Die Pensionsrückstellungen ergeben sich als Saldo aus dem handelsrechtlichen Erfüllungsbetrag der unmittelbaren Verpflichtungen gegenüber den eigenen Mitarbeitern und Rentnern der Gesellschaft in Höhe von € 7.051 Mio. (abzüglich des nicht bilanzierten Unterschiedsbetrages von € 198 Mio. aus der BilMoG-Umstellung) und dem beizulegenden Zeitwert des Deckungsvermögens in Höhe von € 3.756 Mio. und beinhalten des Weiteren die passivierten mittelbaren Verpflichtungen aus der Unterdeckung von externen Versorgungseinrichtungen in Höhe von € 101 Mio. Unter dem Bilanzposten sind außerdem entsprechende Verpflichtungen in Höhe von € 12 Mio. ausgewiesen, für welche die Gesellschaft Schuldbeitritte mit Erfüllungsübernahmen im Innenverhältnis erklärt hat.

Die Bewertung der Verpflichtungen aus den unmittelbaren und mittelbaren Versorgungszusagen erfolgt nach der Anwartschaftsbarwertmethode. Dabei sind insbesondere Annahmen über die langfristigen Gehalts- und Rententrends, die durchschnittliche Lebenserwartung und die Fluktuation zu treffen. Die Bewertung des Deckungsvermögens der Gesellschaft sowie des Vermögens der externen Versorgungseinrichtungen erfolgt zum beizulegenden Zeitwert, der wiederum mit Schätzungsunsicherheiten verbunden ist.

Aus unserer Sicht waren diese Sachverhalte im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung, da der Ansatz und die Bewertung dieses betragsmäßig bedeutsamen Postens in einem wesentlichen Maß auf Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basieren.

Im Rahmen unserer Prüfung haben wir unter anderem die eingeholten versicherungsmathematischen Gutachten und die fachliche Qualifikation der externen Gutachter gewürdigt. Ferner haben wir uns unter anderem mit den spezifischen Besonderheiten der versicherungsmathematischen Berechnungen befasst und das Mengengerüst, die versicherungsmathematischen Parameter sowie das den Bewertungen zugrundeliegende Bewertungsverfahren auf Angemessenheit überprüft. Darauf aufbauend haben wir unter anderem die Rückstellungsberechnung sowie die Darstellung in Bilanz und Anhang nachvollzogen. Für die Prüfung des beizulegenden Zeitwerts des Deckungsvermögens und des Vermögens der externen Versorgungseinrichtungen haben wir Bank- und Fondsbestätigungen eingeholt, die der jeweiligen Bewertung zugrundeliegenden Verfahren sowie die angewandten Bewertungsparameter in Stichproben überprüft und die Immobilienwertgutachten prüferisch gewürdigt.

Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen begründet und hinreichend dokumentiert sind.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Pensionsrückstellungen sind in Textziffer 32 des Anhangs enthalten.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die folgenden nicht inhaltlich geprüften Bestandteile des Lageberichts:

die in Abschnitt „Erklärung zur Unternehmensführung und nichtfinanzieller Bericht“ des Lageberichts enthaltene Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f HGB und § 315d HGB

den gesonderten nichtfinanziellen Bericht nach § 289b Abs. 3 HGB und § 315b Abs. 3 HGB

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zum Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder

anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutsches handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmensaktivität zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmensaktivität, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmensaktivität zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht, planen und führen Prüfungs-handlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsysten und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben.

beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmensaktivität sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit

Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmensfähigkeit nicht mehr fortführen kann.

beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.

beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.

führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsysteem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

SONSTIGE GESETZLICHE UND ANDERE RECHTLICHE ANFORDERUNGEN

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 24. April 2018 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 8. August 2018 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seitdem die Gesellschaft im Geschäftsjahr 2000 erstmals die Anforderungen als Unternehmen von öffentlichem Interesse i.s.d.

§ 319a Abs. 1 Satz 1 HGB erfüllte als Abschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

VERANTWORTLICHE WIRTSCHAFTSPRÜFERIN

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

Düsseldorf, den 15. Februar 2019

PricewaterhouseCoopers GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Dietmar Prümm
Wirtschaftsprüfer

Verena Heineke
Wirtschaftsprüferin

[次へ](#)

(訳文)
監査報告書

監 査 報 告 書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

年次財務書類及び事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2018年12月31日付貸借対照表、2018年1月1日より12月31日までの事業年度の損益計算書及び会計・評価方針の概要を含む注記表で構成される年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは2018年1月1日から2018年12月31日までの事業年度に関する事業報告書の監査を行った。尚、以下「その他の情報」で提示する事業報告書の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。

監査の結果に基づく私どもの意見において

添付の年次財務書類がすべての実質的事項に関してドイツ商法を遵守し、かつ、ドイツの公正妥当の会計に関する基準に照らして会社の2018年12月31日付の資産及び財政状態及び2018年1月1日から2018年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、

添付の事業報告書は全体で会社の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、事業報告書は年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの監査判断は以下「その他の情報」に提示されている事業報告書の部分には及ばない。

ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において年次財務書類及び事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則（537/2014、以下：「EU 監査人規則」）に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して監査を実施した。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「年次財務書類の監査における監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項fに従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの年次財務書類及び事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2018年1月1日から2018年12月31日までの事業年度の年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

u関連会社の持分の評価

v年金引当金

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

事項と問題点

監査方法と所見

更なる情報への言及

特に重要な監査事項は以下の通りである：

u関連会社の持分の評価

関連会社の持分の評価

年次財務書類において、7,319,000,000ユーロに相当する関連会社の持分は貸借対照表項目「金融投資」として表明されている（貸借対照合計額の19.9%）。

商法に従って、関連会社の持分は取得費用及び最低公正価値に基づいて評価されるべきである。公正価値はディスカウンテド・キャッシュフロー・モデルによって、代表者の企画計算に基づいて期待できる将来のキャッシュフローの現在価値として定められる。その際、将来の市場発展に関する期待及びマクロ経済学的影響要素の発展に関する前提も考慮される。ディスカウントингは各金融投資について個別に定められる資本コストに基づいて行われる。判定された数値及びその他の資料に基づいて、切り下げの必要性はなかった。

評価の結果は会社の代表者が将来のキャッシュフローを如何に評価すること、その際どのようなディスカウント率及び増加率を適用することに強く影響される。そのために、評価は根本的な不確実性がある。評価の複雑さ及びその会社の資産・収益状況に対する重要を考慮して、それは私たちの監査において特に重要な監査事項であった。

監査方法と所見

私たち、監査において、特に評価の方法を確認した。特に、適用された公正価値は適切にディスカウンテド・キャッシュフロー・モデルに基づいて、関連の評価基準に従って判定されたかどうかを確認した。その際、一般的及び業界特有な市場期待に照らし、期待されるキャッシュフローの根拠となる重要な価値増加要素に関する代表者の説明に基づいて監査を行った。ディスカウント率の比較的小さい変更でさえも判定される企業価値に相当の影響を及ぼす場合があるから、私たちが適用されたディスカウント率のパラメーターを集中的に検討し、算定スキームを確認した。

私たちの意見では、代表者によって適用された評価パラメーター及び評価前提は、入手可能な情報に基づいて、関連企業の持分を公正妥当に評価するのに適している。

会社の金融投資に関する説明は注記表第20号に提示されている。

v年金引当金

年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務」として、3,210,000,000ユーロ（貸借対照合計の8.7%）の年金引当金が提示される。

年金引当金は、会社の従業員及び年金受給者に対する直接な債務に対する商法上の履行額（7,051,000,000ユーロマイナス貸借対照表現代化法(BiMoG)に基づく貸借対照表に示されていない198,000,000ユーロの差額）及び年金資産の現在の公正価値（3,756,000ユーロ）の残高を示し、負債の部に組み入れられた外部年金基金の資産不足によって発生する101,000,000ユーロの間接的債務も含む。その貸借対照表項目にはさらに、12,000,000ユーロに及ぶ、会社が内部で引き受けた関連の併存的債務が示されている。

直接及び間接の年金債務の評価は、予測単位積増方式によって行われる。その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。会社の年金資産 及び外部の年金基金の資産は、現在の公正価値に基づいて評価されるが、その現在の公正価値の評価は、不確実なところがある。

私たちの意見では、この重要な項目に対する取り組み及び評価は会社の代表者の評価及び前提に強く影響されるものであり、監査のために特に重要な要素である。

監査の際、私どもは保険数学の意見書及び外部の専門家の専門的資格を評価した。さらに、保険数学上の計算の特徴を検討し、保険数学的パラメーター及び評価の元となる評価過程の相当性を毛九人した。それに基づいて、引当金の算出及びその貸借対照表並びに注記表における表示を確認した。年金資産の現在の公正価値及び外部の年金基金の資産を確認するために、私どもは銀行及びファンドによる確認書を取得し、各評価過程及び適用された評価パラメーターを検討し、不動産価値に関する意見書を監査し、監査した。

監査に基づいて、私どもは、代表者の評価及び前提が合理的であり、十分に記録されている確信を得た。

年金引当金に関する会社の表明は注記表の32号に記載される。

その他の情報

代表者は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の情報とする：

事業報告書に含まれるドイツ商法第289条及び第315d条に基づく経営に関する表明「経営に関する表明及び非財務情報に関する報告」
ドイツ商法第289b条3項及び315b条3項に基づく特別非財務情報に関する報告書

年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかるその他情報を読み、

当該情報と年次財務書類、事業報告書若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

代表者及び監査役会の年次財務書類及び事業報告書に対する責任

代表者はドイツ商法のあらゆる重要な規定を遵守する年次財務書類が作成され、年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関する事情を指摘する責任を負う。さらに、それを妨げる事実的又は法的な理由が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は会社の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供できるのに必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は会社の年次財務書類及び事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

年次財務書類及び事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、年次財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいるか否か、事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの年次財務書類及び事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出する

ことを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生し得るものであり、また個別若しくは集合的に年次財務書類又は事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

年次財務書類及び事業報告書における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きいが、これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。

事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは年次財務書類の監査に関連する内部統制及び事業報告書の監査に関連ある装置及び体制を理解するが、それによって、会社のかかる体制の有効性について判断することはない。

代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。

代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において年次財務書類若しくは事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。

年次財務書類の全般的な発表、構造及び内容を評価する。その際、表明の内容及び年次財務書類の元となる取引及びイベントが年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するよう、ドイツの公正会計基準に従って表明するか否かを評価する。

事業報告書の年次財務書類との適合、事業報告書の法律の遵守及び事業報告書が示す会社の状況を評価する。事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を理解し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項をかかる担当者に伝達するステートメントを交付する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2018年4月24日の株主総会において会計監査人として選任された。私どもは2018年8月8日監査役会によつて依頼された。私どもは会社が2000年において初めて商法第319a条1項1号における公益に関わる会社の要件を満了してから継続的にDeutsche Post AG, Bonnの公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はヴェレナ・ハイネケである。

2019年2月15日、デュッセルドルフにて
プライスウォーターハウスクーパース・ゲーエムベーハー
公認会計士事務所

ディートマール・プリュム ヴェレナ・ハイネケ
公認会計士 公認会計士

BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Deutsche Post AG, Bonn

VERMERK ÜBER DIE PRÜFUNG DES JAHRESABSCHLUSSES UND DES LAGEBERICHTS

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Post AG, Bonn - bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2017 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Post AG für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 geprüft. Die im Abschnitt „Sonstige Informationen“ unseres Bestätigungsvermerks genannten Bestandteile des Lageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

entspricht der beigelegte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2017 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 und

vermittelt der beigelegte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der im Abschnitt „Sonstige Informationen“ genannten Bestandteile des Lageberichts.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnoten ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Aus unserer Sicht waren folgende Sachverhalte am bedeutsamsten in unserer Prüfung:

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Pensionsrückstellungen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir jeweils wie folgt strukturiert:

Sachverhalt und Problemstellung

Prüferisches Vorgehen und Erkenntnisse

Verweis auf weitergehende Informationen

Nachfolgend stellen wir die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Im Jahresabschluss der Gesellschaft werden unter dem Bilanzposten „Finanzanlagen“ Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von €7.169 Mio. (20,1 % der Bilanzsumme) ausgewiesen.

Die handelsrechtliche Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen richtet sich nach den Anschaffungskosten und dem niedrigeren beizulegenden Wert. Die beizulegenden Werte werden als Barwerte der erwarteten künftigen Zahlungsströme, die sich aus den von den gesetzlichen Vertretern erstellten Planungsrechnungen ergeben, mittels Discounted-Cashflow-Modellen ermittelt. Hierbei werden auch Erwartungen über die zukünftige Marktentwicklung und Annahmen über die Entwicklung makroökonomischer Einflussfaktoren berücksichtigt. Die Diskontierung erfolgt mittels der individuell ermittelten Kapitalkosten der jeweiligen Finanzanlage. Auf Basis der ermittelten Werte sowie weiterer Dokumentationen ergaben sich für das Geschäftsjahr Zuschreibungen von €120 Mio. und kein Abwertungsbedarf.

Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße abhängig davon, wie die gesetzlichen Vertreter die künftigen Zahlungsströme einschätzen, sowie von den jeweils verwendeten Diskontierungszinssätzen und Wachstumsraten. Die Bewertung ist daher mit wesentlichen Unsicherheiten behaftet. Vor diesem Hintergrund und aufgrund der hohen Komplexität der Bewertung und der wesentlichen Bedeutung für die Vermögens- und Ertragslage der Gesellschaft war dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung.

Im Rahmen unserer Prüfung haben wir unter anderem das methodische Vorgehen zur Bewertung nachvollzogen. Wir haben insbesondere beurteilt, ob die beizulegenden Werte sachgerecht mittels Discounted-Cashflow-Modellen unter Beachtung der relevanten Bewertungsstandards ermittelt wurden. Dabei haben wir uns unter anderem auf einen Abgleich mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen sowie auf Erläuterungen der gesetzlichen Vertreter zu den wesentlichen Werttreibern gestützt, die den erwarteten Zahlungsströmen zugrunde liegen. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ geringe Veränderungen des verwendeten Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten Unternehmenswerts haben können, haben wir uns intensiv mit den bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parametern beschäftigt und das Berechnungsschema nachvollzogen.

Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und zugrunde gelegten Bewertungsannahmen sind unter Berücksichtigung der verfügbaren Informationen aus unserer Sicht insgesamt geeignet, um die Bewertung der Anteile an verbundenen Unternehmen sachgerecht vorzunehmen.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Finanzanlagen sind in Textziffer 20 des Anhangs enthalten.

Pensionsrückstellungen

Im Jahresabschluss der Gesellschaft werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ Pensionsrückstellungen in Höhe von €2.599 Mio. (7,3 % der Bilanzsumme) ausgewiesen. Die Pensionsrückstellungen ergeben sich als Saldo aus dem handelsrechtlichen Erfüllungsbetrag der unmittelbaren Verpflichtungen gegenüber den eigenen Mitarbeitern und Rentnern der Gesellschaft in Höhe von €6.733 Mio. (abzüglich des nicht bilanzierten Unterschiedsbetrages von €231 Mio. aus der BilMoG-Umstellung) und dem beizulegenden Zeitwert des Deckungsvermögens in Höhe von €3.962 Mio. und beinhalten des Weiteren die passivierten mittelbaren Verpflichtungen aus der Unterdeckung von externen Versorgungseinrichtungen in Höhe von €48 Mio. Unter dem Bilanzposten sind außerdem entsprechende Verpflichtungen in Höhe von €11 Mio. ausgewiesen, für welche die Gesellschaft Schulbeitritte mit Erfüllungsübernahmen im Innenverhältnis erklärt hat.

Die Bewertung der Verpflichtungen aus den unmittelbaren und mittelbaren Versorgungszusagen erfolgt nach der Anwartschaftsbarwertmethode. Dabei sind insbesondere Annahmen über die langfristigen Gehalts- und Rententrends, die durchschnittliche Lebenserwartung und die Fluktuation zu treffen. Die Bewertung des Deckungsvermögens der Gesellschaft sowie des Vermögens der externen Versorgungseinrichtungen erfolgt zum beizulegenden Zeitwert, der wiederum mit Schätzungsunsicherheiten verbunden ist.

Aus unserer Sicht waren diese Sachverhalte im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung, da der Ansatz und die Bewertung dieses betragmäßig bedeutsamen Postens in einem wesentlichen Maß auf Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basieren.

Im Rahmen unserer Prüfung haben wir unter anderem die eingeholten versicherungsmathematischen Gutachten und die fachliche Qualifikation der externen Gutachter gewürdigt. Ferner haben wir uns unter anderem mit den spezifischen Besonderheiten der versicherungsmathematischen Berechnungen befasst und das Mengengerüst, die versicherungsmathematischen Parameter sowie das den Bewertungen zugrundeliegende Bewertungsverfahren auf Angemessenheit überprüft. Darauf aufbauend haben wir unter anderem die Rückstellungsberechnung sowie die Darstellung in Bilanz und Anhang nachvollzogen. Für die Prüfung des beizulegenden Zeitwerts des Deckungsvermögens und des Vermögens der externen Versorgungseinrichtungen haben wir Bank- und Fondsbestätigungen eingeholt, die der jeweiligen Bewertung zugrundeliegenden Verfahren sowie die angewandten Bewertungsparameter überprüft und die Immobilienwertgutachten prüferisch gewürdigt.

Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen begründet und hinreichend dokumentiert sind.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Pensionsrückstellungen sind in Textziffer 32 des Anhangs enthalten.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die folgenden nicht inhaltlich geprüften Bestandteile des Lageberichts:

die in Abschnitt „Erklärung zur Unternehmensführung und Nichtfinanzieller Bericht“ des Lageberichts enthaltene Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f HGB und § 315d HGB

den gesonderten nichtfinanziellen Bericht nach § 289b Abs. 3 HGB und § 315b Abs. 3 HGB

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zum Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder

anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmensaktivität zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmensaktivität, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmensaktivität zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche

Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystern und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben.

beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmensaktivität sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmensaktivität aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmensaktivität nicht mehr fortführen kann.

beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.

beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.

führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsysteem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

SONSTIGE GESETZLICHE UND ANDERE RECHTLICHE ANFORDERUNGEN

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 28. April 2017 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 27. Juli 2017 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem die Gesellschaft im Geschäftsjahr 2000 erstmals die Anforderungen als Unternehmen von öffentlichem Interesse i.s.d. § 319a Abs. 1 Satz 1 HGB erfüllte als Abschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

VERANTWORTLICHE WIRTSCHAFTSPRÜFERIN

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

[次へ](#)

(訳文)
監査報告書

監 査 報 告 書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

年次財務書類及び事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2017年12月31日付貸借対照表、2017年1月1日より12月31日までの事業年度の損益計算書及び会計・評価方針の概要を含む注記表で構成される年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは2017年1月1日から2017年12月31日までの事業年度に関する事業報告書の監査を行った。尚、以下「その他の情報」で提示する事業報告書の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。

監査の結果に基づく私どもの意見において

添付の年次財務書類がすべての実質的事項に関してドイツ商法を遵守し、かつ、ドイツの公正妥当の会計に関する基準に照らして会社の2017年12月31日付の資産及び財政状態及び2017年1月1日から2017年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、

添付の事業報告書は全体で会社の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、事業報告書は年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの監査判断は以下「その他の情報」に提示されている事業報告書の部分には及ばない。

ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において年次財務書類及び事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則（537/2014、以下：「EU 監査人規則」）に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して監査を実施した。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「年次財務書類の監査における監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項fに従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの年次財務書類及び事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2017年1月1日から2017年12月31日までの事業年度の年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

u関連会社の持分の評価

v年金引当金

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

事項と問題点

監査方法と所見

更なる情報への言及

特に重要な監査事項は以下の通りである：

u関連会社の持分の評価

関連会社の持分の評価

年次財務書類において、7,169,000,000ユーロに相当する関連会社の持分は貸借対照表項目「金融投資」として表明されている（貸借対照合計額の20.1%）。

商法に従って、関連会社の持分は取得費用及び最低公正価値に基づいて評価されるべきである。公正価値はディスカウンテド・キャッシュフロー・モデルによって、代表者の企画計算に基づいて期待できる将来のキャッシュフローの現在価値として定められる。その際、将来の市場発展に関する期待及びマクロ経済学的影響要素の発展に関する前提も考慮される。ディスカウントингは各金融投資について個別に定められる資本コストに基づいて行われる。判定された数値及びその他の資料に基づいて、事業年度における増加額が120,000,000ユーロであり、切り下げの必要性はなかった。

評価の結果は会社の代表者が将来のキャッシュフローを如何に評価すること、その際どのようなディスカウント率及び増加率を適用することに強く影響される。そのために、評価は根本的な不確実性がある。評価の複雑さ及びその会社の資産・収益状況に対する重要を考慮して、それは私たちの監査において特に重要な監査事項であった。

監査方法と所見

私どもは、監査において、特に評価の方法を確認した。特に、適用された公正価値は適切にディスカウンテド・キャッシュフロー・モデルに基づいて、関連の評価基準に従って判定されたかどうかを確認した。その際、一般的及び業界特有な市場期待に照らし、期待されるキャッシュフローの根拠となる重要な価値増加要素に関する代表者の説明に基づいて監査を行った。ディスカウント率の比較的小さい変更さえも判定される企業価値に相当の影響を及ぼす場合があるから、私どもは適用されたディスカウント率のパラメーターを集中的に検討し、算定スキームを確認した。

私どもの意見では、代表者によって適用された評価パラメーター及び評価前提は、入手可能な情報に基づいて、関連企業の持分を公正妥当に評価するのに適している。

会社の金融投資に関する説明は注記表第20号に提示されている。

v年金引当金

年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務」として、2,599,000,000ユーロ（貸借対照合計の7.3%）の年金引当金が提示される。

年金引当金は、会社の従業員及び年金受給者に対する直接な債務に対する商法上の履行額（6,733,000,000ユーロマイナス貸借対照表現代化法(BiIMoG)に基づく貸借対照表に示されていない231,000,000ユーロの差額）及び年金資産の現在の公正価値（3,962,000ユーロ）の残高を示し、負債の部に組み入れられた外部年金基金の資産不足によって発生する48,000,000ユーロの間接的債務も含む。その貸借対照表項目にはさらに、11,000,000ユーロに及ぶ、会社が内部で引き受けた関連の併存的債務が示されている。

直接及び間接の年金債務の評価は、予測単位積増方式によって行われる。その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。会社の年金資産 及び外部の年金基金の資産は、現在の公正価値に基づいて評価されるが、その現在の公正価値の評価は、不確実なところがある。

私どもの意見では、この重要な項目に対する取り組み及び評価は会社の代表者の評価及び前提に強く影響されるものであり、監査のために特に重要な要素である。

監査の際、私どもは保険数学の意見書及び外部の専門家の専門的資格を評価した。さらに、保険数学上の計算の特徴を検討し、保険数学的パラメーター及び評価の元となる評価過程の相当性を毛九人した。それに基づいて、引当金の算出及びその貸借対照表並びに注記表における表示を確認した。年金資産の現在の公正価値及び外部の年金基金の資産を確認するために、私どもは銀行及びファンドによる確認書を取得し、各評価過程及び適用された評価パラメーターを検討し、不動産価値に関する意見書を監査し、監査した。

監査に基づいて、私どもは、代表者の評価及び前提が合理的であり、十分に記録されている確信を得た。

年金引当金に関する会社の表明は注記表の32号に記載される。

その他の情報

代表者は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の情報とする：

事業報告書に含まれるドイツ商法第289条及び第315d条に基づく経営に関する表明「経営に関する表明及び非財務情報に関する報告」

ドイツ商法第289b条3項及び315b条3項に基づく特別非財務情報に関する報告書

年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかるその他情報を読み、

当該情報と年次財務書類、事業報告書若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

代表者及び監査役会の年次財務書類及び事業報告書に対する責任

代表者はドイツ商法のあらゆる重要な規定を遵守する年次財務書類が作成され、年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関する事情を指摘する責任を負う。さらに、それを妨げる事実的又は法的な理由が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は会社の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供できるのに必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は会社の年次財務書類及び事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

年次財務書類及び事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、年次財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいるか否か、事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの年次財務書類及び事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生し得るものであり、また個別若しくは集合的に年次財務書類又は事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

年次財務書類及び事業報告書における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きいが、これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。

事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは年次財務書類の監査に関連する内部統制及び事業報告書の監査に関連ある装置及び体制を理解するが、それによって、会社のかかる体制の有効性について判断することはない。

代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。

代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において年次財務書類若しくは事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。

年次財務書類の全般的な発表、構造及び内容を評価する。その際、表明の内容及び年次財務書類の元となる取引及びイベントが年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するよう、ドイツの公正会計基準に従って表明するか否かを評価する。

事業報告書の年次財務書類との適合、事業報告書の法律の遵守及び事業報告書が示す会社の状況を評価する。事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を理解し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項をかかる担当者に伝達するステートメントを交付する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2017年4月28日の株主総会において会計監査人として選任された。私どもは2017年7月27日監査役会によつて依頼された。私どもは会社が2000年において初めて商法第319a条1項1号における公益に関わる会社の要件を満了してから継続的にDeutsche Post AG, Bonnの公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はヴェレナ・ハイネケである。